

## 平成24年第3回（9月）伊豆市議会定例会会議録目次

### 第 1 号 （9月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第6号、報告第7号の上程、説明、質疑	10
○議案第61号の上程、説明	12
○議案第62号～議案第78号の上程、説明	17
○議案第79号～議案第82号の上程、説明	29
○議案第83号～議案第88号の上程、説明	37
○議案第89号の上程、説明	41
○発議第9号、発議第10号の上程、説明	43
○散会宣告	45

### 第 2 号 （9月6日）

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	47
○出席議員	47
○欠席議員	47
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	47
○職務のため出席した者の職氏名	47
○開議宣言	48
○議事日程説明	48
○一般質問	48

稲葉紀男君	48
内田勝行君	60
鈴木初司君	65
森島吉文君	75
木村建一君	84
森良雄君	101
関邦夫君	118
○延会宣告	131

### 第 3 号 (9月7日)

○議事日程	133
○本日の会議に付した事件	133
○出席議員	133
○欠席議員	133
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	133
○職務のため出席した者の職氏名	133
○開議宣告	134
○一般質問	134
古見梅子君	134
杉山誠君	144
大川孝君	156
○散会宣告	166

### 第 4 号 (9月10日)

○議事日程	167
○本日の会議に付した事件	168
○出席議員	168
○欠席議員	169
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	169
○職務のため出席した者の職氏名	169
○開議宣告	170
○議事日程説明	170
○議案第61号の質疑、委員会付託	170
○議案第62号～議案第78号の質疑、委員会付託	176
○議案第79号～議案第82号の質疑	179

○議案第 8 9 号の質疑、委員会付託	2 0 0
○議案第 7 9 号～議案第 8 2 号の委員会付託	2 0 2
○議案第 8 3 号～議案第 8 8 号の質疑、委員会付託	2 0 3
○発議第 9 号及び発議第 1 0 号の質疑、討論、採決	2 0 3
○散会宣告	2 2 9

## 第 5 号 (9月25日)

○議事日程	2 3 1
○本日の会議に付した事件	2 3 2
○出席議員	2 3 2
○欠席議員	2 3 3
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 3 3
○職務のため出席した者の職氏名	2 3 3
○開議宣告	2 3 4
○諸般の報告	2 3 4
○議案第 6 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 3 5
○議案第 6 2 号～議案第 7 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 4 6
○議案第 7 9 号～議案第 8 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 5 4
○議案第 8 3 号～議案第 8 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 6 5
○議案第 8 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 6 8
○日程の追加	2 7 0
○議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 0
○発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 4
○発議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 6
○閉会宣告	2 7 7
○署名議員	2 7 9

## 平成24年第3回（9月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成24年9月3日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 6号 平成23年度伊豆市健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第 7号 平成23年度伊豆市資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第62号 平成23年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第63号 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第64号 平成23年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第65号 平成23年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第66号 平成23年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第67号 平成23年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第68号 平成23年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第69号 平成23年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第70号 平成23年度伊豆市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第17 議案第71号 平成23年度伊豆市温泉事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第18 議案第72号 平成23年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 議案第73号 平成23年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第74号 平成23年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第75号 平成23年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第76号 平成23年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第77号 平成23年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第78号 平成23年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）
- 日程第26 議案第80号 平成24年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第27 議案第81号 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第28 議案第82号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第29 議案第83号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第30 議案第84号 伊豆市廃棄物処理及び清掃等に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第85号 伊豆市総合会館条例の一部改正について
- 日程第32 議案第86号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第87号 伊豆市水道事業の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第88号 伊豆市下水道条例の一部改正について
- 日程第35 議案第89号 財産の取得について（防災行政ラジオ）
- 日程第36 発議第9号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第37 発議第10号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（18名）

1番 鈴木初司君

2番 梅原泰嗣君

3番 稲葉紀男君

4番 森島吉文君

5番	松本 覺 君	7番	杉山 誠 君
8番	内田 勝行 君	9番	関 邦夫 君
10番	杉山 羌央 君	11番	大川 孝 君
12番	森 良雄 君	13番	古見 梅子 君
14番	塩谷 尚司 君	15番	室野 英子 君
16番	飯田 正志 君	17番	鍵山 堅一 君
18番	飯田 宣夫 君	20番	木村 建一 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊 君	教育長	勝呂 信正 君
総務部長	鈴木 伸二 君	市民環境部長	河野 英世 君
健康福祉部長	大城 栄一 君	観光経済部長	杉山 健太郎 君
建設部長	佐藤 喜好 君	教育委員会 教務局長	大川 覺 君
会計管理者	鈴木 守正 君	代表監査委員	宮内 知秋 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	森 修司	次 長	飯田 勝久
主 幹	稲村 栄一		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成24年第3回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山羌央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長から指名いたします。17番、鍵山堅一議員、18番、飯田宣夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山羌央君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております日程表のとおりでございますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（杉山羌央君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、6月定例会にて可決されました「児童生徒の通学時における交通事故防止に関する意見書」は、静岡県知事を初め、関係方面に提出いたしました。

次に、「東京電力株式会社の電気料金値上げ方針に反対する意見書」、「中学校武道必修化に伴う人件費の国費補助を求める意見書」、「尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書」及び「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」の4件につきましては、内閣総理大臣を初め、関係方面に提出いたしましたので、御報告いたします。

また、同じく6月定例会において採択しました「学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書」につきましては、教育長に、その処理経過及び結果の報告を求めましたので、御報告いたします。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査、結果報告の写し並びにその他議長等の会議・出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

続きまして、海外出張について御報告いたします。

伊豆市インバウンド推進プロジェクトチームより「外国人観光客誘致に向けた台湾プロモーション」への参加依頼があり、去る7月8日から7月11日まで、市長とともに同行し、プロジェクトチームの方々とともに台湾観光協会や高雄市観光関係者、台湾マスコミなどへのプロモーションを実施し、また高雄市長を表敬訪問するなど観光客誘致をお願いしてまいりました。また、伊豆市交流協会から「伊豆市交流協会ネルソン市25周年記念事業」への参加要請があり、8月17日から8月24日まで、伊豆市公式訪問団の一員として同行させていただきましたので、御報告いたします。

次に、本日までに受理した要望書等2件について御報告いたします。

初めに、全国森林環境税創設促進議員連盟会長、新潟県村上市議会議員から提出された「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書採択の依頼」につきましては、総務教育委員会に審査を要請いたしました。

次に、伊豆市椎茸組合組合長から提出された「原木シイタケ栽培経営支援に関する要望書」につきましては、皆様に写しを配付させていただきましたので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

続きまして、一部事務組合議会議員から議会報告の申し出がありますので、報告していただきます。

それでは、伊豆市沼津市衛生施設組合議会について。



2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

○2番（梅原泰嗣君） おはようございます。

平成23年度伊豆市沼津市衛生施設組合決算について御報告申し上げます。

去る8月7日、伊豆市本庁にて、伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会が開催され、平成23年度組合会計歳入歳出決算の認定が行われました。

歳入総額は前年比97.8%の2億1,021万1,986円に対し、歳出は前年比81.3%の2億408万771円で、差引額は613万1,215円との決算であり、土地、家屋、車両の新規取得はありません。また基金については年度末残高3,495万526円との報告がありました。

委員より質疑として、修繕費が予算対比100%に近い理由の質問に対し、予算の大枠は前年度の設備点検時に修繕が必要と指摘された箇所を計上していますとの答弁がございました。

採決の結果、本案は全会一致で認定されましたので、ここに御報告いたします。

○議長（杉山羌央君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（杉山羌央君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第3回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告申し上げます。

1つ目、コミュニティFM放送局の開局について。

「活気のあるまちづくり」、「安心・安全なまちづくり」を目指して、現在、コミュニティFMの開局に向けて準備を進めております。このコミュニティFMは、「地域の」「地域による」「地域のための」メディアであり、地域に密着した身近な話題を提供し、市民とのコミュニケーションを深めることで、地域を元気することを目的としています。

また、想定されている東海地震を初め、さまざまな災害時において同報無線では発信できないきめ細かな、地域が真に必要な情報を素早く提供することができます。昨年8月に訪問した防府市、昨年11月に訪問した名取市においても、コミュニティFMが大災害時において極めて有効であったとの説明を受けております。

今後、民間運営法人の設立、株主の募集等と並行し、東海総合通信局への計画書提出、免許申請等の事務手続を進めるとともに、今回の補正予算案に上程させていただきました中継所及びスタジオ整備等のハード整備を進め、平成25年度当初の開局を目指します。なお、開局当初から民間での運営を想定していますので、ハード整備は民間運営会社への補助金という形にいたしました。

数年来、共同での事業化を検討してきました伊豆の国市との関係については、コミュニティFM放送の制定理念、これは国の方針でどうしても1市1周波数ということでございます。あるいは、運営母体等の相違により、これは伊豆の国市さんは3セクでスタートする御意向のように聞いております。両市とも単独での開局となりました。しかしながら、相互に協力して同時開局を目指すとともに、放送プログラムの共同制作、同時放送、営業の共同展開、人事交流等を積極的に行い、兄弟局的存在でありたいと考えております。

なお、共同で行うか、あるいは伊豆市単独で行うかのコストですが、単独で実施する際も大きく異なるものではございません。伊豆市はこの地形特性からアンテナ4基でスタートすることとしております。その後、ふやすこともあり得るものということ視野に入れております。また、スタジオはいずれにせよ、どちらか1市にだけスタジオを置くことはございませんので、どちらをメインにするかサブにするかということですが、スタジオ1つ、アンテナ4つというのはコストは変わりませんので、単独になったからといって極端に初期コストがふえるというものではございません。

次に、大津波対策について。

8月29日、南海トラフで起こり得る最大クラスの地震による津波の想定高が発表され、最大値は11メートル、浸水域は1.2平方キロメートルとなっております。この報告の中でも、津波による人的被害を軽減するためには、住民一人一人の迅速かつ主体的な避難行動が基本となり、海岸のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、すべて素早い避難の確保を後押しする対策として位置づけるべきであるとされております。これを踏まえて、市では地域と密接に連携して対策を進めています。

土肥こども園の津波避難タワーは8月31日に竣工式を行い、早速子供たちが駆け上がる訓練をしていました。園児たちが16.5メートルの高さを恐怖に感じないか大変危惧しておりましたが、階段から下が透けて見えないような配慮もされており、子供たちが不安なく駆け上がる姿を見て少し安堵をいたしました。他地区についても、地元住民の皆様と協議を進め、要望があれば八木沢などでの建設も検討してまいります。

土肥小学校の新館4階音楽室から裏山に避難するスロープは、10月中に設置いたします。裏山の避難地は、土肥支所が土地所有者と協定を締結する予定としております。津波の遡上予測される山川について、土肥中学校の横を流れていることもあり、県にしゅんせつを要望しているところです。

土肥支所の2階事務所にある防災機器は、より安全な5階、5階は海拔18メートルですが、こちらに今年度中に移設いたします。

市と協定を結んでいる津波避難ビルは、現在25カ所ありますが、5階以上の建物を公表し、ステッカーや看板による指定表示を計画しております。

海拔表示は、ポール看板式を3基、これは土肥に2カ所、小下田に1カ所、電柱表示を133カ所、小土肥に30、土肥に69、八木沢に30、小下田に4カ所整備し、津波避難誘導表示

は、電柱表示を39カ所、小土肥に5カ所、土肥に24カ所、八木沢に10カ所整備いたしました。今後も、同報無線のパンザマストや壁面、防潮堤、急傾斜地の擁壁等、市民の目に触れやすい場所への海拔表示などを計画してまいります。

また、地区公民館に避難経路、一時避難所等の津波避難マップを掲示し、各戸配布も計画しております。

津波避難訓練を自主防災会・行政・消防団との協働で定期的実施し、安全な場所へのスムーズな避難を今後とも徹底してまいります。

3つ目、台湾への観光プロモーションについて。

昨年前半は東日本大震災や福島原発の影響で伊豆市への外国人観光客も大幅に減少いたしました。昨年7月のインバウンド推進プロジェクトによる台湾訪問が功を奏し、秋口からゴルフツアーが実施され、台湾からのツアーがおおむね回復してまいりました。今回の台湾観光誘客プロモーションは7月8日から11日までの4日間で、台北市に加え、初めて高雄市も訪問いたしました。

今回の訪問では、4月に伊豆市を来訪された台北市永楽ロータリークラブに所属し、これまで本市と台湾との交流に比類なき貢献をされました林果児氏を伊豆市観光大使に委嘱し、さらなる伊豆市のPRと本市への送客に御尽力いただくようお願いしてまいりました。

市長として3回目の台湾訪問となった今回は、富裕層向け旅行商品やスポーツツーリズム企画といったより具体的な誘客策を提示し、さらに一歩前進し得たものと考えております。

また伊豆市観光協会には、初訪問となった高雄市において、9月から台湾各地での上映が決まっている「わが母の記」の紹介や、台湾で人気の高いキャラクターを展示する天城ミュージアムを活用した企画提案をしていただきました。

今回訪問の成果として、伊豆市へのゴルフツアーが決定するとともに、高雄市からも早々にツアー申し込みがあったと報告を受けております。今後ますます、伊豆市インバウンド推進プロジェクトが中心となって受け入れ態勢を強化し、観光外での経済交流や文化交流も積極的に推進していきたいと考えております。

伊豆市交流協会「フレンドシップ事業」25周年記念事業について。

8月17日から24日、伊豆市交流協会姉妹都市提携25周年記念事業として、伊豆市交流協会長から招請を受け、またネルソン市ドゥーレイ市長から招待状をいただき、議長とともにネルソン市とホープ市を初めて訪問いたしました。

ネルソン市では、フレンドシップガーデンへのモクレンの記念植樹と25周年記念プレートの設置を行い、今後の交流促進を約束いたしました。ネルソン市から伊豆市への中学生訪問が、平成21年の新型インフルエンザと昨年の東日本大震災の影響で中断されており、ネルソン市側からは、今後の交流を多面的にしたい旨が提起されました。ネルソン市のドゥーレイ市長は、近年中に、近年中というのは一両年中ということですが、伊豆市を来訪する御意向をお持ちで、新たな交流枠組みについて検討をしたいと考えております。

ホープ市との交流についても、伊豆市になってからは当市からの中学生派遣という一方的な関係になっており、どのような方向に進むべきかとの問題認識を双方が共有しております。観光振興を目指すホープ市にあっては、当市との交流に期待する御意見もあり、お互いに貢献し合える枠組みづくりを模索する時期に来ているかと考えております。

今回、私個人としても初めてのカナダ訪問であり、中学生交流以外に発展させることも十分に検討の余地があるものと確信いたしました。例えば、行政のあり方、両市とも市長、議長はともにボランティアに近い処遇で、月の俸給は10万円ほどであり、これは市長もそうです。恒常的行政事務はシティー・マネジャーにゆだねています。しかし、他方、シティー・マネジャーはフルタイムで市長とほぼ同じ俸給を得ていますので、結局は市長がやるか、シティー・マネジャーがやるかということなんですけれども。シティー・マネジャーは公募していて、つまり選挙なく公募しているわけです。ホープ市のシティー・マネジャーはカナダ軍勤務暦26年の元砲兵中佐。アフガニスタンやボスニアでの活動経験も有する、個人的に私と非常に似たキャリアであったことから、初日から意気投合いたしました。本人に聞いてみたんですが、四十五、六歳になったころに将来をどうするかと考えていたころ、ホープ市でシティー・マネジャーを募集しているという、誘いを受けて公募したというような経緯であったと聞きました。

ネルソン市議会は議員6人で構成され、議会は毎月2回開催されます。議事進行は市長が務め、月に1回は通常の議会で、もう一回は傍聴席がありまして、その傍聴する市民も発言が許される。私どもがやっている市民懇談会に近い形での議会ということでございました。通常の議会開会時間は午後4時から10時ごろまでで、重要な案件があつて審議に時間を要する場合は午前から審議することもあるように伺いました。

また、ネルソン市では林業が低落してからの産業振興に頭を悩ませ、観光と富裕市民の誘致に取り組んでおられます。かつては、太郎杉ばかりのような山があつて、そのほとんどは日本に輸出されていたようです。そういった世界の産業構造の変化の中にネルソン市も今直面しているということでございました。また、より規模の小さいホープ市では、ネルソン市は人口9,000、ホープ市では約7,000なんですが、観光が主産業と言いつつ、新たな高速道路の開通で通過町になってしまうことを極めて憂慮しておられました。いずれも、伊豆市と共有する課題に直面しています。

また最終日、今回はバンクーバーで、バンクーバーには日本の総領事館がございますので、総領事と意見交換する機会がありました。総領事からは、大東亜戦争後に日系の移民が味わった塗炭の苦しみを紹介され、これは非常に御苦労されたそうです。そのカナダに在留する日系人の特質といますか、悩みといますか、生き方といますか、そのようなことを御教示いただき、今後の交流の大きな参考となりました。また、多民族国家であり、かつ移民国家であるカナダの中でも、特に太平洋に面したブリティッシュ・コロンビア州においては、中国系、これ全体の市民の4分の1ぐらいを占めているようですが、あるいはインド系、韓

国系移民が多く、ちなみに、ブリティッシュ・コロンビア州は人口220万人で、日系は3万人程度だということのようです。グローバル化が加速化される国際社会にあって、我が国が、そして伊豆市がいかに生き延びるかを考える環境に満ちているものと見させていただきました。市長を含む行政職員、あるいは議員、商工会、観光協会のほか、例えばライオンズクラブなどの民間団体の交流の可能性も含めて、より多面的な交流に、進めるほうの進化、あるいは深めるほうの深化をさせていく方向で検討してまいりたいと考えております。

なお、コミュニティFMについて少し補足をさせていただきたいと思っております。

本来であれば、この事業を当初の予定より行政手続を大変ちょっと急いでおりまして、今回行政報告で申し上げ、かつ議案説明の中でも、もっと詳細に御説明申し上げますが、1億3,000万円に近い必要な当初予算、初期投資のコストと補正予算と同時に上程させていただくような手続になりました。正直申し上げます、来年4月の開局を目指すということで行政事務手続的に大変急いでいる状況でございます。このような場合に、市長は委員会でも御説明するべきと考えておりますが、これに匹敵するほど大切な伊豆縦貫道に関する事業が同日にございまして、恐縮ですが、方向性については、本日、市長として申し上げますこの方向性を踏まえて、副市長、担当部課長が十分に承知しておりますので、枠組みの詳細については、担当から十分に説明をさせていただきます。

御審議の上、御理解を賜り、御同意いただければとも考えております。

以上でございます。

○議長（杉山晃央君） 以上で行政報告を終わりました。

#### ◎報告第6号、報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（杉山晃央君） 日程第5、報告第6号 平成23年度伊豆市健全化判断比率の報告について及び日程第6、報告第7号 平成23年度伊豆市資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第6号及び報告第7号について、一括して提案理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（杉山晃央君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） おはようございます。

それでは、私から報告案件2件についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案書のほうは1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第6号 平成23年度伊豆市健全化判断比率の報告についてでございます。

恐れ入ります、同時に、この計算式等がこの決算概要報告書、こちらの13ページ、14ページのところに財政指数の状況という部分がございます。この中のところで、14ページのほうに判断比率が掲載されております。計算式でございますが、こういったものも入っておりますので、同時にごらんをいただきたいと思います。

平成23年度の判断比率でございますが、実質赤字比率並びに連結赤字比率につきましては、赤字が発生しておりませんので、これは数値がないということでバーで表示をさせていただいております。なお、右側の早期健全化基準というのは、国が定めます健全化の基準ということで、これを下回っていることが条件となっております。

伊豆市のほうで算定をされました指数につきましては、実質公債比率が9.9、それから将来負担比率が18.4となっております。参考までに申し上げますと、健全化の指数の実質公債比率、昨年が、22年度になりますが、11.2ということで数字が少なくなるということは、改善がされてきたという形になっております。この要因といたしましては、公債費の額そのものが減少してきているということが要因となっております。

それから将来負担比率、こちらにつきましては、地方債の残高であるとか、それから債務負担行為、職員の退職手当の積み立て、そういったものが、財政規模に占める割合ということで表示をされております。こちらのほうの計算式につきましては、概要書の14ページから後ろになりますが、15ページ、(4)の将来負担比率、一番上になります、ここのところで計算をされております。こちらのほう、23年度が18.4ということで、こちらにつきましても前年と比較しますと、前年度の数字が38.9ということですから、大分改善をされております。

この主な要因でございますが、まずこちらにつきましても、地方債残高の減少、それから財政調整基金等の積み立てを行っておりますが、この基金の増加、こういったものが大きな要因となっております。地方債の残高、前年度が141億5,000万円ございました。23年度の残高が137億1,500万円ということで、こちらのほうが改善されているという形になります。

また、基金の充当可能額でございますが、22年度が62億9,700万円、23年度が68億5,600万円ということで、こういったものが大きな要因ということで御説明をさせていただいたところでございます。

以上が健全化判断比率の報告でございます。

続きまして、5ページになります。

報告第7号 平成23年度伊豆市資金不足比率の報告についてでございます。

こちらにつきましては、企業会計並びに特別会計についての資金不足を判断する指数となっております。経営健全化の基準20.0ということでございますが、伊豆市におきましては、いずれの会計におきましても資金不足が発生しておりませんので、数値のほうは算定をされておられません。

以上が報告第6号、報告第7号の補足説明でございます。

以上でございます。

○議長（杉山晃央君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

手を挙げてください。

この2つの報告につきまして。

森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

質疑というほどじゃないんですけども、お願いがあるんですが、決算概要報告書の中に地方債などの過年度との比較、説明があったんですけども、過年度の比較ができそうな内容のものがなくて、できれば後でいいですから、何年度は幾ら地方債があったというような報告をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） お願いということでしたので、ちょっと予定をしておりませんでした。概要書の29ページ、30ページ、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうが地方債の状況ということで末残高ということでございます。一番最初が22年度の末残高、これすべて合計しますと141億5,000万円、23年度の末残高が137億1,500万円ということで、こちらのほうにございます。こちらのほうをごらんいただければと思います。以上です。

○議長（杉山晃央君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山晃央君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

#### ◎議案第61号の上程、説明

○議長（杉山晃央君） 日程第7、議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第61号について提案理由を申し上げます。

平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

平成23年度の一般会計予算は、前年度からの繰越事業予算及び5回の補正予算を実施し、161億4,928万円となりました。このうち、継続費の繰越し及び繰越明許事業として4億7,865万円が平成24年度へ繰り越しとなり、歳出の決算額は150億4,351万円で、前年度決算額よりも5億695万円の減額となっております。

歳入決算額につきましても、前年度より5億426万円少ない162億469万円となり、歳入歳出の差引額は11億6,118万円の歳入超過となりました。

詳細について、会計管理者に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 兎央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

会計管理者。

〔会計管理者 鈴木守正君登壇〕

○会計管理者（鈴木守正君） それでは、平成23年度伊豆市一般会計の決算につきまして補足説明をさせていただきます。

決算書3ページをお願いいたします。

平成23年度伊豆市一般会計最終予算額は161億4,927万6,000円でございます。最終予算に対する歳入総額162億469万1,178円、歳出総額150億4,351万422円、歳入歳出差引額11億6,118万756円となりました。

271ページをお願いいたします。

決算書271ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額11億6,118万円、平成24年度に繰り越すべき財源2億319万1,000円を控除した実質収支額は9億5,798万9,000円となりました。

歳入歳出の説明をさせていただきます。

お手元にA3の平成23年度伊豆市一般会計決算資料というのを配付してあると思いますので、ごらんいただきたいと思います。A3の数字がいっぱい書いてあるものでございます。決算書の中から数字を抜粋してありますので、こちらで説明させていただきます。

まず、歳入についてでございますが、前年度との比較を申し上げます。

1 款市税、前年度比100.3%、1,277万1,000円の増。税別では、1 項市民税、99.1%、1,416万7,000円の減。2 項固定資産税、99.7%、670万1,000円の減。3 項軽自動車税、100.2%、14万8,000円の増。4 項市たばこ税、117.2%、3,505万円の増。5 項、6 項につい



ては、収入はございませんでした。7項入湯税、98.8%、146万3,000円の減。

2款地方譲与税、85%、4,048万4,000円の減。

3款利子割交付金、81.8%、256万9,000円の減。

4款配当割交付金、109.8%、62万8,000円の増。

5款株式譲渡所得割交付金、85%、35万5,000円の減。

6款地方消費税交付金、95.9%、1,467万1,000円の減。

7款ゴルフ場利用税交付金、91.9%、1,180万5,000円の減。

8款自動車取得税交付金、72.6%、2,491万9,000円の減。

9款地方特例交付金、90.9%、653万3,000円の減。

10款地方交付税、106.4%、3億3,521万6,000円の増。

11款交通安全対策特別交付金、102.3%、17万5,000円の増。

12款分担金及び負担金、99.8%、37万4,000円の減。

13款使用料及び手数料、90.4%、2,385万3,000円の減。

14款国庫支出金、67.1%、5億7,027万7,000円の減。

15款県支出金、104.2%、3,994万4,000円の増。

16款財産収入、273.3%、5,071万7,000円の増。

17款寄附金、92.5%、28万1,000円の減。

18款繰入金、116.3%、1,648万1,000円の増。

19款繰越金、107.6%、8,169万2,000円の増。

20款諸収入、133.2%、7,464万3,000円の増。

21款市債、68%、4億2,310万円の減。

合計額では97%、5億695万4,000円の減となりました。

なお、収入済みのうち、市税を中心とした自主財源は67億4,183万3,000円で、比率で申しますと41.6%でございました。

次に、歳出について説明申し上げます。

各款の執行率を申し上げます。

1款議会費、97.4%。

2款総務費、96%。

3款民生費、97.5%。

4款衛生費、90.7%。

5款労働費、98.6%。

6款農林水産費、82%。

7款商工費、88.5%。

8款土木費、88%。

9款消防費、95.3%。

10款教育費、91.1%。

11款災害復旧費、44.5%。

12款公債費、99.4%。

13款諸支出金、99.9%。

14款予備費は支出がございませんでした。

支出総額は150億4,351万円で、執行率93.2%、翌年度繰越額4億7,864万5,000円を差し引いた6億2,711万9,000円が不用額となりました。

最後に、基金について申し上げます。

決算書279ページをお願いいたします。

平成23年度は財政調整基金より1億1,350万円を取り崩しましたが、年度内に7億1,200万9,228円を積み立て、現在高は64億2,422万7,395円となっております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

本決算につきまして、監査委員から決算審査の意見書が提出されております。

ここで決算審査意見書の補足説明を求めます。

宮内代表監査委員。

〔代表監査委員 宮内知秋君登壇〕

○代表監査委員（宮内知秋君） おはようございます。監査委員の宮内でございます。

それでは、ただいま議長から求められました議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、審査結果並びに意見等について報告いたします。

審査の結果につきましては、一般会計決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算内容については計数的に正確であり、また予算の執行状況も全般的に適正であると認定いたしました。

詳細については、配付いたしました意見書に記述のとおりであります。

それでは、4ページの審査の総括意見を中心に概要を報告いたします。

決算の概要について、平成23年度伊豆市一般会計の歳入総額は162億469万1,000円に対して、歳出総額は150億4,351万1,000円となり、差し引き11億6,118万円となっております。

平成23年度決算について前年度と比較した場合、歳入総額は5億695万4,000円、3.0%の減、歳出総額は5億426万1,000円、3.2%の減でありました。この要因としては、前年度における国の経済対策による地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業や地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業などが終了したことによるところです。

なお、平成24年度への事業費ベースでの繰越額は2億319万1,000円であり、これは地域活性化交付金を主体とする事業が主なものであります。

まず、自主財源については、本年度は67億4,183万4,000円であり、前年度比2億1,179万7,000円の増、自主財源比率は41.6%に改善されました。また、平成23年度の国・県支出金

は21億4,710万8,000円であり、前年度と比較した場合、5億3,033万3,000円、19.8%の減となりました。これは歳出額の減少となった臨時交付金事業が大幅に減少したことが主な要因です。

次に、市債について前年度と比較した場合、8億9,880万円であり、4億2,310万円、32%の減となっていますが、これは臨時財政対策債の減と学校教育債の減が主な要因です。市税及び使用料・手数料における収入未済額は7億5,814万6,000円で、前年度比1,964万3,000円、2.6%の増であることから、徴収、滞納整理について文書催告や財産調査にとどまることなく、直接訪問による調査・折衝等を計画的・重点的に実施できるよう、組織体制の抜本的な改革を望みます。

なお、公共用地取得特別会計と合計した普通会計ベースでの経常収支率は、22年度81.6%から23年度82.4%に微増となりました。

次に、財政運営についてであります。東日本大震災の影響により、前年度までの国の地域活性化経済対策に伴う臨時交付金事業等の国庫補助金事業が減少し、歳入歳出ともに減額となりました。しかし、伊豆市の一般財源や今後の地方交付税の動向を見据えた人件費1億4,000万円の削減など、歳出の縮減に向けた努力の跡が見受けられます。ついては、一層効率的かつ健全な財政運営ができるよう、今後の財政状況を見据えた中長期の展望のもとに計画的な予算執行を図るよう望みます。

また、平成26年度以降の地方交付税の段階的な減少と合併に伴う特例措置が終了する平成31年度以降の財政を考慮し、伊豆市総合計画後期計画に記載されている事業にこだわることなく、市の主要政策の選択と集中を徹底し、予算配分の決定をしてください。

最後に、社会保障制度への予算配分が膨らむ中で、実行可能な予算を確保するためにも、市税徴収率のアップと滞納額の削減に向けて、一層効果的な施策を検討され、取り組まれるようお願いし、報告を終わりといたします。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第61号に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議において行います。

ここで休憩をいたします。

再開を10時30分といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

○議長（杉山羌央君） では、休憩を閉じ会議を開きます。

◎議案第62号～議案第78号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第8、議案第62号 平成23年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、議案第78号 平成23年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの17議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第62号の伊豆市公共用地取得事業特別会計から議案第69号 伊豆市湯の国会館事業特別会計及び議案第72号から議案第78号までの財産区特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項に基づき、議会の認定に付すものでございます。

議案第70号の伊豆市上水道事業会計及び議案第71号 伊豆市温泉事業特別会計につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、利益剰余金の処分について議決を求めるとともに、決算について議会の認定に付すものでございます。

各会計の決算の詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、議案第62号及び議案第72号から議案第78号までの8議案について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうから、まず公共用地取得事業特別会計の決算につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは、特別会計の決算書、第3ページをごらんいただきたいと思います。

公共用地取得事業の決算でございますが、歳入総額は7,691万634円、歳出総額につきましては7,680万5,000円、歳入歳出差引額につきましては10万5,634円でございます。

これにつきましては、湯川橋のかけかえ工事等におきまして、一般会計での土地の買い取り等が生じたもので、これに伴いまして決算額が大きくなっております。

ページのほうは9ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の事項別明細といたしまして、普通財産貸付収入、こちらのほうが174万4,000円、土地の売払収入が7,456万2,825円、このようになっております。この土地の売り払いにつきましては、一般会計での土地の買い取りということになります。

ページのほうは11ページをごらんいただきたいと思います。

これに対します歳出でございますが、こちらにつきましては、基金への積み立てということで7,680万5,000円を行っております。

13ページをごらんいただきたいと思います。

財産に関する調書ということで土地の移動状況が載っております。まず土地につきまして

は、下から2つ目、日向字日之本16の1、これから小立野字狩野口5の1、この2つを一般会計のほうに売り払いをしております。また基金で保有しております土地のうち、月ヶ瀬字毛勝原というんですかね、こちらのほうが減っておりますが、こちらのほうは道路用地等で県への売却というものが生じておまして、こちらのほうは土地が減少します。しかし、この土地の減少に対しまして、現金が増加するという形で処理をさせていただいております。

続きまして、ページのほう、ちょっと飛びます。特別会計の決算書233ページ、こちらから財産区の決算の書類でございます。

恐れ入ります、決算の概要書のほうをごらんいただきたいと思います。決算の概要報告書の8ページでございます。

こちらのほうに特別会計の決算額ということで記載をされております。先ほど御説明をさせていただきました公共用地取得事業につきましては、上から2段目、それからこれから御説明申し上げます財産区特別会計、これは合計で記載をされておりますが、予算額3,344万円に対しまして、歳入決算額が4,231万2,000円、歳出決算額が1,345万7,000円、実質収支2,885万5,000円、このように記載をされています。

それでは、財産区ごとに御説明をさせていただきたいと思います。

まず、持越財産区でございます。

歳入総額につきましては156万8,356円、歳出総額につきましては69万8,684円、歳入歳出差引額につきましては86万9,692円となっております。

主な歳入でございますが、財産の運用収入といたしまして土地の貸し付けがございます。鎌倉女学院への貸し付け65万9,054円、こちらのほうが主な収入となっております。これを除きますと、あとは繰越金となっております。

歳出につきましては、管理会委員6人の報酬のほか、財産の管理といたしまして、貸付地ののり面の改修工事等を実施したものでございます。こちらのほうが、金額にしまして財産管理費として63万4,700円を支出しております。

続きまして、市山財産区の特別会計でございます。

こちらのほうは、管理会委員7人になります。歳入総額が68万2,467円、歳出総額が5万8,648円となっております、管理会委員の報酬が主なものでございます。

次に、平成23年度の門野原財産区の特別会計、ページのほうは265ページになります。

歳入総額は37万5,993円、歳出総額は3万9,444円、歳入歳出差引額が33万6,549円となっております。歳入の主なものは、前年度からの繰越金、歳出につきましては、管理会委員の報酬6人分が主なものでございます。

次に、ページのほう、281ページをごらんいただきたいと思います。吉奈財産区特別会計でございます。

歳入総額が644万3,777円、歳出総額が421万784円、歳入歳出差引額は223万2,993円ございました。こちらにつきましては、収入の主なものといたしまして、持越と同じように、土

地の貸付収入41万3,012円、こちらにつきましては、同じく鎌倉女学院への貸し付けでございます。このほか、基金からの繰り入れ388万5,000円、それから前年度からの繰り越し214万5,765円となっております。

これに対します歳出でございますが、まず繰出金といたしまして、一般会計のほうに388万5,000円を支出しております。こちらにつきましては、財産区で直接集会所の工事を行うことができませんので、一般会計に繰り出しをして、一般会計のほうから補助金という形で事業を行っております。そのほか、総務費のほうでは、管理会委員6人分の報酬等を支出してございます。

次に、ページのほうは299ページをごらんいただきたいと思います。月々瀬財産区特別会計でございます。

歳入総額につきましては92万3,432円、歳出総額につきましては24万5,051円、歳入歳出差引額は67万8,381円となっております。

こちらの主なものでございますが、土地の貸付収入38万8,850円、こちらのほうが主な収入となっております。これを除きますと、繰越金53万1,867円が主なものとなります。

歳出につきましては、管理会委員の報酬6人のほか、財産の管理といたしまして、機械の借り上げ、また燃料代、臨時の賃金、こういったものを支出してございます。この金額が財産管理費として14万9,467円の支出となっております。

次に、315ページをごらんいただきたいと思います。田沢財産区特別会計でございます。

歳入総額20万3,875円、歳出総額2万7,984円、歳入歳出差引額は17万5,891円でございます。こちらのほう、まだ収入は前年度の繰越金となっております。

また、支出につきましても、財産管理会の委員の報酬といたしまして支出をしてございます。これが主なものでございます。

財産区、最後になります。329ページになります。矢熊財産区特別会計でございます。

歳入総額8万9,051円、歳出総額2万7,984円、歳入歳出差引額が6万1,067円となっております。

歳入につきましては、前年度から繰越金、歳出につきましては、管理会委員の報酬等となっております。報酬並びに非常勤公務災害の負担金ということになります。

以上が財産区の決算報告でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（杉山弐央君） 続いて、議案第63号及び議案第64号の2議案について、市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、国民健康保険特別会計の決算の概要につきまして御説明をさせていただきます。

特別会計決算書の17ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳入総額、歳出総額とも記載されておりますが、歳入総額48億8,416万3,285円、22年度決

算が46億4,200万円でしたから、2億4,000万円ほどの増額でございます。歳出総額につきましては、45億3,354万720円、22年度の歳出総額は、43億7,318万7,000円ほどでございました。歳入歳出差し引きにつきましては、3億5,062万2,565円でございます。

歳入の主なものにつきまして、概要報告書の94ページをお開き願いたいと思います。

一番大きな収入といたしましては、被保険者からいただいております国民健康保険税10億2,913万7,000円。それから、その次に交付金、これは前期高齢者交付金であるとか支払基金からの交付金であるとか、こういったものでございます、これが19億3,705万2,000円。それから国庫支出金、これはいわゆる34%、国庫負担分でございます、9億7,761万9,000円。それから一般会計からの繰入金4億5,566万9,000円、ほか繰越金2億6,902万6,000円等でございます。

それから、支出につきましては、本会計のもちろん主な目的でございます保険給付費、31億3,113万6,000円、それから拠出金、それから介護納付金等が主な支出でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を報告させていただきます。

決算書の55ページをお願いいたします。

歳入総額3億3,108万599円、歳出総額3億2,087万9,493円、歳入歳出差引額は1,020万1,106円でございます。

本会計につきましては、後期高齢者の被保険者から収納されました保険料を広域連合のほうに納めるための会計でございます。医療費等の直接の支出はございません。

後期高齢者医療保険料につきましては、57ページをごらんいただきたいと思います。

収入済額2億5,528万7,353円、これにいわゆる保険料軽減分等を加えまして広域連合のほうに支出するための会計でございます。

この2会計につきましてはの概要は以上のとおりでございます。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第65号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大城栄一君登壇〕

○健康福祉部長（大城栄一君） それでは、議案第65号 平成23年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の69ページをお開きいただきたいと思います。

歳入総額28億4,470万5,762円、歳出総額28億2,192万5,565円、歳入歳出差引額2,278万197円となりました。

次のページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明をいたします。

第1款保険料でございますが、収入済額になります4億7,333万9,834円で、保険料の基準額の増額によりまして、対前年比443万円、0.9%の増となっており、現年度分収納率は98.5%となっております。

次に、第3款国庫支出金でございますが、施設入所者や在宅の介護認定者の介護給付費に

対する国庫負担金が4億5,667万3,000円、介護予防事業や包括的支援事業等の任意事業に対する国庫補助金が1億7,273万5,989円、国庫支出金の合計が6億2,940万8,989円で、対前年比3,024万円、4.6%減となっております。

次に、第4款の支払基金交付金でございますが、2号被保険者の保険料分として介護給付費と地域支援事業の介護予防事業分の30%の7億9,779万6,570円で、対前年比2,362万円、3.1%の増となっております。

次に、第5款の県支出金につきましても、介護給付費に対する県負担金が3億9,097万2,639円、地域支援事業分の県補助金が1,106万3,494円、県支出金の合計が4億203万6,133円で、対前年比の1,195万円、3.1%の増となっております。

次に、第7款の繰入金でございますが、介護給付費、介護予防事業費、任意事業費に対する一般会計からの繰入金が4億4,170万8,644円、基金繰入金の5,900万円は、介護給付費準備基金積立金からの取り崩し、介護給付費に充当をいたしました。繰越金合計は5億70万8,644円で、対前年比の6,649万円、15.3%の増となっております。

次に、歳出の主なものを御説明します。

次のページをお開きいただきたいと思います。

歳出の92.7%を占めておりますのが、第2款の保険給付費でございます。居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス等給付費、施設介護サービス等給付費など支出済額26億1,636万3,535円、前年対比7,473万円、2.9%の増となっております。大きな要因といたしましては、土肥と中伊豆にできましたグループホームの増床によるものでございます。

次に、第4款地域支援事業費につきましては、元気はつらつ事業などの介護予防事業や地域包括支援センター等の包括的支援任意事業費で、支出済額1億3,011万8,035円、対前年比251万円、1.9%の減となっております。これは、法改正により介護予防事業で医師の診断が必要なくなったことによる委託料の1,832万円の減が、大きな要因となっております。

また、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金につきましては、平成22年度決算に伴う国庫支払基金等への返還金が4,239万7,369円となっております。

以上で平成23年度介護保険特別会計歳入歳出決算の概要の説明とさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第66号から議案第68号、議案第70号及び議案第71号の5議案について、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、建設部所管の部分について説明します。

建設部、工事件数も多くあります。一つ一つは、全協のほうで主要な部分は説明させていただきますけれども、私のほうからは全体のところについての特徴等を説明させていただきます。

それでは、特別会計決算書99ページをお願いします。

議案第66号 簡易水道特別会計についてです。



歳入総額 1 億478万6,781円、歳出総額8,189万9,039円、歳入歳出差引額が2,288万7,742円  
であります。この差引額は24年度の繰越金となります。

23年度の特徴といたしまして、八木沢、小下田が入ってきたことに伴う歳入歳出があった  
ということになります。

続きまして、議案第67号について説明させていただきます。

特別会計決算書119ページをお願いします。

下水道特別会計、23年度決算であります。

歳入総額17億2,910万1,700円、歳出総額16億9,225万6,293円、歳入歳出差引額が3,684万  
5,407円になります。これは24年度の繰り越しとなります。

23年度の特徴といたしましては、震災関係で国の予算が相当不透明になりました。このた  
め、大平と城の管工事を取りやめて、営業温泉水の使用免除、これを行いました。また、土  
肥浄化センターの更新事業を行ったものです。決算書には、取りやめたとか免除したとい  
うのが減額では出てきますけれども、なかなか決算書では出づらいというところもありま  
すので、そのあたりを読み取っていただきたいと思います。

続きまして、議案第68号について説明させていただきます。

決算書145ページをお願いします。

農業集落排水事業特別会計であります。

歳入総額 1 億3,950万852円、歳出総額 1 億2,748万1,547円、歳入歳出差引額が1,201万  
9,305円となります。22年度に農業集落排水は国庫補助事業を入れて加殿の処理場の更新工  
事を行いました。23年度は完成しましたので、通常の年に戻り、維持管理が主な事業とな  
っております。

続きまして、議案第70号について説明させていただきます。

決算書の187ページをお願いします。

水道会計、企業会計ですので、ページが何ページかありますけれども、一番御理解いた  
きやすいページで説明させていただきます。

187ページですけれども、縦に数字が3列に並んでいると思います。このうちの真ん中の  
列、ここを見てください。

まず、営業収益で 4 億9,273万3,477円、これは営業の収入があったわけです。

続きまして、その下、4 億1,304万9,768円、これが営業に伴う支出になります。

続きまして、54万8,071円、これは営業外の収入になります。

そして、その下の6,495万1,260円、これが支出になります。これの差し引きが右の欄の一  
番下から3段目、この金額になります。これに前年度の余剰金4万4,343円を足しまして、  
今年度1,532万4,863円が当年度の利益余剰金となるわけです。

次のページをお願いします。

前ページの余剰金が下の表なんですけれども、これが余剰金の処分に対する議案の提案で

あります。

建設改良積立金に530万円、減債積立金、水道、約20億円の借金を抱えています。この減債積立金に1,000万円を使うというものであります。残り2万4,863円は次年度への繰越金としたいという提案でございます。

192ページをお願いします。

23年度上水道ですけれども、給水制限や断水等は発生しませんでした。年間の総有収水量ですけれども、これが前年よりも27万立米減りました。27万立米減った498万立米があったということになります。

続きまして、議案第71号について説明させていただきます。

決算書217ページをお願いします。

温泉事業特別会計になります。

先ほどと同じように企業会計ですので、数字が3列縦に並んでいますので、真ん中の列を見てください。

営業収益が7,397万9,108円の収入がありました。営業用に伴う支出ですけれども、6,940万9,651円。そして営業外の収入ですけれども、14万2,557円。これの差し引きが一番右の列の下から3行目になるわけです。それに前年度の301万3,148円を足した772万5,162円が利益剰余金となります。

次のページをお願いします。

下の表ですけれども、利益剰余金の配分ですけれども、これを500万円のうち利益積立金を50万円を積み立てます。500万円のうちの450万円を建設改良費への積み立てとするものです。残り272万5,162円を次年度への繰り越しとするものです。

222ページをお願いします。

温泉事業ですけれども、給湯戸数が338戸、年間の配湯量ですけれども、157万立米でした。事業としては、主に維持管理及び維持工事を実施しました。

以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第69号について、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第69号 平成23年度湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

特別会計決算書の161ページから始まります。

163ページをお開きください。

歳入総額は7,689万7,273円、歳出総額は6,939万8,546円、歳入歳出の差引額749万8,727円ございました。

事項別に若干御説明をいたします。

次に169ページをお開きください。

歳入でございます。

1項の使用料でございますが、入館料については3,971万7,640円、平成23年度の利用者数は7万2,152人でございます。前年と比較して356人の増加になりました。このうち、市民の利用は3万8,840人、市民利用率は53.8%、湯の国会館の利用者の約半数となっております。

次の温泉使用料でございます。196万6,000円でございます。これは宿泊施設2件に供給している料金、それと温泉スタンドの料金、使用料でございます。その下の貸し出し手数料でございます。貸し出し手数料は257万9,725円、これは浴衣の貸し出し、ゲーム機、マッサージ機等の手数料でございます。使用料・手数料の合計、1款の合計ですが、4,229万7,365円となっております。これは昨年比459万3,081円の減となりました。これは、脱衣所のロッカーの無料化並びに市民利用率がふえることによる割引適用がふえたためと推察しております。

次に、収益事業でございます。

レストラン収入については1,561万7,725円、昨年と比較いたしまして211万4,525円の増となっております。平成23年度のレストランの利用者数は9,208人で、前年と比較いたしまして407人の増になりました。これは宴会の増加が要因であると判断しております。

売店の収入につきましては571万4,290円、昨年より25万7,700円の増となりました。

その下段、雑入でございますが、109万8,300円、これは職員の食事料、湯の国テレビ組合への施設貸し出し料並びに供給権の更新による協力金でございます。繰入金については、927万6,000円を一般会計から繰り入れてございます。

続きまして、173ページをお開きください。

歳出でございます。

一般管理費のうちの職員の関係でございますが、23年度、市の職員3名、うち行政職2級業務員が2名と、8名の臨時職員ということでございます。フロントに5名、レストラン3名で交代して勤務をしていただいております。

一般管理費のうちの修繕料387万7,015円でございますが、これにつきましては、脱衣所のエアコンの修繕、配管や器具類等の取りかえ等、緊急を要するものの修繕を行っております。

支出の多いものとしたしましては、ボイラーの機械燃料費等が562万9,296円、電気料491万1,966円、次のページの174ページになりますけれども、おふろの掃除をシルバーに委託している清掃委託料327万7,057円、借地料143万1,435円、コインロッカーの購入費176万4,000円、これが主なものでございます。

次のレストラン費でございます。

11節賄い材料費でございますが、553万2,304円で、レストランの飲食収入1,561万7,725円で割りますと、原価率は35.4%ということになります。売店材料費については、館内で販売する飲料やお土産の仕入れ費でございます。

なお、次の176、177ページに実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書を記載しました。

また別冊になりますが、決算概要書117ページに前年比を比較した表がございますので、こちらも御参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

これより各特別会計の決算審査意見書について、監査委員の補足説明を求めます。

宮内代表監査委員。

〔代表監査委員 宮内知秋君登壇〕

○代表監査委員（宮内知秋君） それでは、議長から求められました議案第62号 平成23年度公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第78号 平成23年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの特別会計15件と、基金の運用状況並びに議案第70号 平成23年度伊豆市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてと、議案第66号 平成23年度伊豆市温泉事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての公営企業会計2件について、一般会計に並行し同時に審査を行いました。

審査の結果、平成23年度公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算のほか14件の特別会計決算、基金の運用状況並びに平成23年度伊豆市上水道事業会計歳入歳出決算、平成23年度伊豆市温泉事業特別会計歳入歳出決算について審査した結果、各会計ともに計数的に正確であり、内容も正当なものと認定いたしました。

また、各基金についても計数的に正確であり、基金の運用状況はいずれも設置目的に沿い適正に運用されているものと認定いたしました。

詳細につきましては、別紙意見書に記述しましたので、主な意見を要約し御報告申し上げます。

審査意見書の19ページからになります。

公共用地取得事業特別会計。

初めに、議案第62号 平成23年度公共用地取得事業特別会計について、歳入は、普通財産の貸し付けによる財産運用収入174万4,000円と財産売却収入7,456万3,000円が主なもので、歳出においては、土地開発基金への7,680万5,000円の積み立てでありました。

次に、財産の運用状況については記載のとおりですが、今後は財産として保有する土地について、当初の取得目的にそぐわないものは処分方法を検討し、新たな活用が図られることを望みます。

次に、国民健康保険特別会計。

次に、議案第63号 平成23年度国民健康保険特別会計について、平成23年度平均で6,839世帯、1万2,271人が加入する当会計の歳入決算額は48億8,416万3,000円で、前年度比2億4,195万円、5.2%の増となっています。

特に、延滞繰越分における収入未済額については2億6,686万円となっており、全体の73.6%と高い率を占めています。この収入未済額の回収については、保険証更新時における滞納者との折衝や年末・年度末の個別徴収等で対応しているとのことですが、雇用の悪化や景気低迷が影響し、早急な収納率の向上は難しい状況がうかがえるため、他の税や使用料とあわせた徴収体制のもとに効果的な滞納整理に当たっていただくよう期待します。

今後は医療費削減に向け、特定健診の受診率向上を図るとともに、保健指導事業の充実が図られるよう、市民への制度周知及び啓蒙PRを一層推進されるよう望みます。

後期高齢者医療特別会計。

次に、議案第64号 平成23年度後期高齢者医療特別会計では、特別会計で処理しているものは、保険料収入のための郵便料や徴収システムに関連する電算センター協議会負担金等の事務費及び収納した保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するための保険料の管理に伴う経費となっています。

介護保険特別会計。

次に、議案第65号 平成23年度介護保険特別会計では、被保険者数が高齢化率に相まって増加する中で、伊豆市では、本年4月1日現在の高齢化率が31.78%と高率であるのに対し、介護保険の認定率は13.8%と、県平均認定率14%に比べて低い値となっています。

介護予防を促進することは、保険給付費の削減を図る上で非常に重要なことであり、平成23年度は介護予防のための地域支援事業のうち、介護予防事業では、65歳以上の高齢者に対して生活機能評価事業を実施し、特定高齢者として決定した者に元気はつらつ事業や食の自立支援事業等、さまざまな事業を提供することにより、生活機能の向上が図られた状況にあります。

また、包括的支援・任意事業では、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、総合相談、包括的・継続的マネジメントが実施されたことで、高齢者やその家族に対して民生委員などが身近なところで適切に相談や支援をしている状況を確認できました。

簡易水道事業特別会計。

次に、議案第66号 平成23年度簡易水道事業特別会計では、八木沢・小下田簡易水道が市に移管されたことにより、使用料が3,301万4,000円、前年度比1,464万1,000円、79.7%の増となりました。また、有収水量は33万5,476立方メートルで、前年度比93.7%と2万2,595立方メートル減少しています。今後も厳しい経営が予想されますが、安定供給に向けて、引き続き漏水対策の促進等を行い配水量の確保を図るなど、効率的な給水に努められるとともに、経費の削減に一層の努力を望みます。

下水道事業特別会計。

次に、議案第67号 平成23年度下水道事業特別会計では、歳入決算は使用料・手数料2億5,775万3,000円、前年度比2,609万7,000円、9.2%の減少となっています。分担金及び使用料・手数料の収入未済額は4,535万6,000円に達しており、調定額に対しても14.7%と年々増

加しているため、早期に対策を講じてください。

伊豆市全体の下水道普及率は52.6%で、処理区域内の水洗化率は75.3%であります。一般会計から8億4,301万9,000円の繰り入れがされており、市の財政負担が大きいことや河川浄化という環境整備事業、本来の目的をかんがみて、今後は水洗化率の低い地区について特に重点的に接続促進を図るよう一層尽力されることを望みます。

農業集落排水事業特別会計。

次に、議案第68号 平成23年度農業集落排水事業特別会計は、3処理区5地区で行われている事業にかかわる会計で、使用開始地区の水洗化率は93.6%であり、地区によっては、処理能力いっぱい稼働している状況も見受けられます。今後の課題は、未加入者への接続促進をより一層促すとともに、設備の老朽化に伴う維持管理費が発生することが予想されることから、施設管理に配慮願います。

湯の国会館事業特別会計。

次に、議案第69号 平成23年度湯の国会館事業特別会計では、歳入決算の内訳は、使用料・手数料4,229万7,000円で、前年度比459万3,000円、9.8%の減少でありました。会館入館者は7万2,152人で、前年度比356人の増となりました。利用者の内訳としては、市内利用者が2,410人増加した反面、市外からの利用者は2,054人減少しています。なお、当施設は会館利用者の半数以上が市民であり、固定客も多く、市民の憩いと保養の場として広く利用されている状況にあります。

現在は指定管理者による管理に切りかわりましたが、今後とも市民の憩い場として利用促進が図られ、市外利用者にもリピーターに対するプレミア的措置を講ずるなど、入館者に向けた利用PRや措置が一層工夫され、健全経営に向けたさらなる努力を期待します。

持越財産区特別会計。

次に、議案第72号 平成23年度持越財産区特別会計では、本年度の歳入決算額は156万8,000円、歳出総額69万9,000円で、実質収支額は90万9,000円でありました。

市山財産区特別会計。

次に、議案第73号 平成23年度市山財産区特別会計では、本年度の歳入決算は86万2,000円、歳出決算額5万9,000円で、実質収支は80万4,000円でありました。

門野原財産区特別会計。

次に、議案第74号 平成23年度門野原財産区特別会計では、本年度の歳入決算額は37万6,000円、歳出決算額3万9,000円で、実質収支額は33万7,000円でありました。

吉奈財産区特別会計。

次に、議案第75号 平成23年度吉奈財産区特別会計では、本年度の歳入決算額は644万4,000円、歳出決算額421万1,000円で、実質収支額は223万3,000円でありました。

なお、公民館修繕のために388万5,000円を財政調整基金から繰り入れ、一般会計へ繰り出しました。

月ヶ瀬財産区特別会計。

次に、議案第76号 平成23年度月ヶ瀬財産区特別会計では、本年度の歳入決算額は92万3,000円、歳出決算額24万5,000円で、実質収支額は67万8,000円でありました。

田沢財産区特別会計。

次に、議案第77号 平成23年度田沢財産区特別会計では、本年度の歳入決算額は20万4,000円、歳出決算額2万8,000円で、実質収支額は17万6,000円でありました。

矢熊財産区特別会計。

次に、議案第78号 平成23年度矢熊財産区特別会計では、本年度の歳入決算額は8万9,000円、歳出決算額2万8,000円で、実質収支額は6万1,000円でありました。

基金運用状況。

続いて、基金運用状況の審査についてあわせて報告します。

基金運用状況は、それぞれの目的のため、効果的な運用がされていますが、今後とも運用に当たっては、厳しい財政状況をかんがみ、内容を十分に検討の上、目的に沿った効率的な運用を図ることを望むものです。

公営企業会計。

上水道事業会計。

次に、公営企業会計の審査意見について報告します。

初めに、議案第70号 平成23年度上水道事業会計では、平成23年度は安定した気候に恵まれ、給水制限や断水等は発生せず、年間配水量は772万立方メートルで、年間総有収水量は497万9,000立方メートルとなり、前年度比27万立方メートルの減となりました。老朽管の更新や漏水調査に基づく修理を行った結果、有収水量率は64.5%となりました。

建設改良工事では、牧之郷地区芙蓉台配水管布設工事、大野地区富士見平の上水道布設移管に伴う配水管布設がえ工事、漏水対策として与一坂導水管布設がえ工事などが行われました。

財政面では、引き続き景気の低迷が続いていることもあり、税抜き事業収益は、対前年度1,994万3,000円減の4億9,328万1,000円であり、これに対して、事業費用は経費の削減に努めた結果、4億7,800万1,000円となり、当年度は1,528万円の純利益となりました。

今後とも、水道事業安定のため効率的な事業運営に努め、計画的な施設の更新、整備を進められるよう望みます。

温泉事業特別会計。

次に、議案第71号 平成23年度温泉事業特別会計は、土肥地区の温泉事業が合併後も引き継がれたもので、本年度の配湯戸数は338戸、年間総給湯量は157万立方メートルです。本年度の全体的経営状況は、温泉使用料の微減等により、税抜き事業収益は、対前年度1万6,000円減の7,412万2,000円であり、これに対して、事業費用は減価償却費、資産減耗費の増などにより、対前年度169万7,000円増の6,941万円となり、当年度は471万2,000円の純利

益となりました。

純利益の減少が見られましたが、ほぼ横ばいの数値を示しており、経営状況は健全に推移していることから、今後とも計画的な設備更新等を図りながら、引き続き安定経営に努められるようお願いいたします。

附則。

最後に、附則として、健全化判断比率、資金不足比率に関して、去る8月14日に監査を実施した結果について、あわせて報告いたします。

審査の結果、すべての指標が健全化基準内であることを確認しました。今後とも法律に基づく財政健全化の推移を見守ってまいりたいと思います。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第78号までの17議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議において行います。

ここで暫時休憩をいたしまして、代表監査委員の説明が終わりましたので、退場いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第79号～議案第82号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第25、議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第28、議案第82号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第79号から議案第82号まで一括して提案理由を申し上げます。

一般会計補正予算（第3回）につきましては、平成25年度の初めに開局を予定しておりますコミュニティFMへの施設整備支援として1億3,530万円、土肥総合会館の解体工事5,850万円、万天の湯売却に伴います観光施設整備補助金返還金2,378万円、修善寺グラウンドののり面改修に4,000万円等のほか、前年度繰越金の2分の1に相当する額4億8,000万円を財政調整基金に積み立てるもので、総額9億3,850万円追加する内容となっております。

介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましては、前年度事業の精算に伴う所要額を



計上するものであり、簡易水道事業及び農業集落排水事業にかかわる特別会計補正予算につきましては、消費税が発生することとなりましたので、それぞれ補正をお願いするものでございます。

コミュニティFMについて、少し市長として改めて政策的なことを申し上げたいと思います。

私が市長になりまして、いろいろな市民の方から、同報無線が聞きにくい、ほとんど聞き取れない、あるいは正確な情報が伝わらない等々の問題提起がございました。伊豆の国市さんは終わっているようですが、伊豆市はまだ同報無線のデジタル化が終了しておりません。あれをデジタル化をして、さらに戸別受信機を設置するとなると総額18億円から20億円ぐらいの予算が必要とされると。そのような時期に、3年ほど前でもございましたでしょうか、本当に20億円近いお金をかけて同報無線をデジタル化するのがよいのか、別のラジオ等の方法がないのかということを検討してまいりまして、大規模災害に遭った市・町などを拝見にしました結果、私は市長としては同報無線のデジタル化というものは事業化をしないで、使える期間だけ最大限使っていこうと。そして、より正確な情報がスピーディーに伝わるコミュニティFMのほうで、そのような災害を含む情報発信について対処してまいりたいと、このように考えた次第でございます。

また議案質疑、それから委員会におきます質疑において、そのような観点からも議員の皆様方にも御検討いただき、御意見を賜ればと考えております。

なお、詳細について、それぞれ担当する部長にさらに説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（杉山弐央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第79号について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、お手元に、あわせて平成24年度9月補正予算資料をお配りをさせていただいております。こちらのほうもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、ページ46ページ、47ページをごらんいただきたいと思います。

議案書のほうの46ページ、47ページでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ9億3,850万円を追加するものでございます。

主なものでございますが、歳入につきましては、地方交付税、これは普通交付税の交付決定額が決まってきたものに伴います増額でございます。4億3,274万9,000円を追加いたしまして、52億3,274万9,000円とするものでございます。

また、14款の国庫支出金でございますが、こちらにつきましては、土木費補助金、社会資本総合整備補助金でございますが、こちらのほうが東日本の災害に伴う15%カットというのが適用されておりまして、これに伴う減額が発生をしております。このほか、地デジ対策の無線システム普及支援事業の補助金、これが1,440万円の追加をお願いしてございますので、差し引きしますと5,530万円の減額となるものでございます。

県の支出金、15款になりますが、こちらにつきましては、緊急雇用並びに森林事業の整備加速化の補助金、こちらのほうが交付を見込んでおりまして、1,426万1,000円の増というお願いをしております。

それから、18款の繰入金でございます。1,643万7,000円を特別会計からの繰り入れということで、こちらにつきましては、介護保険事業の前年度の事業精算、これに伴いまして、市の負担分を精算して戻すものでございます。

それから、繰越金でございますが、4億8,619万1,000円を財源の不足分に繰り入れをいたします。残りの額が1億6,200万8,000円となる見込みでございます。

市債につきましては、臨時財政対策債、交付税の補足財源分でございますが、こちらのほうが決まっていまいりましたので、一本算定分の額とするため、6,030万円を減額いたします。また、先ほど社会資本整備の国の補助金のほうが減額ということで財源の見直しを行います結果、合併特例債のほうが7,230万円増額するということになります。市債につきましては、1,200万円の増ということになります。

歳出のほうでございますが、歳出につきましては、また事項別明細の個々の項目でちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、48ページ、49ページをごらんいただきたいと思います。

まず、48ページでございます。継続費補正、こちらにつきましては、かねてからお願いをしております修善寺駅周辺整備事業に伴います年割額の変更でございます。駅南広場の基本計画、こちらのほうで利用者への配慮、市民利用者の意見の取り入れ、こういったことに伴います計画変更をかけていきたいと考えております。こちらのほうで840万円を予定しておりますので、平成26年度の予算を減額し、平成24年度に840万円を追加するというものでございます。

49ページ、地方債補正でございます。こちらについては、先ほど御説明したとおりでございます。臨時財政対策債につきましては8億円を見込んでおりましたが、一本算定結果の数字が決まりましたので、7億3,970万円とさせていただきます。6,030万円の減ということになります。また、修善寺駅周辺整備事業につきましては、先ほど言いましたように、合併特例債の適用ということで、7,230万円増額の4億2,790万円とさせていただくものでございます。

それでは、歳出の個々の項目につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

ページのほうは58ページ、59ページからになります。なお、主なものにつきましては、補

正予算資料のほうの1ページから記載をさせていただいております。

最初に、この補正予算資料のほうの1ページのちょっと補足説明をさせていただきたいと思っております。

農林水産業費3,275万3,000円となっております。この中で、下から2行目のところに、ホダ場の放射能検査料の増、530万円という記載がございます。ホダ場の放射能検査、ホダ場が大体190カ所あるそうございまして、この部分と前年度高数値が示されておりました箇所、60カ所、合わせて250検体分のシイタケの春物、秋物、2回分になりますが、これを検査するという事で計算をさせていただいております。

それでは、個々に説明をしていきたいと思っております。

まず、総務費でございます。2款の総務費、1項1目の一般管理費でございますが、庶務一般事務事業、公用車運転業務委託料、こちらのほうにつきましては、職員1名が中途退職となりましたので、公用車、市長車でございますが、運転業務をお願いするものでございます。その他事務事業につきましては、訴訟等の経費の増額ということで追加をお願いするものでございます。

次の8目企画費でございます。事業1の地域づくり推進事業、こちらのほうが市長のほうから御説明がございましたように、コミュニティFM開局助成金ということで1億3,530万円をお願いしてございます。

この内訳でございますが、送信所、これ4カ所設置をいたします。こちらのほうと、それから基地局のほうというか演奏所というんだそうですが、そののところから送信所のほうへ電波を出していくんですが、この演奏所まで含めた改修費ということで1億1,700万円を予定しております。また、その演奏所で使います機器の予定ですが830万円、並びに開局の申請等の経費1,000万円ということで予定をしているものでございます。

なお、FMの関係につきましては、この補正予算資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。この4ページからコミュニティFM事業についての事業計画、整備予定、こういったものを記載させていただいております。

ただいま申し上げました数字につきましては、7ページのところに記載をさせていただいております。施設の整備費のほうは1億2,530万円、送信所4カ所、それから演奏所、演奏所室内工事1,000万円、こういったものが合わせまして1億1,700万円ということになります。

それから、その他の経費で開局のためのコンサルティング並びに免許申請、それから所要の事務用品等を予定しております。こういったことで1,000万円を予定したものでございます。これらをあわせまして、来年、25年4月の開局に間に合わせていきたいというもので計画をしております。

以上がコミュニティFMの説明とさせていただきます。

それから、50その他事務事業でございます。

これは地デジの無線システム普及支援事業補助金ということで支出をさせていただくもの

でございますが、当初予算で8カ所分を予定してございました。今回新たに5カ所分を追加させていただくものでございます。地区につきましては、土肥の平石、それから中伊豆のスカイランド、上船原、それから小土肥、前ノ沢、吉奈新田、こういった5カ所を予定いたしまして5,380万円となるものでございます。今後、対象件数等少ないわけですが、テレビというものは欠かすことができないということでこういったものも進めていきたいということでお願いをするものでございます。

続きまして、3款の民生費でございます。1項3目の心身障害者福祉費でございます。こちらにつきましては、前年度の精算に伴う返還金、国・県支出金の返還金が生じるもの、また7目の高齢者医療費、こちらにつきましては、既に老人保健医療の事業は終了しておりますが、医療機関からの医療費返還、これが生じたもので、これに伴う国庫金、県返還金、基金への返還ということで生じたもので、これを一般会計で処理するということになっております。

続きまして、60ページ、61ページをごらんいただきたいと思っております。

3款2項3目保育所費でございます。5のしゃくなげ保育園の管理事業、こちらのほうにつきましては、修繕料と害虫駆除でございますが、シロアリの被害が確認されておりました、シロアリ駆除とトイレ等の改修を行うというものでございます。

それから、4款衛生費でございます。4款1項1目の保健衛生総務費、こちらのほうで防災拠点用非常用電源の補助金として1,000万円を予定しております。こちらにつきましては、救急病院でもございますし、また防災上の救護病院ともなっております伊豆赤十字病院、こちらのほうの非常用発電の電源を整備するに当たっての補助金ということで、3分の1の補助ということで予定しております。

それから、4目環境衛生費、こちらにつきましては自動車の借り入れ、こちらのほうは不法投棄の監視等、また撤去等の車両ということでございます。また、不法投棄防止フェンス、こちらにつきましては北又地区を予定しております。

6款農林水産業費、3目の農業振興費でございます。こちらのほう、まず農業振興対策といたしまして委託料になりますが、農業施設等の受益台帳整備委託ということで、これは緊急雇用を利用しますが、505万3,000円を予定しております。施設ごとの受益台帳、受益面積が必要になりますので、こういったものを管理していくということになります。それから、大型農業機械導入補助金31万円でございますが、こちらにつきましては、堆肥の散布機を予定するものでございます。北又部農会を予定しております。

それから、土地改良費、6目になります。こちらについては、土肥のかんがい排水事業、火振にございますポンプの交換を予定しております。

それから、2項の林業費、2目の林業振興費になります。こちらのほうでございますが、先ほどちょっと最初に説明をさせていただきましたシイタケ等の検査手数料並びにシイタケ生産奨励事業の補助金ということでございます。シイタケ生産奨励につきましては、植菌す

るシイタケの種ゴマ、1コマ当たり1円ということで補助をしていきたいというもので1,600万円をお願いしてございます。

また、林業整備事業の高性能林業機械導入補助金、こちらにつきましては、森林組合で導入を予定しております機械の補助ということで400万円を計上させていただいております。

64ページ、65ページをごらんいただきたいと思います。

7款商工費、1項3目の観光振興費でございます。観光振興事業といたしまして、今年度、文学フェスティバルが開催をされるところですが、この文学フェスティバルに関連しまして、「わが母の記」等を利用した誘客事業、こういったものを取り行う予算ということで予定をしております。

また、観光資源活性化事業の委託ということで、こちらのほうは緊急雇用を利用しましたアンテナショップの運営ということで340万1,000円を予定しておるものでございます。

続きまして、4目の観光施設管理費でございます。こちらにつきましては、事業の3ということで土肥総合会館の解体工事5,850万円、それから六仙の里管理事業の間伐並びに施設修繕等350万円、修善寺自然公園の管理90万円等となっております。

また、66ページ、67ページのところにいきますと、先ほどの続きになりますが、万天の湯・テニスコート管理事業というところでは、条例を廃止させて売却等のお話をさせていただきます観光施設整備事業の補助金返還というものが生じてまいりますので、こちらのほうを予算計上させていただいております。そのほか、天城ふるさと広場の管理事業470万円等となっております。

なお、14の湯の国会館管理事業、こちらにつきましては、温泉の第2源泉孔内調査が必要となっております。現在温泉の熱いほうになりますか、そちらの水位が非常に低下したということで温泉の孔内調査を行うものでございます。

また、その他観光施設管理事業の恋人岬ボードウォーク改修設計業務委託、こちらにつきましては、来年度、観光施設の補助金等を利用しまして、ボードウォーク、かなりもう傷みが出ておりますので改修を予定しておりますが、そのための設計を行うものでございます。

それから、8款土木費になります。2項2目の道路新設改良費、こちらにつきましては、土地の購入というものを補正させていただきたいというものです。2路線ございまして、1路線目が南温泉場1号線、それからもう一件が駅前の柏久保、これ通称猫坂というところになります。この2件、合わせまして、物件補償860万円ということになっております。

それから、同じ道路橋梁費の中の3目高規格道路整備費、こちらのほうでは、天城北道路関連用地ということで工事用道路を改修してまいります。最終的には市道になりますので、市のほうで購入するというものでございまして、矢熊地区ほかで購入を進めてまいります。2,070万円となっております。

それから、同じ8款土木費の中の6項5目都市再生整備事業、修善寺駅周辺整備事業でございますが、先ほど申し上げましたように、駅南広場の基本計画の修正の840万円となって

おります。

9 款の消防費でございますが、1 項 4 目の災害対策費になります。2 の防災対策事業、こちらのほうで、今年度もまだ追加をしてみたいと思っておりますが、津波表示あるいは避難誘導、こういったものの看板等の設置ということで予定をしております。960 万円計画をしております。

それから、10 款教育費の 3 項中学校費でございます。こちらのほう、学校管理事業、それから次の教育振興事業、あわせての説明とさせていただきますが、英語教育等への強化ということで特定寄附をいただきました。この寄附金とこれまでのふるさと寄附、こういったものを活用させていただいて、英語教材等の購入ということで学校管理費のほうで 200 万円、それから学校振興費のほうで、図書等の充実ということで 60 万円を追加させていただきたいというものでございます。

次に、10 款 4 項の幼稚園費のほうでございますが、湯ヶ島幼稚園の管理事業、修繕 100 万円出ております。これは配膳室の床、こういったものが大変老朽化してカビ等が発生しておりますので、この改修を行うものでございます。

ページのほう、72 ページ、73 ページになります。

同じ 10 款の中の保健体育費、2 目体育施設費でございます。昨年ボーリング調査等をお願いいたしまして、その結果に基づく修善寺グラウンドののり面改修工事、こちらのほうが 4,000 万円を見込んでおります。

それから、11 款の災害復旧費でございます。2 目の農業用施設災害復旧費につきましては、市単の復旧、これは土肥の花弁団地、こちらのほうののり面の崩壊等が発生しまして、480 万円です。市単事業で行うものでございます。

また、漁港施設災害につきましては 530 万円で、米崎・清藤地区の消波ブロックの移設、これは波消しブロックが港の入り口のほうへと動いてずれてしまったということで、またこれも船を回船していただいてやるということで大変高い金額になっております。そのほか、米崎港の根固めのブロックの復旧、こういったものを予定しております。

基金につきましては、前年度の繰越金 2 分の 1 という地財法のほうの規定の積み立てを予定しております。4 億 8,000 万円を計上させていただいております。

以上が一般会計の補正予算の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山 兎央君） ただいま補足説明の途中でございますけれども、議事の都合によりまして、昼の休憩としたいと思います。

再開は午後 1 時からといたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 0 時 58 分

○議長（杉山羌央君） 2分ほど早いですけれども、休憩を閉じて会議を再開いたします。  
補足説明の続きを行います。

議案第80号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大城栄一君登壇〕

○健康福祉部長（大城栄一君） それでは、議案第80号 平成24年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の75ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は歳入歳出それぞれ1,820万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億9,908万4,000円とするもので、今回の補正は平成23年度決算に伴い、歳出では介護給付費及び地域支援事業費の公費負担の精算による国庫負担金等の追加交付の計上、歳出につきましても、決算に伴いまして支払基金等への精算返還金の計上をするものでございます。

次のページをお開きください。

まず、歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金341万3,000円を増額につきましても、介護保険給付費交付金の精算によるものでございます。

次に、同じく第3款国庫支出金、第2項国庫補助金の575万4,000円を増額につきましても、包括支援事業や任意事業など地域支援事業交付金の精算分となります。

次の第5款県支出金、第1項県負担金273万3,000円を増額につきましても、国庫負担金同様、介護保険給付費交付金の精算によるものでございます。

次に、第2項県補助金287万6,000円を増額につきましても、国庫補助金同様、地域支援事業交付金の精算によるものです。

次の第8款繰越金の342万8,000円を増額につきましても、歳出の右のページになりますが、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金及び第2項繰出金へ計上いたしました精算による支出金、支払基金及び一般会計への返還金に充てるための財源措置でございます。

歳出につきましても、ただいま御説明しましたとおり、支払基金及び一般会計への返還金1,820万4,000円を増額計上させていただいております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第81号及び議案第82号について、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第81号について補足説明をさせていただきます。

議案書の85ページをお願いします。

簡易水道特別会計補正予算（第1回）です。

消費税分67万1,000円を増額をお願いするものです。消費税の納期が9月末になっています。ことしは9月末が日曜日ですので、10月1日が納付期限となっているものです。

次のページをお願いします。

87ページに、67万1,000円の増額補正をお願いしているものです。

86ページ、前のページですけれども、69万6,000円とあります。これは当初、消費税の還付を計画したわけですが、支払いになったものですので、69万6,000円、この還付の分を減額するものです。

また、歳入歳出バランスをとるために繰越金をふやしてあります。23年度繰越金が確定しましたので、ここへ繰越金を入れ、歳入歳出のバランスをとったものです。

続きまして、議案第82号、議案書の95ページをお願いします。

農業集落排水特別会計補正予算の第1回であります。

これも同じく20万5,000円の消費税分を増額するものです。

次のページをお願いします。

97ページに、消費税分20万5,000円の増額をお願いしてあります。

96ページ、前のページですけれども、同じく15万円の還付をねらっていたわけですが、これが還付でなく消費税の支払いということになりましたので、これを減額します。

また、繰越金が確定していますので、これをふやして歳入歳出のバランスをとったものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山羌央君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号から議案第82号までの4議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議において行います。

### ◎議案第83号～議案第88号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第29、議案第83号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市災害対策本部条例の一部改正についてから、日程第34、議案第88号 伊豆市下水道条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第83号から議案第88号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第83号は、本年6月に災害対策基本法が改正され、地方防災会議の所掌事務等の改正がなされたことによります所要の改正を行うものでございます。

議案第84号から議案第88号の伊豆市下水道条例の一部改正については、地域主権一括法により基準等を条例で定める必要があることから所要の改正を行うとともに、水道事業について、監督者を置くべき布設工事及び監督者の資格並びに水道技術管理者の資格について定めるものとなっています。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明させていただきます。



○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、議案第83号について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第83号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市災害対策本部条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、災害対策基本法が改正されたということで、ただいま市長のほうから提案理由の中で説明をいただきました。

この災害対策基本法が改正された内容の中に、防災会議とそれから災害対策本部、こちらの2つの部分がありましたので、一括して2条例を改正させていただくものでございます。

今回お手元のほうに条例改正の説明資料もお配りをさせていただいております。

基本的には災害対策基本法が、東日本の災害の教訓を生かすというようなことから改正をされております。内容的には、今回の災害対策基本法のほうでは、防災会議の中でこれまで所掌事務の中に含まれておりました緊急時の情報収集等の所掌事務、こういったものが災害対策本部、当然のことだと思うんですが、災害対策本部の所掌事務とされたという改正が行われております。

また同時に、防災会議では、市長の諮問に対して地域にかかわる防災に関する重要事項、こちらのほうを審議するという項目がつけ加えになっております。こういったことを反映させるというのがございます。

また同時に、この防災会議につきましては、いろいろな方の御意見が反映されるということ踏まえまして、これまで入っておりませんでした自主防災会議等を構成する者または学識経験者という文言が災害対策基本法のほうで決められておりますので、こういったものをつけ加えるということになっております。

なお、伊豆市のほうでは、地域を代表する方ということで、代表の区長さんに既に入っております。これは市長が必要と認める者というところで既に取り入れさせていただいているところでございます。

それでは、105ページになります。こちらのほうが条文になってまいります。

あわせて、107ページが新旧対照表となっております。新旧対照のほうがちょっと見やすいかと思っておりますので、新旧対照表、107ページのほうで御説明をさせていただきます。

まず、防災会議条例についての改正事項でございます。

第2条のところでは防災会議の所掌事務ということで、次に掲げる事務をつかさどるという規定がされておりました。これまでは、災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することというのが防災会議の中に入っていたということです。これを除外して、かわりに「市長の諮問に応じて市の地域にかかる防災に関する重要事項を審議すること」というのがつけ加えられたということです。それから、あわせて前号ですから、この諮問に応

じて、「市長に意見を述べること」という3号に追加するという形になってまいります。

そのほか、4号、5号という形で号のずれを訂正するという形になっております。

それからもう一点は、次のページ、新旧対照表の108ページになりますが、これまでは全各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者という規定になっておりましたところに、先ほど申しあげました「自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者」という号をつけ加え、8号を9号にずらすと、こういう改正になります。

それから、同じ災害対策基本法のほうで、今回市町村の災害対策本部の所掌事務についても規定がされたところでございます。この規定がされた条文が、災害対策基本法の第23条の2第8項というところになりましたので、これまでの規定の23条7項というものを「23条の2第8項」というふうに項の改めを行うと、このように改正をするものでございます。

以上が今回の条例改正の趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第84号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、議案第84号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この改正は、第2次地域主権一括法により、これまで法律で規定していた一般廃棄物処理施設に置くべき技術管理者の資格要件を市の条例により規定することとされたことによるものです。

これまでも具体的な資格要件につきましては、環境省令第17条により規定されておりました。条例規定に当たりましても、環境省廃棄物対策課長発出の通知により、条例の制定については、これ、これというのは、環境省令第17条、これを参酌すべき基準とすると、このようにされております。参酌すべきとは、十分に参考にするということで、内容的にはほぼそのままを条例で規定すると、このような形になります。

具体的には、109ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま申しあげました技術管理者の資格について、第20条に1条を追加いたします。それから、内容的なものは今申しあげましたように、省令と何ら変わるところはございませんが、(4)の「前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」につきましては、一般財団法人日本環境衛生センターが行う講習を終了した者と、このように規則で規定をする予定でおります。

以上で補足説明を終了させていただきます。

○議長（杉山羌央君） 続いて、議案第85号について、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第85号 伊豆市総合会館条例の一部改正について補足説明をいたします。

この一部改正は、総合会館審議会並びに指定管理者審査会より、建物の老朽化が著しく、入館団体と調整の上、閉館すべきとの答申を受け、23年1月に商工会の土肥支所への移転、24年3月には旅館組合、観光協会、民宿組合の移転が完了したことにより、土肥総合会館の閉鎖及び廃止に伴う改正として、今回条例から土肥総合会館に係る規定を削除し、修善寺総合会館に係る規定のみとなりますことから、条例名称を変更し、条文中の名称もあわせて変更するものでございます。

議案書の115ページに新旧対照表がございます。こちらをお開きください。

新旧対照表のほう、改正部分にアンダーラインで表示をしてございます。

まず最初に、条例、名称の変更、「伊豆市総合会館条例」を「伊豆市修善寺総合会館条例」にいたします。

そして、第1条、第2条において、従来土肥総合会館というものが入っておりました部分、これらについての変更、修善寺総合会館のみに変更いたします。

第9条と第12条については、施設がもう修善寺総合会館一施設となるため、116、118ページでございます改正前の土肥総合会館に関する規定、116、117、118、こちらにある土肥総合会館の規定を削除するための修正をかけます。

第12条の第2項に修善寺総合会館となるために、修善寺総合会館として残っておりました118ページから119ページの別表第2、この関係を、別表でなく、こちらのほうへと移行をいたしております。

次の116ページ、第14条でございます。従前は「伊豆市総合会館審議会」ということで記載をしておりましたが、「伊豆市修善寺総合会館審議会」というふうに改めます。

条例本文のほうの114ページに附則の2で書いてございますけれども、関連する条例の中、「総合会館審議委員」を「修善寺総合会館審議委員」というふうに定めます。これについては120ページに新旧対照表を付してございまして、こちらを御確認いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（杉山兎央君） 続いて、議案第86号から議案第88号までの3議案について、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第86号から議案第88号までについて補足説明をさせていただきます。

まず議案第86号と議案第88号、これについては、もとの条例がありましたので、これを一部改正ということに。議案第87号については、もとの条例がありませんでしたので新設ということで、この国の一括法に対応する条例改正をするものです。

それでは、議案第86号、議案書の121ページをお願いします。

都市公園条例の一部改正ですけれども、ここのページで説明するとなかなか御理解がいただきづらいページですので、125ページをお願いします。

都市公園条例の第2条、これで公園の配置及び規模を追加で規定するものです。第4条で

公園施設の配置、廃止基準の追加です。あわせて、第5条で移動等円滑化のためのということで、これバリアフリーですけれども、これのための基準を追加で計上してあります。

続きまして、129ページ、ここのところで、牧之郷公園をこの条例に入れるものです。

以下、追加になりましたので途中の条ずれが生じたので、条の修正を行うものです。

続きまして、議案第87号 水道事業の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定ということで、これは新設されるものです。

2条で対象工事をうたっています。3条で布設工事監督者の資格についての基準、次の132ページ、第4条で、水道技術管理者の資格についての基準を設けたものです。

続きまして、議案第88号 伊豆市下水道条例の一部改正であります。

135ページになるわけですけれども、このページも説明しづらいものですので、139ページをお願いします。

139ページで第2章が追加になっています。この第2章の中に第2条ということで、公共下水道の構造の技術上の基準、これから次の141ページになるんですけれども、第2条の7、終末処理場の維持管理に関する規定を追加で入れさせてもらいました。

以上で章のずれ、条のずれの修正を行っています。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山羌央君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

議案第83号から議案第88号までの6議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第89号の上程、説明

○議長（杉山羌央君） 日程第35、議案第89号 財産の取得について（防災行政ラジオ）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第89号について提案理由を申し上げます。

防災行政ラジオの導入につきまして、既に予算の議決をいただいているところですが、機種を選定において、性能比較、導入実績等からリズム時計工業株式会社の製品に決定し、5,200台導入で契約金額が3,721万2,000円となりますので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細について総務部長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第89号 財産の取得についてということで補足説明をさせていただきます。

この議案につきましては、財産の取得又は処分につきましては2,000万円以上の不動産または動産となっております。防災行政ラジオも備品でございますので、動産の一部ということで議決をお願いするものでございます。

議案に書かれているとおりでございますが、防災行政ラジオ5,200台を購入いたします。また、外部アンテナにつきましては400個を購入いたします。

先ほど市長のほうから性能等を比較検討したということで申し上げさせていただきました。

まず、機種を選定に当たっては、同報無線、これはアンサーバック、試験電波を発生して返ってくるという試験を行っておりますが、これがラジオによっては、大変ノイズ、雑音に聞こえて聞きづらいというような苦情があちこちで出ているというようなことを聞いておりました。こういったことから、このノイズ音が防止できていることというものを条件として検討させていただいております。

また、導入実績ということで比較をさせていただきました。参考までに比較をした社名を申し上げますと、このリズム時計のほかに船山株式会社というところの防災ラジオ、それからもう一つが、カネトウ産業株式会社というところの防災ラジオ、この3つが今のところ、全国的にも導入の実績があるということでお話をいただいております。全国の自治体のうち、船山が30自治体、カネトウが30自治体、これに対しましてリズム時計のほうは140自治体、県内でも19の自治体が導入をしているということで、性能的にもすぐれているということで判断をさせていただきました。

今回導入しますもの5,200台ということに至りますが、それぞれでまた周波数が多少違っております。修善寺、中伊豆、湯ヶ島、土肥、それぞればらばらでございまして、現在導入をしている、予定をしているところ、一番多い69.495メガヘルツ帯、ここの台数でも2,600台、それから68.55メガヘルツ、こちらのほうは700台であるとか、68.805が1,300台、そのほか61.895と68.865というのがあるんですが、こちらのほうがそれぞれ300台というようなことになっておりまして、合計5,200台という内訳になっております。

金額のほうも協議をさせていただきますと、3,721万2,000円という価格で仮契約が調いました。

また、契約の相手でございます。リズム時計株式会社の取締役社長というのが普通の契約になろうかと思っております。ただリズム時計の場合は、指名参加願、契約等の委任が工業株式会社の開発部、開発部長の方に委任をされているということで、契約に相手方につきましては開発部長という形になっております。

こういった性能の比較等を参考にさせていただきましたので、契約の方法については、お

のずから随意契約という形になったものでございます。

以上が本契約の概要でございます。

以上でございます。

○議長（杉山 兎央君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいまの議案第89号に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議において行います。

#### ◎発議第9号、発議第10号の上程、説明

○議長（杉山 兎央君） 日程第36、発議第9号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について及び日程第37、発議第10号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、発議第9号について、7番、杉山誠議員。

[7番 杉山 誠君登壇]

○7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

発議第9号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

市町の議員の定数は、条例で定めることとなっており、現在、伊豆市の議員定数は20人です。

この定数について客観的に見てみますと、平成24年4月1日現在で、県下の23市の中で、議員1人当たりの人口数では当市が最も少なくなっています。つまり、人口の割に議員数が多いということになります。また、平成23年度の財政力指数を見てみますと0.58となっており、県内の他の市と比較しても下から2番目に低い財政力となっています。ちなみに、この比較は、近隣の人口規模が近似する函南町、清水町、長泉町と比較しても、同様のことが言えます。

現下の厳しい財政状況の中、市民の中からも議員定数の削減を求める声が高まっております。

議員定数の変更については、伊豆市議会改革検討委員会の報告の中で、今後の課題として継続的に検討を重ねる必要があると報告されておりますが、その後の協議がなされないまま現在に至ってしまいました。

私は、人口が減少し、行政職員も削減される中では、議会としても、みずから軽量化を図り、一人一人の議員がより多く汗を流し、研さんを重ね、質を高めることで、最小で最大の効果を上げる、より効率的な議会の運営を図る必要があると思います。

なぜ今になって提案するのかとの御意見もございましょうが、ここで改革をしなければ4年間先送りになってしまいます。今後ますます厳しくなる財政状況の中で、4年間の先送りでは、市民の理解は得られないと考えます。

以上の理由により、議員定数を16人とする条例改定案を提案するものでございます。

何とぞ議員各位の御賛同をいただけますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 続いて、発議第10号について、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司でございます。

発議第10号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について。

伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

「20人」を「18人」に改める。

附則。

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由でございます。

ただいま上程されました伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、提案に同意していただいた議員を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

まず、なぜ議員定数を削減しなければならないかということですが、1点目として、これからの議員には、市政全般に見識や課題を持つ、政策本位の議員であることが求められ、少数精鋭で質の高い議会を目指すべきだと考えます。

2点目です。議員はいかに市民の意向を反映した議案審査ができるか、行政に対するチェック機能が果たせるかということであります。

より多くの議員がいたほうが、より多様な民意の反映につながるということになるかもしれませんが、むしろ議員定数が多いとどうしても限定的な地域代表という性格から解放されず、大所高所からの判断ができかねることにもなりかねません。

よって、議員が地域代表から市民全体の奉仕者として活動するためには、議員定数削減は必要不可欠であります。

3点目として、議員定数を削減することは、今後より一層の行財政改革を進めるに当たり、みずからその範を示すこととなります。

現に市民の間にも民間の状況を踏まえ、かなり厳しい指摘もあります。

むしろ少数だからこそ精鋭が求められ、議会としての価値が向上するものと考えます。

今、議員定数を削減しなければならない理由を3点にわたって申し述べましたが、それでは伊豆市議会の議員定数は何人が適当かという問題であります。

静岡県のある自治体の状況を報告しますと、人口5万人以下の市で議員1人当たりの人口の平均は2,240人です。

伊豆市の議員1人当たりの人口は1,680人であり、これを平均の2,240人に当てはめると、伊豆市の議員は15人いれば十分ということになります。

それでは、伊豆市の議員定数は15人がいいのかというと、これも問題があると思います。面積のことも1つであります。それは、来月14日には議員選挙の告示が予定されており、立候補予定者は既に走り出している状況であります。

一月余りの時間しか残されていない中、ここで唐突にしかも急激な定数削減を行うことは、意欲ある方たちの立候補への道を閉ざすことにつながらないでしょうか。

私は、最終的な定数削減の検討は、この選挙の後、来期に先送りすることは、やむを得ないことだと考えております。しかし、次の一般選挙の定数は現行の20人から2人削減し、18人とすることが現時点での一番正しい方策であると確信するものであります。

以上で上程議案に対する説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます、議員各位の理解と御賛同を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいまの発議第9号及び発議第10号に対する質疑、討論、採決は、9月10日開催予定の本会議において行います。

#### ◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は9月6日午前9時半から開催し、一般質問を行います。

なお、当日は発言順序1番の議員から発言順序7番までの議員を行います。

また、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は6日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後 1時38分



平成24年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第2号 9月6日）

平成24年第3回(9月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年9月6日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本覺君	7番	杉山誠君
8番	内田勝行君	9番	関邦夫君
10番	杉山羌央君	11番	大川孝君
12番	森良雄君	13番	古見梅子君
14番	塩谷尚司君	15番	室野英子君
16番	飯田正志君	17番	鍵山堅一君
18番	飯田宣夫君	20番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	河野英世君	健康福祉部長	大城栄一君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	大川覚君	会計管理者	鈴木守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	森修司	局長	飯田勝久
主幹	稲村栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣言

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

本日、5番、松本覺議員より遅刻の届け出がありますので、お知らせをいたします。

本日の出席議員は17名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成24年第3回伊豆市議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（杉山羌央君） 日程に基づき、一般質問を行います。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者に御注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないように、答弁者にあつては質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は10名の議員より通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。

本日は、発言順序1番の稲葉紀男議員から発言順序7番の関邦夫議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 稲葉紀男君

○議長（杉山羌央君） 最初に、3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

○3番（稲葉紀男君） 皆さん、おはようございます。

議席ナンバー3番、稲葉紀男です。

発言通告書に従いまして、市長に1件質問いたします。

件名は、伊豆市は東日本大震災の教訓をどのように生かしていますかでございます。

内容です。

東日本大震災よりはや1年半が経過しましたが、伊豆市議会は全員で去る7月25、26、27日の3日間をかけ、三陸被災地への視察研修を行いました。被害のつめ跡を前にして、想定力をはるかに超えた天災、津波の破壊力のすさまじさ、それに対する人間の防御力の限界とむなしさを知らされました。

視察先では、町全体が完全に消失し、そこにはいまだ住民の生活の気配は少しも感じられませんでした。復興には長い年月と膨大な費用が必要です。そのためには国を挙げて無駄を

せず、効果、効率的な適切な復興計画の早期実現と実行が何よりも重要と痛感いたしました。伊豆市議会もこのことを真摯に考え、身を慎み、できるだけの協力をすべきと思いました。

以下、今回の研修を参考にし、伊豆市の防災対策について市長に質問いたします。

1 件目、宮古市田老港防波堤視察に関してです。

44年間かけ構築した万里の長城とも言われた高さ10メートル、長さ2.5キロメートル、Y字型の二重の世界一の防波堤さえも決壊し、遡上高37.9メートルの津波は町の全体を跡形なく廃墟とした。津波の破壊力は波の高さだけではなく、その質量、重さとスピードの2乗に、掛け算に比例する定理があり、また鉄骨が漂流物の衝撃により折り曲げられた姿は、構築物のもろさ、弱さを見せつけられました。したがって、構築物は高さと同時に、その強度が重要であることを再認識いたしました。

質問いたします。

土肥こども園の津波避難タワーほか高層避難ビルの安全性についてでございます。

ア、避難タワーは高さ16.5メートル、海拔23メートルの設計のようですが、上記の津波の破壊力に対してはどのように対策されていますか。タワー自体が崩壊する危険はありませんか。いかなる想定、仮定、質量や速度、すなわち破壊力のもとでの設計ですか。安全性の裏づけや担保はどのようにされていますか。

イ、漂流物の衝撃力に対してはどのような防御対策がなされていますか。

ウ、津波の強い水流により、構築物の四隅の地面がえぐられ、傾く建物が見られました。これに対してはどのような対策をなされていますか。

エ、想定外の大津波の破壊力に対しては、避難タワーの限界を懸念いたします。本質的対策としての高台への移転や避難（避難路の確保、訓練等）を第一に考えるべきと思いますが、いかがですか。

オ、一時避難場所に予定している土肥のビルの強度については考えたことがありますか。

次の件、2 番目です。

岩手県大槌町視察に関連して質問いたします。

町長や課長クラス全員を含む人口の1割以上、1,300人の死者、行方不明を出し、津波と同時に発生した大火災により壊滅的な被害を受け、町の機能は完全に麻痺した。この中で、みずからも九死に一生を得た開業医、道又医師を中心に、災害急性期における災害派遣医療チームの献身的な活動、以下、DMATと言いますが、を伺い、大変感動を受けました。

伊豆市には、現在、DMATの組織はありますか。また、日ごろはどのような活動をしていますか。DMATと伊豆市及び県との関連についても伺います。あわせて、日本医師会が中心となるJMATという組織もあります。これとの伊豆市との関係、現状についても伺います。

3 番目です。

石巻市大川小学校の悲劇と釜石市小中学校の奇跡に関連した質問をいたします。

ア、市長及び教育長は、全校児童108人のうち74名が死亡・行方不明となった石巻市大川小学校の悲劇と、全校児童生徒合わせ570人が全員無事であった釜石市鶴住居小学校と釜石東中学校のこの奇跡との違いは何によるものとお考えですか。天災、津波に対する行政の日ごろの意識、活動の面よりお答えください。

イ、伊豆市地域防災計画を作成した目的は何ですか。この計画を市民の安全・安心を守るための生きたものにするためには、行政は市民に対してどのような働きかけをしていますか。非常時に市民が適切な行動をとるために、どのような指導とその周知を徹底していますか。

ウ、平成23年6月定例会で私の一般質問に対して、今後、地域防災計画の市民の皆様への提示の仕方は検討させていただきますと答えています。その後の経過はどのようになっていますか。

では、よろしく願いいたします。

○議長（杉山羌央君） ただいまの稲葉紀男議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、最初の津波の件ですが、8月31日に土肥こども園に津波避難タワーを設置をいたしました。その前提は、この8月29日、内閣府から津波高の最大値、これは最大のリスク、1,000年に1回か、1万年に1回かわからないけれども、初期データの入力の仕方によって多少変わるんですが、最大限見積もった場合に11メートルということで発表がありましたが、それ以前から発表されていた暫定値でも11.1メートルでしたので、それを前提として、タワーの高さが16.5メートル、海拔からは、土地の標高を合わせて海拔23メートル、これを前提として、さて強度のほうですけれども、静岡県では独自の建築構造設計指針により、建築基準法の1.5倍の耐力基準を定めています。

ただ、土肥こども園の津波避難タワーはさらに安全を見て、1.8倍の耐力で設計をいたしました。また、鉄骨4階建てで各層に対して、方づえと呼ばれる強化策をとりまして、さらに柱の中、空洞部分にコンクリートを注入して、折れにくい構造にしております。

漂流物の衝撃力に対しては、緩衝ぐいを東西面に2本設置し、津波で流れてくる物体の衝撃を和らげるような工夫がされています。

さらに、巨大な波で、波に流されて下が掘れないように、基礎の埋め戻しに対しては、すべてコンクリートにて埋め戻す対策を講じております。

それでも想定外が発生したらどうするかということでございますけれども、これは当日申し上げましたように、あくまでも、きょう、あした来るかもしれない津波のための緊急的な措置でございまして、安定的に安全対策を講じるためには、やはり高台への移転が必要になるかと思っておりますけれども、これは1年や2年でできることではございませんので、長期的

には地元の、あるいは関係者の皆さんと協議をして、高台移転というのは最終的にはとるべき対策なのだろうと考えております。

次に、津波の避難ビルですが、津波避難ビルにつきましては、新たな被害想定を受け、地区の区長様及び津波避難ビル所有者の皆さん等と指定の見直しを行ったところでございます。その際に、地震及び津波に対する強度があると思われる建物で、さらに津波の浸水被害から地域住民の安全を確保できる高さを有する建物の所有者の皆さんと協議を行い、津波に対する緊急的な避難先として、津波避難ビルの指定をさせていただきました。

これからは、第4次被害想定の結果を受け、昭和56年以前の建築につきましては耐震性の確認をするとともに、ビル所有者及び関係機関と調整し、地震及び津波に対する安全性を再確認してまいりたいと思います。

次が、DMATです。

まず、今、御質問の中にございましたDMATとJMATについて御説明をいたします。

DMATは、大地震や航空機・列車事故といった災害の急性期、発生からおおむね48時間以内を指すようですが、このような急性期の災害に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた災害医療の専門チームです。そして、JMATは、日本医師会により組織された災害医療チームであり、東日本大震災における医療支援活動は皆様の記憶にまだ新しいところだと思います。

田方医師会では、静岡県医師会の要請を受けて5チームのJMATを立ち上げました。このうち3チームが、平成23年4月から5月にかけて、医師1人、看護師1人、事務1人の3人1チームとして、福島県相馬市に出向き、医療活動を行いました。

田方医師会は、静岡県の30チームのうち3チームを派遣したということで、医師の方々の防災意識が、やはり静岡県では高いなという感じがいたします。

静岡DMATは、県の要請により派遣となりますが、地元が被災がした場合には、所属の医療機関で活動することになっております。

なお、静岡DMATは、現在11病院19チームあり、田方では、災害拠点病院である順天堂大学医学部附属静岡病院に2チーム編制されております。伊豆市の医療機関にはDMATは組織されておられません。

最後の御質問で、小学校の件ですが、やはり、これは非常に難しいと思います。津波が来れば、何メートルが来るのかわからないのだから、とにかく逃げなさいという教育を大人も子供も含めて、やはりどの地域でもなされていたものと思います。そこにはやはり大きな差はないのであろうと。

ただ、その中で、やはり繰り返し繰り返し繰り返し、実際に避難の訓練を含めて、繰り返し脳裏に焼きつけるまで訓練をされたところと、やはりその場の先入観というんでしょうか、ここまでは来ないのではないかとか、あるいはそのほかのいろいろな状況があったんだろうと思います。

私は、犠牲になった方々に大きな判断ミスがあったとか、あるいはどこかに人間の判断として不足するところがあったとかというような、教訓は得ることが必要でしょうけれども、その方々が不適切であったからということにはなかなか思いが及びませんで、むしろ素朴に、本当にしっかり避難ということをやり遂げた小学校の指導された指導者の皆さんと子供さんたちに敬意を表しますけれども、残念ながら犠牲となった場所につきましては、その教訓をしっかりと我々が生かしていくことが責務かなというように、半分コメントになってしまいましたけれども、そのように考えております。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） おはようございます。

それでは、石巻市大川小の悲劇と、それから釜石市の小中学校の奇跡に関連してお答えをさせていただきます。

石巻市の大川小学校の悲劇の背景につきましては、現在、石巻市が委託をしております第三者委員会、ここで何がこういう大惨事を起こしたのか、このことが検証をされますので、この場では見解を差し控えさせていただきたいと思っております。

釜石市の釜石東中学校と鶴住居小学校の児童生徒が全員無事であったことにつきましては、昨年8月に、内閣府などが主催しました災害からどのように生き延びるかをテーマに開催されましたシンポジウムで、釜石東中学校の生徒が当時の、3月11日、この体験を次のように報告をしております。

震災前から自分の命を自分で守ることを目標に、学校で地域の方と一緒に防災学習に力を入れてきた。

ある生徒は、近くの小学校と合同で行った津波の避難訓練では、形式的に行うのではなく、絶対に生き抜くと思って真剣な気持ちで取り組んできた。

また、ある生徒は、当日、この前の訓練のように小学生の手を引きながら、小学生を守らなくては、私たちがしっかりしなくちゃ、泣きそうなくらい怖い気持ちを奮い立たせ、次の、そして次の避難地を目指して頑張りました。

生徒のこうした言葉から、学校、家庭、地域が連携して防災教育に真摯に取り組んだ成果であり、具体的に原則行動として児童生徒に教え込んだ「想定にとらわれるな」「最善を尽くせ」「率先避難者たれ」の避難の三原則がまさに生かされた成果である、結果であると考えます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） では、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） すみません、答弁漏れがございました。

最後の地域防災計画の策定のところでございますけれども、市の地域防災計画の中で、自

主防災活動について定められております。

私は職員には再三指導しておりますけれども、とにかく最初の避難、それから最初の対応は、何度でも何度でも自主防災会の皆さんに、そこをしっかりと対応していただくよう繰り返しお話をしなさいということでございます。

津波の場合には5分ですから、伊豆市長として何か対応策をここから指示することはできません。また、川の増水の場合にはある程度予見できますけれども、伊豆市で極めて可能性の高い土砂崩れは発生箇所が予測できません。これまで4年半の市長の経験の中でも、土砂崩れを予測したことはありませんし、その後、報告や航空写真等で確認することがほとんどでございました。

したがって、まずは避難等、最初の自助のところは自主防災会でしっかり対応をしていただく、初動はこれに尽きようかと思っております。その自主防災会の皆さんが活動しやすいような環境をつくっていく、そのための啓発活動あるいは資料提供等を市がしっかり行っていく、こういうことだと思っております。

また、地域防災計画の提示につきましては、現状ではまだホームページ上で公表となっておりますけれども、静岡県の方が第4次被害想定をなるべく前倒しで発表されるということがございますので、その経過を見て、なるべく速やかに新たな防災計画なり、ハザードマップなりを作成し、多くの皆さんが見やすいようなところに提出及び掲示をさせていただきたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質問はありますか。

稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） 1つずつお伺いいたします。

最初に津波タワーについてですが、強度については県の建築基準法の規格の1.5倍、さらに1.8倍をいくんだということですが、これは津波のようないわゆる動波力といたしますか、動いてくる波力といたしますか、そういうものに対してのものに当てはまるんでしょうか。

実は、津波のこの破壊力についての基準は、国ではまだ定まっていないということですが、御答弁願います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 担当は健康福祉部長なのですが、ちょっと技術的にわかるかどうか、答えられたら答えてください。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 最初に、東北地震における地震の加速度というのがございます。これが約2,000ガルと言われておりますけれども、土肥こども園のタワーにつきましては、減衰性あるいは靱性を考慮して、500ガルが避難タワーに伝達されるということに計算



上なります。土肥こども園の避難タワーの保持する耐地震力につきましては720ガルになっておりまして、十分安全を確保できていると考えております。

また、津波につきましては、先ほど市長から答弁がありましたように、柱にコンクリートを入れるとか、基礎も必要以上に重くして、洗掘が起きないように措置をしてございます。

あと、津波の質量等につきましては指針が出ておりますので、そちらに準じて設計をしてございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） なかなか基準がはっきりしない中での設計ですから、難しいかと思えます。

実は、私、この近郊に西浦、重須、それから立保、それから木負に津波タワーがございす。これは東北大震災の前の災害を想定したものでございすので、伊豆市のタワーを見ると、はるかにしっかり頑丈につくっているという印象は受けております。ですから、その点では安心しました。

しかしながら、やはり何が起きるかわからないということの中で、何を裏づけに根拠に設計したかということが非常に大事だと思います。西浦のものは、例えば、京都大学の防災研究所と一緒に、漂流物がタワーにかかったときにその波力はどのくらいかかるかということについての耐久性をもとに設計されたということでございます。

また、国には波力の基準はございませぬけれども、内閣府の政策担当から出されました津波避難ビル等に関するガイドラインというものがございまして、その中に構造的要件に対する基礎的考えもあるということでございます。

土肥の避難タワーについては十分強固だと思いますけれども、何かあったときに、果たして基準はないのに、だれがその安全性を担保するのかということが非常に行政上重要な話になると思えますもので、その点についてだけお答え願います。安全性の担保について、行政の責任といえますか、そういうものの所在です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたように、これまで建設されている津波避難タワーに比して、さらにしっかりとした対策をとり、また耐力については県の基準以上のものをやり、現時点で最大限の配慮がなされたものと考えております。したがって、建設させたのは市長ですから、どのような責任のとり方があるかわかりませんが、責任はすべて市長にございます。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） 続けて、DMATについてです。

特に、被災地を見まして、開業医の先生がそれこそ汗にまみれて、バラック建ての中で活

動されている姿を見まして、感銘を受けました。

伊豆市の医師会には、この組織が現在のところないというお答えでしたけれども、やはり初期の活動というのは、何といても地元が中心になる。いろいろな意味で遠くからお医者さんが駆けつけるということもできないような状況ですもので、ぜひ伊豆市の中にもこの組織の立ち上げを検討されることを希望しますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そのこのところなんです、DMAT、JMATあるいは国境のない医師団なんかもあるんですけども、あるところでチームを組んで、よそ様へ応援に行く組織なんです。今我々が議論しているのは、今議員の御指摘のあったところもそうですけれども、伊豆市が被災地となった場合ですから、我々は既に救護所とか、避難所運営とか、既に防災計画がある中で、田方医師会の先生方の役割も既に決まっておりますので、それに基づいて、市内で被災地として活動していくということで、DMATがなければ動けないものではなくて、むしろDMATを編制せずに、現地において伊豆市内において活動をするということが前提でございますので、そこは組織・活動の目的が異なっているものだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） 確かに、県のDMATで各地へ応援しに行くという組織もございます。ただ、現実には、DMATの活動は48時間、まず2日の中でその救急・医療活動ができるということが最大の任務であります。

そうしますと、やはり震災の規模によりまして、遠くから応援に駆けつけるといっても、なかなか交通の手段もままならんという状況では、やはり地元の中にそういうDMATの組織が編制されてということが緊急時には非常に役に立つではないかと思えます。

重ねてそういう観点から市長にお尋ねします。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと話が食い違っていることを危惧するのですが、田方医師会はDMATを組んで市内にも派遣されるのではなくて、田方医師会は、被災地である伊豆市の中で既に決まっている活動をなるべく早く適切に対応していただくということが最大の貢献であって、そのために伊豆市医療救護計画の中で、田方医師会伊豆支部、田方歯科医師会伊豆支部、田方薬剤師会伊豆支部と協定を結んで、そして先般のように一緒に訓練をしたり、あるいは年に1回、田方医師会の先生方と私どもで意見交換会等をしているわけでございます。

ある意味、今からDMATのような組織を組んで活動してもらおうと思えば、もっと遅くなる、あるいは派遣先が決まってしまうわけであって、あくまで仮にDMATのような組織が必要であれば、これはどこかに応援に行く場合なんです。ですから、我々は外からDMA

Tを受け入れる体制はしっかりつくらなければいけませんけれども、市内にあっては既にそのような対応がとれておりますし、また伊豆赤十字病院のほうでも独自に増援を受ける計画を持っているように聞いておりますので、そこをあえて他地に派遣されるDMATに議員がこだわられる理由がよくわからないので、そこはもしまだ別の観点から御意見があるのであれば、御教示いただければと思います。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） それでは、市内の緊急の救護活動については、現在は伊豆市の災害に対する計画がございまして、その中にもうたわれているようですが、それで対応できると、そのことを、その防災計画に基づいた組織に活動をお願いするということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まさにそのとおりであって、そこで私が気にしているのは、本当にその日、災害が起こった日に、その先生方がおられるかどうかなんです。したがって、1階の一番端に常設の災害対策室を今つくっておりますけれども、その中には、まだできておりませんが、日々のお医者さんがそこにいるのかいないのか、出張で外に行っているのか、研修でまとまってどこかに行っておられるのかを、日々、毎日そこに表示できるような、そんなことをこれから体制としてとっていくつもりでございます。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） お医者さんがなかなか手配が難しい時に、緊急時のトリアージについて、お医者さんじゃなくても、それなりの講習なりを受けて、能力のある方はトリアージができるようになったかというような情報も聞いているんですが、伊豆市はどうなんでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） トリアージにつきましては、基本的には今言った田方医師会あるいは歯科医師会、薬剤師会を中心に行っていただくんですが、万が一その方たちが被災してしまった、それで救護所に到着できないということであれば、当然保健師、看護師等がかわってトリアージをするということも十分考えられます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） 最後に聞きます。

釜石市の奇跡、大川小学校の悲劇でございますが、これはなかなか私は、大川小学校の場合には北上川から4キロメートル離れているところです。そして、この場所は昭和8年の三陸沖の大津波でも被害がなかったということで、宮城県も石巻市も、まさかここまでという津波の遡上については全く考えていなかった。この小学校は、むしろ災害があったときの避

難場所にさえなっていたということでございまして、行政がそういう指導というか、そういう方針でしたもので、住民も危険の意識は全くなかったと。このことが、見ますと、わずか5分、学校の裏山、5分で駆け上れるようなところがあるんです、後から考えてみると。しかしながら、固定観念、安全だということに縛られて対応がおくれてしまったというのも一つの原因じゃないかと思えます。

一方、釜石市のほうは、日ごろの学校教育の避難教育ということをやっております、みずからの命はみずからで守るということを基本に、お互い助け合うということで、これはもう授業の一環で、見ますと、大きな防災マップを生徒が自分で描くんです。津波に限らず、クマが出て危険とか、電柱が倒れそうとか、そういうこともみんな書き込んでいるような、そういうことを子供みずからがつくっているような教育がなされています。そして、このことが単にボードの上だけではなくて、訓練という実践の場における活動もしているということでございます。

こう見ますと、質問しますが、やはり行政の天災に対する、自然災害に対する危機意識、それに対する想像力あるいは感性と申しまししょうか、そういうものがこのいざというときの生死を分ける非常に重要なことになるということだと痛感しました。

こうした点で、伊豆市はそういう危険意識、想像力のレベルは、市長、どの程度のものにあるかと、漠然とした質問で申しわけないんですけども、お答えください。伊豆市は安全確保を安易に考えていることや、あるいはその場所が安全だということが、本当に安全かどうかということ、見直せば危険なところはあるじゃないかとも思いますので、この見直しについてもあわせてお答えください。

○議長（杉山弐央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、静岡県全域でもそうですけれども、やはり東海地震がここ30年ぐらいつつと言われておりまして、危機意識は非常に、市民の皆さん、高いものと思っております。

私は市長になった4年半前に、伊豆市の最大の脅威は観光のハイシーズンに地震と台風が同時に直撃することだと。実はそう言いながらも、それは起こらないだろうと私自身、内心思っていたんですが、4年前の8月11日、まさに観光のハイシーズンに台風が伊豆半島の南側を通過し、震度6弱の地震が起こるとい、幸いにも台風はそれでしたけれども、しかし観光ハイシーズンに伊豆半島を大地震と台風が直撃するということが発生し得るといことを身を持って感じたわけです。

ですから、自然災害の脅威は最大限のことを考えておく、これを改めて痛感しているところであり、また市民の皆さんにも、折に触れ、そういうことは申し上げているつもりでありますし、したがって初動のところは364平方キロメートルの広い市の地域でございますから、まずは地域の皆さんで助け合うことをしっかり訓練をしていただきたいと思います。

市の役割については、当然行政は市民の安全・安心については第一責任を負っているんですが、やはりどちらかがその責任と役割の大半を果たすのではなくて、しっかり協働をしながらやっていくことが今求められている姿であろうと考えています。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） まさしくそのことだと思います。したがって、市の防災計画等についても、実際に市民がいざというときに役に立つようなものにしていただければと思います。

今現在の防災計画は300ページ分ぐらい附属資料も入れるとあるんです。これはなかなか見ようかといっても見ません。ただ、その中で、本当にいざというときに必要なこと、例えば地震対策編の自主防災活動あるいは地震防災応急対策、あるいは避難活動、地域への救護活動の内容、あるいは医療のこと、特に気になりますのは、災害時要支援者への支援等についての項目でございます。

こういうものについて、300ページの中からわかりやすいダイジェスト、小冊子等を配布すること、あるいはこれに基づいて実際に地域の自主防災活動を活性化させる方策をみんなで考え、具体的に実践するということが必要だと思いますが、くどいようですが、同じような質問になりますが、市民への周知徹底、教育ということ、周知徹底ということについて、その具体的な方策について伺います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これも再三申し上げていることですが、計画は計画どおりやるのが目的ではないんです。計画どおりには災害は発生しません。計画はある特殊な事態が発生したときに、どう行動するか判断基準であって、それをうまく現実に応じて修正しながらやっていくんです。ですから、300ページがすべて市民の皆さんに必要なではないんです。市民の皆さんに必要なことは、最初の避難と、それから最初の自助、公助の一部、そのところなんです。

それは地域地域によって違いますから、先般も小土肥に伺ったときに、黒根の公民館では低過ぎるので、もっと山の上のところの畑のほうにということ、既に地域の皆さん考えて、地主の皆さんとも話をしているということを伺いました。そのように、地域地域で最初の避難のところと自助のところと公助の最初のところ、これはやはり話し合っただき、その話し合いの環境の場とか、市で対応しなければいけないところを市がやっていくということが、やはりあるべき姿ではないかと、このように考えております。

○議長（杉山羌央君） 稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） そのとおりだと思います。

実は、この東日本大震災の後、国の中央防災会議、防災対策推進室というところが、この平成24年7月にワーキングチームが報告書を出されています。市長はこれをごらんになりましたでしょうか。そこにはまさしく、みずからの命を守るのは一人一人の素早い避難しかないということを確認しています。

行政は単に防災意識の向上を唱えるだけではなく、具体的な対応を求めることを重要なテーマとしています。具体的には、海岸保全施設等、これは防波堤のようなものです。避難場所、避難施設、避難路、避難階段等の整備、大津波警報等の確実な情報の伝達といった、ハード、ソフトの対策は、一人一人の素早い避難を後押しするための行政の責務であり、着実な対策を実施することを求めています。具体的な対策をとることが本当に必要だということを確認いたしました。

同じように、ワーキングチームの報告の中で、これは教育長に伺いますが、今回、学校の被害、被災ということが非常に問題視されています。現在、伊豆市にも幼稚園、学校等に対する防災計画、防災活動、避難計画等は、それなりの基準に基づいてなされていると思うんですが、今回の地震を見て、災害を見て、改めて見直す必要があるのではないかと思います。

特に、幼稚園、保育園のいざとなったときに、災害があったときに、御家族の方が子供を迎えに来るとというのが一つの基本的な考え方と思いますが、そのことについても見直し、今回助かった人は学校が生徒を守り抜いたと、幼稚園が守り抜いたということが重要なポイント、その点について、父兄と、あるいは地域との合意、話し合いということが必要なかと思っておりますが、これについて教育長はどのようなお考え、また対策を考えているのでしょうか、伺います。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） まさに稲葉議員が今おっしゃったことというのは本当に大切なことだと思っています。先ほども言いましたけれども、子供の命を守る、これは学校のいろいろな場面を想定しなければならないわけです、子供の命を守るためには。例えば、学校にいるとき、それから下校の途中、それから家、いろいろな場面、また昼、明け方なのか、夜なのか、そういう中で、子供の命を守るにはどうしたらいいか。

やはり、この中には、先ほども市長のほうからありました、やはり自分の命は自分で守る、この教育をまず学校の中にどうやって定着させていくか、これが大事だと思います。確かに、伊豆市の場合は、ほかの市町と異なって、学校では本当に避難訓練を1年間に3回から5回やっております。しかも、小学校では幼稚園と合同で避難訓練もやっております。そういうことはやっておりますけれども、やはり、その避難訓練が本当に子供の命を守ることにつながっていくのか。この中では、先ほど言った家の、もし学校で起こった場合は校舎へ引きとめるのかという問題、引き取るまで待つのか、そこら辺のところについては、やはり保護者とこれからも考えていかなければならない。

あくまでも、その一番根本になるのは、自分で自分の命を守る、そういう意識を子供にどういうふうに伝えていくのか、また親御さん自身も、子供が一人で行動しても、親御さんがその子供を信頼できるかという、そのきずなをどういうふうにつなげていくかということが大事な、そんな思いを持っております。

○議長（杉山羌央君） 以上で稲葉紀男議員の質問を終了いたします。

◇ 内 田 勝 行 君

○議長（杉山羌央君） 次に、8番、内田勝行君。

〔8番 内田勝行君登壇〕

○8番（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

通告に従い、一般質問をいたします。

答弁を求める者、教育長であります。

件名、小学校再編後の検証について。

現在、学校再編計画に基づき、土肥地区を皮切りに再編が進んでいます。既に、中伊豆地区も中伊豆小学校が誕生し、1年半が経過しようとしています。天城地区においては、来年4月の天城小学校開校に向け準備が進んでおります。

再編の原点は少子化による教育環境の著しい変化を是正することだと考えます。それゆえに、学校再編はゴールではなくスタートです。その観点から、再編後の具体的効果、つまり目的が実現できたかの検証、精査し、今後の再編に生かしていくことが最も重要だと考えますが、いかがですか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（杉山羌央君） ただいまの内田勝行議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、内田議員の小学校再編後の検証についてにお答えをさせていただきます。

小学校の再編につきましては、議員に御指摘いただいておりますように、教育委員会としても、ゴールではなくスタートとしてとらえ、再編した土肥小学校や中伊豆小学校の様子について、継続的に見守っていくことが重要であると考えております。また、そこでの成果や課題について吟味し、改善点については課題の内容に応じた対策を講じていくことが必要であると認識しております。

また、成果や課題についてのとらえ方についても、再編直後に見られる短期的な課題、例えば人数がふえたことや通学に関係することと、もう少し長いスパンで検証する必要がある教育活動の質や内容にかかわる部分と分けて分析していくことが、再編後の検証として大切であると考えております。

学校においても、児童や保護者からのアンケートをもとにして、自己評価や学校関係者による評価について毎年実施しておりますので、こうした評価も参考にして検証してまいりたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質問はありますか。

内田議員。

○8番（内田勝行君） この件は、平成22年の6月議会で一度私は質問をしております。それで、市内を回っていると、さまざまな方から、土肥小学校あるいは中伊豆小学校のことに  
ついてよく聞かれます、うまくいっているのかと。私の手元には正しい情報がありませんので、今回、再度質問をさせていただきました。

前回、平成22年のとき質問させてもらった時点では、土肥地区の再編の直後でしたので、まだ検証する段階ではなかったかと、このように思います。ですから、今回は中伊豆地区まで再編が済みしました。こういう進んだ段階において、再編の成果あるいは検証をしていく必要があると、このように受けとめています。

それから、前回の答弁の中で、これは前任者の教育長ですが、今、答弁の中にありましたアンケートあるいは子供たちの学力診断テスト、あるいは教職員のアンケート、そのようなことを実施していきたいという答弁がございましたが、この点についてはどのように、実施したのか、あるいはこれから計画しているのか、教えてください。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 評価につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、児童による評価、アンケート、それから保護者、そしてさらにはそれらをもとにして、教職員ももちろんです、その三者で出します。そして、それらを学校評議員という方がいらっしゃるにしまして、その方にお示しして、さらには学校関係者評価委員会というのがあります。ここは評価したものをまた評価するという、そういう仕組みの中で評価をしております。

したがって、土肥小につきましても、中伊豆小学校につきましても、そのような形で再編、特に再編というところにすべてを集中させることはございませんけれども、その1年間の成果としての評価は、課題等も含めて行っております。

○議長（杉山羌央君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） それでは、具体的に質問をいたします。

土肥小学校、これは再編直後に私は学校に行きまして、校長先生から話を聞いたわけですが、先生方、子供さんがふえたために事務量がふえたということで、子供に目をかける時間が少なくなったと。しかしながら、統合加配あるいは支援員の増員で大変助かっているというふうな話がありました。

その支援員あるいは統合加配、この人員の数あるいは期間というものはどうやって決まるんでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 統合加配につきましては、これは県の県費から派遣されております。支援員につきましては、この市の市単のほうでの派遣になります。この統合加配につきましては2年間という期間がございまして、それが過ぎるとそれが県のほうのがなくなってしまうというのがありますので、ここは本年度も県のほうの、要請に9月から入りますので、もう1年継続ということをお願いはしているところです。



それから、市の支援員につきましては、やはりこの実情を、それぞれの各学校での統合によっていろいろな課題が出てきますので、その場合は、やはりなぜ必要なのか、そういうものをはっきりと教育委員会に示していただいて、それで教育委員会から財政、予算のほうへの繰り込みをお願いをしていくということがかかわっております。よろしいでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） その支援員ですが、これは当然免許を持った方、あるいはOBの方とかもいるわけですね。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 免許を持たない方もいらっしゃいます。これはどういうことかという、これは土肥小と中伊豆小に限ったことではないんですが、支援員の中にはそれ以外の学校の中に、例えば特別支援教育、普通学級に軽度の発達障害を持った子がいて、なかなか学級の中で学習になじまないとか、ほかの子たちの学習の権利を奪ってしまう、そんな子に対しての支援については免許がなくてもお願いをしております。

ただ、学習にかかわる者については免許を確認させていただいてやっております。

○議長（杉山羌央君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） 先ほどの土肥小学校の質問の続きなんですが、先生方が、再編前と再編後で子供たちの数が2倍、3倍に膨れたわけですが、その先生方の負担、当然負担がかかるわけですが、これは負担がかかったからといって学習に影響があってはならないんですが、その辺の取り組みはどのようにしていますか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 実際に聞き取りは行っておりませんが、申しわけありませんが、これは校長との話の中で、再編をすることによって人数がふえたことによって、分掌が、それぞれ負担の数が少なくなってきたということ。したがって、それぞれがそれぞれの分掌を専門にできるようになってきた。

例えば、生徒指導、学習指導というふうな2つの分掌をぽっと1人の人が持つのではなくて、生徒指導担当、学習指導担当、特別活動担当というふうな形での分掌を手当てすることができた。それから、出張についても、比較的人数が多くなったので、重なって1人の人が何回も出張するという事は少なくなってきたと、こういうこともあります。

したがって、確かに人数がふえたことによって負担、一人一人を見る目がということがあるかもしれませんが、今内田議員が御指摘のように、忙しさという点については、ある面では解消されているというふうに思っております。

○議長（杉山羌央君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） 土肥小学校、中伊豆小学校の再編が済みました。父兄の方から、再編してよかった、あるいはその逆の意見、いろいろあろうかと思いますが、もしこの場で紹介

できれば、一、二例紹介をしていただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） それでは、中伊豆小学校の例をとらせていただきます。

これは昨年度に保護者、それから児童にアンケートをとったものがあります。これは1から4、4というのは「よい」、それから3が「大体」、それから2が「まあよい」、それで1がマイナスということの評価です。4段階です。

その中で、こういう質問を子供たちにしております。3つの小学校が一緒になってよかったかという質問に対して、昨年5月、3.55という数字が出ています、5月です。そして、12月に3.6という数字が出ております。それから、保護者のほうです。3つの小学校が一緒になってよかったか、これは7月が3.24、それから12月が3.26という数字が出ております。

したがって、このアンケートの結果からしますと、3以上ということの数値が出ております。一緒になってよかったという点です。

ただ、文章のほうで、例えば、これは土肥小のほうの成果、当然、成果と課題がありますので、成果としては、先ほども直後という話がありましたけれども、こういう成果として上がってきています。子供たちの学習において、以前より多くの友達と交流することで、異なる価値観に触れ、思考の幅が広がったというふうなとらえ、それから学習の場だけでなく、生活の中でも、人数がふえたことにより刺激が多くなり、活気が見られるようになったということです。

ただし、課題としても当然これはあります。その中で、バス通の児童が全体の3分の1いて、下校時においてはバスの時刻に合わせた教育課程を組むことが必要になり、時間的な制約が生じてきたと。また、バス通児童の安全面の配慮が今後も必要であるということが出てきております。

それから、人間関係においても、友達の幅が広がり、自分自身をより表現できる子もいるが、中には今までの関係から取り残される、そういう子たちもいることは間違いないということも課題が上がっています。

それから、中伊豆小学校のほうには、先ほど数字で出しましたけれども、それ以外にこういうアンケートの言葉として上がってきています。

成果としましては、児童及び保護者が3校が一緒になってよかったと好意的に受けとめている。さっきのことです。それから、広い視野で友達関係、地域のかかわりなどを学ぶことができる点はよかったという文章での保護者からの答えが出ています。

それから、登下校は、バス通だと大変な部分もあると思うが、子供の姿を見ていると、世界も広がり、とても楽しそうである。いろいろな意味で視野が広がり、内面的にも成長しているように感じている。

ただし、課題です。人数がふえたことで、先生が目が一人一人に届いていないように感ずる。こういう意見も出ております。友達がふえたことにより行動半径が広がったが、子供

たちだけで行ったりすることもふえたので、その安全面では心配だということも出ております。それから、いろいろな行事が3校が1つになったので、やり方が違うと戸惑うところもあったと。これは去年の時点での課題として上がっております。

そういうことでございます。

○議長（杉山羌央君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） できるだけ4に近づくように期待をしております。

それから、大変気になる不登校、いじめ、これが再編前と再編後に変化があったのかというところでデータを見ました。そうしましたら、土肥はありません、ゼロですね。中伊豆小学校、大東、八岳、大見が一緒になったわけですが、この時点は3です。それから、再編した中伊豆小学校の数も3であります、同数です。この数字をどうとらえるのかということは、また別問題になるんですが、数字を見る限り、危機感を持つような状況ではないとは思いますが、当然今後ゼロにしなければならないんだと。

なぜかといいますと、これを中学校まで引きずるというのは大変お子さんにとってもいい状況ではありませんので、ぜひこのその辺は対処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 確かに、いじめ、不登校、これにつきましては、常にいじめについては被害者を出さないということ。それから不登校については、これは家庭と地域と、それから学校、この三者がやはり、もちろん行政、学校だけではなくて教育委員会、それから子ども課ですとか、そういうところとも本当に一緒になってゼロを目指す、これはしていきたいというふうに思っています。

○議長（杉山羌央君） 内田議員。

○8番（内田勝行君） 最後のまとめになりますが、これで2地区の再編が終わったわけでありまして、ですから、一刻も早い検証をしていただきまして、次の再編に生かしていただきたい。そのことが保護者の不安を少しでも解消して、また再編への協力、理解を得ることにつながると、このように私は思います。

その答弁をいただきまして、お考えをいただきまして質問を終わります。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 昨年度ですが、この第1次伊豆市総合計画後期基本計画が出されております。その中で、第4章、豊かな心をはぐくむまちの中で、豊かな人間性をはぐくむ教育のまちづくり、その基本事業として、学校再編計画の推進、これを基本事業として掲げてございます。

したがって、やはりここに書かれておりますように、子供のよりよい環境づくりを目指して再編を進めていく、このことがやはり教育委員会としての務めでもあるというふうに考えております。

○議長（杉山羌央君） 以上で内田勝行議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をとります。再開を10時50分再開といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午後10時50分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◇ 鈴木初司君

○議長（杉山羌央君） 1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 皆さん、おはようございます。

1番、鈴木初司でございます。

発言通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は1つ、公の施設、伊豆市天城会館の管理運営についてただしてまいります。

1、天城会館を伊豆市（普通地方公共団体）が伊豆市観光協会を指定管理者と選定し、平成23年10月1日から平成27年3月31日まで協定期間を定め、基本協定書により、市長と伊豆市観光協会代表理事との間で協定が平成23年9月30日に制定されました。

地方自治法第244条、公の施設、また伊豆市天城会館の管理運営に関する基本協定書、また天城会館指定管理者業務仕様書の内容と違い、理解しにくい箇所が何点かありますので、疑義をただしていきます。

地方自治法第244条の2、8、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9、前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合は伊豆市観光協会であります。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければなりません。

10、地方公共団体の長または委員会は、指定管理者の指定する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるとあります。

ここからです。

条例違反ではないのか。これは、天城会館の入場料収入については、天城会館の決算書の中で収入の部の項目に入っておりません。しかし、皆様がお支払いになる入場料、利用料は徴収されております。

地方自治法では、指定管理者以外第三者は、料金は徴収できない。地方自治法に抵触していませんか。また、だれ、どなたが入場料収入を収益としていますか。まず、この2点について答弁を求めます。

2つ目です。

管理運営に関する基本協定書の中身についてであります。

第6条、乙は、協定期間内において翌年度事業計画書（以下「計画書」という。）及び予算書を前年度11月末日までに甲に提出するものとする。

第7条、乙は、期末月の翌々月末までに事業報告書（以下「報告書」という。）及び決算書を甲に提出しなければならないとあります。

第17条、乙は業務の実施にあたり、当該業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとするとあります。

第6条（事業計画書の提出）の事業計画書の件であります。議会の常任委員会での説明では、これは経済建設委員会であります。3階リニューアル事業（案）ゆにーくアートミュージアムは2011年4月から2011年7月、よしもと芸人作品展は2011年8月から2011年11月、所ジョージの世田谷ベース in 天城は2011年12月から2012年3月、特撮大映画祭2012年4月から2012年7月、日本の美人画広告ポスター展2012年8月から2012年11月、信じるか信じないかはあなた次第都市伝説展等説明されていたわけですが、また、運営収支（案）も出されています。

議会の常任委員会で説明された計画と、今実現実行されている中身が全く違うわけであり。議会の議決（可否）をとるだけの提案だったのでしょうか。詳細な説明を求めます。

第7条（事業報告書の提出）であります。

事業報告書決算書は伊豆市に提出されていますか。

第17条（委託等の禁止）。

委託等の禁止は、伊豆市に資料請求した資料によると、これは議員皆様、また行政当局の皆様にも、議長の許可を得てお配りさせていただいています。伊豆市に資料請求した資料によると、伊豆市が天城会館市委託料として伊豆市観光協会に支払った額は929万6,000円でございます。また、全く名前が出てこないのですが、伊豆市観光協会が有限会社フィガロへ支払いした額923万5,000円、99.34%であります。

フィガロとはどういう会社であるか、皆様に御説明いたします。

商号、有限会社フィガロ。

会社設立の年月日、平成7年7月21日。

目的、1、化粧品及び日用品雑貨の販売、2、冠婚葬祭用品の販売。

上記各号に附帯する一切の業務、また発行可能株式総数は60株、資本金は300万円でございます。これは履歴書事項全部証明書、法務局でとったものの写しでありますから、全く間

違いはございません。を、天城会館指定管理者業務仕様書業務委託について説明します。

指定管理者は、原則として本事業の全部を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。ただし、展示運営事業に関する業務及び施設の管理運営に関する業務（清掃・設備の保守点検等）は、この限りではない。私はこれに抵触し、業務委託料の名目で支払われている923万5,000円は、フィガロ社に丸投げされており、先ほど言いましたように、フィガロ社は化粧品及び日用雑貨の販売、冠婚葬祭用品の販売が主な目的であって、伊豆市の公金が流れていく目的（企画等）がなく、司法書士の指摘では、目的外業務であり、商法違反の疑いがあるとのことでした。

行政はこの事実をどうとらえ、指導していきますか。伺います。

以上でございます。

○議長（杉山晃央君） ただいまの鈴木初司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 観光経済部長に説明をさせます。

○議長（杉山晃央君） 観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、ただいまの鈴木議員の公の施設、伊豆市天城会館の管理運営についてお答えをしたいと思います。

天城会館の指定管理については、平成23年10月1日より一般社団法人伊豆市観光協会と協定を締結いたしまして、条例第14条に定める展示館及び食体験施設に関して、平成24年1月から展示部門を開始してございます。

この展示事業は、業務仕様書に基づき、有限会社フィガロに請け負わせることにより、入場料や販売収入は指定管理者の利用料金収入としての位置づけはいたしてございません。天城地区の観光振興及び誘客対策を目的に、同社の展示業務に必要な収入の一部としてこれを取り扱い、これを補う部分を観光協会が指定管理料から支出しており、特に地方自治法に抵触するものではないという考えでおります。

なお、今後、食体験施設として、市の特産品の展示販売事業、さらにはある部分、市の直営部分の管理が発展すれば、指定管理者の収入として、利用料金制も含めて検討できるという考えでおります。

次に、事業計画書の件でございますが、御指摘の部分、平成23年6月の委員会の中で、観光協会天城支部より、平成22年12月にミュージアムの展開イメージとして提出された案を御説明したものでございます。

この事業に当たっては、指定管理者としての選定を受けた後、集客性や文化教養面など、さまざまな要素を勘案しながら、施設の目的達成のために計画実施されることが当然でございます。その結果、6月説明の展示イメージと変わったもので、本質的にはミュージアム

として展示業務から逸脱したものではないというふうに考えております。

さらに、事業報告書の件でございますが、観光協会より平成23年度の業務の実績報告書及び収支決算書は5月31日付で私どものほうへ提出されております。また、御指摘の業務仕様書に定める展示運営事業に関する業務はこの限りではない、これに基づきまして有限会社フィガロが請け負っており、フィガロの単年度の収支状況、また確定申告書から貸借対照表、損益計算書などの写しも私どもで確認してございまして、適正に経理がなされていると考えております。

なお、前回御指摘をいただきました有限会社フィガロの履歴事項全部証明書を私どもで確認をいたしましたところ、平成24年3月1日付で変更、3月28日付で登記により、現在は展覧会・イベントの企画、製作、運営、飲食店舗の企画、運営、広告・宣伝の企画制作など、10項目に目的を変更してございまして、事務手続上のおくれによるものと判断され、問題はないと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） では、まず1つずつやらせていただきます。

入場料、使用料の件でございますけれども、まず初めに、私、皆さんに紹介します。平成23年度伊豆市天城会館管理運営事業報告書、平成23年10月1日から平成24年3月31日までのものを請求してまいりました。

事業の概要は、当協会は伊豆市から指定管理者の指定を受けた公の施設、伊豆市天城会館の一部について管理運営を行い、誘客拠点としての活用を実施しております。1月2日は中心核となる展示施設、天城ミュージアムがオープン、第1回となる企画展「PIECE OF PEACE レゴで作った世界遺産展」を4月8日まで開催しました。オープニングでは、地域の有志によるテントでの物品の販売を実施し、かつてのにぎわいを想起させるものであります。

3カ月の入場数は1万1,256人。本年度は河津桜の客足が伸び悩んだことにかかわらず、当初見込んでおりました入場者数5,000人以上の方に御来場をいただきました。

テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、フェイスブック、またポスター、チラシの配布についても、関係各位の御協力をいただきながら展開し、天城ミュージアムの知名度向上を図っております。

また、天城ミュージアムのオープンに合わせ、2階、常設コーナー、1階、ホテル用施設の整備、管理につきましても、市当局の御協力をいただきながら進めてまいりました。

しかしながら、当局は、去る平成22年11月に作成しました天城温泉会館再生プランはまだ実施の途上でもあり、数字上としてあらわれていないものの以外に、地域において活性化に向けた働きも出始めており、それらと連携を図りながら、本年度実績を超えるよう、さらな

る誘客を図りますとあります。

この中に、フィガロ社に丸投げをしたとか、フィガロが請け負ったと文言は一切なく、伊豆市観光協会がすべての業務をしたということの話になってございます。

また、先ほど1階から3階まで、3階の展示業務ということでありますけれども、支払い明細の中には、伊豆市観光協会が払った指定委託料は923万5,000円と先ほどお話ししましたけれども、伊豆市が4万円、観光協会が5万円近くしかとっていなく、そのほかに支払われた、質問してまいります。私、ちょっと調査したところによると、ホテルの飼育場の方にも支払いが行われている。また、ここにおられる、書いてございませぬけれども、これも聞きます。館長と呼ばれる人を置かなければならない。館長はどなたでしょうか。また、その方にも支払いがされているのではないのでしょうか。一切、伊豆市観光協会からの支払いは一切ございませぬ。

そういう中で、丸投げと言わずして、先ほど丸投げではないと言っていますけれども、丸投げ、違反ではないでしょうか。その点について聞きます。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、御説明をいたします。

丸投げではないかという御質問でございましたが、先ほどお話ししたとおりの入場料のやりとりの計算により、運營業務委託費が積算されております。本日、議員に配付していただきました資料でございまして、この中にミュージアムの運營業務委託料923万5,000円、備考欄に運營業務委託費755万円、オープン広報費168万円とございます。これは、こういう形で別途の契約にしております。オープン広報費については、この施設の初回展示業務と、まず一体不可分ということであるため、フィガロ社に広報委託をしたものでございます。

入場料収入の取り扱いですが、先ほど来説明したとおり、入場料や販売収入は、自治法に言う利用料金には、私ども位置づけておりませぬ。自治法で言う利用料金は、例えば劇場ホールを指定管理にした場合、ここで言う有料事業に係る収入は、第三者がやった場合にはその者の収入となり、自治法で言う利用料金についてはホールの利用料という形になるという考え方でございます。

この考え方は、平成24年度の当初予算の提案説明の中でも私のほうでいたしましたが、議員御指摘のとおり、協会決算に入場料収入が見えないということでございますので、これらについては協会のほうと相談をいたしまして、経理手法を改善をしていきたいと思っております。

それと、あと館長ということでございますが、私どもが確認いたしましたフィガロ社から出た決算書並びに諸書類から見ますと、人件費については総体で248万円ほどの経理がされております。これの中で、職員が5名で運営をしてございまして、これが総体で248万5,000円の経理が出されております。

その中で、館長と言われましたけれども、指定管理の説明の中で、各階ごとの責任者とい



う形で私は説明したと思うんですが、責任者たる者、この3階部分にはフィガロの飯島という代表取締役が責任者としてございまして、こちらに支払っておるものは、役員報酬としては35万円という形で報告がなされております。残りはパートさんの人件費という形で報告がなされております。

[「ホテル」と言う人あり]

○観光経済部長（杉山健太郎君） ホテルのほうは、確かにこの天城会館の収支決算書には載ってございません。その部分については、観光協会が独自事業として、協会の経理の中で支弁してございました。この部分についても、経理が明確でないという御指摘がございましたので、そちらについても改善をしていきたいと考えております。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 少しその辺もありまして、もう1点だけ聞きます。

今回、皆様いつも見られると思いますけれども、特撮フィギュア展、これはどこにでもあります。これは別に悪いことではないと思います、フィギュア展。ここに大きく入場料大人500円、小学生300円、小学生未満無料、これが今全部出ています。この中に、主催、伊豆市観光協会、協力、龍遊館、あとケンエレファント、円谷プロダクション、東宝、角川映画、特別協力、海洋堂、企画制作、テクノプロと、企画制作はテクノプロなんです。

ここに企画の中に、この中にフィガロ社と、何も入ってきていません。先ほどから言っていますけれども、企画を全部やっているのはフィガロであって、だったら、ここにフィガロ社をちゃんと載せてやらないと、だれもがこのお金は伊豆市観光協会がとっていると、だれも思いますでしょう。僕もこれ何回も見ましたけれども、どこ見ても、フィガロは一つも出てこないです。企画制作はテクノプロになっています。

この辺はどういうふうなフィガロ社との関係になっているか、きちっと説明していただきたいと思います。もしあれなら、これたくさん持っていますから、議長の許可を得て、そちらへ渡したいと思います。いいですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） ただいまの御質問ですけれども、確かにそのチラシにはフィガロ社というものは載ってございません。それは先ほど来、私が申し上げたとおり、あくまでも観光協会の展示業務の一部分をフィガロ社に委託をしているということで、観光協会という名前でその刷り物については出ささせていただいたということでございます。

先ほどから申し上げているとおり、その部分で、フィガロという部分が出てきますので、今後は収支決算の中へも、フィガロという名前は出ませんが、入場料収入を見せていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 私、別に、フィガロはフィガロでも構わないと思います。今までかつ

て、きょう初めてフィガロという、私、皆さんに言ったけれども、何の刷り物とか、何に關してもフィガロとずっと出てこなかったわけです、何にしても。だから、きょうはフィガロということでおまとめいただいた。

ただし、一つ言っていることが、丸投げであっても、これは1階から3階まで、ほとんど99.何がしてここに書いてございますマット使用料、光熱水費だけの別分が払われているだけであって、あとのほとんどすべての伊豆市から行っている金額については、伊豆市観光協会からフィガロ社へ行っていると。

それで、これちょっとほかの目線で説明をしてみますけれども、伊豆市指定管理者審査会議事録というのがございます。これは外部3名、審査会内部委員、今おられる大石副市長、鈴木総務部長がおられまして、ほか2名は退職されました。この中に相当の100点以上の方が4名おられて、ほかの人はちょっとどうなのかという中にいろいろな意見がございまして、それをもとに答申がされています。

いろいろ書いてあります。収支計画についてです。

展示の入場料や物販程度で収入が見込めるのかと。月10万円の物販収入は計画としては少し少な過ぎる。収益が計画より減った場合とふえた場合のため、市としての方針をつくっておく必要がある。また、現在の計画では収支差額が出るようになっており、平成25年で340万円前後、市民サービスを向上させる努力をすることが指定管理の趣旨ではないか等、まだあります。館長には有識者が来てもらえるとのことであるが、館長の営業力だけではどれほどのことができるのか。

先ほど出てきましたけれども、館長というのはフィガロ社が雇っている飯島氏であって、この人が有識者であってということは、どのようになっておるでしょうか。

また、3年5カ月を予定しているが、年度ごと達成数値目標を出してもらい、これが達成できない場合には指定管理を打ち切ることを協定書に盛り込むことが必要だった。毎年きちっとやっているということの中で、私は別にフィガロでなくても、当初説明員をしていただいたのは伊豆市観光協会天城支部長がプレゼンをしているわけがございまして、全くその体系と変わっているという事実がいかなものかと言っているのをごさいまして、その場に立ち会っておった、こういうやりとりを知っている大石副市長の見解を求めます、この辺について。

○議長（杉山兎央君） 副市長。

○副市長（大石勝彦君） 審査会の中での議事録では、確かにいろいろな意見が出ておりました。収支計画としてきちっとしたものを出してもらおうべきではないかというような話も当然ありました。その中で、答申の出た後、市と観光協会との協定の中で、そこがきちっとしたものが出されて、それで実現に至っているというのがこの経過でございます。

そういうことなものですから、特にそれで、その審査会はあくまでこの指定管理として指定するのが適当であるかどうかということ判断する内容なものですから、それにつきまし

て、ここが適当であるという判断をしたというところであります。

また、指定管理の制度そのものは、基本的には公の施設を、民間の知恵とノウハウでより効果的に運営をしてもらうということが主旨でありますので、そのときに出した計画のままやらなければならないというものではなく、むしろその指定管理者がより知恵とノウハウ、あるいはいろいろな関係でより効果的に運営していくということが目的でありますので、今回のこうした内容というのは、観光協会がよりよい方向に進んでいった、よりよい方向で進めていくためにいろいろな対策をとったというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） この辺はちょっと、行政のほうの見解を聞きたいのでありますけれども、私が当初から言っている公の施設は、あくまでも第三者に収益をさせてはならない、第三者とは書いていないですけれども、収益をするのはあくまでも委託された先であって、先ほどから言っているフィガロが受け取って、それを自由にするとすると、私たち議会は何らフィガロ社から先への調べる監査とかが、全くその資料をいただくことができないという状況になっていまして、どういう状況で利益が上がっていて、先ほど入場者数言いますけれども、それでいったら、レゴだけでも三、四百万円の利益があったのかなという推測しかできない。

先ほど部長は、内容を見ておるといふ発言をされておりますけれども、我々が審査をして、当時指定管理を通した後の内容は、1年ごと精査できるということを書いてございますけれども、その辺が全く今できない状況になっているというのは改善の余地はどのように、改善をぜひしていただきたいけれども、その辺を部長はどうお考えでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 先ほどお答えしたとおり、その辺の指摘については真摯に受けとめて、平成24年度には改善をするようにいたします。よろしいですか。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） ありがとうございます。

では、次に、来年度の事業計画が出ておるといふ話をしておりましたけれども、私のところは一応決算等の数字しか持ち合わせていないので、それは出てこなかったですけれども、前年度11月でしたっけ、もらった今年度の事業とは、どのようなことをやるということになっておるでしょうか。事業計画です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 少々お待ちください。

事業計画でございますが、事業計画については、主に議員おっしゃっている部分は展示事業に関するコンテンツの関係だと思っております。これについては指定管理の事業計画の中で記載

する部分でございますが、コンテンツはあくまでも、この業務の目的である話題性と集客力のあるコンテンツという記載をしてございまして、参考資料として、今年度こういうものを、例えば今チラシがあります特撮展、その次は何かという、その辺の参考資料はいただいております、添付資料として。

ですが、実施に当たっては、協会の中で組織してございます天城会館の運営委員会という独自の組織がございます。そちらのほうで検討して、じゃ、次は何やりますという報告が来てございます。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） もう少ししっかり答弁をしていただければと思いますけれども、もう次回予告、10月から1月27日には「ハローキティとアートファッションの幸福なコラボレーション展」というのがもう出ているわけございまして、その辺が、もうこれは出ているからやるんですよ、多分。

それであるならば、この先であるならば、どういうものがやるというコンテンツじゃなく、内容でも出ていないでしょうか。その辺はわかっていないですか。この辺のどういうことをやりたいというのが来ておるとの話ですけれども、どうですか。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） その辺については、先ほど申し上げたとおり、大体、次の企画ぐらいまでは内々には決まっておりますが、何分にも先様との調整とかがありますので、確定をするのは次の企画まででございます。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） わかりました。私、なぜ聞いているかということ、私も天城ですから、元気になってもらいたいと。透明、公正、公平に物が進んで、元気になってもらいたいというのは全く同じ気持ちでありますから、あえて質問させていただいております。

それと、あと総体的に1階が展示コーナー、地下へ下がっていくわけですよ。その辺の、今この金額の中では、そこを先ほど天城観光協会から支払いがなされているとかという形になっているんですけれども、その辺も改善されて、きちっとこちらから指定管理が今度二千三百円何がし入ってくる、もうそれまで2,380万円ですか、入っていく中で、きちっと運営をしてもらうように望みますけれども、ほかのところからお金が出ているんじゃないかと、その辺の考え方はどうでしょうか、指導していただけませんか、そのように。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは過去、何度も何度も申し上げていることですがけれども、きれいに当初の施設利用の目的どおりにはいかないわけです。ずっとずっとそこは5,000万円もの毎年赤字を出してきて、そして議員御承知のとおり、指定管理の公募をしてみた。1回目、だれも手を挙げてくれなかった。2回やってみました。私のところにはいろいろなところから御意見がありました。使いたい、自分たちのところで使ってみたい、数社の企業からあり

ましたけれども、2回空振りで、つまりビジネスとしてはもう使えない代物であるということが残念ながらわかったわけでございます。

その上で、観光経済部長が当時担当の課長だったところに、苦勞して苦勞して地元の観光協会等と話し合っ、何とか当面の間、未来永劫ではありません。当面の数年間、これを廢墟にしないように、なるべく安い経費で、あそこを人が出入りするような体制ができないだろうかということで、このような体制をつくったわけです。

したがって、本来であれば、より収益源になるのであれば、2階の部分、1階の部分、それからホテル等にもっと経費がかかるわけですが、そこは観光協会の皆さんが手弁当で、自分たちが汗をかけながら最小限の経費で維持をしていただいているので、大半が委託している、地元の人たちではできない委託会社に大半のお金が流れているわけであって、それをもって丸投げでけしからんということは、そこで一生懸命地元で汗をかいて、何とか廢墟にしないように維持していただいている方々の、やはり志に必ずしもプラスではない影響があるかと危惧するところでございます。

このような経緯は、私は何度も何度も議会で申し上げているわけですから、ぜひ議員には、そういったことはちゃんと御理解をいただき、もし議員が当初の目的どおり、花いちもんめ計画の天城温泉会館でやらなければおかしい、あるいは全部やめろということであれば、それは一定の考え方であろうかと思えますけれども、申し上げましたように、これは非常に中途半端な、ある意味、目的外に施設を転用しているものでございますから、そこは先ほど部長からありましたように、毎年毎年少しずつ改善をしながら、当面の間、このようなやり方で続けさせていただければと。

ただ、私は観光協会からより広範な使い方を今検討しているということを知っておりますので、まだ結論は出ていないようでございますけれども、将来的には地元の皆さんで、もう少し地元の皆さんの中で話し合った結果の使い方が出てくるものではないかと、今期待しているところでございます。

恐らく、近々、そのような話し合いの場が、行政とも持たれるものと、このように予測をしております。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 今、市長が申し上げた答弁、私はそういうものを求めているわけではなくて、これはもう毎回毎回話をして、先ほどから言っているように、天城温泉会館は天城観光協会が管理運営すること、いいですよということになったこと、その後の流れがきちっとやっていないから、それはただしてしっかりしていこうということであって、当初のことを私は何も批判するわけでも何でもなくて。

今私が言っているのは、ここに多くの皆さん聞いておられるわけですがけれども、フィガロという丸投げではないかということが疑義があったものですから、これは観光経済部長が先ほど答弁していただいたことであって、市長が先ほど言っておった廢墟にしようとか何かじ

やなくて、これをやっただと、賛成したものをさらにいいものにしていきたいと、天城のにぎわいにしたいということであるので、あえて公平公正に皆様の税金をきちっと使われていくように、我々が精査しているということであって、何もやり方を私は批判しているわけではありません。言うておきます。

それでもって、だからこれから先ほど観光経済部長がおっしゃられたように、公正公平に、皆様にそのお金の流れがわかるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。どうでしょうか、最後に。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 先ほど来申し上げておりますとおり、経過等については明確にわかるように、この辺は改善をしてみたいです。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 皆さんもこの天城会館については、非常に興味を持っているところでありまして、今度、我々のほうにもぜひ事業計画、決算書等が見えるような形の中で、ぜひそれも公表していただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 事業計画、決算書等については開示請求という形になりますので、よろしく願いいたします。

○1番（鈴木初司君） わかりました。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで鈴木初司議員の質問を終了いたします。

#### ◇ 森 島 吉 文 君

○議長（杉山羌央君） 次に、4番、森島吉文議員。

[4番 森島吉文君登壇]

○4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

市長に伺います。

1番目の1、伊豆市定住化プロジェクトの補助金とその効果について。

伊豆市住宅リフォーム補助金と若者定住促進住宅補助金の前年度及び今年度の予算、実績、その効果について伺います。

2番目の1、天城北道路湯ヶ島インターチェンジ開通に向けて、月ヶ瀬インターチェンジが平成30年（6年後）前後に平面交差となると推測されます。開通に向けて、三島市では、三島塚原インターチェンジ付近に農を中心としたドライブイン、函南でも函南インターと書いてありますけれども、塚本インターチェンジです。付近の観光施設と、着々と計画は進ん

でいます。

比べ、伊豆市では現在何も見えていません。地域活性化のため、農林、観光、商工、市民がだれでも経営参画できるような集中型のイベントを含んだ7次産業的な特色のある核を計画すべきと考えます。市長の意見を伺います。

3番目、天城小の統合の進行状況について、教育長に伺います。

天城小学校も平成25年4月1日に開校、施行となっています。全校250名前後が通学し、150名ぐらいがバス通学となります。プール教室、登下校時には大勢の子供たちが交通量の多い国道を横断しなければなりません。そして、近くには土石流危険溪流、急傾斜危険箇所などが存在します。子供たちをその危険から守るため、安全対策と開校を目前に控えた施設の整備進行状況について伺います。

3番目の1、校舎の増築、改築についての進行状況。

3番目の2、駐車帯の平面計画について、駐車帯用地の買収計画、待合所の計画、バスの運行スケジュール、徒歩通学、バス通学の分岐点、通学費について、それと徒歩通学についてを伺います。

○議長（杉山羌央君） ただいまの森島吉文議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、1つ目の若者定住促進補助事業ですが、平成23年度実績で、9月の補正を合わせて24件分、2,400万円の執行があり、市内の方が10件38人、これ市内の方は大人の方が20人で子供38人です。そして、市外から移られた方が14件45人で、大人が30人、子供が15人となっております。

平成24年度、これまでの間、16件、1,600万円の執行があり、市内の方が9件39人、大人24人、子供15人、市外の方が7件25人、大人15人、子供10人ということで、予算が非常に一定の効果を見せて、人口減少に歯どめをかけるための一定の効果が認められると考えております。

ただし、この本事業は、本年12月末日までの期限となっておりますので、来年度以降の継続に向けて検討をさせていただきたいと思っております。

なお、住宅リフォーム補助制度のほうですけれども、平成23年度については、リフォーム補助金の予算額300万円であったのに対し、執行が236万1,000円で、市内で16の業者の方がこの制度を利用し、合計で29件の工事を実施し、工事費の総額が約4,740万円、平成24年度、今年度も同等に、これまで8月末現在で242万5,000円の執行実績となっております。17の事業者の方が31件の工事を実施し、工事費の総額は約4,400万円、すなわちおおむね1年間で9,000万円以上の工事費が市内で発生したこととなっております。

次いで、天城北道路の件でございますが、これも議員御指摘のとおり、非常に大切な事業

でございます。昨年11月から、月ヶ瀬地区の有志の皆さんによって、地域の活性化に天城北道路をつなげるための地域構想策定チームを発足いただきました。ことしの5月に、策定チームから伊豆市に、月ヶ瀬地区及び周辺の活性化構想を、月ヶ瀬インター開設に伴う地域構想策定チームの提言書として御報告をいただきました。

また、もう一つの大きなインターとなります大平地区、この周辺についても、今県のほうと内々に、どのようなことがあるのか、できるのか、県から検討のためのたたき台をいただいております。いずれも地主の皆さんの利害にも絡むことですので、もう少し慎重に検討した上で、しかるべきときにしかるべき内容を公表して、皆さんと検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） 森島議員の天城小学校の統合への進行状況についてお答えいたします。

1点目の校舎の増築、改築についての進行状況でございます。

まず、校舎の改築工事につきましては、現在、校長室、事務室等の改修以外はほぼ完了しております。完了した工事としては、各階のトイレ改修、電気・水道設備改修、教室・廊下等の内装、サッシ等の建具の工事が完了しており、子供たちは2学期からきれいになった校舎で学校生活を送っております。私も確認をしておりますけれども、元気に学校生活を送っております。

また、増築工事につきましては、くい打ちなど基礎工事が完了し、現在、鉄骨の建て方を行っており、工事全体としては順調に進んでおります。

2点目の駐車帯と待合所の計画、バスの運行スケジュール、徒歩通学とバス通学の分岐点、徒歩通学の通学費についてですが、1つ目のバスの駐車帯の計画につきましては、現在も引き続き地権者の方々に用地の協力をお願いしている状況であり、県による駐車帯の用地買収時期については、県の予算の関係もあり、現在のところ明確な時期は決まっておりません。

また、バスの待合所につきましても、同様に用地の協力をお願いしている状況でございます。

次に、バスの運行スケジュールですが、路線バスの担当課とバス会社、教育委員会の3者で、バスの乗降調査の結果や学校の日課表、各バス停での乗降車児童数などを考慮しながら、増便の可否を含め、引き続き調整しており、現時点ではまだ最終的に決定しておりませんが、児童が安全にバス通学できるよう、バス会社の協力を得て調整してまいりたいと思います。

次に、徒歩通学とバス通学の分岐点ですが、通学補助金の対象は片道2キロメートル以上を対象としておりますので、基本としては、この距離が分岐点となると考えておりますけれども、児童の安全な通学の確保ができるよう、最終的には通学路の状況や距離などを考慮し、



総合的に判断をしてみたいです。

また、通学費につきましては、原則、バス通学者については定期券を交付し、徒歩通学者には片道2キロメートル以上の場合に500メートルごとに年額3,000円を補助をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

森島議員。

○4番（森島吉文君） では、住宅リフォームと若者定住促進住宅補助金ということで、非常に大きな9,000万円ですか、効果があったということですが、その中で、近隣のちょっと市町と参考にさせてもらって、質問させていただきます。

伊豆市では、リフォーム補助金、定住促進補助金、補助金が合わせて2,700万円ですか、そのくらいになっているということですが、伊豆の国市をちょっと調べたところ、補助も含めて1億4,500万円と、補正も含めまして1億4,500万円という伊豆市の6倍もの予算が組まれて、人口減対策と衰退する小規模事業者対策というのが同時になされています。

その附帯条件として、伊豆の国市では、それになおかつ助成金20万円までは市内の限定の使用商品券、20万円の場合には10万円が市内使用限定商品券というものが配られています。残りは現金で支給ということです。御殿場市なんかを比べますと、やはり現金と商品券を半額ずつ支給というシステムで、どちらも市内での消費を図り、商工業者に経済の循環、波及効果が図られているわけです。

取扱事務も、なおかつ商工会に委託しまして、委託費として商工会に払われています。

施工業者について伺います。

伊豆の国市では、市内業者に限定されています。小規模業者を手厚く保護しています。現在、プレハブ住宅が台頭し、本来の在来工法が衰退し、職人の皆さんが仕事もなく、廃業という状態が続いています。この事業における市内の雇用の確保、経済波及効果がなければ、仕事を求めて市外に移住するという現象も起きているかと思えます。

毎年人口も、3万4,000人前後ですが、毎年600人ずつ減っていくわけですが、定住化プロジェクトで60人、80人ふえても、これだけの策では何かもったいないといえますか、焼け石に水の事業と感じます。伊豆の国市並みに施工業者の活性化のために、市内の業者限定ということができないのか、伺います。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それはリフォームのほうは市内限定ですが、それは定住促進のほうを指しているのでしょうか。

〔「ひっくるめてです」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） ちょっと伊豆の国市さんがどういう事業で1億4,000万円を予算化し

ているのか、私、実は承知していないんですが、これは、前から御説明してあるとおりの2つ目的が違いまして、1つは、人口減少を何とか、社会的流出が大体毎年120人ぐらいいるんです。それを少しでも抑えたいし、現役の世代の子供さんのいる家庭を誘致したいということから、これはやっているわけです。ですから、施工業者は市内には限らない。とにかく人口減少対策がストレートにこの事業の目的で、リフォーム補助事業のほうは、これは市内のいわゆる大工さんにもう少し仕事を回してもらおうということですから、事業目的がおのずから異なっていますので、市内に限定しない場合がございます。

ともあれ、これは未来永劫、これが効果的な策ではなくて、あくまで現在、大仁から南は不動産が動かないと言われている中で、それほど土地の価格と、住宅の価格が変わらない中で、事実上の値引きに近いような効果を上げるために、やむなくやっている策でございますので、これはずっと続けることが正しいことではなくて、不動産事業者がみずから伊豆市の中で開発をして、そしてみずから伊豆市に住みたいような環境をつくっていくための、そのために都市計画のマスタープランを作成したり、その他の事業をやっているわけでございますが、したがって、これが決定的に人口減少対策に効果的な事業だという観点からは組んでおりませんので、このような事業規模にさせていただいております。

○議長（杉山晃央君） 森島議員。

○4番（森島吉文君） 人口減の決定的な対策ではないという答弁ですけれども、このちょっと比較してみて、補助金対象者が、今私の言ったのは、施工業者を市内限定にしてくれないかということで、補助金対象者は、伊豆市では、住宅リフォームは市民に限って、それで定住化促進は市内外でよそでも対応できるという。伊豆の国市、御殿場は市内に限っていると。それが住宅新築とリフォーム助成事業、両方の金額です、先ほど言ったのは。

ですから、補助金対象者はこのまちの事情もありまして、市外の人に適用して、流入人口を多くしようというのは、私もこれで賛成だと思います。附帯条件、先ほども言いましたように、施工業者をある程度限定していただければありがたいと、そのようなことを言いましたけれども、それはそういう目的ではないという答弁だったものですから、できれば市内限定にさせていただきたいと。

そして、附帯条件ですけれども、支払いの一部を市内限定使用商品券、このアイデアについてはいかがでしょうか。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは事業が若者定住促進事業ですので、その方々が伊豆市内にしか使えない商品券で、同じような効果があるのであれば、それも一つの考え方かもしれません。しかし、一般的に考えると、小学生2人ぐらいい子供さんをお持ちの若い世代が伊豆市に家をつくろうかとなると、初期投資は家具だとか、あるいは車で通勤になるから車を買いかえようとか、いろいろなことの現金に充てられるのではないかと。そのときに伊豆市の商品券で、100万円のうち50万円は伊豆市の商品券ですといったときに、同じ支出をする場合に、さあ、

そのインセンティブが同じように働くかということを考えますと、ちょっといかがかなという気もいたします。

その考え方を全部排除するものではありません。検討はさせていただきますが、現時点では、やはりそういった方々は、当初は100万円の現金のほうがありがたいのではないかなというような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 森島議員。

○4番（森島吉文君） 検討していただけるということで、ひとつよろしく申し上げます。

先ほどから言っているのは、住宅リフォームと定住化の両方ひっくるめてこちらも言っているものですから、その辺を理解していただければと思います。

再度ちょっと伺いますけれども、この補助金の金額ですけれども、商工会建設部会でも何回も市長に要望書は今まで出し続けていますけれども、この金額が伊豆の国市並みにお願いするというものではなくて、少しでもシステムのチェック、この事業における経済波及効果を比較していただきたいと思います。

再度ですが、伺います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと今のは、御質問の中に、ちょっと外郭団体の代表としてというような、ちょっととれるような発言なので、そこは市長というのは全体の利益を見ているから、伊豆市民全体の利益を見ながらということですが、ただその上で、その前提に立って、特に建設部会の皆さんには時々お話をするんですが、どうして若い世代の皆さんがどうしてハウスメーカーに走るのかのところを、そこをもう少し考えていただいて、例えば組合の中で共同して設計事務所を構えるなり、何らかの新しいデザインをハウスメーカーとほぼ同じぐらいの時間でつくっていただけるような、やはりハウスメーカーに負けない、選んでいただけるための組合活性化のための方策を話し合っていたいただければ、またその中で市が御支援できることもあろうかと思っておりますので、余り短期的な補助政策よりも、その業界そのものを強くしていくことのほうに、私はやはり行政の支援すべき方向があるのかなと考えております。

全く何もしないことではなくて、やはり長期間有効な施策のほうが大切ではないかと、現時点で私は考えております。

○議長（杉山羌央君） 森島議員。

○4番（森島吉文君） では、よろしく願いいたします。

インターチェンジの質問をさせていただきます。

近隣の市町村では、縦貫道沿線では、三島市で三島大吊橋ですか、建設に着手しているということで、歩行者用として日本一長い橋、400メートル、つり橋で富士山や駿河湾が一望できると、30億円ほどかけて3年後の12月に開通すると、そこで地場製品の販売所も建設するということです。それとあと、三島市の塚原新田インターチェンジ近くに大型ドライブイ

ンと、1年を通してフルーツ狩りのできる観光農園施設が計画中ということです。

それとあと、函南町の塚本インターチェンジ付近、道の駅、川の駅、函南町が防災機能も含めた道の駅、川の駅開設を計画しているということです。BFI方式、民間活力導入ですか、資金を導入ということで、なおかつ国交省が官と民との連携事業として補助対象としているそうです。

先ほどの答弁で、月ヶ瀬地区近辺で検討会を開いて、ある程度、答申というんですか、方向性も決まっているようですねけれども、私たちはそういうことを知らなかったものですから、一部の人たちでなく、やはり農・林・漁、商、観光もひっくるめた大規模な会を早急に考えてはと思いますけれども、市長に伺います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この月ヶ瀬インターの地域構想策定チームを国交省に全面的に御支援をいただきながら、専門家も交えて検討してまいりました。ただ、特に函南町と決定的に違うのは、向こうはオラッチェのような施設もございますけれども、基本的に函南町は今まで観光地ではなかったんです。

ですから、新しいものをつくることにそんなにプラス・マイナスはないと思うんですけれども、伊豆市そのものは今観光地で既に、域内に、まさに先ほどの建築業者さんと同じようにいろいろなドライブインがあり、お土産物屋さんなりがある中で、新たに市も相当コミットして、新たに1カ所にどんとつくるということが、当然プラスもありますけれども、今度はマイナス効果もかなりあるものですから、そこでこのチームの中には、そういった当事者となられる方々も全部入っていただいたんです。その結果、なかなか具体的な絵を描くまではまだ至っておりませんが、あの月ヶ瀬周辺の地区をどのようにゾーニングをして使っていくかということとはまとめていただきました。

したがって、これからなるべく早く具体的な構想を計画化する作業に入りまして、国交省の事業である月ヶ瀬インターをつくるときに、あの周辺の、やはりトンネル残土があそこにも入れることができますので、区画整理とか土地形成を含めて、国交省と、あるいは県と協働して仕事ができるように、なるべく早く構想から計画に持つていくための作業に入りたいと考えています。

○議長（杉山羌央君） 森島議員。

○4番（森島吉文君） ぜひその計画を進めていただきたいと、そのように思います。

教育長に伺います。

大方の質問が計画中と、検討中ということであると思いますけれども、ちょっと駐車帯のほうには、皆さん目が駐車帯のほうへ向いていますけれども、あと通学児童の雲金、松ヶ瀬、青羽根、矢熊ですか、下船原と、その子供たちに対する危険箇所というものはチェックはなされているでしょうか。また、あった場合に改良などのことは考えているでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大川 覚君） 子供たちの通学路の安全対策ということで答えさせていただきます。

京都府亀岡の事故以来、非常にこの辺のところは国のほうもシビアになっておりまして、国交省、警察署も一緒になって合同点検を行うよう指示がございました。これらにつきましては、各小学校で交通安全リーダーと語る会、いろいろな保護者、子供たち、交通安全にかかわる方たちが集まって、どの辺のところ危険であるかということ協議していただきまして、それをまとめたものをこの8月に担当、関係者で歩いて点検をいたしました。

その点検をまとめまして国のほうに上げてございますが、今後はその点検結果をもとに、それぞれの部署でどういう対策がとれるのかということの協議に入っていく予定でございます。

特に、これは5月30日に国土交通省の道路局から、通学路における交通安全の確保についてという通達が出ております。これにおいて、効果的な対策の検討及び実施の項目の中に、私どもにとっては非常にうれしい文言が入っておりました。ちょっと読ませていただきます。

なお、緊急的な対策が求められていることから、道路管理者の対策としては、現地の状況に応じて路側帯の拡幅、カラー舗装化等の即効性の高い対策は積極的に活用することということでありますので、ハード的なところはすぐにはできませんが、ある程度のところは、私どものこの点検結果をもとに、力強く国等に申し入れて、改善策を求めたいと考えております。

○議長（杉山 兎央君） 森島議員。

○4番（森島吉文君） 詳細な説明、ありがとうございました。

砂防ダムについてですけれども、平面計画、道路の買収計画ですか、大体以前の説明を受けていますけれども、何かこの間の説明では、砂防工事の取り入れ道が何か以前の説明とは違う計画になっているということですので、その点はどういう理由なのか、お聞きします。

○議長（杉山 兎央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤 喜好君） 砂防の工事用進入路に至るとは思っていませんでしたけれども。

まず、道路が国道で静岡県の管理になっています、道路管理者が静岡県です。そして、そこへ行く工事用車両ですけれども、大型車を入れるということで、まさしく入の洞のところには、農協のすぐ下なんですけれども、交差点で信号機があります。そのところの交差点協議を警察としました。

その結果、警察はその信号機のところを十字路の交差点にしないと、それならば応じるよという道路の交差点協議がなされました。そこで、伊豆市、そして国交省の職員とともに、地域に説明する前に、地権者の方に相当協力いただかなければならないものですから、地権者の方へ、米屋さんですけれども、要請に行ってまいりました。そして、その感触はいいものであったということです。

そういうことで、交差点協議の関係で、進入路については米屋さんのところをかけて工事が入っていくということで、地元へもその説明もさせていただいたという経緯になっています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 森島議員。

○4番（森島吉文君） この道路は残すのか、工事用道路として入れて残すのか、現況へ復旧するのか、復帰するのか、その点を伺います。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） この道路は残すようにと考えています。まずは子供たちの通学路の一部にもなります。また、水路も直ります。

それと、小学校ではない敷地の、上流側ですけれども、畑があったり家があるんですけれども、そこへの進入路が狭い道であるものですから、この道が入ることによって、その土地が生きてくるということで、また砂防施設に土砂がたまった場合に、その搬出、それもありますので、工事用道路をつけるわけですけれども、底地については、残すために伊豆市で買っていきたいというふうに考えています。

そのために、国交省のほうには、工事用の道路ですけれども、永久構造物、要は石積みあたり、ブロック積みあたりで、土羽ではなくて石積みのようなもので設計をしていただくようお願いをしているところです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 森島議員。

○4番（森島吉文君） 何か砂防ダムは、やはりたまったら取るわけですか。たまるのが仕事じゃないですかね、あれ。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 砂防施設、大きい砂防施設の場合に、たまって効果があるという説明をさせていただきました。ただ、場所によっては、取るほうがより経済的、要は小さいダムで効果的に取れると。土砂の量も一遍に大きい土石流が来るのではなくて、何回も小さい土石流が来るというような場合には、土砂を取ったほうが効率的というタイプの砂防施設があります。

今回の入の洞については、地形から、施設的にも砂防施設としてもそんなに大きくないものですので、土砂を取っていくということを考えています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 森島議員。

○4番（森島吉文君） これで終わります。

○議長（杉山羌央君） 非常に好意的にやっていただきまして、ありがとうございます。

ここで議事の都合により、昼の休憩といたします。再開は午後1時ちょうどといたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（杉山羌央君） 20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

4年前、市民の皆さんの負託を受けて、早いもので、もうその任期が終わろうとしております。一般質問、そういう意味では最後になりますが、市民の負託を受けて、5点にわたって質問いたします。

まず第一に、継続的な質疑をやっていますが、論議をやっておりますが、住宅リフォーム助成制度に市税の分納者を認めるかどうかの検討結果はどうなったのでしょうかということです。

2つお尋ねします。

住宅リフォーム助成制度は、事業者への制度だから、市税分納者は利用できないという見解でしたが、分納者まで広げるかどうか検討するとのことでした。住宅リフォーム助成制度、耐震補強工事、介護保険の住宅改修を行った業者は収入が得られ、補助を受ける市民は居住環境の向上につながると判断しますが、検討後の見解を伺います。

2つ目です。市民税分納を、いわゆる滞納者の市民税分納を履行している業者は滞納者とみなしますか。分納とは、市が市民とどんな関係になるのか、見解を求めます。

2つ目です。

子育て支援の経済的負担を軽減するための具体化を質問いたします。

2点質問します。

第1は、6月議会で、私は経済的負担軽減のために具体的な提案をし、市長及び教育長と議論をしましたが、市長は高校生の通学費の公費負担など、検討しているなどの課題を述べられました。それらのことがどこまで検討されているのか伺います。

2つ目です。市長は3月議会で、憲法第26条、義務教育はこれを無償とするとの精神にかんがみ、小中学生の通学費の公費負担を行ったと答弁されました。憲法第26条から、修学旅行費、学級費などをどのように認識していますか。教育長にもこの見解を伺います。

大きな3点目です。

6月議会以降、天城地区の新小学校の通学手段、通学路の安全対策の進行状況についてお尋ねします。

その1つ、6月議会で通学路の安全対策のために、ガードパイプの設置など、3つの提案をいたしました。その検討状況。

2つ目、バスの増便及びバス停留帯の設置の進行状況を伺います。

大きな4点目です。

修善寺地区小学校再編・統合先にありではなくて、市民の中での子供たちの成長につながるための学校づくりをどうするのか、こういう立場から質問をいたします。

1つ目、この地区には他の地区とは違う1学年2学級の学校、修善寺南小学校があります。修善寺地区の小学校も一律に1校にするという理由は何でしょうか。

2つ目、再編・統合先にありではなくて、子供たちを健やかに育てるとはどういうことなのかを保護者や地域の人との話し合いをすること、これを入り口にすることを提案しますが、教育長の見解を求めます。

最後、5点目です。

自然エネルギーを利用して電気をつくり出すことについてお尋ねします。

市自身、自治体自身が太陽、水力、バイオマスなどを利用して発電するために、民間の知恵と力を取り入れた体制を提案します。東電の電気料金値上げによる自治体財政に大きな影響を与えることを考えても、検討すべき課題だと考えております。市長の所見を求めます。

以上であります。

○議長（杉山晃央君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

1つ目は、後ほど部長から説明をさせます。

2つ目の子育て支援策。まず高校生の通学費なんです。これは本当に何とか、3分の1でも半分でもやりたいんですが、財源が。やはり市長がこれだけの事業をやるとすれば、当然財源が必要なわけであって、今そこで大変に苦慮をしているというのが正直なところでございます。

それから、2つ目の義務教育の中での教育費をどこまで判断するかというところは、これは大変悩ましいところで、私自身回答を持っているわけではございません。運動着だとか、先般議論になりました柔道着だとか、あるいは修学旅行、その他、天城中では後援会費がありましたか、そういった経費もどこまで教育費として見るのかは、市長としての回答よりも、伊豆市とか、伊豆市民として、地域としてどこまで支えていくかという観点から、市民の皆さんとは議論をさせていただきたいと思っております。市長として、まだ回答は持っていません。

それから、最後のところで、これはまさに大変重要な課題で、平成17年に伊豆市は新エネルギービジョンをつくっておりますが、それに基づいて行政運営をしようと思ったんですが、御承知のとおり、4年前でしたでしょうか、風力発電では大変強い市民の中で反対がござい



まして、あの件はあそこで一たん頓挫をいたしました。ただ、3.11以降、浜岡原発まで80キロメートルの伊豆市の中で、どのように新エネルギーを再編成、再構築していくのか、まずは伊豆市新エネルギービジョンをつくり直す必要があるかと思っております。

その上で、今、いろいろな国の買い取り制度も新たにできたものですから、今、きょうの午前中も会合をやっていたようですが、伊豆市商工会青年部の有志の皆さんが、伊豆マイクロ水力発電普及委員会というものを立ち上げて、事業化に向けて検討しているやに聞いております。

先ほど申しあげました新エネルギービジョンのつくり直しと、それから小水力発電等、できることからやっていく、検討していくということを、ダブルトラックで進めてまいりたいと思っております。

○議長（杉山晃央君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） まず、子育て支援の経済的負担を軽減するための具体化についてです。

1点目の高校生の通学費の公費負担についてです。

伊豆市内には2つの高校がありますけれども、伊豆市の中学生の7割以上はほかへ行っているということです。通学費の負担を軽減しようと、修善寺駅まで多くの家庭が送迎を行っているのが現実です。

また、進路選択についても、通学時間や学費を考慮した選択に迫られていることを考えると、伊豆市から高校へ通学する、そのハンディを改善するための方策、これは工夫を感じているところでございます。

しかしながら、その通学について公費を負担することになりますので、義務教育でない高校生について、市内に通学する生徒と沼津市まで通学する生徒に対して、どのような負担の仕方が考えられるか、検討の必要があるかというふうに思っています。

今後、通学実態を把握しながらどのような形で負担軽減を考えたらよいのか、こんなところも保護者や関係機関から意見を聴取しながら進めていきたいと考えております。

2点目の憲法第26条から修学旅行費、学級費などをどのように認識しているかということですが、6月にもちょっとお答えさせていただきましたが、平成23年度より、市内小中学生の通学補助の交付規則を改正して、遠距離通学されている保護者の負担を軽減してまいりました。

通学費は、同じ学校に通学しても住居の場所により違い、通学範囲が広く、交通手段も限られている地区では、保護者の負担が大きいと考えられます。義務教育に対する負担軽減としては、居住地による経費負担の格差が是正されているというふうには考えております。

修学旅行費、教材費についてですが、同じ学校に通う児童生徒にとっては同一の金額であり、保護者に御負担をいただいているところです。しかし、特に生活状況が厳しい御家庭に

関しては、要保護・準要保護の就学援助認定制度により支援をしているところです。

修学旅行費、それから教材費についても、市民の方の理解が得られ、財政上の負担が可能であれば、教育委員会としてはまことにありがたいことでもありますし、財政的な面や近隣の市町とのバランスを考慮すると、現在では一律に市からの負担で賄っていくことは難しいというふうに考えております。

次の6月議会以降、天城地区新小学校の通学手段、通学路の安全対策の進行状況についてお答えします。

1点目の通学路の安全対策のために議員からの御提案がございました、その検討状況についてです。

議員からは、ガードパイプなどの安全さくの設置、それから色分けによるソフト分離路側帯、スクールゾーンの設定の3案の御提案をいただきました。来年度開校する天城小学校の通学路のうち、国道沿いの出口交差点からJ Aの狩野支店までの間の歩道部分に狭い箇所があり、県土木事務所と警察、市の教育委員会とで8月に合同点検を実施しました。

安全対策については、議員から御提案をいただきました3案を含め、今後、警察と県土木事務所と相談しながら、安全対策を講じていくようお願いをしております。先ほど、事務局長のほうからもありましたが、国もそういう政策をとっているということですので、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

ただしですが、その点検をしていく中で、道路や歩道の安全さくなど、構造物の設置については、その幅員が狭いために困難が予想されるところもございます。警察のほうからも、ちょっとこれは狭くて、さくをつくることについてはちょっと困難かなということもあります。その点も考慮しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、2点目のバスの増便とバスの停留帯の設置の状況についてです。

バスの増便については、先ほど森島議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、路線バスの担当課とバス会社、それから教育委員会の3者でバスの運行スケジュールを調整しており、現時点ではまだ最終決定しておりませんが、児童が安全にバス通学ができるようバス会社の協力を得て調整してまいりたいというふうに思います。

次に、バス停留帯の状況ですが、同様に、先ほどの御質問にお答えしましたとおり、現在も引き続き地権者の方々に用地の御協力をお願いしているところです。また、事業実施についても、県に積極的にお願いをしているところでございます。

続きまして、修善寺地区小学校再編・統合先にありではなく、市民の中での子供たちの成長につながるための学校づくりをについてお答えをさせていただきます。

まず最初に、修善寺地区の小学校を一律に1校にするという理由についてです。

伊豆市の学校再編は、平成21年1月、伊豆市教育振興審議会の伊豆市小中学校の適正規模と適正配置に関する答申を受けて、現在進められてきております。その中で、小学校の適正規模について、最高でも18学級を目標、1学年2学級規模の学校を目標とするというふうに

あります。

修善寺地区には、小学校4校あります。議員御指摘のとおり、本年度、これは南小学校ですが、1つの学年が1学級ではありますけれども、その他の学年は2学級の学校、これは1校あります。また、現在、各学年1学級、オール1学級の学校、これは3校ありますが、6年後、6年後というのは現在、昨年度生まれた5月1日の数字でわかる範囲の数字の中で6年後です。6年後の全校児童が100人前後に推移してきます。3校につきまして100人前後で推移し、各学校では、1学級の児童数が10人台の学級が複数になることが予想されます。この3校についてです。3校について児童数が10人台の学級が複数になるということが予想されます。

修善寺地区の小学校において、各学年複数学級を維持していくためには、4校を1校に再編することが望ましい。要するに、複数学級を維持していくためには、4校を1校にすることが望ましいというふうに考えています。これは私の見解です。

それから、次に、再編・統合先にありではなく、子供たちを健やかに育てるとはどういうことなのかを保護者や地域の人との話し合いの入り口にすることについてです。

学校再編計画の推進は、先ほども示させていただきましたが、第1次伊豆市総合計画後期基本計画の基本事業として掲げています。教育委員会は、この事業を推進する務めがあります。しかしです。これからの学校づくりは、保護者や地域の方々の願いに耳を傾けて、そして子供が育つ教育をともにつくっていくことが求められています。したがって、再編の推進に当たっても、豊かな子供の育成、子供のよりよい学習環境を目指して、学校と家庭、地域が協働した学校づくりの視点に立つことが重要と考えています。

したがって、先ほど、修善寺地区を1校に再編することが望ましいと答えましたが、このことにつきましても、各学校の児童数の推移などの情報を提供させていただきながら、修善寺地区のその保護者またはその地域の方々と一緒になって、子供にとってよりよい学校づくり、これを目指していきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山晃央君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、木村議員の住宅リフォーム助成制度に市税分納者を認めるかどうかの検討結果はという御質問に対してお答えをいたします。

3月議会、6月議会で、耐震補強工事、介護保険の住宅改修との整合性から見て、住宅リフォーム制度だけが市税完納を求めるのは公平性に欠けているのではないかと、市税分納業者が利用できるような制度にすべきではないかとの御指摘があり、検討の時間が欲しい旨、回答をさせていただきました。

私ども、近隣他市町で行っている制度もすべて調査をいたしました。先ほど、午前中の会議で、森島議員の発言の中でございました伊豆の国市等商工会に委任しているところでも、

すべて私どものように行政直結でやっているところすべてが、やはり同制度は、要件について、施工業者の税の完納要件が明示されております。これは、この制度があくまでも市内業者に限定した産業振興施策であるということから設けられるものであり、一定の要件を付することは必要であると私どもは考えております。

前回もお話ししましたとおり、耐震・介護保険の住宅改修とは一線を画すものであるということをお理解いただきたいと思っております。

その次の住宅リフォーム制度について、市税分納業者をどうとらえるかということでございますけれども、これについては税務当局とも協議をいたしました。市との信頼関係によって、税金分納を約束している方であっても、税金を滞納しているということには変わりはありません。その滞納している方を認めるということは、市内業者として税金をしっかりと納期限までに納めていただいている方々に対して、逆に公平性を欠くことになるのではないかと。市として、その方々や市民に対して公平性の説明ができなくなってしまうということがございます。

議員のおっしゃるとおり、分納されている業者も頑張っているのだからというお気持ちもわかりますが、再検討した結果、公平性について考えたときに、やはりこのあたりで一定の線引きをすることが必要であるとの結論になりました。

以上でございます。

○議長（杉山晃央君） 再質問ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 住宅リフォームの助成制度、滞納しているが分納を約束している人まで住宅リフォーム制度に算入してはどうかということに質問しましたが、同じような答えがありましたので、ちょっと詰めて、前の前回の続きとしてお尋ねします。

こういうことだったですね。以前のお話ですと、市民の安全・安心、それらを対象とした事業については、納税要件は求めておりませんということで、いわゆる耐震補強と介護保険による住宅改修制度、こちらに当たるんだから、納税要件を求めていないんだと。ただし、ほかのことも言われました。住宅リフォームとか、太陽光の発電システムとか、チャイルドシートの購入、これらのことの補助金は、申請者の方にメリットが出るようなものについては、申請者の納税要件を求めるんだと、こういうふうに区別されて答弁されましたが、具体的にお尋ねします。

市民の安心・安全ということでいうならば、余り広げたくないんですけども、考え方の問題、どこにこの滞納要件として求めるか求めないかの基準が私はわからないものでお尋ねします。

チャイルドシートの購入補助金、これについては確かに申請書には、今社協が集まっていますけれども、滞納していないことという条件がついているんです。ただし、申請書には滞納しているかどうかという、税をちゃんと納めているかどうかという書類を出せということ

はないんです。ここには書いていない。書いていないから、書類だけでいいと。信頼関係でやってしまうと。なんだけれども、これは市民の安全・安心じゃないかなと、チャイルドシートも。だから、どこが線引きなのかよくわからなくなってしまう。

今回、余り広げるとあれですけども、市内の住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図るとともに、これは住宅リフォームの目的の一つで、とともに、住民の居住環境の向上を促すんだよというのが住宅リフォーム制度なんです。そうすると、耐震補強工事と介護保険の住宅改修、どこが違うのかということがよくわからないんです。御説明願いたい1つ目。

2つ目は、お尋ねしたいのは、3つの制度で補助金が出ますよね。最終的にはどなたが受け取りますか。全部私は業者だと思うんです。全部、今言った3つのことの補助金制度は。そして、3つ目です。

市長はずっと、私もそうなんです、雇用の確保の問題、それから所得の向上ということをやったり伊豆市全体の目標だと、大きな目標ですということであるならば、たとえ分納を約束している人でも、どうしようかという観点に立ったときに、排除するんじゃないか入れてはどうかなと。その立場からも、というふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） これは前にも申し上げたと思うんですが、伊豆市の制度の中で、住宅リフォーム以外については、購入及び施工に関し、市内業者に限定はしておりません。ということで、先ほど申し上げたとおり、住宅リフォームについてはあくまでも市内産業の育成ということが主眼でございまして、その辺での完納要件ですか、これはつけさせていただきます。

それと、補助金を受け取るのとはということでございまして、確かに結果的には業者さんに行く形にはなるかと。お支払いするわけですから、それは当然の話だと思います。

以上でよろしいですか。

〔「市長でも副市長でも結構です。いわゆるどういうふうにとらえるのか、考え方の問題を、お尋ねしています」と言う人あり〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） 分納の考え方についてですが、私どももこの制度をつくるに当たり、いろいろ調べてみました。確かに、税法上では分納または延納という制度の記載があります。ただし、先ほど最初の答弁で申し上げましたとおり、他市を調べましたところ、分納については滞納であるというような確実な明記がある例規がございまして、それらにならって、私どもも今回制度設計をしたということです。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 前にもお話ししましたから繰り返しませんけれども、前の前の前の部長のときにお話ししました。耐震補強と介護保険と、それから住宅リフォームの違いは、

住宅リフォームだけは市内業者ですと。だから、私は前、お尋ねしたんです。

市内業者には、滞納しているか滞納していないかチェックをすると。しかしながら、市外でも受けていい耐震診断や介護保険の住宅改修制度、これは求めないということはどういうことですかということと言ったら、また同じ繰り返しで、また、いや、それは市内業者と市内業者以外ですから、ここで線引きをするんですという、こういうお話だったから、私は極めてわけがわからない。

それで、繰り返し言っていますけれども、私は別に言っていたのは、お話ししたのは、分納者と完全に滞納している人、分納を約束していること、不公平だというお話なんですけれども、ここで先ほどお話しした行政サービスにおける市税の完納要件に関する基本というのは何なのというところが、残念ながら伊豆市にはないんです。完納要件の基準はどこにおくのものはないですよ。

だから、先ほど言ったように、チャイルドシート購入の補助金は完納しなさいよと。しないと補助金を受けられませんよと言っているんだけど、申請書にはそれが何も書いていない。提出しなさいということも書いていないという。基準がないんですよ。だから、それはつくる必要があるんじゃないかと思うんですが、お尋ねします。

それから、分納をどう見るのかということですが、私はこう思うんです、違うのかな。市長と納税者との納付に関する新たな契約ですよ、これは。新たな契約なんです。じゃないですか。ですから、その履行はどうなるのと、ちゃんと約束事として、契約制度ですよ、滞納者のことをやりますよといっても。

そこまでやはり努力して一生懸命分納している人まで、今の不景気の中、なかなか仕事がない中で、滞納者全部打ち切るんじゃなくて、住宅リフォームのそもそも本来のほかの制度と違う、耐震とか介護保険とは違う、市内業者に限るということならば、もう少し市内の業者に対して、分納している人までも、頑張っているんだねと、じゃ、どうぞ来てくださーいということで、直接的にやらなくても、よくあるのが、例えば、ただし市長が特に認める場合はそれを除くんだよというところがぐらいの要綱とか云々をつくって、広げる考えはありますか。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大半が繰り返しになるかもしれませんが、事業目的が耐震補強だとか、あるいはチャイルドシートのような赤ちゃん保護だとかということと、この住宅リフォーム助成というのは、これは住宅リフォームされる方になるべく市内の大工さんを使ってもらおうよという、いわゆる市内の産業保護策です。

そこは当然、目的が全く異なるわけであって、その際にやはり一部の事業者さんだけが苦しいわけではなくて、この20年間でみんなみんな苦しい思いをしている中で、しかしその中で、もちろん個々の事情はあるでしょうけれども、やはり日本国民の3つの義務の中の納税

の義務というのは、大変私はやはり重い義務だろうと思っております。

それをちょうだいして預かる我々も、当然それだけ逆に重い責任を負っているわけですが、その義務を苦しい中で果たしている方と、やはりその義務の一部免除ということになりますから、必ずしも同じ制度を適用すべきだとは考えないという、この担当の部の、あるいは担当の課の判断も、一定のやはり根拠があるのかなという気はいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山晃央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） いっぱいあるものだから次にいきますけれども、滞納している方全部にということは、私は繰り返し要求しているんですけども、違いは、もう本当に残念なんですけれども、耐震の補強工事、介護保険による住宅改修補強工事というのはどこでもいいわけですよ、市外業者でも。その方たちは滞納しているかどうか全然求めない。それで市民の税金が補助金として、市外の業者に行くと。その人がどういう状況になっているかさっぱりわからないんですけども、戻るか戻らないかわからない。市外に出ていくところをやはり考える必要があると思うんです。

もしまた機会があったら、引き続き論議していきたいというように思っています。

2つ目、子育て支援の経済的負担を軽減するための具体化の問題に移りますが、市長は高校生の無償化についてお話なされて、ちょっと大変だねと、財政を握っているんだからと。あと、2つ述べたんですけども、もう1個はよしましょう。この中の、前の議会でもう一つ私はこんなことを考えていますよというのは、第3子、第4子の方々にもう少し生活支援ができないだろうかという面では、検討したいというお話をなされていたんです。それについて、そういうふうにおっしゃったものだから、商工会と何かありながら、何かやるのかなと思ったんですが、その点はいかがですか。

それと、時間の関係で次へ進みます。

私は通学問題については憲法第26条、教育はこれを無償とするというから、本当にほかの自治体ではやっていないようなすばらしい考えのこともやっているんだなというふうに思ったから、私は例えば、じゃ、修学旅行だって学級費だって、これは教育の一環ではないですかと。前、お話ししたのはたまたま県下23市中、残念ながら教育費の財政の中に占める割合は16番目なんだ、低いんですよと。ただそれを1%上げれば、この修学旅行とか、学年費とかは無料になるということで、無料にしろとは私はあのとき言っていない。検討したらどうですかと言ったら、言っては悪いけれども、もう横に完全におかれているのかなと私は思ったんです。

本当に子育てをしようと思ったら、今一番望んでいるのは、子育てにお金がかかり過ぎるというのが、全国的にそうですけれども、市民の願いなんです。だから、そこをどうするのか、どうすればそこを本当にできるのか。後期計画の中にも、経済的負担を軽減するんだよという言葉が入っているじゃないですか。じゃ、具体的に何をするのかと。

このまま放っておけば、どんどん子供が少なくなる。市が立てた計画の中に、経済的負担を軽減するために具体的に、じゃ、一体全体何をするのかということを実際に考えていかないと、幾ら子供たちを育てよう育てようと、子育てしやすいまちづくりをしましょうといっても、それは僕はできないというふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（杉山晃央君） 木村議員、これはあれですか。市長と教育長と両方に求めますか、それとも市長ですか。

○20番（木村建一君） 考え方はいろいろあるんですが、両方求めます。

○議長（杉山晃央君） 両方ですか。

じゃ、最初に、市長。

○市長（菊地 豊君） まず、高校生の通学費に並んで第3子、第4子の子育て支援と、これは残念ながら、まだ検討しておりません。ちょっと4月以降、ほかのことで忙殺されておりました、ここまでエネルギーが回りませんでした。

それで、なぜ私がこれを考えたかということ、教育費の中で、修学旅行、学級費など、これはいろいろな議論があるかと思いますが、どの親御さんも公平なんです。全員同じ金額を負担する。ただ、通学費は行政が場所を決めておきながら、ある人はただ、ある人は3万円、それが9年間続く。それはやはり著しく公正を欠いているだろうということで、伊豆市としては義務教育2キロメートル以上は行政が負担するというにさせていただいているわけです。

そこで、問題が第3子、第4子は、ある意味、人口増加に貢献していただいているわけですよ。もちろん望まれて生まれた赤ちゃんであつたにせよ、人口増加に貢献をしてもらっておいて、だけれども子育て費用はものすごくかかると。それは、市長から見ると、その親御さんを何とか助けたいじゃないかということでございます。

したがって、これは市長イニシアティブというよりも、地域の皆さんの中で、やはり3人目、4人目を生んでくれたお母さんを何とか支援をしようというような、やはり地域が丸ごと話し合って何かの支援策ができていけばなということで、少し話し合いに、市長が提案して持っていくというよりも、商店街の方々とか、あるいは可能であれば、公共交通機関の方とか、商工会さんとか、みんなで話し合いながら、どういうことができるかを検討させていただきたいと思っております。

○議長（杉山晃央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） なかなか教育委員会はお金を握っておりませんので、難しいところはございますけれども、やはり教育委員会といたしましても、先ほども話をさせていただきましたが、本当に家庭の負担を減らしていくということ、これはやはり学校はトータルとしていろいろな費用がかかっています。そういう面で、軽減を図っていくことということは学校の中ではできるというふうに思っています。

ただ、今御指摘ありました修学旅行、教材費、これにつきましては、なかなか市民の方の



理解、それから財政上の負担、これらも考えながらやはりやっていただくと。そうしていただければありがたいということで、教育委員会は答えさせていただく以外はないかなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 私は子供を育てるといったときに、私は党としていろいろなアンケートをこの間やってきましたけれども、一概に私にオール賛成という意見じゃない。逆もあった。子育ては親の責任なんだから、いわゆる、すごく誇張していうと、たかりの精神ではだめだと、自分の子供は自分で育てろという意見もありました。しかしながら、伊豆市もそうですけれども、日本全国、今、若者が本当に非正規労働者で、結婚したくてもできないような賃金体系に今なってきているんです。

だから、私は子供みたいに経済的負担がかかる、子育てに経済的負担があるんだから、それを支援しよう。逆に立場に立って、行政から見たときに子供をどう見るのかと。子供は本当に地域の宝だと。社会や地域を維持していくため、ましてや今、消防団員の方々は一生懸命やっている。その方々は今、子育て中です、独身の方もいるけれども。その方たちが本当に子育てに一生懸命になっているときに、また次の子供というのが生まれてくる。本当に少なくなればなるほど、私は地域力が本当になくなっていくという心配をしている。

だからこそ、今言った子供は地域の宝なんだから、将来を担う、自分の子であると同時に伊豆市全体の子供たちなんだから、育てているんだから、そこに本当に困っているところに、公費負担で少しでもいいから役立てていこうという考え方をやる必要があるから、現状どおりの地域をお願いしますよというだけでは、私は次へ進んでいけないというように思っているんです。

どんどん二百何十人から、今、150人、160人台ですよ、わずかこの10年間弱の中で。もっと少なくなる。

それから、もう一つは、憲法第26条、すごいなと私は思いながらやったけれども、どうも違うようだな、市長の考え方。ヨーロッパ諸国では、教育によって利益を得るのは、その人本人だけじゃなくて社会全体なんだから、社会が税金で負担するのは当たり前だという思想になっているんです。社会的行為です。ところが、日本は本当に貧困ですよ。学位は教育で利益を受けるのは本人が負担しなさいという、本当に受益者負担になっているから、世界の中でも有数な個人負担の教育費を抱えている。

だから、そういう社会的な若者が置かれている条件等々を考えたときに、私はそういう一律云々、市長はどうかというのではなくて、通学費は何だ、やはりあれか、再編成の障害を取り除くためにやったのか、こう思ってしまう。私はそう思いたくないから、市長が言う教育費は第26条に基づいてやっているんだというところの精神に私は立ってほしいと思う。

いわゆる学校再編をしました。今までどおり2キロメートル以上離れて、全部払いなさい

というのは抵抗を感じるから、その抵抗を抑えるために無償にしたのかなというように思わざるを得ないんです。

財政の問題、いろいろ言われましたが、ちょっと前です。2,500万円の時代がありました、通学費全体として。制度がどんどんよくなったもので、制度というか、通学費負担をかけてあげましょうと、行政が。少し前までは、1年か2年前は2,500万円ですよ。今年度の決算、幾らだと思いませんか。わかりますか。教育長、わかりますかね。わからない。5,500万円です。2.2倍です。本当に政治的に配慮していけば、どこからお金を持ってきたんだと僕は探れないから、150億円の中だから。でも、やる気さえあればできるじゃないですか。

だから、私は学年費の問題にするのか、何にするのか、いろいろな提案をしましたよ。それを選択しないで、すべてやれとは言いません。今言ったように1億何千万円かかるんだから。そういう考え方が本当に、私、今伊豆市にとって、地域をずっと持続的に本当に支えていく子供たちを育てていくという意味では、本当に今行政がやるべきことじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私自身大変気になっているのは、教育費が県内で16番目。これはぜひ教育委員会の中で精査をしていただいて、どこに問題があるのか、本当にそれだけ低いのか、大変に気になっているところです。教育の内容は一番重視しているところですので、もしどこかに問題があるのであれば、これはもう抜本的に見直させていただきたい。それは一つの大きな課題です。

それから、議論の中では、もう議員がぜひ、よく聞いていただきたいんですが、私はさっきから学校の統合のために通学費をただにしたなんて1回も言っていないわけですから。修学旅行はAさんが3,000円、Bさんが1万円というのはないわけです。通学費は、いろいろな議論があったにせよ、最終的には教育委員会という行政機関が決めたんだから、従って、隣の子はただ、遠くの子は3万円、兄弟が3人いれば9万円、9年間で81万円。何で何にも責任がないのに、片方はただで片方は81万円ですかということを是正するために、教育費は全額公費負担ということにさせていただいているわけで、理念が全然違うわけですから、そういう混同をした議論は避けていただきたいと思います。

それから、国全体で子供を支える、そのとおりです。ドイツは、したがって大学まで教育費はただです。したがって、消費税は19%なんです。だから、私は何度か申し上げましたけれども、高福祉にはやはり高負担があるんです。ただ、日本は国民として高福祉高負担を決心していないわけです。したがって、今は残念ながら先進国の中で教育費は最低レベルにしかない。大変私は問題があると思います。しかし、それは国の形の中なんだから、国民はそこまで腹をまだ固めていないわけですから、伊豆市の中においては、より地域全体で伊豆の子供たちをどうやって育てていくかについて議論をさせていただきたいと。

ただ、残念ながら、4月に選挙が終わって、この半年間、私はまだそこにエネルギーを割

いておりませんので、そこについては特に第3子、第4子の支援と高校生の通学費の問題については、実は土肥高校の校長先生からも要望をいただいているんですが、そこについてはこれからも優先課題として検討してまいりたいと思っています。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 次に移りますが、どうしてもちょっと気になるので、別に市長が再編成するがため、統合するがための手段として使ったのかということでは言っていない、十分わかっています、それは。なんだけれども、義務教育との関係で教育費の憲法第26条を掲げてやったから、それだったら通学費だって学年費だって教育費の一環でしょうということで、どうですかという、きょうお尋ねをしましたので、そこは別に思っていないことを言えというんでなく、そう思わざるを得ない場合も出てくるということを言っただけです。幾つかの課題は検討するという事ですから、また見守っていきたいと思います。

次に、いわゆる小学校の通学手段と通学路の安全対策の進行状況についてお尋ねしますが、前の全国一斉にやりなさいよといったときに、どこが問題で、できなかった場合はどうするのかということまで持っていきなさいということだったですよ。

それで、じゃ、あと半年ですよ、もう開校まで半年しかない。市単独でできるんじゃない、警察とか、それから道路の土木関係、県と協議をしながら、これはやらなくてはならない。相当エネルギーを費やしていかないと、半年で本当に間に合うのかどうか。時間、一日一日たっていきます。

だから、前お話ししたように、保護者の方々はここが不十分で、学校ができましたよといったって、行きたくないという声です。それでは、何のためのいい学校かということにならないから、どういう状況なのか、どこまで進んでいるのかさっぱりわからないんです、残念ながら、あれから。提案したことを見て回ったというところはわかるんだけど、じゃ、いつまでに、そういう提案したことすべてオーケーとは言えないです。ガードパイプをつくったり、色分けして歩道をつくったりとか、スクールゾーンですよと標示したり、すべてやれとは私は求めていませんが、大事じゃないですかと。じゃ、この中で何をするのかというスケジュールは立てていますか。

それから、もう一つ、ちょっと気になるのが、森島議員のときにお話ししたんだけど、停留帯のめどが立っていないということは状況はわかりましたが、バスのこういうお答えがちょっと気になってきた。バスの乗降調査をしていますと。しましたか、わからないんですが、バスの増便をするのかどうかを今検討しているということです。でも、私はこの2年間にわたって、ずっとこの学校再編成におけるさまざまな課題についてお尋ねしましたが、以前、バスを3便から4便ふやしていかないと、子供たちは乗れないという結論だったんです。

前、ひも解いてみれば、元教育委員会とそれは話し合っていることですから、その増便をしないで、増便するかどうかはわからないというか、それを検討していると。増便するためにどうしようかと検討しているんだったらわかるんです。でも、増便するかどうかはわから

ないから検討するというんだったら、ちょっと子供たちがかわいそうかなと。乗れなくなってしまふんじゃないですか。どうですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大川 覚君） それでは、第1点目、通学路の合同点検の関係のスケジュールについてお話しさせていただきたいと思えます。

この8月中に、関係機関の方たちと4地区からの各小学校からの点検表をいただきまして、すべて歩いて点検いたしました。その結果をもとに、道路管理者、地元警察、また教育委員会とか、学校、地域の方と対策メニューの検討に入ります。

この対策メニューの検討をもとに、今度は対策案の作成をし、これに基づき、実際にそれぞれの部署でできるところについて対策を実際にいたします。最終的には、この11月から12月にかけて対策が講じられたところ、またはできない理由等については国のほうにまた上げて検討していただくと。

ですので、教育委員会といたしましては、なるべくできることはやっていたきたいという要望を強くしていきたいと考えております。

2点目の駐車帯の関係でございますが、6月議会の際に県土木の修善寺支所と一緒に、2月から4月については地形測量をいたしましたと、また6月については、この地形測量に対応した縦断横断の測量をさせていただきましたという報告をさせていただきました。この8月までに、県土木事務所から駐車帯の計画案を示していただきました。これに基づきまして、地権者の方のうち1人の方にはこの計画案を既に示させていただいております。

県では、今後土木事務所と本課とで、この計画について内部協議をし、実施計画を決定する予定でございますが、今現段階ではまだ決定には至っていないという報告を受けております。市としても、早急に県に計画決定をしていただけるよう強くお願いしていく所存です。

地権者の方につきましては、何度かお会いしていろいろなお話をさせていただいているところですが、この駐車帯の必要性について、この事業についてはおおむね御理解をいただいていると私どもは認識しておりますが、用地の提供等の最終合意には至っていないものですから、引き続きお願いをしていく予定でございます。

次に、バスの関係ですが、増便するしないというお話でございます。当然、これは増便しなければ、今の現行ダイヤでは、子供たちが安全に通学することは難しいかと思っております。ですので、バス事業者と、またバスを管理いたします所轄のほうと3者で、これまで何度か協議をする中で、増発しようとする。そのかわり何便増発すれば子供たちに影響のないようなところになるのかというところを、今協議で詰めております。

既にどこのバス停で何人の子供が乗るのかということとはつかんでおりますので、バスのダイヤでうまく調整して、この時間帯はこの地区の方が乗ればとかというような試行錯誤の中の協議を進めているところです。

あともう一つは、狩野川右岸の県道沿い、ここをうまく利用できないのかということもあわせて、東海バスと協議を重ねているところです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 状況はわかりました。とまっているんじゃないくて、前にいっているんだということはよくわかりましたが、それで今これはこういう通学の安全手段の問題と通学路の問題について、どこで協議するんですかといったら、その準備会の地域サポート部会と保護者部会がやっていますということだったんですけども、こういうことについて、いわゆるその方は十分承知していると、そして一定程度、まだ検討段階だからどこで流すのかは別にしても、一定程度こういう状況ですよということは保護者の方々、関係者の方々にはお知らせしているわけですか。

ちょっとインターネット上で見ているとわからないんです、全く。そのあたりはちゃんと協議しているということによろしいですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大川 覚君） この件につきましては、まだ皆さんにはお話をしてはおりません。というのは、皆さんの御意見を聞いて、ある程度まとまった時点で、何というんですか、御説明の場を設けたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） ぜひ今準備会でやっていることですから、代表といえば代表ですよ。その方々の意見をやはり吸い上げながら、ぜひその方々の意見も聞きながら、安心・安全の通学バスの問題、環境整備をしてください。

修善寺地区の小学校の問題をお尋ねします。

いろいろ聞いていると、ずっと2年間やっていて、どうもはっきりしてきたのは教育の中身の問題です。すなわち、教師と子供の関係、子供同士との兼ね合い、どうしようと、どんなスタイルをやはり子供たちに望むのかということと、教育の中身、人間成長の中身の問題と数の問題、いわゆる子供の数の問題をごちゃごちゃにしているのかなという気がしているんです。

というのは、こういうことですよ。子供たちが少ないとどうなるのと。子供が少な過ぎると、先生が子供たちにかかわり過ぎて、子供たちに自主性が育たないと、こういうことだったんです。これはだめだと。だから、2クラスだということだったんですけども、いわゆる教育の中身の問題と、先生がどうかかわっていくのかという問題とをごちゃごちゃにしていると私は思っているから、子供たちを健やかに育てるとはどういうことなのかということから、やはりスタートしたほうがいいでしょうと。1クラスだから、やはりだめという結論で持っていつているんです、今。

それで、私は子供たちは本当に子供の理性とか、感情とか、意思が本当に鍛えられて保証される、そして自分が他人に差別されることはもちろんのこと、自分が他人を差別することも許さないんだよという、そういう平等の子供たち、人間を育てることが教育の基本だと思うんです。読み書きそろばんもあるでしょうけれども。

だから、そうしたときに、どういう子供を育てればいいのか、それが1クラスだったらだめなの、いいの悪いのというようなところの論議が、残念ながら、教育委員会の今までのずっと方針は、もう2クラスありきですよ。それでいいのかと。前にも話したけれども、全国の中で1クラスは4割ぐらい占めますよね、学校の中で、何千校ある小学校の中で。

だから、そのあたりは、最終的に選ぶのは私は保護者とか、地域の方々、2クラスがだめだと私は言っていない。1クラスが今だめだという論法でくるという、そういう学校再編成でいいんですかと。入り口が違うんじゃないですかということなんですけれども、教育長の見解を伺います。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 先ほど適正規模という表現をしましたがけれども、これは今までも再編のときにしたと思うんですが、この適正規模については、やはり私は、学校という場において子供にとってのよりよい学習環境、それから生活環境、これらを合わせたもの。それで、もちろん、先ほど内容、中身と数という話が出ましたけれども、やはり数というのも、集団そのものもやはり私は子供たちの成長にかかわっていく大事な部分だというふうに思っています。

決して、子供たちの成長そのものがどうだという議論は、当然これはやるべきだというふうに思っています。ただし、今言った環境の中で子供たちが育つという、その部分が、学校はどうあったら子供たちが成長できるか。その視点で、先ほど例えば10人以下になったときに、普通の家庭の生活ですとか、中ですとか、塾とか、そういうところの学習だけにかかわっていく部分ならば、そういう人数の少ないということもあるかもしれません。だけれども、学校という公の場の中で、やはり子供たちが人とのかかわりの中で成長していくものはどうあったらいいかという、そういう面で、簡単にまた適正規模という言葉は使いたくない状態で、先ほど申し上げたように、学校という場において、その子供たちが本当に生活する環境、学習する環境、どうあったらいいかというところ、そこも一つのポイントとして、今後の再編、これも考えていきたい。

修善寺だけではなくて、もちろん今、天城も、それから新しくできました中伊豆、土肥もあります。先ほど、ここで終わりじゃないんです。再編というのはこれから続くわけですから、その中で、議員さんがおっしゃるように、子供たちがその中でいかに育っていくか、そういう学校づくりをみんなでやっつけていこうと、その思いは持っています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） ずっと6年後のこともお話を伺いました。修善寺地区がどうなのかと。現状、追認だとうなってしまう。それは教育委員会ではなくて、市も、そして住民の方々も、子育てのために本当に小学校がどんどん小さくなってしまいます。じゃなくて、もっと生き生きとするまちづくりと子供をどう生み育てるかという、そういう現状を追認するんじゃなくて変革するという立場でやはり臨んでいかないと。じゃ、6年後こうなるんだから、もうだめだよと、それじゃ、本当に悪いですけども、伊豆市から小学校、中学校なくなりますよね、本当に。マイナスマイナスなんだから、極端な話。

そうじゃなくて、やはり前進していく、どう変革して子供を育てやすい環境にしていくのかと、人口増対策が大事かなと。

最後に、自然エネルギーの問題、市長から前向きな答弁をいただきましたが、私はやはり組織をちゃんと市の中でつくってやる必要がある。これは余り時間がないですからあれですけども、住民の方から、私もたまたま読んでいたんですけども、たまたまお隣の市で電気の畑ということで、NPOが太陽光発電ネットをやったとか、もう一つは、これはなかなか大変かなというふうに思ったんですけども、廃油で油をつくるという、こういうことはわざわざお手紙が来て、市は何をするんですか、これだけの状況でということがあったので、私も同感ですから、やはり組織をきちっと、本当に働きかけていく組織を、市だけじゃなくて、民間の方々、その知恵も借りながらやはりやっていく、そのきっかけをやはり組織的につくっていく必要があるんじゃないだろうかと、行政の中で。

そうしないと、そう簡単に片手間ではできない。残念ながら風力発電はああいう状況でだめだった。だからこそ、地域の人と一緒にあって、やはり水力の問題、火力、風力の問題。風力、僕は絶対だめだとは思っていないんですけども、場所によってとかいろいろあるでしょうから、そういうさまざまな再生エネルギーをどうやってこの伊豆市の中でつくっていくのかという、そういう芽出しの部分の組織づくりを、ぜひ市長、考えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（杉山莞央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御指摘のとおりで、伊豆市の中の組織でいえば、今までは環境衛生課が主担当だったんですが、今御承知のとおり、し尿処理の建設で相当職員が大きな手続を負っておりますので、当面、市長イニシアティブで政策推進課のほうで新エネルギービジョンのたたき台をというようなことを今考えております。

ただ、やはり国策のほうで51基の原発をどうするかということは、ゼロか51かというのはものすごく大きな違いですから、もう市を挙げて、いろいろなところ誘致をして始めた結果、そうなるかどうかかわからないけれども、日本国民はやはり原発だよねとなって、それが全然ペイしなくなるようなことも困りますし、しかしやはり今多くの伊豆半島の地域住民の皆さんは、やはり自分たちの地熱だとか、風だとか、水だとか、使おうという気持ちは高いと思

いますので、したがって一日、二日で私はまとめる必要はないと思うんです。

ですから、やるべきことで、伊豆の中でできることは事業化を進めながら、しっかり新エネルギービジョンをつくっていくということで進めていかせていただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

ここで2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

○議長（杉山羌央君） 1分ほど早いですけれども、再開をさせていただきます。

◇ 森 良 雄 君

○議長（杉山羌央君） 次に、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

ごみの出し方。

資源ごみのプラスチックや金物の出し方について伺います。

ごみの大きさですが、長さが30センチメートルを超えるものは回収されません。イエローカードを添付され、置き去りにされます。この問題は一般質問でも何人かの方から何回も取り上げられておりますが、回収されずに置き去りにされることが後を絶ちません。

まず、30センチメートルに設定された経緯を伺います。

なぜ30センチメートルなのか、根拠を伺いたい。

30センチメートルを変更する考えはありませんか。

30センチメートルを変更し、より長くする考えはありませんか。

30センチメートルでは、クリーニング屋のハンガーでさえ出すことはできません。どういう根拠で決めたのか知りませんが、余りにも市民感覚からかけ離れています。菊地市長が掲げる皆に優しい市政とはかけ離れています。

市長はさきの市長選挙におけるマニフェストで、私と一緒に伊豆市をよくしましように述べています。たかがごみの出し方ですが、どこのごみステーションでも起こり得る、起こっている現象です。

多くの市民が改善を望んでいます。再質問をする必要のないような回答を市民は望んでいます。市長の力で市民のために伊豆市をよくしませんか。市長の力で住みやすい伊豆市をつくりませんか。

次は、湯の国会館について。

湯の国会館の温泉の回数券について伺います。



回数券を持っている方からの要望ですが、8月31日以後は回数券の使用ができなくなります。余った回数券は無効となります。このような回数券を持っている市民の救済策はないでしょうか。余った回数券の買い上げはできませんか。

それができないなら、余った回数券を無駄にしないような救済策を考えられませんか。

次は、船原ホテル寮の跡地についてです。

平成20年に、それまで伊豆市の所有していた船原ホテルの寮の跡地が民間の2社に売却されました。売却の条件に建物の利用が購入者から提示されております。2年以内に、1つは観光物販店への改装、もう一つは5階建てを、上部の4、5階を取り壊し、3階建てのペトホテルに改装するというものでした。

2年後にこの条件の変更が議会に報告されました。改装を1年延長するというものです。この変更は明らかに裁判を意識したものと推察できますが、その後の改装はありません。本件はその後、どのようになっているのか、どのように実施されるのか伺います。

適正な入札について。

議会への学校の図書の購入をふやす請願で、飯田宣夫議員は現在の調達方法は適切な入札が行われていると述べていますが、入札が実施されているという実績は見当たりません。

小中学校の図書の購入はどのように実施されていますか。入札でしょうか、随意契約でしょうか。調達方法を伺います。

購入する相手の業者が決まっているなら、業者名もお伺いしたい。

次、学力テスト。

ことし全国学力テストが実施されたようですが、伊豆市の小中学校の児童生徒のテストの結果はいかがでしたか、伺いたい。

全国と比較した場合はどうでしょう。静岡県内の比較はいかがですか。近隣市町との比較はいかがでしょうか。

今、子供たちの学力向上は国家的な課題でもあります。伊豆市としても、子供たちの学力向上は優先課題ではないでしょうか。伊豆市の発展のためには、優秀な人材の育成がこれから必要です。

伊豆市の子供たちのテストの結果を伺います。

これからの課題を伺います。

学力向上のための方策がありましたら、伺いたい。

次、いじめについて。

いじめが深刻化していますが、私たちのまちの小中学校にはいじめはありませんか。

いじめの調査が行われたと思いますが、調査結果を伺います。どのような調査が行われたのでしょうか。調査の内容といじめの有無を伺います。

伊豆市のいじめの現状と対策を伺います。

いじめの予防策がありましたら、お伺いしたい。

○議長（杉山羌央君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、森議員のまず適正な入札についてお答えをいたします。

小中学校の図書購入の調達方法についてですが、過去3年間調べましたところ、随意契約で行っております。

2点目の購入した業者についてですが、近年の主な実績では、市内では有限会社長倉書店、それから有限会社渡辺書店、市外では伊豆の国市の株式会社長屋書店、それから駿東郡清水町の有限会社日伸堂の4社となっております。

続きまして、学力テストについてでございます。

伊豆市の発展のため、子供たちの学力を向上させること、これは重要な課題の一つであると認識しております。4月17日に実施されました全国学力・学習状況調査で測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないとはいえ、課題や今後の方向性を検証するのに参考になる調査であると考えております。

本年度の調査では、国語と算数、そして理科が初めて実施をされました。全国及び静岡県の結果と伊豆市全体の結果を正答率で比較しますと、小学校、中学校のどの教科においても、同等もしくはやや高いという結果が出ております。

なお、本調査は市町単位での結果の公表はありませんので、近隣との比較はできないということでございます。

教育委員会としましては、伊豆市全体の傾向を分析して、今後の方策を各学校へ報告・提案していく必要を感じております。そこで、特に正答率の低い質問について分析いたしました。

知識についての設問に関しては正答率が高く、基礎的・基本的な知識技能の定着はうかがえます。けれども、その活用、その知識や技能を活用するについての設問に関しては、根拠をもとに説明することに課題があります。言語活動を充実させた教育活動を展開するなど、今後改善を図っていく必要があります。

また、本調査結果は、各学校でも分析するよう要請しております。各学校の分析結果を校内研修等で検証して課題を見出し、それに基づいた生活改善・授業改善の方向性を共通理解することで、さらなる学力の向上が図れると考えております。

続きまして、いじめについてお答えします。

いじめにつきましては、どの学校でも、どのクラスでも、どの子供にも起こり得るということであると、そういうふうに認識しております。現在、文部科学省大臣官房長及び文科省

の初等中等局長からの依頼で、いじめに関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査、これが行われております。

内容としましては、1つは学校及び教育委員会におけるいじめの問題への取り組み状況に関しての臨時に調査をなささいということ。2つ目は、学校において、児童生徒の状況を把握し、いじめの認知件数を提出することの2点でございます。それについては、4月から7月、この調査の中では、小学校で伊豆市においては3件、それから中学校では3件、こういう数字が出ております。

先ほどの緊急調査とは別の調査になりますが、児童生徒の問題行動等の調査も、これは月例報告、これはずっとやっているわけですが、月ごとの月例報告から、市内の小中学校においていじめを認知したとの報告がありました。いじめの定義に対する解釈に、人それぞれの多少はありますけれども、伊豆市においては特に重篤なケースに至ったものはないというふうに認識しております。

いじめは、不満やストレスのはけ口として起こりがちだと言われております。子供たちと大人、子供たち同士のコミュニケーション、これを大切にしていけることがまずいじめの予防につながる一つの手だてではないか、そういうふうに思っております。人間関係づくりということでございます。

学校では、いじめの問題、あくまでも起こり得るということを前提に、児童生徒を対象にしたアンケート調査を実施するなど、いじめを認知する努力が予防につながると考えております。いじめはいかなる理由があっても決して許さない行為です。そのことを学校、地域、家庭で子供たちに認識させる指導や声かけを地道に続けていくことこそが、いじめ根絶の確かな一歩につながると考えております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 次に、ごみの出し方についてを、市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、森議員のごみの出し方についてお答えをさせていただきます。

御質問の30センチメートルを超えるものが回収されないということにつきましては、30センチメートルを超えるものは現在粗大ごみ扱いとなっており、直接搬入または戸別収集のいずれかとしており、集積所への排出はできないこととなっております。このことが収集されないということにつながっております。

それから、要因等でございますが、ごみ処理有料化に先立ち、何回か伊豆市廃棄物減量等推進審議会を開催し、手数料額や粗大ごみ扱いとする大きさ等について検討され、現行の方法が確立しています。粗大ごみにつきましては、この際、1辺の長さが30センチメートル以上のものをこの扱いをするということになりました。そして、その出し方につきましては、先ほど申し上げましたように、排出者にみずから処理施設に搬入していただくか、排出者の

依頼により市が収集する戸別収集に分け、所定の手数料を課すこととさせていただくこととしたものです。

30センチメートルの根拠につきましては、従来から、伊豆市廃棄物一般処理業務委託執行要領中に、粗大ごみの定義として、縦、横、高さの1辺が30センチメートル以上、重量が20キログラム以上のものと規定していることを先ほどの審議会で改めて認めていただいたことによるものです。

ただし、議員御指摘のような事例が多発というか、ありますので、サイズにつきましては50センチメートルに見直すということで検討しているところです。

また、傘等の金属部分につきましては、50センチメートルを超えることとなる場合が多いわけですが、これにつきましては、折り曲げが困難であるような事情がありますので、特例としてそのまま排出を可能とするというようなことをあわせて検討しているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、森議員からいただきました湯の国会館の回数券についてお答えをいたします。

湯の国会館につきましては、本年1月に指定管理者が選定され、新聞紙上や広報、ホームページなどお知らせをしましてまいりました。3月議会において議決をいただいたことを受け、回数券につきましては、3月24日より回数券の取り扱いについてということで館内に掲出をいたしました。なおかつ、来場者配布のイベントカレンダーというものがございまして、それに使用期限を指定管理者に変わる3カ月後の6月末までと掲載するとともに、その時点で必要だという、お求めに来ていただいた方には、6月までですよということでの告知を行ってまいりました。

その後、5月28日に発行しましたイベントカレンダー及び窓口においては、6月24日までに使い切れない回数券は指定管理者と協議する旨のお知らせを続け、6月に指定管理者と協議の結果、市外の方の夏休み利用もあるとの配慮から8月末までの利用ということにいたしまして、その後は使用できなくなりますよという旨の告知を続けてまいりました。都合、告知期間としては5カ月間、このようなことをやってまいりました。

私どもの考えといたしましては、回数券は本来利用頻度の高いお客様が購入されるものでございまして、これまでできる限りの告知をしましてまいりました。それで指定管理に移行したものであるため、御質問のありました市による買い上げ等の救済は考えておりません。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 次に、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうからは船原ホテルの寮のその後の経過ということで御説明をさせていただきます。

これは以前にも、ほかの議員からの御質問の中でも、既に市長のほうからお答えをしておるとおりでございます。東海部品工業さんのほうにつきましては、既に屋上並びに外装についてはすべてきれいになっています。完了しております。ただ、内装につきましては、1階部分、川側へのウッドデッキ、こういったものは既に整備をされておまして、実際に陶器類の展示等も行われております。現在は、地場野菜等を使った料理を提供するような部分、こういったものを今改装中でございます。

2階以上につきましては、既に管理人を含めた従業員の宿舎というようなこと、また会議用への部屋の転用ということで、既に改修が済んでおるところがございます。2階部分では2部屋居住済みとなっております。それから、3階の部分についても居住用と会議用に3部屋が既に改修済みとなっております。

残っておるところにつきましても、順調に改修が進められると、このように判断はさせていただきます。

それから、もう1件のペット用ホテルへの転用というお話でございました。この件、3.11の影響もあるかと思いますが、長引く観光客の減少、こういったことが大きく影響しております。一時的に余裕といいますか、こちらに回す余裕が厳しくなったということで、改装のほうは停止しているというお話でございました。

電話等での確認もさせていただきますけれども、今後も前向きに取り組んでいきたいということは確認をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 再質問します。

まず、ごみの出し方なんですけれども、私、これについては再質問しないような答えが欲しいと言っているんです。そういう答えはないですか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） 先ほど申し上げましたように、30センチメートルに決めた経緯につきましては、先ほどのとおりでございます。

これにつきまして、30センチメートルではいかにも小さいというような市民からの声もございましたので、先ほど申し上げましたように、50センチメートルとすることで検討をしております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） その30センチメートルというのはもうわかっているんです、市民は。ところが、一番あそこに置いていかれる、いわゆるイエローカードが置いてあるのはハンガーなんです。それさえ置いていかれてしまうわけです。

私が質問しているのは、早くそれを50センチメートルにしようというのは検討しているわけでしょう。そういうことですね。検討しているんだったら、いつから実施するのかというのを聞きたいんです。

それから、言っておきますけれども、いわゆるあなたの前任の部長さんは、速やかにやりたいということでおっしゃっているんですよ。それは引き継いでいるんでしょう。だから、私はいつからやってくれるのかという答えが欲しいんです。いつからやろうということの計画もないんですか。

○議長（杉山晃央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） 先ほど申し上げましたように、市のごみ減量等審議会、これを開催をして、このように変えたいということを提案といいますか、諮問いたしまして、そちらで答申をいただいて、遅くとも平成25年度から改善する予定であります。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 平成25年度から遅くともということですから、ぜひそうしてください。その前に、当然おっしゃるような、いろいろな諮問委員会とか何かやるんだらうから、ぜひやってください。いいですか。

平成25年度なんてのは遅過ぎるんです。何であしたからやりますというような答えができないのか。だって、何も、今まで私だけじゃないでしょう。ほかの議員だって言っているわけだ。そして、前の部長さんは早くやるよということをおっしゃっているわけだ。ところが……うるさいんだよ。人の発言中にぶつぶつ言うんじゃない。

遅くとも、あと数カ月待ってくれとか、本当はそういう答えが欲しかった。でも、いいですか。少なくとも来年4月、要するに、ことしの12月ごろの来年度の予定のあれが、カレンダーが出ますね。それにはやってくれますね。それをお伺いしたい。

○議長（杉山晃央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） 市民の方への周知につきましては、広報、それからいわゆる自治会に入られていない方への周知の方法等も含めて、現在検討しております。

それから、収集業務につきましては、御承知のように、今すべて民間委託でございますので、こちらとの調整もありまして、多少時間が経過しておりますが、遅くとも平成25年4月1日から実施されるようには準備はしております。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 森良雄議員。

○12番（森 良雄君） それでは、少しでも結論が出たということで、この件についてはぜ

ひ実施していただきたい。

次の湯の国会館について質問させていただきますけれども、市は何もやらないと。これは先ほどから出ている、いわゆる指定管理者制度になったがためのことなんです。湯の国会館、これだけじゃないんじゃないんですか。指定管理者になったために、市民が不利益をこうむっていること、何か把握していることがあったら、お答えいただきたいんですが。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 市民の不利益という意味合いがちょっと適切かどうかわかりませんが、利用の厳正化による従来とは違った取り扱いというのはございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 先ほどから、私以外の議員からも指定管理者になったがためのことについては質問が出ていたと思うんです。いわゆる指定管理者になったから、市民の不利益かどうかというようなことをおっしゃったけれども、今までできていたことができなくなったということが何件かここにあるんです。

今私が言っている回数券だってそうですよね。提示したとかとおっしゃっていますけれども、提示されていたからといったって、行かなければわからない。それで、行ったからといって読むかどうかだつて、それはわからないですよ。何らかの理由で1カ月も2カ月も行けなかったというケースだってあると思うんです。それで、もう金をもらってしまったんだから、これは返さないよと、ちょっとひどいなど。

それから、このほかにも、地元の方は、例えば孫が夏休み、遊びに来てくれたと。一緒にここへ行こうと。そうしたら今度あれでしょう、孫は市民扱いしませんよと。ほかにもありますよね。例えば、市内の宿泊施設で温泉のない家は、湯ヶ島のどどこですよと言え、市民扱いで入れてくれたというケースだってあったはずですよ。

こういうケースも含めて、いわゆる回数券の救済策がないかというケースも含めて、いわゆる近隣の人たちが自分の家族が夏休みに遊びに来たと。今までは市民扱いで入れたけれども、今度はできない。それから、近隣の温泉のない宿泊施設の方が、伊豆市の何々旅館ですとかと言え、市民扱いで入れてもらえたと。こういうこと、前に戻すようなことは考えられませんか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この問題、そもそものところを議案のときには大体申し上げているんですが、議員もよく御承知のように、要するに料金は取るな、区費は取るな、サービスはよくしろ、もう絶対不可能なんです。

日本の経済成長がものすごくあったときには、高齢者の医療費とか、いろいろなこともございましたけれども、今それは全部振り出しに戻り、今度はそこからさらに、毎回申し上げているように、あと6年後、平成31年からは、我々は地方交付税が20億円減るわけです。今の予算のまま20億円減ったら、もう湯の国会館どころではないです。投資的経費がない、市

道もできない、林道もできない、湯の国会館も全部売却、すべて売却、行政サービスはほとんどできないくらいまで、たった6年で予算を圧縮しなければいけないわけです。

しかし、そのときにも、平成31年以降も、何とか市民の皆さんが今までと、同じとは言いませんが、近いレベルで、近くの温泉だとか、行政サービスを受けられるように、今から工夫をしているわけです。

湯の国会館については、当初、私は自分でも黒字にできるのかと思いましたが、やはり公務員ではビジネスを直接やることに限界があるんです。それから、市の職員をそこに直接出して人件費も取るわけですから、そこで私は指定管理としてビジネスでやっていただく。その中で伊豆市の市民が、多少のサービスの差はあるでしょう。だけれども比較的安い値段で、銭湯に行くくらいと同じぐらいの料金で温泉に入り続けられるような体制をとるために、今回指定管理にしたわけです。

多少これから改善策を話し合うことはあるかもしれませんが、その枠組みの中でやっていることですから、多少市民の皆さんに不便になったようなことがあっても、その場合には、主権者は市民の皆さんですから、ですから、主権者である市民の皆さんが、自分たちの財産を将来にわたって管理する立場で、待っていれば全部の情報をくれるのではなくて、やはりそんなときには、自分もみずから問い合わせるなり、いろいろなことをしていただいて、やはりこういったサービスが将来にわたって受けられるように、そういうことで指定管理にしているわけですから、ぜひただ同じように、限りなくただで、何でもかんでも行政サービスをということでは、もう平成31年からは絶対にできないことは繰り返し申し上げているわけですから、その中の苦勞の一環だという前提でございます。

その上で改善策を御提案いただけるのであれば、それは真摯に受けさせていただきたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 私は、今、改善策とか、何かここで議論しているんじゃないんですよ。我々市民が、少なくとも今まで受けていた行政サービスは受けられるだろうという認識というか、もう頭の中に入ってしまったているわけですよ。ところが、指定管理者になってしまったらがらっと変わった。もう受けなければいけない。今までの条件をクリアして、指定管理者はやるべきじゃないんですか。

ここは言えば、湯の国会館はいろいろ問題があるんです。例えば、今までの納入業者が切られてしまったとか。

あなた、さっきから、いわゆる伊豆市の産業振興のために何々助成金を出すとか何とかということを話していたでしょう。もうけるためには、伊豆市の納入業者を切って、ほかの業者を使っているんですよ、ここは。あなた言っているのは、もう支離滅裂。私よく言うよね、行き当たりばったり、思いつきで言っている。

私が今言っているのは、救済策はないのかということをやっているんです。なぜこういう



ことを言うかといったら、指定管理者になったために、今まで受けていたサービスが受けられないからなの。何とか、今まで受けていたサービスを受けられるようにできませんかというのを聞いているんです。もう一回答えてください。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 4年前に、議員は半年間ほど私の市長選挙の後休まれましたが、4年間、議員としても、これは毎回私は話をしているわけです。4年間ずっと平成31年からは交付税が20億円減り、予算が30億円減りますと、ずっと何度も何度も言い続けているわけです。

それを、今までと同じ行政サービスが受けられるなんて、できるわけがないじゃないですか。じゃ、どこで取るんですか。市民税ですか、区費ですか、料金ですか。どこで30億円取るんですか。それができないから、したがって指定管理というものをに入れて、ビジネスのノウハウをそこに入れさせていただいている。

だから、向こうは向こうでビジネスで納入されるでしょう。だから、同じような行政サービスは受けられないと思います。だけれども、プラスもあるわけです。プラスとマイナスを全部考えた結果、何とかこの行政サービスを残すためにやっている策ですから、まずその基本的なことを、しっかりと御理解をいただきたいと思います。

それから、回数券については先ほど部長からありましたけれども、期限は締め切りはいろいろありましたが、5カ月にわたり告知してきたことですから、今期間が過ぎて、ここで救済策をとると、また新たな不公平がさらに重なるだけですので、いきなり切ってしまったら別ですけども、ここはやはり当初の予定どおり8月末で切らせていただくことのほうが公平だと考えております。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 市長さんね、おっしゃっていることは、私は湯の国会館を相手にしているのに、あなたは伊豆市全体の財政を論じようというんだね。

私は常々言っているのは、伊豆市の適正財政規模は100億円だと言っているんです。今度、消費税がどういうふうに使われるかわかりませんが、少なくとも現状の制度でもって、伊豆市の適正財政規模は104億円ぐらいだったと思います。そういう計算になるんです。あなたのおっしゃるよりもよほど低いんですよ。

そうしますと、あれですよ。あなたの一生懸命やっている建設事業なんていうのは、もう金を回す余力なんかありませんよ。市民サービス、福祉や教育だ、いわゆる介護保険だ、そういうところだって、もう100億円以上使っているんじゃないですか。

我々は財政規模を論じているんじゃないんだ。今このサービスがどうなるのかということをお話ししたいと思うんですけども、こういうケース、どのぐらい、何名ぐらい使わずに残っているかなんて、そういうのは把握されているんですかね。

○議長（杉山羌央君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それは回数券についてでございますか。回数券については、

平成20年度以前のデータがちょっと湯の国会館のほうでございまして、うちのほうにないものですから、平成20年度からの追い込みをいたしました。

この今年度8月に最終的に回数券の利用は665枚ございまして、これを通年から差し引きでやっていきますと、計算上はもう8月でゼロになります。ただし、平成20年度以前の積み上げの分が、今おっしゃっている部分、それが各年度へ積み重なってきている部分だと思われます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） サービスは低下するものだということではございますけれども、市民は指定管理者になってサービスが低下するということには認識していませんからね。もしそういうことがあり得るんだとしたら、これから指定管理者をやる場合は、今までのサービスは受けられないと、低下する可能性もあるということ、ぜひその場で言ってください。結果で初めて、今まで受けていたサービスが受けられなくなったと。市長、選挙のとき、はっきり言いなさいよ、今度。こういうサービスはもう受けられないんだと。

次移ります。

大変だね、これね。結構何千円かの回数券を持っているでしょうね。

じゃ、次移ります。

船原ホテルの跡地。これ市長に聞きたいな。まず、東海部品工業はここを購入する際、どういう施設をつくりますと言ったんですか。私の最初の質問では、ここでいわゆる農産物を売るとか、いろいろお土産を売りたいとか、そういう計画でここを買ったんじゃないんですか。お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） そのような構想も含まれておりました。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） それで、購入後2年以内にやりますよとおっしゃったんです。契約だったんです。それで、2年後、何をやったかといったら、いや、もう1年延長してください。このときは市長もいたわけだから、承知していますね。そうですね、確認したい。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 1年間の変更はいたしました。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） あなたは、市長、その場その場、私さっきも言ったけれども、行き当たりばったり、思いつきの答えしかしていないんだ。

3月議会で、あなた、何と言っていたか覚えていますか。ちょっと読ませていただきます。市との協議ですが、年に数回現場で進捗状況について話し合いを持っておりまして言っているんですよ。まず1つ、現在も年に数回話し合いを持っていらっしゃるんですか。

現在の状況ですが、東海部品工業においては、部屋の改修工事を実施しております。1階

部分はギャラリー及びカフェに、それから販売施設等もあるようです。2階、3階、4階部分は、管理人を含めた従業員宿舎として改修を行っております。平成24年度の早い時期での使用開始を目指していると聞いております。有限会社うえだについては、ペット用ホテルとしての活用に向けて一部改装工事に着手するなど、早期の活用に向け準備をしていますが、資格取得などもあるようで工事は中断しており、計画の再検討もしておるということをおっしゃっているんですけれども、間違いありません。

まず、間違いあるかないか確認すると同時に、この答弁は一体どうなっていますか。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） いきなり3年前に何を言ったかを聞かれても、私も思い出せませんので、議事録にあるとすればそのとりだと思いますが、今、先ほど部長からありましたように、東海部品さんのほうは既に1階から4階まで手をかけておられますので、もう所有権は移転しておりますから、そのとおり実施することを期待するところでございます。

○議長（杉山晃央君） ちゃんと手を挙げて言ってください。

森議員。

○12番（森 良雄君） 所有権が移転していると聞いたからびっくりしたんですけれども、今でも東海部品だよ。ちょっと、まずそこからいこう。今でも東海部品ですね、所有者は。

○議長（杉山晃央君） 言ってください。今でも東海部品ですかということですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が承知している範囲では、所有権は既に東海部品がお持ちだと思いますが。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） あなたね、これ平成24年3月議会の議事録ですよ。私はそれを読んだんです。まだ平成24年の9月でしょう。それでもう全然違うんですか。お伺いしたい。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど東海部品さんは既に1階から4階まで改修を始めていて、完成していませんけれども、着実にやっておられるので、したがってその完成を期待をしたいと。

3月に正確にどう申し上げたかわかりませんが、考え方は全く変わっておりません。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 私が今読んだのを聞いているでしょう。あなた、これ、あなたが言ったことなんですよ。あなたもうるさい。

市との協議ですが、年に数回現場で行っていますということをおっしゃっているでしょう。進捗状況について話し合っているということをおっしゃっているんですよ。ということは、現在でも進捗状況については見ているでしょう。売ってしまったから、あなたは契約なんかどうでもいいとおっしゃるんですか、市長。売ってしまったら、もう契約条件なんていうのは無視

してもいいんですか。

〔「そんなこと言ってないだろう」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） おまえ、うるさいんだよ。ぐずぐず言っているんじゃないよ。

〔「おまえじゃないか」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） うそつくばかり……

〔「議場、議場」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 平成24年度の早い時期での使用開始と、これは使用開始しているんですか。この使用開始というのは、ただ従業員宿舎にしたというようなことを使用開始、それを言ったんですか。物を売ったり何かするという、そういう施設を使用開始するということを言ったのではないんですか。答えて。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 余り市長としてここで、議場で議論するような内容ではないかと思われるんですが、というのも、所有権は東海部品さんがお持ちで、一つ一つ改修していて、完成した部屋もあるし、手をつけていない部屋もあるし、まだ工事中の部屋もあるし、住んでいる部屋もあるわけです。どれをもって事業開始かというのを私が定義づけることではないし、改修し終わって住んでいる方もあれば、店を開かれているところもあるし、それを私が今議員と一緒に定義して、どこがスタートですかなんて、全くの他人がここで議論しても余り意味のないことであって、既にしっかり手がけておられるものを、なるべく早く完成することを期待すれば、それでよろしいじゃないですか。

ただ、当然、話し合いは、見学も時々させていただきますけれども、しかし人様の所有物に対して、もっとやれの、これをどうしろなんて、全く権限はないわけであって、そこはしっかりお互いによりよいものができるように期待しながら、時には中を拝見するということが問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） さっきから市長ね、行き当たりばったり、思いつきで発言しているということを言っているんですけども、じゃ、これ直近の6月議会で、あなたは何を言っているんですか、これ。少しずつですが、着実に進んでいますというようなことをおっしゃっているんです。それが着実に進んでいるということなんですか。

あなた、当初のこういうことをやりますよと。土産物屋を始めますよと。東海部品さん、農業もやっているから農産物も売りたいですよと、そういうことはもう全く無視された、要するに事業計画が変更されているんじゃないですか。そういませんか。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 何でもそうですが、計画どおりに世の中はいかないもので、その計画におおむね沿って進められていて、多少進捗がおくれているかもしれないけれども、しかし誠実に東海部品さんは今進めてくれているわけであって、それを半年、1年、早いか遅いか

というのは、もう既に市長としてここで申し上げるべきではないような、そういう状況だと思っています。着実に事業は進んでいるわけですから。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 着実にやっていますということですから、しっかり見守っていきたいと思います。

ただ、土産物屋を売りますよと、農産物を販売したいんですよと、いわゆる使用目的が変わってきてしまっていますね。カフェぐらいはいいかもしれないですけども、置物を展示しておく、ただそれだけだと、市民の目をごまかしているんじゃないかなと。

ペットホテルにしては、もう全くやる気がないようで、やる気はあるんですか。これから話してもらちが明かないので、次に移りますけれども。

本の販売については、飯田宣夫議員、入札なんて行われていないようですね。随意契約だと。

納入業者についてはお話ししていただいたんで結構ですが、長倉と長屋についてはわかるんですけども、長倉の次におっしゃった会社について、ちょっと私わからないので、どういう会社なのかお聞きしたい。

それと、別にこれは本の販売だから、入札が行われなくてもいいのかなとは思いますが、ちょっと私もよく知らないもので、再販価格制度と入札の関係というのはどうなっているんですか。いいですよ、これは同じ価格だから、随意契約でさせていただきましたというんだったら、それでも構いませんけれども、これがもし適切な教育委員会としての見解をお持ちであったら、お話ししたいと思います。

○議長（杉山晃央君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（大川 覚君） まず、契約の関係で若干説明させていただきたいと思います。

地方自治法の施行令第167条の2、ここが随意契約の項目をうたってございます。随意契約によることができる場合には、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするということで、我が市では、伊豆市の契約事務の規則の中で随意契約または入札に付すべき基準を設けてございます。

本来は入札が一般的でございますが、金額によっては入札に付すことなく、見積もりによつての業者設定が許されてございます。学校図書の場合については、各小学校、中学校それぞれ個別に注文いたしますので、金額単位が数万円という少ない金額ですので、事務手続上は入札ではなくて、見積もりによる契約を行っています。

ですので、私どものほうで、説明の中で、本来は入札すべきところを見積もりでやっているよというお話の中で、とても説明不足があったのではなかろうかと。それについては皆さんに御迷惑をかけたと思っておりますので、ここで改めておわびを申し上げる次第でございます。

本屋さんにつきましても、市内では長倉さんと渡辺さん、市外では伊豆の国市の長屋書店さん、あと清水町のほうから日伸堂さんということがございますが、まだその他には若干少額でございますが、取り扱ってはございます。

学校によっては、本当に少額のを至急欲しいという状況が出ております。年間当初に計画して一括で購入というよりも、その時期時期でどうしても欲しい図書が出てきますので、このような施行令と、あとは契約事務規則にのっとって事務のほうをいたしておるとというのが現状でございます。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） わからないところはまた聞きに行きますので、そのときには教えてください。

次、学力テストについてお伺いしたいんですけども、伊豆市の子供たちはやや高かったと、よかったと思うんですけども、やや高かったというのは静岡県に対してですか、それとも全国レベルでしょうか、お伺いしたい。

○議長（杉山晃央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 全国、県よりも、2つよりもいいということです。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 全国や県レベルよりもよかったということで、これは僕は思うんですけども、やはり少人数教育だからだと思うんです。

それでは、ちょっともう少し突っ込んで聞かせていただきます。

学校側の格差というのはなかったでしょうか。どことどこはとは言えないと思いますが、あつたかないかだけでも結構ですから、教えてください。

○議長（杉山晃央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 教育委員会は承知しておりますが、これについては各学校へ一切公表してございませんので、先ほど申しましたように、これはあくまでもその個人の学力調査でございます、その個人に返す、ただし学校でどこが不足しているかということで、先ほどお話しさせていただきましたように、特に劣っている部分、平均から大分劣っているそのものの問題については、やはり返して学校で研修していただいて、子供に返す、こんなシステムをとっております。

○議長（杉山晃央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） ありがとうございます。

もう少し学力テスト、お聞きしたいんですけども、伊豆市では学校間の成績は公表していないということは今までも行われていることですので、それは結構なんですけれども、最近、大阪の橋本市長なんていうのは、いわゆる学校間で、多分あれは学校間の競争をさせようという考え方だと思うんですけども、これからもやはり公表は控えたいということで

しょうか。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） それは文科省の方針にもございます。それで、私個人というよりも、やはり教育委員会としてもその方針で今後ともいくと。

ただし、先ほど申したように、子供にはしっかり返していく。このことは調査しっ放しということだけはしないということは確認してございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） せっかく国がやってくれるテストで、費用も時間もかけて行われるテストですので、ぜひこれを有効に活用していただきたいと思うんです。

また、伊豆市は、今まで聞いていても悲観的な、予算規模は120億円に減ってしまうんだとか、悲観的な言葉ばかり言って、大変しゅんとしてしまうんですけども、やはり土肥の子供たちが修善寺の駅前の学習塾へ通ってくるとか、修善寺じゃだめだから三島市、沼津市まで学習塾へ行くなんていう話も聞きますので、ぜひ学校でレベルアップできるようにしていただきたいと思うんです。

続いて、いじめに移らせていただきます。

今までで初めてじゃないかと思うんです、いじめがあったというようなことを公表していただいたということ。軽微ないじめだったということで、よかったのかなとも思うんですけども、このあったいじめに対する、何というんですか、対策はどのようにとられたのか、とられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） このいじめに対しましては、やはり起こったことに対しましては、当然子供、それからあと保護者、お互い関係、とにかく事実関係、それをまず最初しっかりと把握して、そしてその中で本人、当事者同士、それから保護者、家庭への連絡、その中で、やはりお互い人間関係がやはり、これは軽微だというのは、そういうことがあっても、すぐにもとの人間関係に戻れるという状況だというふうに思っています。伊豆市の場合もそういう関係のいじめということで、御理解をいただきたいと思います。

したがって、今話をさせてもらいましたように、学校でまず事実を確認して、そして子供にも指導する、それから保護者にも家庭にもそれを伝えて、理解を求めて、やはりいじめも放っておくと大きな問題になってきますので、小さいうちにそういうふうに人間関係を改善していく、そんな方法をとってございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 今いじめで問題になっているのは、伊豆市の問題じゃないと思います。ただ、いじめというのがどんどんエスカレートして行って、最後は被害者が自殺してしまうと。それで例えば大津市の例なんかをとると、僕は学校も教育委員会も隠蔽したんじゃない

ないかなというふうにとらえているんですけども、やはり伊豆市ではこういうのを、ぜひ隠蔽なんていうことはないようにしてもらいたいです。

何も全市民に公表しろとは言いませんけれども、少なくとも被害者、加害者、教師間では、教育委員会も含めて、いわゆる状況をお互いに持っていたきたいと思うんですけども、その辺はそういうふうにするようにしておりますかどうか伺いたい。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） このプライバシーにかかわることというのも十分ございます。そのプライバシーが非常に難しいところで、大津市もそのところの判断が間違った部分もあったのかなと思うんですが、やはり今議員おっしゃったように、公表というんですか、やはり事実をしっかりとつかんで、そしてそれらを、今教育委員会の中でも報告し合って、対応を考えているところです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 私も小学校、中学校を経験してきたわけですけども、そういうのも踏まえて、やはりいじめというのはまず現場の先生方が一番認識してくれないといけないんじゃないかなと。大津市の問題なんか、本当に現場の先生は知らなかったのかなと思うような報道がたくさんされていますよね。先生方へのこういう周知徹底、教育というようなことは行われているのかどうなのか、これから行おうとしているのか。国や県も動き出しているようですので、これから動こうとしているんだと思いますけれども、これで最後にしますから、ぜひ教育長の考えを伺いたい。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 学校につきましては、また県のほうで、この学校のいじめに対する対応マニュアル、これが出てくるということがおとといの新聞で出ておりました。それ以前に、本教育委員会では、学校のいじめに関する対応マニュアル、これをとにかく原案をつくりまして、昨日、校長会がありました。その場で、別に議会对応ということではございませんで、本当にマニュアルをこれ提示しまして、そして認識をしていただく。研修していただく、早々に。そんな仕組み、そんなことを考えて今おります。

いじめについては、やはりその中でいろいろなレベルというんですか、本当に最初のレベル、それから重篤なレベルがありますので、その時点でどういうふうに対応するか、そんなマニュアルも考えております。

○議長（杉山羌央君） 以上で森良雄議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開は15時25分といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時24分



○議長（杉山羌央君） 会議を再開いたします。

◇ 関 邦 夫 君

○議長（杉山羌央君） 本日の質問者、最後でございます。頑張ってやっていただきたいと思います。

9番、関邦夫議員。

〔9番 関 邦夫君登壇〕

○9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫。

1、伊豆市民が安心・安全に暮らすための対策に手抜きはないか。

福島原発事故の前、浜岡原発は小さな事故を繰り返していました。伊豆市は原発事故にどのように対応するか伺いました。近隣市町と協議して対策を立てるという答弁でしたが、実際はこれという協議もされず時間だけが過ぎ、その間に福島の原発の事故が起きました。

浜岡で事故が起きると、西風をまともに受ける伊豆西海岸は大きな被害が予想されると言われています。菊地市長の答弁は、土肥地区、修善寺地区では、浜岡から60キロメートル、80キロメートルと離れており、影響は少ないというような答弁でしたが、遠く離れた福島の原発事故において、伊豆市はシイタケ被害を受けました。

市長の離れているので安全だという考えが正しければ、シイタケ被害は起こり得ないし、検査結果に問題があると言い切れたはずです。

安全・安心については、いつも予想どおりに進むとは限らず、想定外の事故に遭います。台風による大風、大雨、地震、津波の被害、予期せぬ交通事故等、安心・安全を阻むことが多く考えられます。

質問します。

1、狩野川台風災害から時間が経過し、狩野川はもちろん、他の小規模河川においても万全の対策はできていますか。手抜きはないですか。

2、伊豆市に多くの危険箇所が指摘されている活断層問題は、啓発すらできず、大きな被害が待ち構えていると思いませんか。

3、津波予想波高よりはるかに低いところで生活している方々の安全確保は、どのように進めていますか。

4、大地震に見舞われたとき、土肥地域は海上輸送で一時しのぎはできると思われていますが、西伊豆バイパスはどういう状況になると想定して、対策を立てていますか。

大きい2番、専門知識のすぐれた業者と専門知識のない行政側では癒着ができる。

福島原発事故の起きる20年前、全電源を失ったときどうするかについて、東電、関電社員が参加した協議の中で、そういうことは起こり得ないと電力会社は答えたそうです。保安院は、そういうことは起こり得ないと作文をつくってくれと、電力会社職員に頼んだことが

報道されました。

規制する側と規制される側では立場が相反しています。なれ合いで重要な問題を、専門知識の乏しい保安院が、そのことに詳しい、相反する立場の専門家に頼んだことについて、癒着が問題になりました。

伊豆市において、学校関係のことは教育委員会で行う等、専門知識の乏しい職員で行われているようです。余りにも高い落札率はおかしいと指摘している議員発言に対し、問題ないという答弁を繰り返しています。

質問します。

落札率99%、98%と、95%を超える高落札率になっている状況はおかしいと思いませんか。

2、業者同士の話し合いは、市が関与していないので、市に責任がないという考えですか。

3、市と業者は相反する立場だと思いますが、一定金額を超えた特例しか認められない随意契約が当たり前のように行われ、市は業者との癒着に鈍感になっているのではないか。それとも、市と業者は協力関係にあるという認識で、高落札率に問題はないとの考えなのか、伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（杉山羌央君） ただいまの関邦夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、議論の前提として福島原発のことがございました。これはまさに議員御指摘のとおりで、大変シイタケが大きな被害を受けました。ただ、これもその検査結果に問題があるとは思いません。検査は適正にやってきたわけですが、しかし500ベクレル、この4月以降100ベクレルというのは、世界的に超々スーパー低い値なんです。

ですから、欧米の一部のように食品が2,000ベクレルであれば、最初から問題は発生しなかったわけですので、しかしその基準がいかなるものかということについては、これから100ベクレルで今規制を受けておりますけれども、しかしそこは国のほうでしっかり安全基準については継続的に検査をいただきたい。

少なくとも、100ベクレルであれ、500ベクレルであれ、伊豆市産のシイタケが全く安全であることには変わりはありませんので、そこは誤解なきようにいただきたいと思います。

御質問の（１）（２）（４）は建設部長から説明をさせます。

（３）のところは、これはこの間、津波避難タワー、こども園で申し上げたとおり、幼稚園、保育園の子供たちだけでなく、大人も含めて安全な対策を、万全の体制をとろうとすれば、高台移転が必要になると思います。しかし、すぐにできるわけではございませんので、それまでの間は、速やかなる避難あるいは避難訓練、あるいは必要であれば避難路の整備、それから八木沢については、繰り返し申し上げているように、避難経路の整備が必要なのか、

あるいは5分で逃げられるところに津波避難タワーが必要なのか、それは地域の皆さんがまだ意見が分かれているようでございますので、しっかり話し合っていきたいと思っております。

2番目についてですが、2番目の(1)落札率、高い状況でございます、ただ、予定価格の中ですので、おかしいかどうかという議論はございますが、高いなという感じはしていません。

2番目のところは、市が関与しておりませんのでどうしようもないことで、市としては、私が職員に何か指導する性質のものではないのですが、業者同士の話し合いがあるかないかさえ、こちらでは確認できない中で、(2)についてはちょっとコメントすることができません。

(3)の特例しか認められない随意契約が当たり前のように行われ、これがどれを指しているのか、後ほど具体的に御質問いただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） 今、市長のほうから(1)(2)(4)と言われましたけれども、(2)(3)は総務部のほうでお願いをしたいと思います。

それでは、私のほうから1番の(1)(4)についてお答えをします。

まず、(1)の河川関係ですけれども、狩野川台風以降、確かに伊豆市内の河川は相当改修されています。そして、今現在、伊豆市では河川法を準用する準用河川、それと普通河川を管理をしています。この河川については、県費補助をいただくのと、伊豆市の単独費用で進める改修と2つの予算でもって、毎年改修を進めているところです。

ちなみに、補助事業でやった平成23年度事業は、3河川で1,900万円、そして市の単独で改修関係をやったのが、伊豆市内15カ所で約800万円の事業を展開しています。また、この事業も継続的に、一遍に全部はできませんので、やり続けることが必要かなというふうに考えています。

それと、(4)ですけれども、西伊豆バイパスということで、久々に聞いた名前で、船原トンネルのところの有料時代に西伊豆バイパスという名前になっていたわけですが、今は国道136号ということで、この国道136号は緊急輸送路に指定されています。そのため、静岡県では、橋梁の耐震工事、それと土肥峠工区ですけれども、拡幅工事を行っているということでもあります。

そういうことで、地すべり等もありましたけれども、新しいバイパスができますと、今の現道よりもはるかに強い国道ができ上がるというふうに考えています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） 私のほうからは、(3)については先ほど市長のほうから若干触

れさせていただきましたので、(2)の活断層の関係についてお話をさせていただきたいと思います。

確かに、議員おっしゃるように、活断層、大変な被害を起こすということで、それはすべての人が知っていることだと思います。特に、伊豆地域においても、最新活動として記憶というか、知られているところでは、北伊豆地震というのがある、丹那断層であるとか、多くのものが2メートルから3メートル動いたというような記述が実際に残っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、これらの断層については、静岡県がつくっております地震対策地質条件図というものに掲載されているということもございますので、これらについては早急にハザードマップ等に掲載する等をして、概略の位置しか標示できないことになってしまいますが、その位置についてはお知らせをしていきたいと思っております。また、そういうことで啓発のほうも進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(杉山羌央君) 再質問ありますか。

関議員。

○9番(関 邦夫君) 県管理の二級河川には、大きな木が管理されずに至るところに生い茂っています。これに流木が遮ると、またこれらが流されて橋に遮られるとかと、想定されますので、県に要望を願うように今まで質問をしていますが、一向に解決していません。簡単にできることだと思いますが、県でやらないなら市でやることはできませんか。

○議長(杉山羌央君) 建設部長。

○建設部長(佐藤喜好君) 関議員の言われている河川がまずどこにあるかというのはちょっと心配なんですけれども、土肥の山川においても河川内の木を県に要望して切っていただきました。八木沢についても切った覚えがありますけれども、また要望があれば、県に要望してまいりたいというふうに考えています。

それと、河川には河川管理者がいます。河川管理者以外の者が川に立ち入って重機でいろいろなことをやったり、木を切ったりということはまず許されないことですので、まずは県河川であれば県にやっていただく、伊豆市ではなくて県にやっていただくということから始めたいというふうに考えています。

以上です。

○議長(杉山羌央君) 関議員。

○9番(関 邦夫君) 今の質問は、八木沢の大川が、前にこういう質問をしたら、下のほうは切ってくれた。けれども、上のほうのまだ、人家からちょっと離れているようなところはそのままになっている状態なもので、このような質問をしました。それで、それはちゃんとこの間確認したら、切れていなかった。そうしたら、それ突っかかるぐらいの大きい木がそのまま残っていますので、それを早急にやってもらいたいと思います。

この河川は、土肥の河川もそうですけれども、この間一般質問をして、それからきれいにそこらが切られたようですけれども、これは八木沢の二級河川は、私が連合区長のときに、土肥に土木事務所があって、そして所長にかけ合って、それ以降、土木業者やシルバーに委託して、草刈りや木を切ったりして、5年ぐらいはやってくれたと思います。

それから、土木事務所が土肥からなくなってから、そうしたらそれから土肥の川は、庭のように土肥の大川の山川ですか、石を入れたり、きれいな川にしてあったわけですが、それが荒れ放題になって、市長の言う美しい川とか何かから遠く離れているような気がしたもので、こういう質問をしました。

次に質問しますけれども、小土肥の大川で起きたことですが、これは平成16年ごろだと思いますけれども、接続する小川がはらんし、小土肥の大川の堤防を後ろから、川のほうからではなくて裏側から破壊し、大きな水害になりました。このような状態が想定されるところがまだ多くあると思いますが、狩野川とか、八木沢、土肥の山川とかという大きな川でなく、小さい川にも危険が潜んでいるんじゃないかと思いますので、それらの小さな川の管理ができているかどうか、伺います。

○議長（杉山晃央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、八木沢の関係ですけれども、また現地を確認して要望をしていきたいというふうに考えています。やはり一番河川で経済効果があるのは一番下流であって、下から順番にやっていくというふうなルールもあるものだから、下からやらせていただきました。

そして、小土肥大川に対しては、たしか寸場川が土石流が来て、小土肥大川の河口付近を相当傷めたというのが平成16年の被害でした。そのために、寸場川については、県の砂防事業を入れて、あそこに要援護者施設もありますので、そこで事業を展開しているということになっています。

そして、小河川についてちゃんとやっているかという御質問ですけれども、やはり財政が厳しい中で、自分は建設課長になって2年、そして建設部長で2年目なんですけれども、職員に常日ごろ、絶対災害復旧はやりなさいということを申しています。災害復旧というのは、一種の国の救済法ですので、90%ぐらいまで補助金が出ますので、伊豆市の予算をそんなに圧迫しなくても災害復旧ができるという中で、災害復旧をやることによって、その地域が安全になるというふうに考えています。

災害復旧というのは、単純に技術者が設計をして業者に直させるのではなくて、被災原因を考えて、それを国に提案して、査定官にそれを審査していただいて、いろいろな経緯を経て災害復旧ができるものですので、それをすることによって市民の安全につながるということで、常日ごろ、私は職員には、災害は忘れたところにやってくるということで、常に災害復旧をやりなさいという指示をしています。それが小河川の安全につながっていくのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） では、活断層の問題をやります。

活断層の問題は、昭和5年に大きな地震が伊豆市で起こり、多くの犠牲者を出しました。災害から時間がたち、地震の関心が南海トラフ地震による津波対策に集まり、過去の大きな地元の災害が忘れ去られていると思い、何回も同じ質問を繰り返しました。

活断層の問題は、今後大きく取り扱われる大変重大な問題だと思います。家屋の構造が大きく変わり、啓発することで混乱もなく、小さな災害で済ませることができるのではないかと質問しているわけです。放置していてよい問題ではないと思います。

このことは回答は要りません。

次に移ります。

八木沢にある部落名から推測されることは、昔は高台に住んでいたが、生活の変化で低地に移住したことがわかります。この方々を過去の災害からの教訓のように、安全な高台に戻すことはまずできません。海拔3メートルや5メートルのところに住んでいる方の安全対策について、さっき市長が答えてくれましたけれども、ハード面とソフト面で今後の進め方について質問いたします。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 東日本大震災を受けて、今土木の考え方が、津波に対して明確わかってというか、決まってきました。今津波の高さにはL1津波とL2津波という津波高に分けて、L1津波について防潮堤、堤防で生命・財産を守っていくと。L2津波については、もう減災、そして目的としてはもう生命を守ると、それだけというような考え方で、今東北のほうの震災復興がなされています。

今度、中央防災会議のほうで8月29日に発表がありましたので、これがさらに静岡県の第4次想定で、各地区の津波高が10メートルメッシュで出てきますので、それに対して、L1津波でどういうふうに対応していくのかということになるかと思えます。

ちなみに、L1津波というのは数十年から百数十年に1回起こるという発生頻度の高い津波高、L2津波というのは百数十年から千年に一遍起こるという最大クラスの津波という高さということになっています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 地震が発生してすぐ避難するとしても、地震発生から5分の余裕しかない、どうにもならないと思いますが、この日常生活をどのように指導したらいいと思いますか。伺います。

○議長（杉山羌央君） 総務部長ですか。

日常の生活は、総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） これは既に市長のほうも答えられているとおり、異常な揺れを感じたら、すぐ高台へ逃げるとのことしかないとされており、これは釜石市の事例でもそのような行動がとられているものですから、そのように呼びかけを続けていくということしかないと考えています。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 釜石市の場合は、地震が発生してから津波が到達するまで、たしか30分も40分も時間があつたかと思います。土肥へ来ると言われている津波は、5分というのが正しいかどうか、最初には小さいのが来て、そして人がやられるのはまたその後の大きいのだかどうか、その辺はわかりませんが、一応5分という数字が出ているもので、その間、そこへ住んでいる人はどういう生活をして過ごしたらいいのか、難しい問題だと思いますけれども、何かいい意見があつたら教えてください。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ある意味、逆に東北の場合には、30分の間にちょっと逆に海岸近くに移動された方もあるようですし、土肥の場合には、もう大分土肥の皆さんが5分というのを認識しておられますから。ただ心配なのはJ－A L E R Tが動くまで3分かかりますので、したがってJ－A L E R Tで逃げてくださいという連絡を待ったら遅いということなんです。

したがって、さっき総務部長からありましたように、今までの人生で経験がないほどの揺れを感じたら、もうすぐ逃げてくださいということに尽きようかと思っています。

ただ、これ私、自分が見ていないので未確認情報なんです、去年の3.11の後、ずっと津波が引いて、逆に何か海草か何かを拾いに行かれた方がいるようで、ですから、もうそういう来ないだろう、うちには来ないだろうという先入観はもう絶対に持たずに、基本的に、一歩でも二歩でも早く逃げるということを、特に土肥の海岸地区の皆さんには徹底していただきたいと思っています。

○議長（杉山晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 津波の波高が8メートルだとか、11.何メートルだとか報道されていますが、この高さは、海岸端の波打ちぎわの普通の高さなのか、地震の津波の到達点なのか、押し上げていった、その高さなのか、その辺が何かあやふやに報道されているように思いますけれども、そのことについてお答え願います。

○議長（杉山晃央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） ただいまの津波の高さ、これは海面での津波の高さということで御理解をいただきたいんです。これが陸上に来ますと、その標高、海拔を差し引いて浸水部分の深さが決まってきます。ですから、そこの浸水した深さが11メートルということではなくて、あくまでも海岸での高さということ。それから11メートルというのは、どこでも11メートルというわけではないです。海底の状況とかで、部分的に高くなるのが11メートルにな

ることもあるというようなことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） では、この8メートルとか、11メートルとかという数字と、どこまで到達するかということが、例えば二十何メートルとか、30メートルとか、そのことは発表されていないようですけれども、それはどういうふうに解釈するのか。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 今回の発表、想定は、あくまでも津波の高さということでしか想定をしておりません。例えば、岸壁とかにぶつかってどこまで跳ね上がるというような想定までしたものではありませんので、それはまだ出ておりません。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） では、伺いますけれども、八木沢とはいえ、海拔をつけてくれてありますね、電柱に張って。それは17メートルとか、20メートルとかとあるかと思えますけれども、どこまで逃げたら安全だか、今の答えではわからないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） これは津波から逃げるときの心構えとしてお願いをしたいんですが、あくまでもそれは海拔を表示したのであって、ここまで逃げれば大丈夫というものではないですね。津波の場合、より高いところへ、危なかったらもっと高いところへというのが津波から逃げる一番の方法でございますので、ここまで逃げていれば大丈夫という想定で表示してあるものではないということだけは御承知いただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） では、どこまで逃げればいいんですか。そういうあやふやの答弁ではわかりません。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） これは非常に申し上げにくいんですが、安全と思われるところまでとしか言いようがございません。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 津波に関心のあるところは、ボーリングすると、そうすると海の砂が過去にそこまで来た、そういうことがわかって、そして津波がどこまで来るかということは、ここまで来れば、本当は安心かどうかわからないけれども、ある安心のところがわかるそうです。

そして、これはなぜこんなことを言っているかということ、8メートルとかということ、8メートルと道路へ書いてあれば、そこまで逃げればいいじゃないかという錯覚を起こすと大変なことになるから、この質問をしているわけです。

それで、八木沢では、古文書というか、古文書でもないね、室町時代だから。明応東海の



地震のときに、お寺の要するにエノキの木へ、藻くずがかかったという言い伝えがあります。そういうと、そのところは15メートルばかりじゃない、もっと高い17メートルから18メートルあると思いますけれども、その枝へかかったというのは、枝の高さがどのぐらいかわからないけれども、要するに20メートルぐらいのところまでは押し寄せたんじゃないかと、そういうふうに想像されます。

だから、この津波が来たら、沼津市戸田には平目平とかというところがあるそうです。みんな知っているかもしれないけれども。それは地震のときにヒラメがそこにいた、ひっかかったということで、いろいろなことを調べると、この前、市長は五十何年だかに、八木沢で八木沢消防史というのを私らがつくったんですけれども、そのときに地震、津波のことを書いて、結構詳しいデータが西伊豆のほうの、西伊豆町あたりは川があって、仁科川、たんとやられたとか、そういうのがあります。

だから、やはりどこまで逃げればまず安心というか、そういう数字を、こんなおもしろい数字を出したって、8メートルだ、11メートルだと出されたって、逃げる人にとっては何らの意味もない数字だと思う。ここまで行ったらまず大丈夫だとかという数字を挙げてもらいたいと思いますけれども、できませんか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これは技術的なものというよりも、多分に政治的な判断にならざるを得ないと思います。例えば、第一次の避難場所を選ぶにせよ、津波避難タワーをつくるにせよ、これなら安全という根拠はないわけです。もう、そこは政策判断でつくらざるを得ないところがあります。

そして、もう一つ、よくこれは御理解いただきたいのは、例の発表されたものも、国が何度も言っているように、次の地震のあれと言っているわけではないということです。次かもしれないし、次の次かもしれないし、先かもしれないし。つまり津波が何メートル来たかというのは後でなければわからないわけですから、逃げた後、結果として5メートルだったかもしれないし、結果として8メートルだったかもしれない。だから、これは震度5弱だから、ここは3メートルしか来ませんとか、そういったものではないということなんです。

まず避難をしていただいて、後で結果として生き延びた方々が、ああこれは何メートルだったなということですから、したがって、どこまで行けば安全ということではなくて、まず土肥の場合には、特に八木沢の場合には小池の上、それから丸山スポーツ公園の管理棟、それから、じんでさんの方向から光月院の方向へ。そこは皆さんの中で一番地形を御存じなわけですから、まずここ、次はそこ、次はここ、その中で経路が難しいので、市がもっと直してくれということがあれば、そこは市が優先的に避難経路を整備をしましょうということですから、余りここなら安全、ここからは危ないということで固定的に考えられないほうがよろしいかと思います。

より高く、より遠くということに尽きます。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 今回の質問は、8メートルだ、11メートルだという数字が出ると、そこまで逃げればいいじゃないかという錯覚をみんなが持つと大変だからと思って、この数字はどういうものかということ、上手に説明したほうが私はいいじゃないかと思って質問しました。

次に移ります。

私の記憶が正しければ、市長は以前、海からの援助は期待できないとか、水の問題、し尿処理の問題は田舎では何とかなるというような認識の発言があったと思います。

土肥において、昭和36年6月28日集中豪雨時、29日に対策本部を設置し、30日9時30分、巡視艇が救援物資、巻き俵を積載し、土肥港に向かうという連絡があり、消防団員の協力を求めました。水害の後、さっき市長は前に田舎では大丈夫だと言いましたけれども、水とし尿処理が困ったという新聞記事が記録が残っております。

この救援活動の記録があり、島の孤島にはなりません。この水害を機に、川幅は何倍かに拡張され、その後、小土肥の小川にある想定外の被害を除き、洪水の被害はありません。せっかく大きな川幅になっても、先ほど申し上げましたように、管理ができなく木が茂っているのは事故につながるのではないかと質問しました。

質問します。

八木沢大久保間の崩落事故のとき、幾日か車は通らなくなったんですけれども、小さな車は農道を利用しました。西伊豆バイパスという言葉ではなくて、国道136号という結構長いからバイパスのほうがわかりはいいと思いますけれども、崩落事故の対応ということで、小土肥の平石線、それから中央線が計画されていますが、これでどこかあの国道136号ですか、ずっと橋でつながっているから、橋が一所落ちただけで、もう車は通れなくなると思いますけれども、これでその2本の線で対応するのか、それともほかに何か道路が、橋が落ちたとか、落橋とか崩落とかがあったときに、どういう対応を考えていますか。伺います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 土肥を含む伊豆半島西海岸が孤立する危険性というのは、やはり残念ながら非常に高いと思っています。国道136号の例のドライブインのところは、何もなくても、道路が全部崩落したわけですから。

そこで、私が発言の記憶が今正確にあるわけではありませんが、海からの支援が難しいと言ったのは、船が直接接岸するのは、大地震の後とかはやはり難しいだろうと。海上自衛隊はホバークラフトも持っていますけれども、八木沢地区には当然上がれませんから。ただ海からヘリコプターで支援するのは、まず一番最初に恐らく想定されることなんです。

これは私も防衛省に行っていますので、したがって県のほうでは、海上自衛隊側から県のほうに、海上自衛隊と一緒に実働訓練をやりましょうというのは、まさにそのことであって、防衛省側も、特に天城山から南側の伊豆半島の海岸部分は海からしか当初支援できないとい

うことは十分に認識しているんです。

したがって、ヘリポートは必ず確保しておきたい。そして、駿河湾から、当初は、一番最初はヘリで支援をするということを想定しているわけです。

その上で、水とトイレがありましたけれども、それはいいので。海からの支援については、それから孤立対策はそういうことです。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 今、関議員から言われました橋が落ちた場合ということで、今国道136号では、橋の耐震補強を行っています。全部で15メートル以上の橋が10橋あります。そのうちの6橋が完成して、残り4橋を今後実施する予定でいます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 2番に移ります。

平成17年6月議会で、随意契約の取り扱いについて、大城前市長に伺いました。

「伊豆市は随意契約において、悪しき習慣を引きずっているのではないかの御指摘ですが、一般に随意契約はただ特定の業者を選択し、契約するという行為を、悪しき習慣の中で行われているのではないかと考えているのだと思います。市と業者の癒着やなれ合いがあるのではないかと考えているのでしょうか。この点につきましては、はっきりありませんとお答え申し上げます。入札結果のように、こちらから積極的に公表はしておりませんが、今後は定期的に公表するようにしてまいります。随意契約につきましては、単に簡便性を求めることや随意契約の拡大解釈は厳に慎み、契約の適正な執行に努めてまいります」との答弁でした。行っている現状と大分かけ離れた、非の打ちどころのない立派な答弁でした。

県の土木事務所出張先においても、その当時、伊豆市で利用している静岡コンサルタント、共和コンサルタント、鈴木設計等は立派な会社で、よく仕事を出しているということでしたが、50万円とか、県の土木事務所ですよ。小さな額の随意契約はするが、大きい額の随意契約はしなかったということでした。土肥町でも、この種の随意契約は問題を残すから、極力避けたということでした。

このような、このときの何千万円かの大きな金額の随意契約が行われていることを市民は知らないと思います。だれが見ても正しく特例に当てはまる以外は避けたほうがよいと思い、随意契約に対する認識を伺いました。

随意契約問題に取り組んでいる議員も、前市長の考えに安堵したと思いますが、実際は立派な答弁とは違い、同じようなことが繰り返されています。

平成17年6月議会の一般通告、これは議事録へ残すために読みますけれども、平成17年6月議会の一般質問の通告書を出した後、そのときの議長と助役が友達を介して、質問を控えるように言ってきました。質問が終わった後、総務部長、調べればわかると思います。ありがとうございますと礼を言いに来ました。おかしい問題を追及されると困るからだと思いま

すが、私の質問は追求でなく、皆が納得できるような契約をしたほうがよいのではないかと  
いう質問でした。

町時代から4町の仕事をし、伊豆市になっても多くの仕事に携わる設計会社、それにかか  
わる建設業者との問題だと推測されましたが、適正な契約ができるようにとの考えで質問し  
ただけのことです。

質問します。

見積もり用の単価を記載した本が出版されています。しかし、少しでも安く落札するには、  
安い単価のものを起用するでしょう。決められた単価を記入すれば、予定価格と同じになる  
としたら、予定価格は皆事前にわかります。それから、幾ら安くなるかの問題です。民間の  
仕事は公共事業価格の60%、70%で行われていると言われていています。90%で落札しても、民  
間に比べうま味があるものを、95%を超える落札率は、どう考えてもおかしいと思えますの  
で、もう一度聞きますが、おかしいと思いませんか。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと正確にこれは議論をさせていただきたいと思います。

というのは、御存じのとおり、伊豆市では随意契約で随分数多くの住民訴訟を受けてまい  
りましたし、また私自身も伊豆市の契約について、4月の選挙ではもうひどい目に遭いまし  
て、誹謗中傷文書が大変たくさんまかれまして、いわれなきことで今大変に問題にしておる  
ところでございます。

したがって、私は今の御質問にお答えするために正確に御質問を理解してまいりたいので  
すが、これは議会の中からも市内の業者と、例えば防災の災害時とか、協力をしなさい、あ  
るいは先ほども他の議員さんからの質問にございましたけれども、市の産業を保護育成しな  
さいという御議論があるわけです。それは市と市内の民間企業が協力をする、これはどなた  
も反対がないと思うんです。

先ほど言いました癒着というのは、どういう状態になることを癒着と言っているのか。そ  
の議員の定義を私が理解しませんと、私は協力のつもりで言っているけれども、議員はそれを癒着  
だと言われていると、また話がすれ違いますので、議員が行政と業者の癒着という言葉を使  
われているところを、どういう状態になったときに癒着と言っているのか。それをまず確認  
をさせていただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 今のことは、もう少し先へ話が進んでいってからやります。

○議長（杉山羌央君） そうですか。失礼いたしました。

○9番（関 邦夫君） ただ、入札において、市の責任は、手続が正しく行われればいいとい  
う考えか、業者が談合をしても証明できなければ問題にしないという考えか、業者間の話し  
合いは問題にならないで、市の責任ではないと、そういつて業者は談合しようとする  
勝手だと、そういう考えですか。

○市長（菊地 豊君） 確かに私は、99%、98%は落札率として高いと思っています。しかし、予定価格の範囲内で応札されたときにとめろということですか。あるいは、それとも最初から分切りを95%にしろということなんですか。

要するに、予定価格の範囲内で応札があったときに、市長としては、それを当然認めますよね。それが不適切なのかどうかという議論。それは市長としては当然応札を認めざるを得ない、それが私は正しい行政手続だと思っています。そこに問題があるとすれば、議員はどういうことがより正しいと御主張されるのかを確認をさせていただきたい。

それから、業者同士の話し合いがあるかないか、私は何の確認もとれませんし、それから、そういうことがあるということは、要するにこの議場の中で何人かから伺うだけで、もしそういうことが本当にあるのであれば、当然これは調査しなければいけませんから、具体的にそういったことがあるのであれば、ちゃんと具体的に情報をいただきたいと思います。その場合には、必ず調査をいたします。

○議長（杉山 晃央君） 関議員。

○9番（関 邦夫君） 話のがらっと変わって申しわけないですけども、船原峠に大雪が降ると、除雪作業も地元の業者が早急にしてくれ、大変ありがたいと思っています。災害時に仕事を発注する以外何もできない人、重機を持ち、すぐ対応してくれる業者との関係において、業者の間に難しい問題があります。

市民が納得できればいいですが、建設協会に反感を持たれたら、土肥のような地形で災害時どうにもならなくなると思います。私はこのことについて市長がどのように考えるか伺います。

○議長（杉山 晃央君） なかなか答弁に難しいでしょうけれども。ちょっと質問がもうちょっと具体的に質問していただき、再質問ですので、答弁したものに対しての質問をお願いします。

関議員。

○9番（関 邦夫君） では、今のところはおろ抜きます。

随意契約、競争入札において、日ごろある程度の例えば90%だとか、95%だとかと、ある程度の業者に対する優遇は、災害時の協力を得る担保ですので、業者とある程度のなれ合いがなければ、協力関係は私は持てないと思います。

災害時、どうにもならない土肥みたいなどころでは、市と業者が癒着はなく、協力体制を保つことは当然のことだと思いますが、市長はさっき一生懸命反発していましたけれども、私のこの考えに同調してくれますか。

○議長（杉山 晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私はこういう議論は、大変行政に対する不信感を増長しますので、繰り返しますから、正確に議員のまず定義づけとお考えを確認したいんです。

入札には御存じのとおり、一般競争入札と、それから伊豆市でよくある制限つきがござい

ます、これは入札かけて。随意契約の場合もございます。今、随意契約は特殊な場合とか、金額が限られています、基本的に私は、今やっていませんけれども、随意契約がそんなに実は悪いとは思っていないんです。なぜならば、随意契約で十分安くできたり、それから市内で仕事がないところにある程度判断をしてやっていただくこともできるわけですから、基本的に随意契約が悪いとは私は思っておりません。

議員は先ほど、いろいろ随意契約のことをおっしゃいましたけれども、随意契約が入札と比較をして、どの部分がどういうマイナスがあるから随意契約が不適切であると言っているのかを、まずそれを確認させていただかないと、次の私の答え方が変わってまいりますので、そこを確認させてください。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 大雪の場合なんですけれども、静岡県では路線ごとに、もう既に雪氷対策で業者を割り当ててあります。そのために、その割り当てられている業者が見回りもして、塩化カリウムをまいて除雪をやる。また、小規模修繕について、舗装に穴があいた場合なんかについても、そういうように路線の割り振りもされているところです。

伊豆市については、災害時に土砂をすくうのはという部分ですけれども、災害協定を結んであります。そのために、その災害協定を結んでありますので、その業者さんに土砂をすくってもらうというような対応で、市民の方になるべく迷惑をかけないような対応をとっているところです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 質問ありますか。

関議員。

○9番（関 邦夫君） 随意契約や競争入札に対する私の考えは、この辺地のようなところでは、そして今仕事もたんとはない建設業者に対して、ぎゅっと絞ってかわいそうなことをやるよりも、何かのときにはみんな協力し合って一緒に生きていく仲間を大事にしたほうが、私はいいじゃないかと思って質問をしたわけです。

最初のころ、98%だとか、何かが高過ぎるとか何とかというのは、これは一般論で、だれが考えても高いと思うのが当たり前だと思います。しかし、考え方は地元の業者を大事にするということも、この行政の一つの仕事ではないかと思って、こういう質問をしたわけです。

以上で終わります。

○議長（杉山羌央君） これで関邦夫議員の質問を終了いたします。

### ◎延会宣告

○議長（杉山羌央君） 残る一般質問については、明日9月7日の午前9時30分から行います。本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでした。

延会 午後 4時16分

平成24年第3回(9月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年9月7日(金曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本覺君	7番	杉山誠君
8番	内田勝行君	9番	関邦夫君
10番	杉山羌央君	11番	大川孝君
12番	森良雄君	13番	古見梅子君
14番	塩谷尚司君	15番	室野英子君
16番	飯田正志君	17番	鍵山堅一君
18番	飯田宣夫君	20番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	教育長	勝呂信正君
総務部長	鈴木伸二君	市民環境部長	河野英世君
健康福祉部長	大城栄一君	観光経済部長	杉山健太郎君
建設部長	佐藤喜好君	教育委員会 事務局長	大川覺君
会計管理者	鈴木守正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	森修司	飯田勝久
主査	稲村栄一	



開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は18名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成24年第3回伊豆市議会定例会3日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杉山羌央君） それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序8番の古見梅子議員から発言順序10番の大川孝議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 古 見 梅 子 君

○議長（杉山羌央君） 初めに、13番、古見梅子議員。

〔13番 古見梅子君登壇〕

○13番（古見梅子君） 皆さん、おはようございます。13番、古見です。

ただいま議長より発言許可をいただきましたので、3点について質問させていただきます。

第1点、平成31年一般会計をおおむね120億円程度に緊縮することについて。

平成30年、特例期間が終了するため、一般会計の総額を120億円程度に緊縮することが余儀なくされ、来年度以降、6年かけて総額25億円の削減を断行するという所信表明が、先回6月議会で行われました。そのためには、毎年4億円余の削減をしていかなければならないこととなります。予算編成は大変困難であろうと予想されます。徹底的な予算削減に着手していくとき、予算カットをどのように断行していくのか、市長の決意を伺います。

2点目、成長戦略3本柱の推進について。

市長は所信表明で3本柱の推進について述べておられました。これは、成長戦略であろうと私は思いましたので、成長戦略3本柱として質問させていただきます。

3本柱の推進により、伊豆市が元気になり、将来に希望を持つことができると思います。

1番目の雇用の創出、2番目、所得の向上、3番目、定住の促進、この3本柱の今後の展望、取り組み状況を伺います。

3番目、教育長に伺います。

いじめ問題について。

いじめ問題には早期発見、早期の対応が重要だと考えます。最近、特に各地でいじめ問題が発生しています。いじめられても子供は訴えません。先生方が忙しくて、いじめに早期に気がつかないことが問題です。

伊豆市では深刻な問題は起きていませんが、現状と予防対策について伺います。  
以上です。よろしく申し上げます。

○議長（杉山 晃 君） ただいまの古見梅子議員の質問に対し、答弁を求めます。  
初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。お答え申し上げます。

まず1つ目、2つ目、私に御質問いただいた件ですが、本当に、本当に大切であり困難な課題、まさにそのとおりでございます。

1つ目の歳出カットですが、これは私の公約というよりも、8年前に伊豆市が合併してできたときの所期条件でございますので、苦しくても何とか達成しなければいけない、達成するというよりも余儀なくされている。その中で、昨日も森議員からありましたけれども、森議員がおっしゃる104億円が適正な支出であるというような御意見ありましたが、標準財政規模は、私もこの制度はよく知らなかったのですが、いろいろ担当に聞いてみますと、収入、伊豆市の場合には市税が46億円程度ですけれども、これを基準にして算定していくのだそうで、産業構造とか人口が似ている熱海市は自主財源が100億円くらいありますから、当然標準財政規模というのは異なっております。

他方、伊豆市の場合に、なぜ例えば職員が函南町や伊豆の国市より多いのか、あるいはどうして予算が多いのか。内容を見ますと、まず面積が広い。面積が広いと森林の管理、あるいは農道、市道、林道整備、こういったところに予算が必要となってまいります。したがって、46億円の自主財源と3万4,000人という人口だけで算定されては、必要な事業もできなくなる。したがって、ここは県や国と市長として私が話すところではありますが、現状はそういった特有の課題を勘案していただくことがまだ合意を得ておりませんので、当初のとおり、おおむね20億円程度の地方交付税が削減されるという前提で考えざるを得ない、これは前提でございます。

次に、歳出カットのやり方ですが、まず生活に密着した、例えば花の会への支援だとか、いろいろな地区ごとのまちづくりへの支援など、このような補助金を全部集めても、せいぜい100万円とか200万円にしかありません。それを全部ゼロにして地域の皆さんのやる気をそぐというのはいかがなものか。

また、大規模な補助金は、伊豆市の場合には、たとえば観光協会、それから社会福祉協議会、商工会、シルバー人材育成センター等々が対象になりますが、全部で1億4,000万円くらい。これをゼロにすることは現実的ではありませんし、削減をお願いをしてもせいぜい数千円。そうすると、論理的には投資的経費、いわゆる公共事業の部分をカットせざるを得なくなります。

御承知のとおり、これはほとんどが補助金で地元の負担金が10%のものもあるし、50%のものもありますけれども、例えば地元負担金10%の事業をやめるとすれば、1,000万円の地

元負担で1億円の公共事業をやっていたわけですから、歳出カットは額面上大きくなる。しかし、地元の負担が少ないもので必要な公共事業をやっていたことが大規模にできなくなる。それが本当に適切なのか、あるいは望ましいのかということを考えますと、これもやっぱり大変に厳しいだろうと思います。

ですから、正直なところ、現時点で市長として基本的な考え方はございません。どうしたらいいのかわからないというのが正直なところ。それを私自身が地方財政のあり方を勉強しつつ、事務方としっかり話をしていきたいと思っております。

7月ごろに課長会議で、まず各課長が一番事業を知っていますので、課長としてあるべき歳出カットをまず挙げてくれと。どんなに苦しくてもお願いせざるを得ないから、挙げてくれという指示をいたしました。

また、8月に、これまでに2回、市民による事業評価会を行いました。今回は副市長がヘッドで各部長がメンバーの施策評価会、私が挙げている施策そのものを評価してもらう、こういうことをやりましたところ、アドバイスをいただいている大学の先生から、非常にすばらしい議論であったと。職員が自分の部の管轄を超えてどこまで議論できるかということ、大分疑問に思っていたようではすけれども、大変に伊豆市の議論はすばしかったというコメントをいただいております。その先生の御指摘では、施策評価会をやった部長会議を軸にして、将来のための経済戦略会議をつくることも不可能ではないと。ぜひ伊豆市でやってほしい、というようなアドバイスをいただきましたので、一番事業をよく承知をしている部長にあるいは課長含む幹部職員に、まずは私たちの将来の財政のあり方について十分な提案をしてほしいと考えております。

次に、成長戦略3本柱ですが、これも極めて大切な課題でございます。少し今まで申し上げたことを復習をさせていただきますと、今から平成30年までの伊豆市の変化、繰り返しになりますが、平成25年度末に東駿河湾環状道路が完成し、東名、新東名と大平インターまでが直結されます。そして、その年に都市計画のマスタープランを作成いたします。ことしと来年ですね。平成26年度末には修善寺駅の改修が完了し、田代にことしから始めます汚泥処理施設が完成し、それから天城地区の特養ホームが完成し、それから田方広域都市計画の見直しに入ります。そして平成30年まで、これは国に何度も何度も強くお願いしているところですが、平成30年までには何としても天城北道路を完成してほしい。

このような国、県、市の事業がこれから6年間控えているわけです。それを踏まえて、どのような成長戦略に持っていくのか、ここが焦点になるかと思っております。ただ、そのような交通システムが大幅に改善される中で、今、県の土地利用の中でも前提とされている製造業の誘致、これが可能かということですが、すみません、これは議長の許可を得てお持ちしました。

9月3日の日経新聞、雇用の柱を失う地域、国内工場相次ぎ閉鎖縮小。

きのうもどこかのテレビでやっていたけれども、九州の企業誘致をしていたところか

ら、2つの工場ですか、撤退をして、大変大きな産業に対するインパクトで、その工場跡地を残していただいて誘致をしているようですが、今のところないそうです。

そのような、日本から世界構造の大きな変化の中で、製造業が大胆に大規模に縮小していく中で、さあ今から伊豆市に製造業を持ってきましようかということは、なかなか考えにくいのではないかと。

したがって、これまで繰り返し申し上げているように、伊豆らしい、伊豆にふさわしい、そして、将来にも持続性のある産業を、一つは、そのような企業を誘致するという事。もう一つは、そのような産業を伊豆市の中でつくっていくということ。その2つを大きな主眼に置いて、これから対応してまいりたいと思っております。

そのような文脈の中で、きのう森島議員にお答えしましたように、月ヶ瀬インター周辺、大平インター周辺の活用の仕方も今、一つは検討チームの中で、もう一つは内々に県や国と話をしている状況でございます。

それから、もう一つの柱の定住促進ですが、これは今、県が家と庭一体化事業、これは知事のイニシアチブだと思いますけれども、かつて知事は300坪と言っておられたのですが、やはり伊豆市でも300坪はちょっときついものですから、何とかカーポート2台と畑が住宅の敷地の中にある、何とか100坪程度の家と庭の一体化の事業が伊豆市でできないかということをお考えしているわけですが、その前提は、やはり今ちょっと議論が下火になっておりますけれども、定住自立圏構想。やはり4年半市長をやってみて、なかなか伊豆半島の合併がきょうあした進むものではないという気がいたします。そうすると、広域協力の中で定住自立圏、例えば職場は三島市、沼津市にも求める。病院は順天堂を使わせていただく。新幹線の駅は当然三島駅を使う。そのような中で、その地域の中で都市住民の方々の癒しの場を提供し、あるいはそこを職場として伊豆市の中にベッドタウンを整備していく。そのような文脈の中で少しでも定住を促進してまいりたいと、このようなことを現時点で考えております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） おはようございます。

それでは、古見議員のいじめの問題についてお答えをさせていただきます。

伊豆市におけるいじめの現状と予防策につきましては、昨日、森議員の質問にお答えしてございますので、御了承いただきたいと思います。

また、議員御指摘のように、いじめられている子供が、自分がいじめられていることをみずから訴えるということがなかなかできないのが実情です。そのため、現場の先生方には、いじめを含むさまざまな問題行動に対して常に高いアンテナを張り、いじめではないかと思われる事案については、素早く丁寧に対応するよう指導しております。

それとともに、生じた諸問題につきましては、子供たちで考え、よりよい方向に導き、解

決していけるような「集団の力」をつけていくことも大切ではないか、こういうふうにも思っております。このことにつきましては、改めて校長会におきまして私のほうから道徳、特別活動、そういう授業を使って集団の力をつけていただきたいということをお話をさせていただきます。

学校には心の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、先生方以外にもいじめ事案に対応できる職員がおりますので、それらの方々と、より密な連携を図って取り組みをしていきたいというふうに考えております。

お願いします。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

古見議員。

○13番（古見梅子君） 議会最後の質問をするに当たりまして、先回の市長の所信表明を読んで、あのときはそんなに感動しなかったんですけども、今回はひどく、本当にそうなんだな、現実はこのように厳しいんだな。そしてそれに向かって市長が柱を立てて、これから5年も6年も頑張っていくって、何とか交付税が減るまでに、その意欲を感じたときにすごく感動したんです。それでやめようと思った一般質問を出させていただきました。

それで、初日に平成23年度の決算報告がございました。それを聞きましてちょっと安心したというか、うれしかったのは、公債費比率が改善があったこと。将来負担比率も大分改善があったという報告。それから積立金の台帳ほか、積立金も増額になっていること。地方債の残高も減少していること。これはすごいいい結果が出ているんだなと、私はそういうふうに思ったんですが、思ったんですがね、監査委員の意見書の中に、意見書を見させていただきますと、報告の中にもありましたが、使用料とか手数料、収入未済額が市税を含めて7億5,800万円もあるんですね、この収入未済額が。そしてまた、国保税の滞納繰越分における収入未済額も、この意見書の中から出したんですけども、2億6,600万円余あるんですね。

下水道の分担金使用料手数料が、収入未済額が4,535万6,000円もあるんですね。

これは、税は公平にというのが原則ですね。これを徴収努力はしているんですね、電話催促の委託をしたり、静岡県滞納整理機構へも出したりしますけれども、やはり、税は公平に取らないと。出す人だけ、出さない人はもう出さなくていいということじゃまずいと思うんですね。これは各課の努力はもちろんですけれども、やはり市長が市長命令でもっとメッセージを出すべきだと思うんですけども。税は公平である、それによって市民がみんな潤っているわけですので。去年でしたか、香川県の善通寺市での税の収納状態を視察に行きましたときに、月例に、毎月ですね、1回は各課の水道とか徴収の課の課長が集まって、徴収状態のはがきを出す、どこに出すとか何通出すとかというのは必ず会議をやって、毎月やるから、来月は先月の徴収状況を把握する。それは何によるかということ、市長がすごいメッセージを出している。公平に徴収すべきだという。それは厳しいようなんですけれども、やはり働いて得た収入を全部取るわけじゃなくて、一部を取るわけですね、一部をいただくわけ

ですよ。それが公平であるということは大原則でありますので、もうちょっとこのところ力を入れたら、この今未収額の合計が10億7,000万円余となってるんですね。こういうところにももっと力を入れてやるべきだと思うんです。

というのは、我々も小学校教育を受けたり中学校教育を受けたり、ずっと税金によって育てていただいていたんですよね。今度はその税金でまた将来の子供たちを育て、防衛をしたり教育をしたりいろんな予算をつくっていくのに、国民が公平に、これ義務なんですよ。それをもっと市長は力を入れて、職員にもっとメッセージを出すべきだと思うんですけども。出してると思うんですけども、それを確認させていただきたいと思います。やはり、それがないと、滞納は膨らんでいく、税収は少なくなっていくという中では、やはり市長の厳しいメッセージが必要かと思うんですけども。

市長、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 非常に御指摘のところ、悩ましく、また難しい課題であると思っております。

きのうも申し上げましたように納税は国民の義務ですから、やはり、しかも調定額は支払い能力に見合った調定額を出しておりますので、当然全部、全額完納していただくことが大前提でございます。

その中で、相当経済状況が悪化した中で、私も市長になって当初は、そうはいっても支払いが難しいだろうなとも思ったこともございました。ただ、担当といろいろ話を聞きますと、必ずしもそれだけではなくて、大きな家に住んだり、高級車に乗ったりしていながら、どうしても税金って最後になるようなんですね。ほかのところを払っておいて、税金は後ということが散見されているようです。そこで、市の職員が行くとなかなか難しいところがございまして、そこは、いろんなことでどうしても納入いただけないことが多いようです。

そこで、県につくっていただいた滞納整理機構としっかりタッグを組みまして、本当に厳しいところは当然個々にしっかり見させていただきますけれども、基本的には国民の義務であるということと、それから納税の公平性という観点からさらに一層引き締めて、これ、私のお金ではなくて市民の皆さんの本来のお金でございますから、そこはしっかり対応させていただきたいと、ここを改めて今考えているところでございます。

○議長（杉山羌央君） 古見議員。

○13番（古見梅子君） ぜひお願いしたいと思います。

我々は、もう出せば入るんですよ。入ることばかり考えているから入ってこない。出して入る。これが循環の法則。循環の法則というのは、入る、入るではなくて、出せば入る。やはり人のためにお金を使ってもらう、そうすれば自分もまた助けてもらおうと。これ、持ちつ持たれつなんですよ。それを私たちは知らない間に、意識はないままに多くの税金を使

って育ててもらってきた、そしたら今度は恩返しをする番だと。生活保護をもらっても、仕方なくもらっても、将来働けるようになったらこれは国に恩返しするんだ、そういうことも植えつけていく必要があるんだと思うんですよ。納税をおろそかにするって、そういう意識がないんじゃないかと。やはり豊かな心っていうのは、人のために自分は何ができるか、そういうことをやっていくことが幸せになることだと思っておりますので、ぜひ、厳しいようですけれども、公平性という意味で、もっと職員にハッパをかけるというのはおかしいですけれども、厳しく徴収をしていただきたいと思います。

2点目です。

2点目の3本柱というのは、やはり市長が若いからやる気もあるからこういうすばらしいチャンスがここに来たんだな、ビッグチャンスが今来ていると。インターが4つも伊豆市にあると。こんなビッグチャンスはないと思うんですよ。大仁の、伊豆市の入り口に1つある熊坂へ通じていく、修善寺温泉に入っていくところにまた1つある、大平にもできた、そして今度月ヶ瀬にできた。こんな伊豆市の中に4つもある。こんなビッグチャンスに、やはり市長が今言った企業誘致ということをおっしゃられました。その件について2つ質問させていただきます。

伊豆市では企業誘致の補助制度の要綱をつくるという、前に市長の答弁がありましたけれども、それは議会の議員の我々はまだインターネットを調べればわかるでしょうけれども、補助制度について中身を知っていることが大事だと思うんですけどね。企業誘致の補助制度があって、それを見た、よそからとか、あるいは市内の企業がその補助制度を使うというときに、さあ、そこで契約ができたなら議会のほうでいやそんなのはだめだよとか、こういうふうにならないように、もっとあらかじめ議会へ提示をしてもらって、それはそんな厳しくなくて、もっと補助制度やれよとか、もしかしたら議会から提案があるかもしれない。しっかりこの企業誘致の補助制度を、伊豆市のものをつくってもらいたいと思うんですけども。

その点ともう1つ。

今、県のほうで、市長が先ほどおっしゃられたように、内陸フロンティア構想というのがあるということで、インターで降りたところの産業振興に県も何か特区をつくって応援をするというようなことが、今進行中だということを伺いましたけれども、その特区の申請とかもこの際できるのかなと考えるんですけども。その2点。企業誘致のことと、内陸フロンティアのその伊豆市のかかわりについて伺いたいと思います。お願いします。

○議長（杉山 晃 君） 市長。

○市長（菊地 豊 君） 1つ目は後ほど担当の部長から説明をさせます。

2つ目の内陸フロンティアですが、これは静岡県では市長会の中で県との勉強会がございまして、現行制度の中でという前提なんですけど、やっぱり各市長は、私も含めて、現行制度が合っていないからそこを見直してほしいんだというところで議論をしております、県からいろんな逆提案もいただいているんですけど、現行制度の範囲内ということで、少しこは

せめぎ合いが続いております。

1つ目の点については具体的な話がございまして、部長から説明をさせていただきます。

○議長（杉山晃央君） 観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、1つ目の質問、市としての企業誘致の補助制度ということについてお答えをいたします。

現在、伊豆市では市独自の制度といたしまして、伊豆市企業立地事業補助制度、これがございまして。これについては静岡県との連携による補助制度でございまして、詳細の要件はありますが、おおむねの要件といたしましては、10人以上の従業員を雇用し、市内に1,000平米以上の用地を取得、1人以上の雇用増がある場合に用地取得費に対して3割までの補助金を支出することができます。限度額は3億円となっております、この負担区分は県が2分の1、市が2分の1ということになっております。従業員の増加に対しても、1人につき50万円を支出できるような制度になってございます。

ただ、この制度は先ほど言いましたとおり、県との連携による制度でございまして、他市町でもさらなる拡大をして実施してございます。既に御承知だと思いますが、三島市あたりでは限度額を5億円とかというような新聞報道もされております。

当市のように、企業立地として不利な条件となるところでは、なかなか魅力的な制度ということになっていないのが現状であると認識しております。

そのために、私どもといたしましては、お金、補助金だけではなく、実効的に企業立地がしやすい環境整備を進められますよう、伊豆市の頑張る企業を応援するための条例というものを、現在検討しております、12月議会には、ぜひ皆さんに御提案をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、この制度の周知広報でございまして、伊豆市のホームページをごらんになるとわかりますが、トップページの下に市の支援、補助制度というのが、小さいバナーですけれども載っております。こちらから入り込むようになってございますけれども、これではなかなかちょっとわかりづらいなということでございまして、もうちょっとこのホームページの掲載等も今後考慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 古見議員。

○13番（古見梅子君） 私もインターネットでクリックしたんですけども、なかなか出てこなかったんですけどもね。

今はまだそうだけれども、これからインターもできてくる間に、もっとその力を入れなければならぬ企業誘致ですので、もっとその中身も、企業誘致の補助制度ももっと伊豆市としての、5億円なんて三島市のように出せないだけども、けれども、この地元の人が企業を起こして、1億円の工場を建てたら、3年間は固定資産税を半分にしますよとか、そう



いう優遇制度も補助制度だと思うんですね。そういうものを入れて、もっと広く情報を発信していったら、なるべくやはり基本は働き場がなければ住む人もいないし、子供も少子化になって本当に商店も衰微していくわけですので、やはり最も大事な働き場の確保ということで、前面に企業誘致補助制度の中身と情報の仕方の発信、12月にできるということで非常に期待しておりますので、よろしくをお願いします。

例えば、クリックしました深谷市ですけれども、固定資産税を1.4%から0.7%に5年間固定資産税の税率を下げますと、こういうふうに書いてありました。それがあつことと、指定の要件は工場を設置することによって、新たな雇用創出が図られるということです。もう1つ深谷市では、優遇措置と一緒に奨励金というものもあるということです。奨励金は3年間交付します。その3年間、固定資産税相当額を奨励金として交付しますとか、こういうふうな、わかりやすく非常に魅力的なことが入っております。これはこういうこともいろいろ考えておられると思うんですねけれども、やはり見やすい情報発信をして、ぜひこのことに力を入れていただきたいと思つます。

3点目のいじめ問題にいります。

昨日も森議員から質問がありましたので、もう質問することはないんですねけれども、いじめられている子は訴えてこない、訴えられない。いじめの子といじめられている子、見ている子も訴えてこない。見ている子だつているわけですね。最近、あちこちで学校で自殺があつて、うちへ帰つて7階から飛びおりたとか、そういうのがあつますけれども、それはいじめを認識していなかつたというのは、先生ももちろん認識していなかつたけれど、周りの子も訴えなかつた。で、いじめられた子も訴えてない。とにかくそういう訴えてこないという、そこはどこに原因があるのか。子供たちも何か原因があるんだと思うんですね。今のこういう結果が出ているもつが。

というのは、自分なりに、自分も家庭教育で子供を育てた者として、学校教育も子供教育も似たところがありますので、やはり自分も反省しますと、子供が親に訴えないというのは厳し過ぎるとか、何て言うんですね、訴えないんですね、もう委縮しちゃつたときは。ところが、学校の中は未熟な者がいっぱいいるから、失敗して当たり前なんだ、学校は失敗してもなるところなんだ、失敗していいんだという、そういう学びは学習だけじゃないんだつて。そういうことで、もっと広い心で、いじめがないことがいいのではなくて、いじめを見つげられる数が多いということは、一つの勉強の題材があつていいんだというぐらいに広い心ですね、私は自分も母親としてそういうふうな心で転換したときに、非常に楽な子育てができた経験があるんですね。

今、先生方も、ノイローゼになっている先生があると伺いました。先生がノイローゼ。先生が相談しなきゃならないような、そういうようなことも起きている。やはり、ここの豊かになつた日本の中で何が起きてきたのか。今始まつた、この今のここのこういう状態は、もう過去20年くらい前から、経済が発展をして、子供たちが少子化になつて対人関係とか、兄

弟も少なくなった、核家族になった、対人関係が少なくなった、対人抵抗力も少なくなってきた。そういうものがずっと積み重なってきた結果が今だと思います。だから、私は議員になったときに、最初から家庭に子供がいない、地域に子供がいないんだから、学校に子供をごちゃごちゃの中で、芋を洗うように子供同士で成長していく場として、学校をもっと多くしてほしいという、そのために私は訴えてきたわけです。やはり子供同士の中でもまれていく、対人抵抗力をつけていく、社会に出たらもっと大変になるわけですね。そういう意味で伊豆市は非常にいい方向にいて、統合して、今いい環境になってきているわけです。教育委員会も非常に忙しいし、忙しいわけですよ。統合の準備というものはそんな簡単なものではない。停留所のことからいろんな申請もあって、大変な中に学力のこともある、いろんな事務的なこともある。いろんな忙しい中で、教員に対するかかわりとかも、学校の先生が子供にかかわる、事務量が多くてかかわれないように教育委員会もそういうことがあり得ると思うんですよ、事務量が多くて。忙し過ぎて。ぜひ、学校はいじめられても、そこから子供が謝ることを覚えたり、そういうことでもって成長していく場であるから、必ずしもいじめがあることをなくすことだけじゃないんだということで、先生方が、ノイローゼになっているということもあるということですが、やはり最大の教育環境は教師であると。教師を救わなければいい教育をしていただけないと思いますので、ぜひ教員の相談にも乗っていただいて、今いいハードな面でできているところですので、今後とも、ぜひ今ないから安心ではなくて、ぜひそういう温かい教師の教育もして、相談相手にもなってやっていただきたいと思っています。

質問ではありませんが、よろしく願いいたします。終わります。

教育長からコメントをいただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 議員から本当に教員への忙しさですとか、励ましをいただいたという思いで、ありがたく思っております。

いじめにつまましては、本当に発見というのが難しいというところがあります。しかし、やはり教員それぞれの大人が、目を肥やすというんですかね。当然教師の目、それから保護者の目、家庭ですね。おばあさんもいれば兄弟もいる、そういうところの目。それから、当然子供同士の目ですね、子供同士の目。それからあと、周りの社会の目。こういう目でやはり子供たちをしっかり見ていく。その見る目が強くなれば、きっとそういうところからの発見もできるんじゃないかという、私は抽象的ですけども、そういう目をやはり育てていくことが大事だなというふうに思っています。

それからあと、教員のこの忙しさにつまましては、私も現場にいましたのでそう実感をしております。じゃ、今後、その教員というのは、やはり大事なことは、子供と向き合う時間をいかに確保していくか。このことが大切だというふうに思っています。そのためには、これ、県のほうからも県教委もそうですし、私どもの教育委員会もそうですが、とにかく学校

の先生方が向き合う時間を確保するために、例えば会議の精選ですね、職員の会議の精選。それからあと事務量、これを軽減していくことについて、学校ともども今検討をしているところでございます。

したがって、そういうところでいかに子供と向き合う時間を確保するか、今後も引き続き検討してまいります。

○議長（杉山 晃 君） よろしいですね。

これで古見梅子議員の質問を終了いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（杉山 晃 君） 次に、7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君 登壇〕

○7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、コンビニにおける証明書等の交付サービスについて伺います。

現在、一部自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から、住民票の写しや各種証明書などを入手することができます。

また、来年春からは、業界2位のローソンと同4位のサークルKサンクスも、このサービスに参入することになっています。コンビニ交付サービスは、自治体の窓口が開いていない日や時間帯でも、全国の上記コンビニで証明書を取得することができ、住民が必要なときに必要な場所でサービスを受けられることや、窓口業務負担の軽減、コスト削減の効果にもつながります。

県内自治体では、掛川市が2011年2月から、また御殿場市、清水町がそれぞれ本年8月からサービスを開始しました。

今後、参加自治体数が増加することが見込まれるサービスですが、当市でもコンビニでの証明書等の交付サービスを導入してはいかがでしょうか。

次に、「こころの体温計」の普及について伺います。

「こころの体温計」とは、東海大学医学部附属八王子病院が開発したメンタルヘルスチェックをシステム化したもので、パソコンや携帯電話の画面で人間関係や住環境、睡眠状態などについてなど、簡単な質問に答えることで回答者の心理を判定し、ストレス状況と落ち込み度といった心の状態を、金魚や猫などのキャラクターの表情で確認することができます。ストレス状態を確認することで、うつ病の早期発見や治療を推進し、自殺予防につながるとされています。このシステムをパソコンや携帯電話で気軽に利用できるように、市のホームページからアクセスできるようにするなどして、普及に取り組んではいかがでしょうか。

次に、首都圏からアクセスのよい伊豆スカイラインや県道伊東西伊豆線の利用推進について

て伺います。

観光に訪れる車両が減少しているとはいえ、シーズンには、市内でも場所によってはかなりの混雑が見られます。伊豆縦貫道、天城北道路の早期完成が待たれるところではありますが、首都圏からは伊豆スカイラインを利用することで、伊豆市へのアクセスは格段に改善されます。また、県道伊東西伊豆線を利用することにより、天城湯ヶ島方面へも混雑を避けて、かなりの時間短縮が可能です。

このことは、通行車両が集中する伊豆から首都圏への帰路に利用することで、さらに顕著にあらわれます。しかし、伊東西伊豆線は狭隘な部分が多くあり、危険であるとともに、通行を敬遠される原因ともなっています。

この路線への通行車両の案内、誘導や道路改良を進めることは、交通混雑の分散や地域の活性化に役立つと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、通学路の安全対策について伺います。

本年4月23日、京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡し7人が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生し、その後も各地で登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生しました。

平成24年版交通安全白書によると、昨年1年間の交通事故死者数は4,612人で、11年連続の減少となり、交通戦争と言われたピーク時の3割以下となりましたが、負傷者数は85万人を超え、いまだ交通戦争は終わっていない状況です。しかも死者数の中で、歩行中が占める比率は上昇しています。交通事故死者数を状態別に見た場合、2007年までは自動車乗車中が最多でしたが、2008年以降は歩行中が自動車乗車中を上回り、最多となりました。

公明党では20年前に通学路総点検を提唱し、子供たちの命を守る取り組みを進めてきましたが、今回新たに通学路の安全対策プロジェクトを立ち上げ、5月16日に文部科学大臣に緊急提言を行いました。それを受けた形で、5月30日、文部科学省、国土交通省及び警察庁から全国に通知が発せられ、すべての公立小学校で緊急合同総点検が実施されることになりました。また、伊豆市議会からも6月27日、児童生徒の通学時における交通事故防止に関する意見書が出されました。今求められているのは官民の知恵を結集し、市民の意識改革をも見据えた総合的通学路の安全対策であると思います。当市において行われた緊急合同総点検の点検結果と今後の対応策をいかにお考えでしょうか、伺います。

以上でございます。

○議長（杉山 兎央君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、最初のコンビニでの行政サービスでの件ですが、議員から御指摘がありましたとおり、2市1町で既に導入していて、清水町さんのように、うちよりはるかにコンパクトで生

活利便性の高いところでも導入されているということで、伊豆市の場合には支所が少ない上、コンビニはそこそこございますから、むしろ、私本当はそちら側から行政にやってくれと言いたいくらいの気持ちなんですけれども、実際に指示して検討させますと、じゃ、費用対効果のところはどうなんだろうということ、事務方では議論をされております。当然委託料もかかるわけですから、そこと、今支所機能を残したままコンビニを活用させていただくと、今度は予算がふえるだけです、支所業務の整理とそれからコンビニへの委託ということで、費用対効果を現在検討させているところでございますので、少し結論を得るまでの時間を頂戴したいと思います。

それから、メンタルヘルスの件につきましては、伊豆市では平成22年度から自殺対策事業を開始して、24年度、ことしから健康いず21計画の重点事業と位置づけて、生きがいとこころの健康づくり対策を実施しております。具体的には、従来実施しております睡眠キャンペーンに追加して、睡眠キャンペーンはよく公用車の横に張ってあったりしたんですけれども、ゲートキーパー養成講座、これは自殺の危険を示すサインに早目に気づいて適切な対応を図ることができる、ゲートキーパーの役割の担う人材育成が主たる事業ですが、このようなものにも着手をしております。

御指摘の気軽にストレスチェックができる「こころの体温計」は、報告では静岡県内で1つの町が取り入れているようでございますけれども、やはり経費がかかることやチェックの後、緊急性のある市民の個人情報を得ることが難しく、タイムリーにかかわることができないなどの課題が挙げられているようでございます。詳細は私も承知しておりませんので、実施する場合のさらなる課題等がありましたら、担当の部長に後ほど答弁をさせたいと思いますが、そういった課題を認識しつつ検討をさせていただきたいと思っております。

それから、伊豆スカイラインの活用の仕方。

やはり、特にハイシーズンに特定の道路が極めて渋滞することは、私も承知しておりますので、伊豆スカイライン、特に東駿河湾環状道路ができて、将来は熱函道路にも当たりますから、そうすると一たん上がっていただいて、熱海峠から冷川まで来る経路も魅力的になるかと思っております。

そこで、3年前だったでしょうか、県知事のイニシアチブで伊豆スカイラインも大幅値下げをしていただいんですが、そこで必ずしも期待した効果がなかったということが、相当県では問題になったようでございます。

したがって、なるべく多くの交通アクセスを活用するということは、当然伊豆市及び伊豆半島全体の課題でもございますので、伊豆半島サミットの中で、他の伊豆半島の市、町ともしっかりスクラムを組みながら、さらなる伊豆スカイラインの活用というものを考えてまいりたいと思っております。

また、伊豆半島、伊豆横断道路の一部であります中伊豆と湯ヶ島を結ぶ国土峠のところの道路は、あそこは湯ヶ島方向から観光バスが入れない。また、「わが母の記」の映画ロケ地

になっております筏場のわさび沢まで湯ヶ島方向から今、大型観光バスが入れないですね、等々の課題があることは承知しておりますが、これは整備には時間がかかろうかと思ひますし、また、日本で最大のわさび沢の環境を壊してしまうような誘導策も余りどうかと思ひたりしまして、そこは地元の皆さんとも話し合いをしながら、最適な道路のあり方について検討をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） では、次に教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） 杉山議員の、通学路の安全対策についてお答えをさせていただきます。

通学路の総点検とその結果及び今後の対策についての御質問ですが、通学路総点検につきましては、各小学校における「交通安全リーダーと語る会」においての指摘にありました危険、要注意の箇所について、道路管理者と警察、交通安全の担当課と教育委員会とで、8月に合同点検を実施しました。

この「交通安全リーダーと語る会」は、各学校、PTA、児童や地域の方を中心に通学路の危険箇所など、交通安全について話し合われた会でございます。

合同点検は全小学校で61カ所、上がってきた箇所ですが、61カ所を点検し、そのうち40カ所程度は何らかの対応が可能、または必要と思われる箇所です。その対策方法や正確な箇所数などの詳細につきましては、今後、関係の行政機関と協力し、また実施のお願いをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 最初のコンビニ交付サービスです。

費用対効果が一番の課題ということでありました。

私は、まず市民サービスの観点からこれを求めているわけですが、

まず最初に、費用対効果のほうから検証したいと思ひますけれども、とにかく今、勤め人の方は昼間市役所へ出向けないということがありますので、やはり時間外窓口も木曜日に限って開いていただいているんですけれども、まだまだサービスを向上させる必要があるのではないかと思います。このコンビニサービスなんですけれども、前にたしか修善寺駅が整備されたら証明書交付機を据えるというようなお話もされていましたが、交付機ですとやはり維持管理、人手が要ります。紙詰まりとかよく起こるトラブルに対して、その都度、職員が出向いて対応しなければなりませんし、機械そのものの維持管理費も全部行政側の負担になります。ところがコンビニですと、そういった端末がありますので、キオスク端末と言うそうですけれども、それをコンビニ事業者と契約をして、証明書発行サービスをお願い

するわけですが、管理はすべてコンビニで行いますので、維持運用費用は発生しません。導入費用だけでありますので、最終的に今まで取り組んでいた自治体の試算を見ますと、これは市町によっても人口規模によっても違うとは思いますが、ちょっと人口が違いますけれども三鷹市の例です。

市民課の窓口で証明書を発行する場合には、人件費が、職員の数が多いものですから約6,800万円。機械の使用料が290万円。総事業費で7,000万円以上かかるということで、一枚当たりの単価が715円かかっているそうです。自動交付機でありますと、人件費が大幅に縮小されて435万円、それから機械の使用料が2,800万円、総事業費が3,200万円、一枚当たりの経費が380円だそうです。これをコンビニ交付にしますと、人件費が大幅に減りまして174万円。そして機械の使用料、これはコンビニに支払うお金だと思いたうんですが、1,890万円ということで、総事業費が2,000万円。これはもちろんこの市でも当てはまるわけではありませんけれども、おおむねこのような比率からして大幅に経費が削減できるということが言われています。ただ、利用者数が少ないと、という問題もお聞きしましたけれども、結局委託するわけですので、一枚当たりの単価というよりも、やっぱり人件費とかそういったものの金額が多いと思いますので、その辺の比較は細かい費用対効果の計算はなされたのでしょうか。伺います。

○議長（杉山晃央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） 証明書等のコンビニ交付につきまして、少し加えて説明させていただきます。

議員御承知のように、本県におきましては3つの市、町で導入されております。ただしこれの利用につきましては、住民基本台帳カードを取得しているという前提条件がございます。当市におきましては、現在のところ、住基カードを取得している方は797名でございます。多く利用されておりますところの住民票ないしは印鑑証明、印鑑証明は15歳以上ですので、15歳以上の人口と比較した場合には2.6%弱程度の普及率になります。

この費用でございますが、電算担当のほうにちょっと確認してもらったところ、周辺機器類、システム構築費等の初期費用として2,600万円、これは概算ですが、これを60か月リースした場合には月額45万円程度、少し金利的なものが入りますので、月額45万円程度、したがって年間540万円。このほかに通常経費として地方自治情報センター負担金が人口15万人未満の市となりますので年間315万円。それからシステム保守、運営経費等が230万円必要となります。

したがって、リースで対応した場合には年間1,100万円程度になろうかと思えます。このほかに、コンビニの交付業者へ1件当たり120円の手数料といいたうでしょうか、委託料が必要になります。それで、私のほうも清水町さんに直接ではないのですがちょっと事情をお伺いたところ、清水町さんにおきまして、住基カードの普及率は約800枚程度だと。これを4,000枚、4,000人程度に拡大するために現在、手数料の無料化を図っているというよう

に伺っております。

以上でございます。

○議長（杉山 晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 住基カードの普及がまずなされてないということなんですけれども、そもそも住基カードというものは、そのようなサービスを円滑に行うために普及をさせていくべきものだと私は認識しておりますけれども、やっぱりその普及の努力、清水町さんの例が今ありましたけれども、無料にしたり、そういう住基カードの普及を図るために、期間限定で無料にされているということでありました。特に伊豆市の場合は、市長も言われましたように面積が広い、そして日中は会社員の方は役所に出向くことはできないということで、通勤途上でも、また全国どこのコンビニでもということで、転入転出の手続きはその場で、その場でというか、その行った先で、すぐに近くで交付を受けることができますし、とにかく利便性が高い。住民サービスの面からいくと利便性が高いということで、これから普及が広がるであろうということで、私も質問させていただいています。とかく伊豆市の場合は、財政も厳しいものですから、他市町の状況を見ながら進めていかれているということは承知はしておりますけれども、人口が減少する中で住民サービスの向上、特に若い人たち、勤めに出ておられる方たちの利便性の向上を図るということは、やはりすごく効果があると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですけれども。そうですね、窓口を縮小しなければならないということでもないと思いますし、支所の機能を廃止しなければならないということでもないと思います。市長が最初に答弁された。ほかに仕事はありますので、ほかのサービスに職員を振り向けることもできますので、その辺のところを勘案して、どうでしょうか、もう一度再検討をしていただけないかと思うんですけれども。お願いします。

○議長（杉山 晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 質問の御趣旨は十分私にもわかりますし、それからほとんど問題認識は共有されていると思っています。

かつて行政改革、国、県で効率化という観点で行政改革をやった結果、かなり生活利便性が低下してまいりました。そこで、私が市長になったころは、一番いいカウンターパートは郵便局だと思っていたんですね。郵便局は地域の個人情報をよく御存じですし、どこのおばあちゃんがどうだ、どこの息子がどうだと。うまくそこと提携できてこういった行政サービスをとっていたんですが、ここ数年間の動きを見ていますと、まずよきにつけあしきにつけ、個人情報、いろんな事情を知っていた郵便局の機能はかなり低下をしてきて、また今、いろんな郵便局の機能は三島市に集約しておりますので、また夜間は当然やっていませんから、ちょっと私が期待していた郵便局をカウンターパートにということでは、少し変わってきてしまった。そのような意味でコンビニにもっと委託することはできないだろうかということも最近考えておまして、このようないわゆるこの行政手続きだけではなしに、例えば各地域にあります会議室とか体育館のかぎの授受だって、コンビニにお願いすればいいでは



ないかというようなどこも検討もさせているところですが。

しかし、最後はお叱りを受けるかもしれませんが、費用対効果がどうしてもひっかかっていますね、支所をなくすわけではないんですが、支所にもそういった行政窓口があり、コンビニにもさらに委託するとなると、ただでさえこれから圧縮しなければいけない予算を膨らますことはできませんので、今、議員最後におっしゃったように、ほかにもっとなすべきところに職員を振り分けて、そしてこのような委託できるサービスはそちらに移管すると、そのような観点でこれからも検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（杉山 晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 次に移らせていただきます。

「こころの体温計」なんですけれども、松崎町で早くから取り入れておまして、2009年の11月から行われているそうでございます。市でもいろいろな自殺予防対策の取り組みがされている、また強めていただいているということはわかりました。ただ、どうしてもやっぱり心の病にかかった方というのは、人前に出たくなくなるということがまずあらわれます。ですので、パソコンや携帯を使って、言い方は悪いですが、人目に触れずに自分の心の状態をチェックして、その結果によっては各自治体でホームページからアクセスできるようになっている「こころの体温計」は、すべてその後の連絡先書いてあります。詳細に書いてあります。ですから、自分の状態がちょっとまずいかなと思ったら、その次の段階へ連絡先を示しておけばいいわけでありますので、まず入り口として、私もやってみたんですけれども、かなり自分もストレスあるなとわかりました。ですから、本当に気楽にできるんですよ。皆さんもやってみたらいかがかと思うんですけれども、もう一度そういうものを検討して、できるものなら、より多くの方法でそういった心の病を早期発見する手段の一つとしてさらに取り入れていただけたらなと思います。答弁はいただいておりますので、これは要望になりますけれども。

それで、次へ移らせていただきます。

伊豆スカイラインの利用ですけれども、インターネットを見てみますと、かなり伊豆スカイラインに関する有効利用ということで投稿がされています。特に私が残念だと思ったのは、東京から箱根、そして伊豆スカイラインへ入って亀石峠をおりてしまうんですよ。ですからやっぱり冷川インターまで引っ張っていただいて、より伊豆市あるいは中伊豆地域、来客が訪れるといいなと思っておりました。実は市長も言われましたけれども、上限200円のサービスをやっていたときに、自宅はスカイライン沿いにあるものですから、私初めて、伊豆スカイラインを利用して箱根方面から東京へ向かいました。すごい早いんですよ、自分でもびっくりしました。その200円の上限がなければ伊豆スカイラインは料金高いなというイメージがあったものですから、使う気にならなかったんですけれども。初めて乗って、その後料金のもとへ戻っても、今でも使っています。自宅がかなり修善寺から奥へ入っていますので、それでも沼津インターから東名を使って厚木インターまで行くのに、1時間ぐらい早いです。

で、渋滞は全くありませんし、料金、これも、正常に料金現在払うと、冷川から熱海峠まで760円です。箱根新道はただですので、あとは小田原厚木道路が700円で、1,460円で厚木まで行けます。箱根ターンパイクを使うとさらに700円ふえるわけですがけれども、これは使わなくても別に差し支えはないです。東名を沼津から厚木まで乗ると1,900円です。ですから、伊豆スカイラインを使うルートは高いというイメージが全く間違っていたということがわかりました。ですので、やはりこういう利便性がよくて料金負担も少ないということでもっともっと普及してもいいのかなと思うわけなんですけれども、やっぱり渋滞の緩和、それから通行車両の分散、これによって観光客も快適な旅をすることができますので、決して中伊豆地域へ利益誘導しているわけではありませんので、もっともっとこれを啓蒙していったらいいのかなと思います。伊豆スカイラインに関してはそういったところです。

あと、県道伊東西伊豆線ですけれども、確かに通行車両がふえると地元の方たちにとって迷惑というか、困ることもありますけれども、以前はかなりの量が通っていたそうであります。ですから、相当交通量を吸収する能力はあると思うんですけれども、いかんせん、狭隘部分が多いということで、地元からもかなり要望が出ているということを伺っております。何か所か具体的に私も聞いているんですけれども、実際に整備計画あるいは要望を市としてどのように取り組んでいく、取り組んでいかれるおつもりがあるということ伺っているものですから質問するわけなんですけれども、具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどのまず伊豆スカイラインについては、全くそのとおりで、冷川はある意味、出入り口なんですね、伊豆スカイラインを使った場合に。今、御承知のとおり、中伊豆バイパスがただになってから、県道伊東修善寺線の交通量が大幅ふえて、八幡ですと一日2万台。そういったその、やはり新たな交通システムに応じた活用の仕方、もちろん産業振興を主として考えるわけですがけれども、そういったことを念頭に置いて、伊豆スカイラインのほう、さらに力を入れさせていただきます。その上で、国土峠のところ、私もかつては随分関心を持って考えたことがあって、やはり下田方向から下田街道に来て、浄蓮の滝を見て湯ヶ島から修善寺で帰ってしまうお客様を少しでも中伊豆に誘導して、そして伊豆スカイラインから帰っていただいて、やはり中伊豆を新たな観光スポットにしたいということを考えておりました。ただ、そのときにちょっと気になったのは、以前、わさびの生産者の方々から、あまり交通量があるいは大型バスをふやしたくないということがあったと耳にしていたものですから、そこを気にしていたんですが、地元の皆さんの御要望が新たにあるということであれば、県と協議の上でショートカットできるところはショートカットするのか、離合できるように、全部2車線化というのは難しければ、改修すべきところから逐次やっていきたいというように考えております。

先般、湯ヶ島地区でタウンミーティングをしたときに、国土峠に入るところ、天城会館からちょっと上のところが、バスが入れないという、そこを改良したいというお話を伺ったん

ですが、そこだけ改良しても、あと通れないところもありますので、そこは全体の中で、建設部のほうに検討するよう指示をさせていただきたいと思います。部長からも説明をさせましょうか。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） 伊豆スカイライン、相当交通量多くて、この前冷川地区で土砂崩れでスカイラインが相当期間通行どめになったというときには、やはりこの伊東修善寺線、県道のあたりが渋滞が始まったということで、分散には伊豆スカイライン、相当働いているというふうに認識をしているところです。

伊東西伊豆線の関係ですけれども、今現在では、筏場地区で改良を進めているということになっています。「わさびの里」という看板があるところの前なんですけれども、そのところまで改良を今現在進めています。

また、長野筏場間について大型車の通れないところがありますので、そこについても災害時の代替道路としてはどうしても大型車に通っていただきたい、大型バスではなくて大型ダンプというのは通れるような幅員は必要ではないかということで、要望をしているところです。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君）では最後に、通学路の安全対策について伺います。

点検をしていただいて、今後具体的な改善策に移っていくというお話を伺いました。その改善をされるときに、実はことしの8月に通学路の交通安全確保に関する有識者懇談会というのが国のほうでありまして、そのときの資料をいただいているんですけれども、その中で幾つか参考になることがありますので、一つ一つ取り上げさせていただきながら見解を伺いたいと思うんですけれども。

まず、何ととっても安全対策の第一番となるのが、歩行者と車両が分離できればいいんですけれども、なかなかそれはいかないものですから、自動車の速度の低減、これが一番第一に考えるべきだと言われていています。交通環境そのものを安全にすることが重要であり、可能な限り歩行者と車両が分離された安全な空間が確保できるようにすることが望ましいが、現実的には地域住民の生活もあり、生活道路から自動車をすべて排除することは難しいため、自動車の速度をいかに落とさせるということに力を注いでいただくということで、生活道路を通学路においてはゾーン対策、ゾーン30といわれる、いわゆる取り組みもあるんですけれども、そのような取り組み、制限速度を30キロに抑えて地域内を全体として、私は通学路に限定せずに、やはり通学路といっても生活道路の一部でありますので、生活道路の安全性が高まらなければ、通学路の安全性も高まらないと思いますので、子供たちにとって安全な道路環境というのは、やはり高齢者や歩行者、障害者の方々にとっても安全な道路環境

であるべきだと思います。

そういうことで、通学路対策というのは、生活道路対策と一緒に進めることが必要とも言われています。地域全体を安全にすることで、結果として通学路も安全になるという考え方が重要だということが言われているんですけども、小学校周辺を一つの重点的に取り組んでいくゾーンとして、総合的に安全対策を検討していく必要があるかと思うんです。これは市長に伺いたいんですけども。

○議長（杉山晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 全くおっしゃるとおりなんです。しばしばドイツの例を引き合いに出させていただいて恐縮なんですけど、あそこは地域と地域の間は100キロ、普通の道路ですね。そこから入ると70、50、30とあって、全部カメラがあるんですね。カメラが機能しているものですから、恥ずかしながら、私も何度か捕まったんですけども、50のところ、30のところでは絶対落とすんですね、落とさないで罰金ですから。そこまでやると実際に効果はあると思います。あると思いますが、日本の社会の中で、ここから70、50、30と明示をしてカメラはありますと言っても、やっぱりなかなか恐らくそれと同様にすると、かなりの摩擦が生じるかなという気がしまして。まずは、まずはですね、地域の皆さんに観光客も含めて、ここは生活道路です、あるいは子供がいますからということで、ソフト対策で十分な認識を持っていただいて、速度を必要に応じて落とさせていただくようにわかりやすい表示をしたり、地域住民の皆さんには何度も何度も啓発をさせていただいたり、そういうことが現実的なのかなと考えておまして、まだ具体的にそこを強調した事業を行っておりませんが、その方向で行政当局、市長部局としては対応させていただければと考えております。

○議長（杉山晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 県内でも、焼津市がエリア方式というのを取り入れて整備を行ってきたそうです。2008年から3年かけて、具体的に言いますと西小川地区というところで行ってきたそうですけれども、ほかにも幾つか行ってきたそうなんですけれども、ここでは死傷者数、これが44%も減少したということで、効果があらわれてきたそうです。具体的には、ただ速度を落としてくださいと言うだけではなくて、交差点や横断歩道のカラー舗装、グリーンベルト、歩行者の歩くところを緑色のカラー舗装にする。それから道路照明灯の設置、それから区画線の引き直し。いわゆる車線を狭くして路側帯を広げるということなんですけれども、なかなか伊豆市の場合、本当に今でも狭いと感じている道路ですので、なかなかそれも難しいと思うんですけども、いずれにしても、そういった視覚的なものから運転者に速度を落とさせていただくような取り組み、これをしてきたそうです。それによってかなりの交通事故を減らす実績を上げているそうです。

さらにもう一つは、この焼津市で行ってきた事業の特徴として、行政と市民と協働で行ってきたことです。地元の自治会、小中学校、高校、PTA、子供会、警察署、それから県や市の関係各課、それから市議らで検討会を立ち上げて、これまでのように地元の要望をかけ

てから行政が整備するというのではなくて、市民と行政が同じテーブルに着いて、ワークショップで繰り返し行って整備を行っていたということです。

また、そのメンバーによる現地調査や小学生の意見、これらも取り入れてそういった整備計画を作成して行ってきた結果、地域住民や子供たちの交通安全への意識が高まったということが報道されています。

ですから、やっぱり地域を挙げて子供たちを守る、そして安全な道路にするという取り組みが必要なものですから、学校としては調査を行ってやっていただいているんですけども、そこにさらに住民をも巻き込んでそういったことを話し合うことを進めていくべきかなと思うんですけども。すみません、また市長、いかがですか。

○議長（杉山 晃央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今の焼津市の例、大変参考になりました。もう少し、すみません、勉強させていただきたいと思います。

市長部局であれば地域づくり課が担当になるかと思いますが、その最後に御指摘いただきました、子供さんも含めた地域の皆さんと行政との話し合いというのは、ぜひ進めさせていただきたいと思います。

○議長（杉山 晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） あと、やっぱり学校がありますよということを強くアピールしていただきたいと思います。子供が多いということで注意喚起をすることが必要だと思いますので。

例えば柏久保の道路、今、登校時間中は道路交通規制がされていますけれども、下校時間中はかなりあそこは混雑を避けて通る車、しかもかなりスピードを出していますので、そういったドライバーに注意喚起をするということで、学校がありますよ、通学路でありますよということで、そういうことを促す取り組み、これもぜひ力を入れていただきたいと思うんですけども。これは教育長に伺います。

○議長（杉山 晃央君） 教育長。

○教育長（勝呂 信正君） 先ほどありましたゾーン30という提案が国からも出ております。これをやはり教育委員会としてはぜひ推進をしていっていただきたい、そのように考えております。

○議長（杉山 晃央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） では、これで最後になります。

教育長に伺います。

まず、交通安全教育、子供たちの身を守るというその意識を徹底させていくということが大事だと思います。

一つには、これは有識者会議の提言なんですけれども、ハード整備にとどまらずに、危険を予測し回避するという交通安全教育の基本の徹底が必要ということを言われています。子供たちに交通ルールを守るということは、教育をするということは当然なんですけれども、

自分さえルールを守っていれば守られるということでは、今、現実ありませんので、やはり身を守るということの意識を、交通事故に遭わないという、その意識を高めていくということが必要だということを言われています。

具体策として、子供が危険性を認知、予測できるような交通安全教育のカリキュラムや研究、訓練が必要ということを言われています。

例えば、車というのは、よく保護者の方の意識の中に、自分を避けてくれるんだらうと、そういう意識があるやに見受けられます。ですから、やっぱりエンジンのかかっている車というのは常に危険を及ぼす可能性があるのだということを考えて、常に用心をする、そういったことも大切だということを言われています。ですから、あと、車の近くでしゃがむと運転手からは見えない、このようなことは交通安全教室で行われていると思うんですけども、さらにそういったことを徹底していただいて、身を守る交通安全教育、これに力を入れていただきたいと思います。

あと、また保護者に対しても、より実践的な交通安全教育の指導をとということで、学校における安全教育に関する指導時間が少ないということを言われていまして、でも、その中で静岡県では、これは国のほうでの有識者会議で出てきたんですけども、静岡県では、交通安全指導員などが学校と連携して児童・生徒や保護者に交通安全指導を行うとともに、通学安全マップの作成についても指導をしている。ここまでは伊豆市でも行われていることを認識しました。これから先なんですけれども、子供の目線から見た危険箇所をマップにして学校に張り出したり、家庭への配布を行っている学校もあるということなんですけれども、このことも含めて教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 今、御指摘がありましたように、危険箇所を子供たちみずからが把握していく、そしてそれをこうマップにしていく、それを通して意識が高まっていくということは当然あると思います。それは進めていきたいと思います。

それから、やはりこれは昨日の津波ですとか地震もそうですが、防災安全マップ、そういう自分たちがどこに危険があって、じゃ、そこでどういうふうに対応していくかということをややはり子供たち自身が把握していく、そこからまず子供たちが自分の身を守ることにつながっていく、そういうふう考えております。

したがいまして、それとあわせながら図上訓練ですか、この交通安全においてもその図上訓練、それをやっていく。

ただ、今、現実的に学校の中で、学級活動、その指導の時間が非常に少なくなっているのが現状です。それをいかに生み出すか、これも一つの課題かなと思います。やはり子供たちの命を守るということは、やはり一番最大重要なことだということを考えております。またその指導は進めてまいりたいと思っています。

○議長（杉山羌央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 今、子供たちの命を守るということが最重要ということを伺いました。今後ともしっかりとお願いしていきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 晃央君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここでちょっと遅くなりましたですけれども、休憩としたいと思います。

11時10分まで。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時09分

○議長（杉山 晃央君） 1分前ですけれども、休憩を閉じて会議を再開いたします。

#### ◇ 大 川 孝 君

○議長（杉山 晃央君） 11番、大川孝議員。

〔11番 大川 孝君登壇〕

○11番（大川 孝君） 11番、大川孝。最後の質問者になりました。よろしくお願いします。

私は通告してあります2件につきまして質問をさせていただきます。答弁を市長に求めます。

1点目、地域主権改革の取り組みに関して。

中央集権体制の限界から、国と地方の協議の場の必要性が生まれ、地方分権改革がスタートしていますが、地方からは十分でない制度のようで、国と地方で議論が続いているようです。

さて、地域主権改革も自治体間の中では地域存続の切り札になると考え、脚光を浴び、話題になっているようです。

質問の1、地域主権改革は必要と思いますが、あるいは必要でないか。市長の所見を伺います。

2点目、先頭になって地域から風穴を開ける行動をする考えはないのか。所見を伺いたいと思います。

2つ目、治山・治水の管理の改善を。

言うまでもなく、世界的に近い将来大干ばつが起きると報道されております。輸入される農産物にも影響され、輸入量は減り、価格は高騰します。

治山・治水をあらゆる角度から見直し、地産地消を奨励し、食料危機から市民の生活を守っていただきたいと思います。

治山・治水の取り組みを今後どのようにしていくのか、所見をお伺いします。

○議長（杉山 晃央君） ただいまの大川孝議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 1つ目と2つ目の御質問に対してセットでお答え申し上げたいと思います。

1つ目の地域主権改革。

これは市長という立場からですと大誤算でございまして、土地利用を初めとする欲しい権限は全くおいてこず、それから大量に伊豆市では対応できないような権限がおいてまいりまして、このままでは広域で対応するか、伊豆市単独で、県からあるいは国から大量においてくる新たな権限に対応しようとする、これは職員の増員の圧力になっております。大変厳しい状況で、本来の私どもが求めた地方主権改革とは全く別の方向に行ってしまうような感じで、大変危惧をしております。

その中で、私とその政令指定都市のような首長とは異なりますので、伊豆市の市長として先頭に立つということは、かつて往々にしてあったような国と県の補助金の中でこうやればこういうことができるからということが、そちらが前提ではなくて、まず我々が第一当事者となって、我々がすべき事業その中で、国と県はしっかり対応をしていただく。そのような事業の進め方を職員には徹底しておりますので、伊豆市としてのリーダーシップのとり方というものがあるかと考えております。

その中で、もう1つ大変危惧しておりますのが、国の出先機関改革、特に国土交通省の中部地方整備局。

今、伊豆市の中では、狩野川の河川改修とともに直轄砂防という国の事業がございまして。これまでにつくっていただいた砂防ダムが102、それからこれに治山事業を加えまして123の事業を国でやっていただきました。山の中をコンクリートで埋めることにいろんな賛否はあるかと思いますが、実際に大雨が降るたびに、伊豆市の地図を見ておりますが、もしこの102の砂防ダムがなかったとすれば、相当な被害を受けているか、あるいはいくつかの集落はそのまま移転せざるを得なくなったか、そのような状況は間違いないと思います。

そのような国土形成、国土形成の責務までも国は放棄してよいのか。私は国防と同じように、国土形成というものはやはり国の責務だと思っています。それが終わったところはもう要らないから地方に移管せよと。まだまだうちのように社会インフラが整っていないところは、こちらは、国内どの市長さん、町長さん、村長さんと会っても、国の責務でやってほしいということが、非常に声が大きいわけですね。

私は、これはその、財源の取り合いとかなんとかではなくて、国の責務はやはり国の責務としてしっかり残してほしい、そのようなことを強く感じている次第でございまして。

○議長（杉山 晃央君） 再質問ありますか。

大川議員。

○11番（大川 孝君） 終始いろいろとこの改革には問題があるというような答弁でござい



まして、私もしかりそのとおりだと思います。

出だしの地域主権改革のねらいは、国と地方の協議の場、国は地方の意見をもっと聞くべきで、外交や国防を除けば、国のほとんどの施策は地方自治体を通して実行されているからということでもあります。公式に国と地方が政策について協議する場ができて、地方の意見が確実に反映されるようになれば、中央集権的政治体制も変わって、地方も責任ある政策を出すようになることでしょう。

少し述べさせていただきますが、明治以来の中央集権体制では、高齢化社会、財政逼迫、人口減少、産業の空洞化など、現実に対応ができなくなってきました。そこで、まちづくり、地域づくりなどは地方分権にした方がうまくいくと、政治家や国民の中でも考えるようになり、93年に地方分権の推進決議がされたという経緯があります。

この推進協議の中には、地方6団体の代表者との意見が交換されたとされております。全国知事会の会長、都道府県の議会議長会の会長、全国市長会の会長、全国市議会の議長会会長、市町村会長、市町村議長会長、この方々の代表者が、政府との協議に携わってきておるわけでございます。

そして昨年8月11日には、この地域主権第二次の一括法案が衆議院で可決され、8月26日には参議院で可決されております。

しかしながら、御存じのように衆参ねじれ国会では法案の成立がおくれ、国民生活にもしわ寄せがあり、支障を来たしていることもたびたびあります。

行政スペシャリストの話では、参議院をドイツやフランスのように国と地方の協議の場として、その役割を果たせる場にし、そこには地方公共団体の首長や議長、地方公共団体を代表する者になり、地方政治に関する政策に積極的にかかわれるようにすべきと提言しています。この提言に対して、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 時折、伊豆市議会では総理大臣のような質問をいただくんですけども、国の衆参のあり方については特にありませんが、1つ市長として希望しているということと言いましょか、期待していることと言いましょか、首長、市長、町長経験者が国会議員に出ていただきたいということは、強く感じるがございます。

現場と中央政府が合わないんですね。霞が関で使っているルール、法制度と現場があまりにも違っていることが、もう強烈にあるものですから、そこをつくる立法機関である国会議員の方々、首長がいいのか地方議会がいいのかわかりませんが、地方の状況をよく知った方がそちらに行ってほしいということは、感じるが多々ございます。

○議長（杉山羌央君） 大川議員。

○11番（大川 孝君） この質問は、非常に今、国の政治改革が大変おくれておりまして、全国自治体が汗水垂らしていろいろの、この平成2年からの経済低迷に対して立て直しをし

ようと頑張っただけ汗を出していても、あらゆる規制緩和がされておりませんので、市長が言うように、できないわけですね。これを一つ仕掛けを変えて、私はお願いしたいというふうに思って質問を出したわけでございます。

地方主権改革の目指すところは、自分たち地域のことは自分で決められる社会で、生き生きと暮らしていける社会を目指す、これが自治の確立です。地方の手足を縛っている姿勢を解除しなければ、地域主権改革は進みません。

縛りにはどのようなものがあるのでしょうか。お答えいただければお願いしたいと思います。

○議長（杉山 晃 君） 市長。

○市長（菊地 豊 君） いろんな許認可権がある中で、正直言って一番市長が困っているのはやはり土地の使い方、これはもう農地法と都市計画法ですね。

ただそれ以外にも、やっぱり市の職員、これは市の職員が悪いわけではないんですが、いろんなその事業をこう進める上で職員に指示すると、やっぱり必ず県と話をするわけですね。そうすると、県がこう言いました、ああ言いましたということはたくさんあるわけです。その場合には、根拠がある場合もあるし、ただ往々にしてない場合もあるんですね。そうすると、そこはさっき申し上げましたように、我々が当事者なんだから、我々の状況をよく説明して、そして県なり、あるいは県を通じて国なりの対応を考えいただくことが必要であって、実はその明文化されていないようなところで、かなり何ていうんでしょうね、ひっかかるところがございます。それは必ずしも法律、政令等の問題ではなくて、我々自身の意識の問題もございますので、具体的には個々には申し上げませんでしたけれども、そのような2種類の問題があるということだけ、ここで紹介をさせていただきたいと思います。

○議長（杉山 晃 君） 大川議員。

○11番（大川 孝 君） 自治体の長としては、やはり何とかこの緩和をしていかなければならないという、ひしとした考えになるわけですが、これらの縛っている主なものは、法律とか条例とか省令、通達、指針、基準、手続、書式、もういろいろなものががんじがらめにいわゆる中央官庁が縛っているわけです。こういうものを洗い出しに開放してもらわないことには、やはりこの経済の浮揚なんていうことはなかなかできないと思います。

そこで、できたばかりのこの地域主権改革をやはりもっともっと、この縛ってあるひもを解くような努力を、例えば静岡県の市長会、全国の市長会で国が縛っている規制緩和の旗振りを伊豆市長としてぜひ先頭に立ってやっていただけるような、そうした市長会、あるいはそうした広い代表者会議の中で提言をして、やはり政治改革は生ぬるいと、こういうようなことを突きつけていくような考えはないでしょうか。

○議長（杉山 晃 君） 市長。

○市長（菊地 豊 君） 1つここで私は強調しておきたいのですが、伊豆市ぐらいな規模ですとすべての権限が必要ではないと思っているんですね。権限は国と県にあっても、要するに

現場に即した対応の仕方を速やかにやっていただければいいわけです。

例えば企業誘致したいときに、今からここで土地の利用について転用手続5年かかりますといったら、どこも来られないですね。ですから、もし国・県に制約が、権限が残っていても3カ月なり半年なりで対応していただければ、それは我々に専門の職員を持たなくても、権限を持たなくても、それはできるわけですから。私はこれは県の市長会でも申し上げ、ほかの市長さんからも一部同意をいただいているんですが、全部の権限が必要だということではなくて、国・県の許認可の速度を速め、その現場に応じて対応していただく。そのことが最も肝要かと思っておりますので、必要な権限はもちろんいただくことにやぶさかではございませんが、本来は、地域を活性化するという目的のためにそれぞれの役割を果たしていただく。これが今、地域主権改革の私の考える主眼であろうと思っております。

○議長（杉山羌央君） 大川議員。

○11番（大川 孝君） 一市長として、地域の首長としまして考えをあらわしたわけでございますが、やはり同じような立場、同じような地域が全国的にはいろいろと同じような問題を抱えて、そして自分の地域をもっともっとより安心・安全に市民に、住民に住んでいただくかという、そうした中におきまして、何をやるにもやはりそうした法令やいろいろな規制があるということが、一番の障害のもとになっていると思うわけです。そういう意味では、そうした肝要の代表者会合の中で、やはりお互いに意思のコミュニケーションを図りながら、困っている問題を国にも県に対してももう少しぶつけて、もう少し住みやすい、国づくりに向けて、政治改革を断行していただくというようなことを、もう少し進めていただきたいと思うわけでございます。

また、地域の活性化、総合特区などを目指すような考えはありますか、ないでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 特区というのは一つの考え方であると思いますが、今、伊豆市は県のほうのファルマバレー特区の中に入っております。

したがって、私を含めた伊豆市の人材の中で特区の構想をつくるということはなかなか大変なことであって、まずは県のファルマバレー特区の中に入っておりますから、そこをしっかりとやっていきたい。それ以外の特区については、総務省の中で特区とは別の新たな制度を、その地域の特性に応じた活性化する制度が、この8月29日付で法改正とともにできているそうでございますので、そちらをしっかりと勉強して、伊豆市に必要な事業を提案してまいりたいと思っております。

○議長（杉山羌央君） 大川議員。

○11番（大川 孝君） この地域主権改革もスタートしたばかりで、本当にまだまだこれからいろいろこの法律に基づいて、地方の置かれているものを、やはり国の意思決定を変えていかなければならないわけですね。中央集権、いわゆる中央官庁が全部それを握っている

わけですね。そうしたものに対しまして、やはり地域の実情を要望しながら、少しでも地域の活性化になれるような法改正の整備を急いでいただくということが主眼になろうかと思えます。

こうした地域主権、やっとうこういうものが国会で取り上げられて可決されたとは言いましたが、今までもちょっとこう振り返って調べてみますと、70年代には政治改革と称して、石油ショックが世界的にありましたですね。こうした中で日本経済にもその当時陰りが出てきたわけです。

そして80年代には、政府も国もいよいよ将来大変になるということで、第2臨調、いわゆる行財政改革を本格的には取り組むようになってきたわけですね。

そしてまた、数年前には、地方分権制度、三位一体改革、国庫補助金の負担金地方交付税、税源の移譲の見直し、地方への税源移譲はそのときにはあったわけですが、それ以上の額の地方への地方交付税が減らされていると、こういうようなことであります。

いずれにしましても、やはりこうした改革をする中におきましては、いわゆる国のほうも地方に対する最終的にはお金の流れが非常に細ばつてくると。いわゆる地方分権という一つのあめをなめさせても、つまりはお金がやはり予定どおり来ないというような面もあるわけでございます。

こうした中、市長は伊豆市の市長ですから答えにくいでしょうけれども、こうした現在の国のいわゆる状況を鑑みながら、逼迫した国の財政に対し、どのような財政再建を国がしていけばいいのか、そのあたりを少し。

答弁ができれば結構です。できれば、それなりに話をさせていただきたいと思えます。

○議長（杉山弐央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 大変大事な話ですので、私はぜひこの議会の場で発言させていただくことをうれしく思うのですが、権限移譲、財源移譲ではないと思っているんです。マスコミも、地方分権をそこでいつもよく強調されるんですが、私は市長として全くそうは思っておりません。一番問題なのは、やはり国は縦割りなんですね。したがって、規制、許認可も縦割りで来るんです。

私たちが一番困っているのは、常に総合政策で考えているわけですから、議員の皆様からいただく質問も、やはり個別の事業に関する質問が多いんですけれども、私は全部、この360度の中でどれとどれをどうするかを常に考えているわけですね。

4日にコミュニティFMの件で総務省の出先、総合通信局に伺ってまいりました。将来、今から20億円交付税が入ります。そこでさらに、同報無線のデジタル化に20億円はとても使えません。もし周波数をいただけずコミュニティFMラジオができないのであれば、じゃ、部長、責任をとっていただけると言っていると、いや我々は財源、地方財政のことは知りませんから。そうでしょう。市長は全部考えているから今、コミュニティFMが必要だと言っているのであって、ぜひ総合政策は私にやらせてくださいと。やはり国はそのように、課、

もしくは最大限、局の中での縦割りの事業なんですね。市長がやるべきことは、知事もそうですけれども、総合政策なんです。総合的な判断なんです。それが今できないということが、地方主権で私は一番必要なことだと思っているんです。

したがって、許認可は極端に言えば、国にあっても県にあってもいいけれども、私たちが必要とする速度でそれに対応していただきたい。それができれば我々は総合政策ができるわけです。

もう1つ具体論を言わせていただければ、3カ年で天城湯ヶ島地区に特養ホームをつくります。今までは恐らく特養ホームは特養ホーム、地域の活性化は活性化、観光は観光、私が一緒にすればそれは別の事業だということになったと思うんです。けれども、それを別でやっている余裕はないわけですから。特養をつくりつつ、それをさらに観光交流施設に拡張し、そして地域の中で活性化の一つの核にしていく。そういった複数の事業を総合的にやっていかなければ対応できない時代になっておりますので。ぜひ、権限と財源のとり合いではなくて、いかに地域に必要な総合政策を実現していくか、その観点で地方主権というものを定義づけていただきたいと思っております。

その結果、国の財政のほうもかなり健全化される。これは結果としてそうなると私は確信しています。

○議長（杉山 晃 君） 大川議員。

○11番（大川 孝君） いろいろと市長が申し上げられた件につきまして、障害の起きるようなことがあれば、ぜひトップセールスしていただいて、少しでもやはり近隣の首長さん、あるいは大勢のそうした会合の中で、地域の活性化に向けた方策を、ひとつ国に県にやはり上程をして、変革をしていただくということを、まずお願いしておきたいと思えます。

それから、こういうことを余り言うのもどうかと思いますが、やはり何て言いますか、家庭でもそうですが、一家の収入がありますね。そしてまた、その月の支出もあるわけですね。そうしたような家庭の家計簿のような一つは考え方で、伊豆市のほうも今後やるということは十分承知はされているわけですが、国からのいろいろの財政支援というものの不透明になってきているというふうな判断の中で、やはり地域の税収を上げることにしてお願ひしたいと思うんです。

そしてまた、民間会社でいえば、例えば1カ月みんなして社員が集めた、汗水垂らして得た収入に対して、使うお金は社長の判断で限られるわけですね、借金は残りしないで限られるわけですが、行政というところはやはり収入というか、税収が基本になるわけですが、そうした面におきまして、職員の意識改革をもっともっとやはり進めていただいて、今自分が仕事をしている、あるいは運転している場合には、費用対効果、そういうものがどのようになっていくのかということを常々考えて、やはり仕事に励んでいただくということが、まず基本であろうかと思えます。今までのようにただただ使えばいい、予算を消化すればいいというような考えは捨てていただきたいと思えます。

それでは、2番のほうへと入らせていただきます。

言うまでもなく、最近もテレビや新聞でもいろいろと報道されております、例えばアメリカやオーストラリアなんかも、いわゆる穀物が非常に干ばつによって大減収になって、もう家畜なんかの飼料も大変上がって、そしてまた、輸出される商品に対しましても大変価格も上がってきているわけですね。そういうことで、やはり我々日本は第一次産業が基本でありますので、そうしたものの中で、将来のそうした不安なその危機に対しての、ちゃんと準備をしておくということが大事じゃないかと思えます。

治山・治水ですね。自然災害がどんどん襲ってきているわけでございます。

例えば、台風が一つ来て、まともに来ますと、農産物はもちろんですが、河川のはんらんによりまして、その場所によっては、その水が道路とか集落のほうへもあふれて、生活圏を脅かすということにもなるわけです。

そこで、市長に質問でございますが、伊豆市の河川をことし巡回してみたことがあるかどうかを、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今のお尋ねは河川のことですが、すみません、先ほど議員の前段のところで、大変大事な話を少し補足させてください。

先ほど古見議員からも財政指標の件がありましたけれども、この点は職員は本当に頑張っているんです。可能な限り将来負担を圧縮して、もう二、三百万円、市長が何か言ったら、速やかに全員で補助金を探し始めるという苦勞と苦勞を、これは本当に職員が汗水垂らして将来負担を少なくするように、財政指標を少しでもよくするようにしている結果でございます。湯の国会館は半分観光施設ですから指定管理にしました。

実はもう1つ、大きな施設を指定管理を今検討させましたら、あるところに経済アドバイザーにヒアリングに行ってくださいまして、見てですね、伊豆市ほど人件費を圧縮しているところで、指定管理はもうすき間はほとんどありませんよと。つまり、観光施設のように別途頑張れば収入が入るところは指定管理にする効果があるのですが、いわゆるその管理費を減らすという意味では、もう伊豆市ぎりぎりですよと、そんなコメントもいただいたくらい、職員は支出について非常に汗をかいているということは御理解をいただきたいと思えます。

すみません。御質問に入りますけれども、私は時々時間のある限り市内を見ておりますので、全部専門家の観点で見ることはできませんけれども、いろいろな狩野川本流、支流、小河川、見ているつもりでございます。

○議長（杉山羌央君） 大川議員。

○11番（大川 孝君） 一級河川、二級河川、狩野川とか大見川とかいろいろ大きな河川もあるわけですが、その河川を部分的に見ますと、土肥のほうとかいろいろあるわけですが、いわゆる大きな木が生えて、そしてなかなか職人さんでないとどうしようもないようなぐらいの、そうした中洲が竹がうんと生えたり、いろいろと、一つの台風が来ると、そこがそう

いうものが、水をせいで、そして水位を増加させるという障害にもなるわけですね。でございますので、そういうところは管理が国や県だと思っておりますので、ぜひともやはりこの水流の流れを、水流をよくして、そして河床も高くなっているようなところはやはりそこを整備して、水の流れを少しでもよくしていくということが、やはり少しでも災害から守るというふうにもなるかと思うわけでございます。

そしてまず、水路というのがございます。これはいわゆる県や国の河川から取水をしている、その農業用水とかというのが主にあるわけですが、これが一応市の管理の普通河川になっているわけですね。この農業用水は市の財産ですか、それとも県の財産になるんですか。ちょっとわかればお尋ねしたいと思います。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、農業用水の取水であれば、その河川内にある頭首工も含めて、伊豆市の管理、伊豆市のものになります。

ただ、だからといって勝手に工事はできないのであって、その河川管理者の許可をとりながらやっている。ですので、そこには占用というもので、書類で明確にされています。

また、ちょっと話変わりますけれども、パトロールの関係ですけれども、河川のパトロール、毎年河川パトロールというものを県、伊豆市合同でやってございます。また急傾斜についてもパトロールをやっていると。特に、6月は土砂災害防止月間ですので、重点的にそのあたりでやると。直轄河川の狩野川については国交省が毎日パトロールを行っています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 大川議員。

○11番（大川 孝君） 河川パトロールですね、しているというような回答も今あったわけでございます。この水路につきましては、農業従事者ばかりでなく、今じゃ非常用水と称しまして、その集落に住んでいる方々が公にその水を利用されるということになるわけですが、やはりそれには今言われているように河川の許可というんですか、そういうものも必要なわけですね。地域の中にはそういうものを無断で盗水をしているような、そうした企業もあるわけございまして、そうしたものにはやはり市のほうとしましても、水路は市に平成15年3月31日には国から譲与されているわけですので、きちっとした、毅然とした態度で、やはりそのいろいろの慣行水利権とかいうもののそうした詳しい河川法というのは、行政のほうも地元の者より明るいわけですので、それに対しては対応をきちっとしていただくということをお願いしたいと思うんです。

それだけこの水問題というのは今後いろいろと問題に発展する可能性があるから、私も申し上げているわけでございます。

ぜひ、この治山・治水、山も台風とか豪雨が来ると風倒木して、倒れたままで、なかなか地主さんも思うようにそれを処理するということは、なかなかお金がかかりますので困難なわけでございます。しかしながら、そうしたものにも、ぜひまた県のそうした林業に対する

費用なんかも充てていただいて、そして少しでもはげ山があったら植林をして、やはり山を活性化していくということも大事になるわけでございます。

そういうことで、治山・治水、これは大事な大きな、いつまでたっても私たちが生存する限りは、生物が生存する限りは大きな問題でございます。そういうことでありますので、いろいろとパトロールをしているということも今述べられましたが、いま一度いろいろの水路から取水をしている者に対しましては、やはりそれだけに市のほうも戦前、戦後容認をしてきているところもあるわけですね。でありますので、やはりこうしたことについては、違法だよとかなんとかなんていう、そういうことも、長年その地域では、例えば部農会というんですか、そういう方々が承知した中でやってきているわけでございますので、市のほうのそうした管理台帳におきましても、それなりの寛容の精神で台帳といいますか、そうした水路のことにつきましては、悪徳な方に対しましては、先ほど申しましたように、ちゃんとした違反をしているというようなことで対応の仕方を逃げないで、積極的にしていっていただくということでございます。

そういう意味で、もう一度この河川あるいはいろいろと現在大きな伊豆市の中におきまして問題等抱えているものが治山・治水でありましたら、少し教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 大きな問題を今抱えているかということですが、まずこの治山・治水という事業自体は、大きいくりからいうと、河川費になるわけです。道路とは別の河川費、これで急傾斜とか砂防、そして河川の事業をやっているわけです。これはもう与えられた宿命ですのではないんですけれども、伊豆市には危険箇所がいっぱいあるということで、このところについて我々は継続的に事業を進めているということになります。ですので、問題ではなくて、危険箇所がいっぱいあるものですから、継続的かつ計画的に事業を進めて、市民の皆さんの生命・財産を守って、より住みよい地域づくりに努めていきたいということになります。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 大川議員。

○11番（大川 孝君） 最後ですが、今部長のほうから言われましたように、危険箇所がいっぱいあると。そうしたところを、ぜひとも予算等もあるわけですので、優先順位と申しますか、そうした中で予算書、決算書を見れば、苦勞されてやっているところも見受けられますが、どうかひとつ注意を払って、安全な生活ができるように、より一層特段の配慮をしていただきたいと思っております。

これで終わります。

○議長（杉山羌央君） これで大川孝議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終了いたします。



◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は9月10日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時48分

## 平成24年第3回（9月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成24年9月10日（月曜日）午前9時30分開議

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第61号 | 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議案第62号 | 平成23年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第63号 | 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 4 | 議案第64号 | 平成23年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 5 | 議案第65号 | 平成23年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 6 | 議案第66号 | 平成23年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 7 | 議案第67号 | 平成23年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 8 | 議案第68号 | 平成23年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第69号 | 平成23年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第10 | 議案第70号 | 平成23年度伊豆市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について   |
| 日程第11 | 議案第71号 | 平成23年度伊豆市温泉事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  |
| 日程第12 | 議案第72号 | 平成23年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第13 | 議案第73号 | 平成23年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第14 | 議案第74号 | 平成23年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第15 | 議案第75号 | 平成23年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |

- 日程第16 議案第76号 平成23年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第77号 平成23年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第78号 平成23年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）
- 日程第20 議案第80号 平成24年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第21 議案第81号 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第22 議案第82号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第23 議案第83号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第24 議案第84号 伊豆市廃棄物処理及び清掃等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第85号 伊豆市総合会館条例の一部改正について
- 日程第26 議案第86号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
- 日程第27 議案第87号 伊豆市水道事業の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第88号 伊豆市下水道条例の一部改正について
- 日程第29 議案第89号 財産の取得について（防災行政ラジオ）
- 日程第30 発議第9号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第31 発議第10号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（18名）

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本覺君	7番	杉山誠君
8番	内田勝行君	9番	関邦夫君
10番	杉山羌央君	11番	大川孝君
12番	森良雄君	13番	古見梅子君
14番	塩谷尚司君	15番	室野英子君
16番	飯田正志君	17番	鍵山堅一君

18番 飯田宣夫君

20番 木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	河野英世君	健康福祉部長	大城栄一君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	大川覚君	会計管理者	鈴木守正君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	森修司	次 長	飯田勝久
主 幹	稲村栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は18名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成24年第3回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山羌央君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第61号の質疑、委員会付託

○議長（杉山羌央君） 日程第1、議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、質疑に際しましては、会議規則第55条第3項に、議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない、また伊豆市議会運営規程により、委員会付託案件に対する質疑は、議案の趣旨または必要性の確認、提出された経過等の大綱とするとなっておりますので、御留意されるよう申し添えます。

では、最初に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

平成23年度の当初の施政方針がどのように実行されたのか、私は決算の基本だと判断しておりますので、この立場から4点質疑いたします。

第1は、修善寺駅周辺整備の中に商店の活性化などの計画というふうな項目がありましたので、それについてお答え願いたいと思います。

2つ目です。天城北道路に関連するそれぞれ3つのインターができようとしていますが、その検討状況について。

3点目です。子育て世帯のための住宅整備のための地区計画の策定というのがありますが、3点目、それについてお伺いします。

最後です。4点目、森林整備について。市域全体を対象とする森林整備計画はできていないとの施政方針で述べられておりましたが、平成22年度決算の中で、もう既に実施されておりますけれども、民有林整備計画策定業務委託料、委託というのがあるんです、300万円だ

と思うんですが、それとはどういう関係なのか、無関係なのか、お尋ねします。

山で生計を立てられるようにするということが市長自身のやっぱり大きな展望であります。私も、それは大事なことだと思いますが、そういう将来展望を実現可能にするために注目している計画だと私は思いますので、その到達点の説明を求めます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの質疑に答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

昨日の修善寺の敬老感謝祭に御出席いただきました議員の皆さんには、本当にありがとうございました。お世話さまでした。

ただいまの御質疑ですが、まず1つ目の修善寺駅周辺整備の外側のところ、これにつきましては、私も内々に幾つかの案件、打診をしたり、御相談を申し上げてきたりしましたけれども、第一当事者の方は地主さんがいらっしゃいますので、しかし、そろそろ水面下に向けてしっかりした新たなる再開発構想と申しますか、周辺の活性化構想が必要な時期に来ていると思っております。24年度内にも、幸いにも有志でつくってくださっている修善寺総合研究所がかなりアクティブな活動をされていますので、なるべくそういった地域力を発揮できるような環境を整備するとともに、そろそろ再開発構想を表面に上げて策定する時期に来ていると思っておりますので、次の段階に入りたいと考えております。

2つ目の天城北道路に関しましては、平成23年度は国交省の御支援もいただき、月ヶ瀬インター周辺については、利活用の一つの絵ができ、協議会のほうから御提案をいただきました。ただ、現在、御承知のとおり、県のほうが内陸フロンティア構想ということで、まずは新東名、しかし、次の段階として伊豆縦貫道の内陸フロンティア構想も進めると県のほうがはっきりおっしゃっていますので、それと歩をそろえずに進むことも、またいずれ頓挫しますので、少し時間がかかっても県としっかり歩調を合わせて、そして国の御支援も引き続きいただきながら、それから地域の既にある事業主の皆さんのデメリットにならないような形で、多少の利害調整は図りながら進めなければいけませんので、ここは余り慌てて早急に行行政だけでつくるべきものではないと考えておりますので、もう少し時間をかける必要があると考えております。

3番目の子育て世帯のための住宅地整備、これもことしと来年行います都市計画マスタープラン、それに基づいて地区計画を整備することになっておりますので、今その作業に入っているということで、マスタープランを主として担当していただくコンサルの事業者には、市長としての考え方も十分に御説明し、どのような方向で都市計画を見直していくかについては、既に市長としての指針は申し上げているところです。

最後の森林整備計画につきまして、これは本来、一番大切なのは、国有林、県有林、市有

林も含んだ全体の伊豆市の中の森林保全をどのように進めるかということに尽きる。むしろ伊豆半島を本当は全体で一つのランドデザインが必要だとは思うのですが、その大前提はやはり森林組合が2,200会員の山を経営計画をつくる責務を森林組合法で負っているわけですね。そこができないものですから、どうしても法定のところの計画ができていないところに、さらにその周りを市が作ることはできませんので、ここ数年来、ずっと森林組合のほうには、まず、その森林組合としての役割をしっかりと果たしていただき、それはいろいろな意味で専門家がなくてきつかったものですから、昨年とことしと県から技監を、人材を出していただき、ずっと検討しているところで、残念ながら、まだその作業がきれいに整っておりません。それができなければ全体に進まないわけではありませんけれども、そこが一番大切なところでもありますので、引き続き、県と市がしっかりと力を合わせて森林保全について歩みを整えるとともに、まずは森林組合のほうでしっかりとした経営計画をつくっていただくことが大切かと思いますが、この点については、既に幾つかの事業がございますので、第4点目についてのみ、観光経済部長に補足の説明をさせていただきたいと思います。

○議長（杉山羌央君） では、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、木村議員の4番の件についての補足説明をいたします。

4番の質疑の中にごございます市域全体を対象とする森林整備計画という言葉がございます。これは、伊豆市の財産でございまして森林を、杉、ヒノキの針葉樹からクヌギ、コナラの広葉樹まで含めた利活用をするための具体的な計画のことでございます。平成22年度の民有林整備計画策定業務、これについては現場をつぶさに調査し、間伐などの施業の実績を確認し、間伐の必要性の検証を行ったもので、今後、杉、ヒノキ林の具体的な利用計画をつくるための準備資料の一つになったというふうに考えております。

市内には、国有林を除きましても面積が約1万ヘクタール、材積300万立方メートルの杉、ヒノキ林、またクヌギ林などの広葉樹についても1万ヘクタール、材積100万立方メートルと推定をされておまして、その森林の多くが現在利用可能な伐期を迎えております。これらの森林を利用して、その間伐木を売りながら整備する利用間伐等の森林整備業務が永続的に行われれば、林業が産業として確立され、結果、御質問のとおり到達点、山で生計を立てられるような仕組みができてくるんじゃないかと、そういうふうに考えております。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 当然今回は決算議会ですから、将来展望についてとか、先々のことについては私は求めませんし、御答弁は結構でございますが、1つ目の修善寺駅周辺整備で、当初、施政方針の中で市長は、6月ごろまでに詳細設計を完了してと、これはいわゆる修善寺駅そのものの整備だというふうなんです、今、それやられていますけれども、ちょっと

わからなかったのは、これと並行して、きょう質疑している駅前をどのように個性ある商店街に活性化していくのかと、こういうことなんですね。そうしますと、ああ、6月にその詳細設計を完了して、一部工事をやるんだよと言ったから、それと並べながらやる、その商店の活性化の修善寺駅整備計画の市長が常々お話ししています整備計画に、整備することによって修善寺駅の周辺の商店の活性化どうするのかと、こういうふうに私思ったものですから、じゃ、そうすると、現状では、当然、担当部のほうでいろいろと研究というか、話し合いなされているでしょうけれども、今御答弁なされたように、地主との了解の問題とかいろいろあって、いわゆる当初よりもその点は、相手があることですから、なかなか進んでいないということでしょうか。

2つ目です。県の内陸フロンティアと当然合わせていかないと、それはなかなかちぐはぐするのかと思うんですけども、当初お話しした中で、この3つのインター、大仁南インター、大平インター、月ヶ瀬インターの3つがあるんですけども、これについてはどのように土地利用をするのか、農地転用を含めて。検討チームをつくって、総合計画いわゆる伊豆市の総合計画のもとで地区計画及び地区整備計画の策定に着手いたしますということだったんですね。そうしますと、何か県がやろうとしている内陸フロンティアがまだ定まっていないもので、そこを待ちながら計画したいということだったんですが、お話ですと。このいわゆる総合計画との兼ね合いが少し見えなくなってきたもんですから、お願いしたいです。

それから、3つ目の状況は、作業に入っている、今からだということですから、それはわかりました。

4点目の森林整備について、民有林整備計画策定業務をやられたから、もう既にそれにとつて森林整備計画を進めていくのかな、実施の段階なのかなと思って、担当部ともちょっとね、よくわからなかったもんだからお話を聞きましたが、そうしますと、部長が詳細お話ししたように、とりあえず今どうなっているのかと、今、森林がどういう状況になっているのかということがわかったから、そうしますと、ちょっとわからない。その次の段階なのかな、まだ足元は、森林の状況の足元はわかったんですけども、まだ今からそのところは進めていくんですよということで、まだ当初の施政方針で述べただけですけども、それはこの23年度の中には具体的になっていないという理解でよろしいでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（杉山弐央君） では、市長。

○市長（菊地 豊君） 先に1つ目と2つ目、私からお答えします。

まず、修善寺駅周辺整備、それから周辺再開発については、これ当然既に事業化して予算もついている周辺整備事業と、まだ全くの構想段階の、それから民有地であるところは同時に同じような進捗しませんので、当然これペースが変わってまいります。ただ、そのようなことを、作業を行政として始めますということですので、まだそこに予算をつけて何らかの優遇策をつくって事業化するところまでは当然行っておりません。そこに進捗に差があるこ



とは御理解をいただきたいと思います。

ただ、そのようないわゆる市長の思惑で動いているところを、そろそろ水面上に上げて、見える形で作る段階に来ているなということを申し上げました。

2つ目について非常に難しいのは、これは御承知のとおり、農地を転用し、都市計画と整合性をとり、企業誘致をしようと思ったら、1つの案件で5年や10年は平気でかかっているわけですね。そこで、まずは1つは、伊豆縦貫道がもう伊豆市内の場合にはわかっていますので、そこをどう活用するかという問題、それは県のほうも十分に承知をされていますから、つい先ごろ、ある特定のところについてのみ県から提案をいただいたんですが、その県からの提案にせよ、私どもが今これからやる総合計画の見直しにせよ、法制度は同じ法制度の枠内でしか動けないわけです。

ところが、県の内陸フロンティアは、特区構想で現行の法制度を超えて何かができないかということを探しているわけですから、ですから、まずは新東名でということですが、その新東名でその特区的な現行の法制度を超えてできるものなのか、それを我々がちゃんと見きわめませんと、伊豆市で独自にやって、いや、全然もっと使い勝手のいい構想があるとなったときに、また一からやり直しということにもなりかねませんので、そこはしっかり県のやり方を見ながら内陸フロンティア構想、それからもう一つは、県の事業に入っているファルマバレー特区ですね、これに伊豆市は入っておりますので、その2つをどのように総合化しながら最適な土地の使い方ができるかということですので、当然時間もかかります。しかし、ここは時間をかけても間違えないように、将来に負の遺産にならないように、しっかりした計画をつくるのが今の行政の責務かと考えております。ですから、少し時間がかかります。

○議長（杉山羌央君） では、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、4点目の再質疑ということで、質疑の趣旨は、次の段階はどうなっておるかというふうに理解をいたしました。

昨年度、市では、市有林の木材を搬出して売却をいたします利用間伐を実施いたしました。国庫補助事業でございます森林整備加速化・林業再生事業、これを活用いたしまして、材を売り払いながら森林整備を進めてまいりました。結果としては、これについては赤字となることなく、事業が進んだということでございます。

森林整備の担い手となる森林組合や林業事業者が、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入等により、低コストでの木材搬出ができれば、これは民有林でも森林整備が進むものというふうに考えております。現在、補助金の活用による利用間伐の促進だけでなく、木材の安定的な販路の確保のために、中間土場も必要ではなかろうかということでも検討を進めてございます。また、市内の木材需要を少しでも高めるために、23年度においては、公共建築物における木材利用の促進に関する基本方針というものを県に倣って策定をしてございます。

このように、需要と供給の拡大を図るよう、複数の施策を重ね合わせることによって、林

業から雇用を生み出す、そういう段階に23年度は来ているというふうに考えております。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

以上で木村建一議員の質疑を終わります。

続いて、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑させていただきます。

総務費、一般管理費、その他事務事業に弁護士訴訟費用82万9,500円、費用弁償26万8,900円、普通旅費7万3,018円、訴訟の内容、経過について、弁護士はだれか、費用弁償、普通旅費、訴訟の関連性、その内容についてお伺いしたい。

再質疑はいたしませんので、弁護士費用が倍増しているんじゃないかと思っておりますので、その辺も含めて御回答をいただきたい。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの質疑に対し、答弁を願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） おはようございます。

それでは、ただいまの森議員の質疑につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

全部で6件ございます。まず、1件目ですが、火葬炉の工事の随意契約に伴う損害賠償、この関係で23年6月、判決がおりておりますが、これについて出廷を一度しております。それから、これは小川・重光法律事務所のほうでございます。

2件目ですが、こちらにつきましては、同じ6月になるんですが、判決がおりた案件でございます。4月と6月に出廷をしております。2回出廷をしておりますが、船原ホテル跡地の寮のほうですね、これに伴う随意契約の損害賠償という関係でございます。こちらのほうは、さくら共同法律事務所のほうが担当をしております。

それから、3件目になりますが、固定資産の賦課徴収の取り消しに伴う訴訟ということで、こちらのほうは、ことしの8月までに5回の口頭弁論が行われております。現在こちらについては係争中でございます。依頼先は小川・重光法律事務所でございます。

それから、4件目ですが、これは市の所有しております調整池、これについての撤去を求める原状回復訴訟という形になっておりまして、7月までに4回の口頭弁論が行われております。こちらにつきましても、さくら共同法律事務所でございます。

それから、5件目は、修善寺町時代に寄附をいただいた美術品の返還、こちらに係る調停ということで、こちらのほうは4月に不調ということで、一度だけございましたが、

行われております。こちらのほうも、さくら共同法律事務所でございます。

それから、6件目ですが、こちらのほうは、伊豆の国市との共同設置に伴う廃棄物施設の相談業務ということで行ってございまして、こちらのほうもさくら共同法律事務所のほうに相談をしております。

それぞれ何回か行くわけですが、謝礼のほうが82万9,500円、それから旅費、費用弁償というのがあるんですが、この費用弁償につきましては、弁護士が当然出廷をして静岡市まで行くですから、その交通費、これを費用弁償として支出してございます。こちらのほうが合わせまして26万8,900円という形になります。それから旅費ですが、これは当然裁判でございますので、職員も出廷する場合がございます。職員が同行しましたときには旅費という形で職員には支払います。こちらのほうが6万6,118円、このような内訳になっております。

費用弁償と旅費の関係につきましては、費用弁償は、あくまでも報酬を支払っている弁護士の先生方が旅行したときの交通費、普通旅費につきましては、職員が出張等で旅行したときの費用ということで使い分けがされるものでございます。

以上になります。

〔発言する人あり〕

○総務部長（鈴木伸二君） これは、ことし1年間ということではなくて、継続して行われるものですから、例えば最初のものにつきましては、平成18年の訴訟のずっとの流れ、それからその次につきましても、船原ホテルの寮につきましても、平成20年からの流れということで、1年で終わらないものですから、件数がふえてくるということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

○12番（森 良雄君） はい。

○議長（杉山羌央君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第62号～議案第78号の質疑、委員会付託

○議長（杉山羌央君） 日程第2、議案第62号 平成23年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、議案第78号 平成23年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの17議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第67号について、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司でございます。

発言通告書に従いまして、議案の質疑をさせていただきます。

議案第67号 平成23年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。前にも前回にもしましたけれども、一番のこれからの伊豆市の問題点になるであろうと思われるところですので、また再度質疑させていただきます。

まず、1つ目、一般会計より8億4,301万9,000円の繰り入れがあるわけでございますけれども、このうち総務省で繰り入れ基準額というものが決まっております、それ以上は注意しなさいというようなことでございますので、その内訳、総務省の繰入額と、あと、そうでない額の内訳を教えてください。

あと、今、大変問題になっておるわけですが、下水道普及率が52.6%ということで、これがふえていかない限りは下水道収入がふえないわけでございます、この辺も改善されていないところが多く見られまして、前の発言でもここに力を入れていくという答弁がありましたけれども、その辺についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉山羌央君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） つい先日、外務省勤務時代の同窓会的な会合がありまして、皇太子殿下のお世話をされておりました東宮大夫が退任をされましたので、元駐独大使でしたから、そこを囲む会というものに参加をしてみました。

そのときに、国交省、水管理国土保全局のまさに下水道管理指導室長が昔の仕事仲間、ちょうどそこに国交省とか経済産業省の数人が集まっていたときに、このまさに下水道の問題になりまして、私が、上水道と下水道は事業目的が全く違うんですと。上水道は生活のための飲料水ですから、1リットルの水が欲しい、ラーメンをつくりたい、ご飯を炊きたければ水道管から1リットルの水が出てきて、それに対して幾らというのが事業なんです。下水道事業というのは、下水道管に1リットルの下水を流すから幾らではなくて、私たちの宝である狩野川の水をきれいにするという環境政策なんです。

ですから、事業目的は全く異なるわけであって、したがって、全市民から負担をいただく一般財源から、あるいは将来負担も含めて、それは上水道と下水道は全く事業目的が違いますから、このような負担もあるんですということを話をしたら、周りの官僚の皆さんがなるほどそうだよねということで、これくらいやはり縦割りでやっている国の政府の中核と総合政策を見ている地方行政というのは、やっぱり立場が異なっているわけですね。それを前提に、そういった事業目的をしっかりと御認識をいただいた上で、御下問をいただいた内容については、担当の部長から説明をさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） では、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、一般会計より8億4,301万9,000円の繰り入れがありますが、この内訳についてお答えします。

総務省通達の基準内繰入金は4億3,708万4,000円であります。残り4億593万5,000円、これが基準外繰入金となるわけです。22年度と23年度の比較をしますと、基準内繰入金、要は基準内というのは1億5,216万円ふえています。基準内として1億5,216万円ふえています。そして、基準外繰り入れとしては1億5,099万1,000円減っています。トータルではほぼ同じ8億4,000万円何がしの繰入金をいただいているところです。

これに対して質疑の中で減らしていくにはどうしたらいいかということがありましたので、この繰入金の使途ですけれども、使い道の8割が償還金、企業債の償還金となっています。このことから、負担の軽減を図るには、企業債を低金利なものに借りかえる、または繰上償還等を実施していくことが減らすためかなというふうに考えています。今後も、条件の合うものについては、これを実施していきたいというふうに考えています。

続きまして、下水道普及率52.6%、このことについてどう考えるのかということですが、下水道の普及率というのは、日本全国ルールが決まっています、分母が行政人口になります。ですから、伊豆市全部の人口分の、今、下水道が整備されて下水道へ流すことが可能な人口、これが普及率になります。ですので、伊豆市の公共下水、どんなに頑張っても、計画外のところもありますので100にならないということになっています。また、農業集落排水も同じで、分母が人口になっています。その人口は、集落排水については、土肥町がやっていませんでしたので、中伊豆、天城、修善寺地区の人口分の農業集落の流すことのできる人口ということで、決算概要書の112ページをごらんいただきたいんですけども、このところに一番上の欄ですけれども、ここに下水道の普及率52.56というパーセントが載っているわけです。

あわせて、115ページをお願いしたいと思います。115ページのところの一番上の表、ここに農業集落排水の整備状況として9.1%という数字が載っています。これが普及率になるわけですけれども、それでは農業集落たった9.1%でまだこれ以上どこかやるのかというと、もうやる予定はないわけです。ですので、これは、日本全国普及率というものを出すためのルールとして、行政区域に対して下水道がどのくらい流すことができるかという部分のルールになりますので、この52.6とかと、この数字に惑わされてはいけないのかなというふうに考えています。

まず、日本全体の普及率からいきますと75.1%、静岡県については59.6%、伊豆市については52.6%という、この公共下水の数字になっているわけですけれども、農業集落排水の人口を入れ込んで伊豆市全体の下水道の普及率というのを見ますと、60.5%という数字になるわけです。

そして、これをよくする方法というものが質疑に出ていましたけれども、今の表から見ていただくように、地区外の人が下水道の整備されているほうへどんどん来ていただければ、

当然普及率は上がるわけなんですけれども、それはなかなか財産があつたり、お墓もあつたりとか、引っ越しというのはなかなか難しいのかなというあたりでいきますと、やはり管路を延ばしていかなければならないわけなんですけれども、やはりなかなか財政厳しい中で、積極的というか、思いきりこの事業をやるというわけにもいかないものですから、伊豆市の財政を見ながら、また人口の集中しているところというんですか、そういうところをやっていく必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 1点だけ、答えられたら教えてください。

この状況の中で、今、これは普及率ですけれども、今、下水道の加入率は四十数%のところがあつたりしますけれども、その辺、答えられたらそれだけお教え願えますでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 整備率とか接続率、未接続等々いっぱいあるわけです。その中で、各下水道の処理区によって数字が分かれています。今のが人口割でいくのか、それとも戸数でいくのかという部分もありますが、多分、鈴木議員は戸数でいくのかなというふうに考えていますので、戸数でお答えさせていただきます。

まず、下水道の狩野川流域ですけれども、接続率が77.89%、それですので未接続の戸数は919戸になります。土肥地区につきましては、接続率が95.82%になります。未接続が48戸になります。湯ヶ島が66.90%、それに対して112戸が未接続です。白岩処理区につきましては51.86%、622戸が未接続となっております。これは24年3月31日現在ということで、23年度決算ということですので、ここでの数字を言わせていただきました。

以上です。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

これで鈴木初司議員の質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第78号までの17議案については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第79号～議案第82号の質疑

○議長（杉山羌央君） 日程第19、議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第22、議案第82号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第79号について、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木でございます。

議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について質疑いたします。

59ページ、2款の総務費でございます、地域づくり推進事業1億3,530万円についてです。19-46コミュニティFM開局助成金についてでございます。

1つ目が、開局の資金計画等がありますでしょうか。2つ目が開局の事業計画、3つ目が事業規模、4つ目が代表予定者があつたら教えてください。5つ目、これは第三セクターではないという説明がございましたので、単独ということでありますけれども、これから伊豆市のかかわり方、どのようにかかわっていくのか、ありましたら御説明をお願いいたします。続きまして、63ページになります。

2の林業振興事業、19-50、1,600万円でございます、シイタケ生産奨励事業補助金。この中で生産者に対しての補助金の申し込み方法をどのように考えられていますでしょうか。予定生産者の数等ありましたら、お教え願いたいと思います。これは、生産をされているとか、小さく自分でやられているとか、すべてに関係してくるのでしょうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（杉山羌央君） ただいまの質疑に答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうから、まず、議案第79号、59ページの地域づくり推進事業、コミュニティFMの助成金の関係につきまして御説明をさせていただきます。

今回の開局の資金計画、事業計画等につきましては、今現在まだ発起人会というものを正式に開いておりませんので、企画段階での数字ということで御了承いただきたいと思います。

資金計画でございますが、当然、市のほうからの助成金というのが入っております。これにつきましては、送信所、現在4カ所予定をしております。修善寺につきましては大野の富士見平、それから中伊豆地区につきましては中伊豆グラウンド、天城湯ヶ島地区につきましては天城中学校、土肥地区につきましては土肥支所、この4カ所になります。この4カ所のそれぞれの送信所の機器類、設備類、こういったものに使うと。

そのほか演奏所といいまして、スタジオの設備といったらいいんでしょうか、そこから送信所に電波を送るための基地をつくるわけですね。この送信所の経費、場所につきましては、

現在のところ駅北のオリエンタルマンションを予定しております。これらの送信所、演奏所の経費、これが1億1,700万円を予定しているもの、そういうものでございます。

そのほかに、スタジオの放送機材、ミキサーだとか、いろいろな個々の細かい機械がございます、こういった機器類に830万円。それから事務所の事務機器等、必要になりますので、こういったものに500万円。それから免許申請事務等の諸経費に200万円。開局までの放送基準とか、そういったものをつくったり、あるいはまた設備の設計などコンサルティング業務、こういったものに300万円。さらには開局するに当たっては雇用する職員を研修しなければいけないという、そういう研修費であるとか、実際にもう流すまでには4月1日に流すものですから、番組をつくっていく、そういった資金、また人件費、こういったものが要ということで、これらに2,000万円を見込んでいます。当然足りなくなる部分がございます。株式を1株5万円で400株発行いたしますので、大体これが2,000万円という形になりまして、資金のほうは合わせますと1億5,530万円、事業のほうも今申し上げた金額になるわけでございます。

それから、事業規模でございますけれども、コミュニティFMの場合は、出力が20ワットということで大変小さくなっております。カバー率も現在のこの先ほど申し上げました送信所の区域から電波を出すという想定しましても、約80%の世帯がカバーできるだろうと言われております。そうしますと9,900世帯になります。

それから、年間の事業規模ということで、運営の経費どれくらいかかるんだというものが必要になってくるかと思えます。現在のところ、人件費や番組の制作経費、そういったものをもろもろ計算をしていきますと、大体2,500万円程度がかかるだろうと思っております。これに先ほどの設備投資の部分、細かいものはその都度、経費として落とされますけれども、減価償却が発生するだろうと思っております。これについては、詳細な試算がまだできておりませんが、大体500万円から1,000万円の間だろうということで、最大見ても3,500万円程度では運営できるのではないかという見込みをしております。

それから、代表予定者でございますが、まだ発起人会をやっておりませんので、代表者の募集も実際かけていないところでございますので、まだ未定でございます。

行政のかかわり方ということになりますと、やはり行政のほう、企画提案をした立場というのもございます。また、補助金の交付者そのものでございますので、当然必要な開局までの支援並びに発起人会におきます事務、こういったものは市のほうが担当してまいると。また、開局後になりますけれども、資金的な補助金等の支出ということではなく、例えば市からの地域づくりの広報番組とかお知らせ番組、そういった番組の購入枠という形になりまして、そういったものを通しての行政としての情報を流すという立場に変わっていくというものでございます。

何分にもこの予算を通していただいた後で、やっていただく方の募集、また株式の募集というものを手がけていくという形になりますので、今のところ、すべてが企画段階という数



字になります。

以上でございます。

○議長（杉山晃央君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、63ページ、6款農林水産業費についてお答えをいたします。

林業振興事業の19-50、1,600万円の計上についてでございますが、これはシイタケ生産奨励事業補助金という形で提案をしてございます。議員御承知のとおり、放射性物質の汚染被害により市内のシイタケ生産農家は非常に大きな経済的、それでまた、なおかつ精神的な打撃を受けておるということで、生産意欲そのものが減退しているのが現在の状況です。私もといたしましても、産地、伊豆シイタケの産地を守るための経営支援として今回お願をしたいということです。

御質問にありました生産者の補助金の申し込み方法についてでございますが、現在、事務方で考えている案を御説明をいたします。補助対象とするものを、植菌が行われました1月から8月、実際には6月で大体終了しますけれども、1月から8月に購入された種駒を対象といたしまして、これらの納品明細、領収書または販売証明を添付して市へ申請していただいた後、所定の手続の済んだものから補助金を交付する、このような処理としたいと考えております。

予定生産者の数でございますが、今述べました補助金の申し込み方法、この中で種駒の使用数を1万駒を限度として対象としていこうというふうに考えております。そうしますと、椎茸組合の組合員が93名、そして組合員外が68名、合計161名というのを現在のところ対象として見込んでおります。

○議長（杉山晃央君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 議案第79号のコミュニティFMは所管ですので、詳しいことはまた委員会で聞かせていただきますけれども、先ほど事業規模の予定が、当初、伊豆の国市で発表されたのは3,000万円という中ですから、大体その辺なのかなというところはありましたので、2,500万円から多くても3,500万円の中でのということでありますので、それは承知いたしました。

あと、63ページ、農林水産業費業費のほうですけれども、この前に1駒1円という中でありまして、先ほど私もこの1,600万円で足りるのかなと、逆に。もう少し、こういうときであるならば、伊豆市の意欲が損なわれている人に幅広くもう少し、こういうところこそ元気になるようにというところで、さらなる、私の考えですと、補助金まだ1円じゃなくて積んでもいいのかなというようなどころがありましたので、内容について聞きましたけれども、状況によってはこれ以上の積み増しもあるのか、その辺だけ、よろしければお聞かせ願いたい

と思います。

○議長（杉山羌央君） 市長ですか。

○1番（鈴木初司君） 気持ちですから。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） こういった駒に対する補助金だけではなく、先般も防衛省と環境省に伺ってまいりましたけれども、やはり生産者の皆さんは、補助金だとか賠償金ではなくて、ちゃんと生産して、ちゃんといいものをつくって、ちゃんと売りたいということなんです。そこの伊豆市のシイタケ生産者の皆さんの志のところをしっかりと支えていくというのが行政の一番大切な責務かと考えております。したがって、総合的にあらゆる手段で御支援をさせていただきますことに尽きます。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） シイタケ生産者、この部分には放射線と放射能ということがありますので、その辺はよろしく願いしまして、終わりにします。

○議長（杉山羌央君） これで鈴木初司君の質疑を終わります。

続いて、議案第79号について、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）についてお尋ねします。

59ページ、2款、地域づくり推進事業、今少し質疑やっておりましたが、コミュニティFMについてお尋ねします。

1つ目です。提案されておりますコミュニティFMと既にもう実用化されておりますK-MIX、静岡エフエム放送と、ちょっと広いようですけれども、月曜日には伊豆市が放送されておりますけれども、その関連性と相違点がわからないので御説明願いたいと思います。

2つ目です。附属資料をいただきましたが、これを見ますと、ラジオの聴取率は、いろいろ書いていますけれども、全体としては50%近くありますよということなんですけれども、しかしながら、8月31日だったのでしょうか、株式会社エフエムきららの代表のそのときの住民への説明では、7%ですと。しかも、その地域になりますと1%を切るか切らないかということだったんですけれども、附属資料と説明には相当開きがありますので、何をもとにしてラジオ聴取率50%という資料を出したのかをお願いします。

3つ目、コミュニティFMは防災も兼ねるとのことですが、防災情報は住民の命と生命にかかわることです。身近な情報がリアルタイムで放送されるということを知りましたが、それでは、行政の情報とどうにかかわっているのか。またコミュニティFMは、災害情報を補完すると言っておりますが、何を補完するのかをお尋ねします。

4点目です。防災ラジオ、今回も提案されておりますけれども、防災ラジオとの関連について。リアルタイムで身近な情報が伝えられるというコミュニティFMならば、防災ラジオ

の特徴は何なのか、優位性は何なのかと、こう疑問が出るわけですがけれども、御説明願います。

5点目です。附属資料のスケジュールを見てみますと、推測すると、コミュニティFM開局のための組織はもう決まって、ルールがひかれているのかというふうに思いましたけれども、いかがでしょうか。

最後です。6点目、ちょっと説明不足で申しわけない。1波2市、いわゆる1波1市でやるんだよと言っているんですけれども、したがって、ごめんなさい、1波2市は不可能なんだけれども、伊豆の国市と情報を共有することはできるという説明なんですね。少し意味合いがわかりませんのでお願いします。

7款、65ページ、観光振興事業についてお尋ねします。

この中に「わが母の記」関連イベント委託料で、その下のほうにバス借上料、会場借上料、映画上映会フィルム借上料との、全部多分関連しているのかなと思う、よくわかりませんので御説明願います。と同時に、これは観光振興へどのように発展するという事で位置づけて予算を提案しているのか、お願いします。

8款、69ページ、修善寺駅周辺整備事業、駅南の基本計画の修正をしたいんだということですがけれども、概略でございます。詳細はまた委員会のほうでやるでしょうから、概略の説明をお願いします。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） ただいまの質疑に答弁を願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、ただいまの木村議員のまず地域づくり推進事業、このコミュニティFMについての質問に対しまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

K-MIXとの関連性と相違点ということです。関連性はないと言ったほうがいいと思います。同じFMですので、超短波の枠の周波数の中では一緒なんです、関連性はないと考えていただいたほうがいいと思います。大きく違う点は、K-MIXは静岡県全域に流す放送でございます。したがって、伊豆市のことだけではなくて、浜松市のほうのこととか、静岡市のほうのこと、いろいろな情報を流すのが県域放送でございます。

これに対しまして、コミュニティFM、これにつきましては、あくまでも1市町村の中を放送範囲としておるものでございますので、当然その市町村の中だけの話題、こういったものだけを流し続けるというふうに御理解をいただきたいと思います。放送を県全般に流すか、1市町村に流すかということで、話題も当然違ってまいります。そういう大きな違いがございます。あくまでも地域に限定した話題の提供ということでございます。

それから、ラジオの聴取率、附属資料のほうに書いてございます、アンケートの結果というのがあると思います。附属資料の4ページのところです。これはラジオ、ただ単にFMと

か何かに限りません。通常のAMも含めまして、ラジオを聞くか聞かないか、毎日聞くとか、たまに聞く、例えば車の中でたまに聞いたよと、こういった人まで含まれている数字でございます。このアンケートの結果、これは伊豆市、伊豆の国市両方やっておりますが、そのアンケートの結果から49.9%という数字になったというので、50%という数字を御理解いただければいいと思います。

それから、もう一つ、7%という数字です。これは、あくまでもテレビの視聴率と同じように、ラジオも全国規模で聴取率の調査というのを行います。この聴取率の調査に基づいて、出された数字が7%と。ですから、ただ単にアンケートをして、聞いているか、聞いたことがあるかぐらいのアンケートと、聴取率では数字が大きく異なるということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、コミュニティFM、防災も兼ねるといってお話をさせていただいております。まず、防災情報についてですが、行政が同報無線等で流す放送が当然でございます。これは、警戒情報であるとか避難勧告、避難指示といった断片的な放送、情報といいますか、そういったものが中心になります。これに対しまして、コミュニティFMのほうでは、より細かく情報を提供することができると。例えば、どこそこの川の橋のところの水位が上がっていますよ、堤防からあふれそうですよ、そういった情報も流せます。また、通行どめ、道路、市道が通行どめになったよという細かい情報ですね。また、どこそこで土砂崩れが出たよというような情報まで流すことができるということになります。災害時の避難所の情報なんかもそうだと思います。大規模地震でだれがどこに避難している、そういったことまでコミュニティFMでは流すことが可能と言われております。どうしても、行政のほうで流すとなると、同報無線が中心になりますので、単発的になりがちだと言われております。こういったことを踏まえまして、補完するという意味合いを持っているというふうに考えております。

それから、防災ラジオとコミュニティFMの優位性とかというお話なんです。防災ラジオ、今回も導入させていただきますが、あれは放送を聞くための装置でございます。意味合いからすれば、同報無線の戸別受信機という形になります。コミュニティFMは、その放送を流す側です。ですから、コミュニティFMを聞くことも防災ラジオではできるわけですね。聞くと、流す放送とは全然違うものですから、比べるのがちょっと難しいかなと思います。それで、コミュニティFMの中にも緊急割り込みというものを入れることによって、個々具体的な情報も割り込みで流すことはできます。あくまでも防災ラジオというのは、同報無線の戸別受信機を兼ねた普通のラジオということをお理解いただきたいと思います。

それから、資料のほうのスケジュールのほうなんです。先ほども鈴木議員の御質問にもお答えしましたように、まだ発起人会をつくっている最中でございますので、まだその後の経営組織であるとか、具体的なものというのはまだ決まっております。今後、発起人会の総会等を開催して、いろいろなコンセプトであるとか、経営の母体の選考だとか、そういったものを通して進めていくという形になります。

それから、1波2市は不可能だがという情報の共有のお話でございます。この情報の共有で申しますと、ちょっと難しかったんですが、1つは、同じ番組を共同して制作することはできます。それを流すのは、あくまでも別々の放送所から流すわけですね。例えば伊豆の国市の放送所からうちのほう、伊豆市まで一緒に流すということではなくて、同じ番組をつくって、それぞれが流すということで御理解をいただきたいと思います。それが情報の共有化というような位置づけをされたかなと思います。

以上になります。

○議長（杉山羌央君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、木村議員からいただきました65ページ、観光振興事業について御説明をいたします。

議員がおっしゃったように、「わが母の記」関連イベント以下は、すべて伊豆文学フェスティバルに絡むものでございます。今回お願いしてございます補正は、来年3月3日に伊豆市において開催されることが決定をいたしました静岡県主催事業の第16回伊豆文学フェスティバル、これの開催にあわせて伊豆市の文学資源に光を当てて、文学の里づくりに向け、市民や県内外の方に伊豆市を訪れていただくという、そのためのイベント及び告知関係の費用ということで御理解ください。

市といたしましても、地域の歴史や文学といった伊豆市ならではの資源を生かした観光誘客事業として推進すべきだろうという立場から、今回の文学フェスティバルにあわせ、教育委員会のほうとの連携を図りまして、次に述べる文学の関連事業を実施し、広く情報発信をしていきたいというふうに考えております。具体的な事業としては、次に述べる3事業を関連事業として計画をしてございます。

まず、1つ目が、文学フェスティバルの参加者を対象にいたしました伊豆市内の文学散歩ということで考えてございます。参加者の移動用に市バスと、あと2台の大型バスを借り上げて、井上靖のしろばんばの里や市内の文学ゆかりの地をガイドによる案内で楽しんでいただくということを考えております。

2つ目には、映画「わが母の記」の関連事業を行いたいと考えております。御承知のとおり、「わが母の記」の原作は、昭和を代表する文豪井上靖先生と家族との実話をもとにつづった自伝的小説であるということは、御理解していただけたと思います。井上靖の生まれ故郷である湯ヶ島地区の美しい自然の中で撮影がされまして、この春、全国各地で上映されて、母と子の親子のきずなの大切さが非常に感動を呼んだということになっております。また、この作品は海外でも非常に高い評価を受けておりまして、モントリオール世界映画祭でもグランプリをいただいたり、台湾等でも上映をされているということでございます。

このようなことから、今回、伊豆文学フェスティバルが伊豆市で開催されるこの機会に、「わが母の記」と文学に関連した事業として実施をしたいと考えておりまして、「わが母の

記」の関連事業が映画の上映会、そしてもう一つ、「わが母の記」コンクールと、2つの事業を計画をしております。映画の上映会については、天城会館を会場にいたしまして、市民や観光客向けの開催とし、予算的には松竹からのフィルムの借上料、映写機材及び映像技師の派遣によるものということで御理解ください。もう一つの「わが母の記」のコンクールでございますが、映画で何シーンか浮かび上がってきました母への思い、これを全国から応募していこうということで、その中の優秀作品の表彰、朗読会を上映会の前後という形で公開をしてやっていってやろうということを考えております。

これについては、文学と観光の連携ということで、ちょっと新しいタイプの取り組みとかならうと思いますが、伊豆市の美しい映像と母への思いが当市のイメージアップにつながるんじゃないかならうかというふうに考えております。

そして、3つ目でございますが、伊豆市を舞台にいたしまして、文学の里づくりフォーラム及び短歌コンテストというものをあわせてやろうと考えております。現在、湯ヶ島地区では、地域の活性化を目指してさまざまな取り組みは行っておりますが、さきに開催いたしましたタウンミーティングでも、文学や自然、温泉を活用したまちづくりを進めていくということで御提案をしております。こうしたことから、今回の伊豆文学フェスティバルの開催を機会に、市民向けに全国で文学の里づくりに取り組む先進地の活動事例を知ろうと、ということで文学の里づくりフォーラムというものを一発やっっていこうと。

もう一つは、伊豆市には文学にゆかりのある旅館が多数ございます。こちらのほうへとアプローチをかけまして、会場提供等の御協力をいただいた中で、伊豆市をテーマにした短歌を全国から公募した、短歌愛好家による短歌会イベント、これもやっっていこうというふうに考えております。地域の活性化や湯ヶ島地域のこうしたまちづくりも観光振興に寄与するものと考えて、教育委員会との協議を経た中で、観光交流課のほうで予算措置を今回させていただくということでございます。

○議長（杉山羌央君） 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、駅南の基本計画の修正内容の概略の説明というものが出ていましたので、お答えします。

平成19年に駅南、駅北の基本計画が行われています。その後、関連する鉄道駅舎及び駅北広場の計画が公募デザインや景観アドバイスを取り入れて修正されました。今回、この駅南広場について計画が修正された鉄道駅舎、駅北広場の景観の統一性と修善寺駅周辺整備利用者検討委員会からの意見として上がっている、駅南利用者、特に小中学生の交通安全対策、にぎわい広場の検討、さらにまちなかへの人の誘導対策など、市民の意見を計画的に反映していくため、基本計画を修正するものです。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） コミュニティFMについてのみお尋ねします。

K-MIXがもう既に行われて一定程度の予算も実行されておりますけれども、部長がお話しなされていますように、K-MIXを私も聞いていますけれども、静岡県全域で、月曜日が伊豆市だということで、これも後でちょこちょこ聞くんですけども、いわゆる範囲が違うというのはわかります。なんだけれども、いわゆるその目的というか、目的そのものを、同事業の目的、K-MIXの資料を以前提案されたときのものですが、地域の観光振興、地域経済の活性化だと、地域コミュニティの醸成というか、もっとコミュニティを密にするんだ、防災対策の強化、これがK-MIXの目的です。こういうことでなんですね、目的が。

そうすると、今回も基本的には同じだろうと。そうしますと、何というか、今回提案されているコミュニティFMは、静岡県全域に発信しようとしたってできないという。そうするとK-MIXはそれができるよということなんですけども、お互いに相乗効果を持つものとして、このK-MIXもそのまま引き続きやろうということなのかなというふうに思ったんですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

それと、第1回目、職員の方々の説明会があったとき、私も宇部市のエフエムきららの代表者の方との説明を聞いて、その中でお尋ねしたんですけども、いわゆる7%でどうして地域の方々に地域のよさを知らせることができるんですかという質問をしました。そうすると、そこは一つの課題ですよということだったんですね。そうしますと、50%近くあるから、じゃ、いいのかということで、ある面ではそのくらい聞いているんだったら、伊豆市は安心だと、逆にね。なんですけども、どうもなかなか聞く機会がないと。本来のコミュニティFMの必要性というのも当初の提案理由の中に説明されていますので、私、今回の中で省きますけれども、その目的を、じゃ、本当に市民のものにしていくというときには、どれだけ聞いていただくのかということが、このFMを生かすも殺すも、このところだというふうに私思いますので、それをちょっと先になるんですけども、でも、大事な要素ですよ。開いたんですけども、聞き手が例えば1%だったといたら、幾らいい情報を流したって、じゃ、防災があって台風が来ました、地震がありましたとって、コミュニティFMで流していても、聞いている人が何%しかいないとなると。どうしたって防災のほうに頼っちゃう、防災ラジオに頼っちゃうということなもので、そのところを本当にしっかりと打ち立てないと、打ち立てる対策はどうなのかなということで2点目お尋ねします。

それから、もう一つは、FM開局のための組織はもうルールひかれているんですかという質問は、なぜ疑問を出したかといいますと、資料の中を読みますと、スケジュール概要がありまして、何も説明がなくていただいたから、そのまま聞くしかないんですけども、8月末に市民向けのシンポジウムをやります。これ、やられましたね、31日ですか、8月31日。その後、8月末までに民間会社の決定、株式の株主の募集とまで来ると、ああ、もう、何、予算が通っていないんですけども、やるんですかと、こうなっちゃうんですね。その点の説明、当初こう思ったんですけども、そのまま来たのかどうかわかりませんが、だから、したがっ

て、もうルールはもうひいているんですかという質疑、お尋ねでございます。お願いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうから答えさせていただきますけれども、最初のK-MIXの関連は、まずコミュニティFMを立ち上げた以降、以降ですね、引き続き県内あるいは関東、東海にどういう情報を発信をしていくかということの必要性をとらえた上で、本当は我々がちゃんと情報発信能力がもっとあって、NHKとかK-MIXで独自に取材していただければ、何もお金を出して我々がやる必要がないところもあるんですが、しかし、そうはさりながら、県西部が元気なときになかなか伊豆市の情報を発信できなかったということで、FM狩野川から、そして今はK-MIXの番組内ということでやっているわけです。これは、FMコミュニティを独自に立ち上げた以降、どのような発信、域外への発信がどのようなものがふさわしいかを再度検討した上で、これを続けるかどうかは考えたいと思っています。

次の7%、50%の話ですが、ラジオとFM伊豆を比較していただくことは適切ではない。5年前まであった農協の有線放送とこのコミュニティFMを比較していただきたいんです。ですから、旧3町、天城湯ヶ島、修善寺、中伊豆では各世帯にありましたから、みんなそれに加わっていた方、100%ではありません。しかし、そこに加入されていた方は朝6時からずっと番組は昼が抜け、午後が抜けていましたけれども、朝昼晩ずっと聞かれていたわけですね。そして、各世帯500円ずつ出していただき、各町から100万円ずつ出し、900万円のお金が町民から農協に行き、そして地域の情報をみんなで共有していた、それにほとんど近いものですね。これをつくろうという話なんです。ですから、夏の物すごい交通渋滞があった、あるいは地域のお祭りがある、あるいは大災害があったりしたときに、7%しか聞きませんというのは、それはもう全く事業計画がちゃんとっていないときであって、ちゃんと聞いていただけるようなことをつくっていくんです。つくっていくんです。

例えば6月だったでしょうか、大雨が降ったときに、嵯峨沢橋が避難準備水位までいきました。ほかに情報ツールがありませんから、消防に出していただき、そして同報で避難準備水位まで上がりましたと流すわけです。近くの旅館さんにすれば、お客様に心配のネタを振りまいているだけで、あの嵯峨沢橋周辺の水位は全然安全な水準だったわけです。これがちゃんと今こういう状況にあります。しかし、避難していただく必要ありません。まだ狩野川の嵯峨沢橋から雲金橋まで完全に安全な状況になっておりますので、ただ、国交省が定める水位までは上がりましたということをラジオで流せば、宿泊客の皆様にもそんな余計な不安を与えることはなかったんですね。そういった域内で必要な情報をよりの確、よりの迅速に、よりの正確に流すためのツールがコミュニティFMだということなんです。

そこで、最後に組織の問題ですけれども、いつもあるんですけれども、予算が通る前にやるのかと、しかし、予算を皆さんに議会に上程している段階で、市長としてはやりたいという意思決定をしているわけですから、当然必要な準備作業はさせていただきます。今回は、



市の予算とそれから株式会社の株の収集は別事業ですので、それはある程度は同時並行的にやらせていただかないと、当然その総務省の東海総合通信局の認可も必要なわけですから、そこは当然これで議会で否決されれば、そこで頓挫してしまうわけですが、やはり準備作業のほうはできる範囲で進めさせていただきたい。それは議会のほうにも、そういったやり方については御理解をいただけるのではないかと、こう考えております。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 市長のほうから今説明があったんですが、重複するかもしれませんが、補足をさせていただきます。

まずK-MIXとの関係、K-MIXは、使っているのは観光情報等を県下に流していこうというツールの一つとして使っていると。あくまでもコミュニティFMは、地域の中だけに情報を流そうということで御理解をいただきたい。今使っているK-MIX、確かに活性化なんです、それはあくまでも県域に全体にお知らせをしていこうという、コマーシャル、市のコマーシャルのような意味合いを持っているということで御理解いただきたい。

それから、どのように広げていくかと、これは確かに市長のほうからも言われたように、聞いてもらえる番組をつくっていくというのが重要だというようなことは、エフエムきららの井上氏も言うておりましたけれども、それと同時に、防災ラジオは、通常のコミュニティFMを聞けるラジオのうち周波数帯が分かれております。同報無線は68メガヘルツぐらいなんです、そこを特に受信できる周波数を固定したものを組み込みます。それが防災ラジオなんです。ですから、それが入っているか、入っていないかということなんです。常にコミュニティFMを聞いていただければ、その防災ラジオであれば、同報無線の放送が流れたときに、それを同報無線の戸別受信機として優先して聞き取りをします。それが終われば、通常のコミュニティFMが聞けるという代物になります。

あと、スケジュールの関係、実は会社の決定、そういったものは募集を担当のほうはかけたいということだったんですが、いや、ちょっと待ってくれと。これ予算が決まらないうちに募集をかけられても、応募する人は担保が何もないぞということで、これはちょっと待っていて、予算が成立した後、早急に進めさせていただきたい。そういうスケジュールになっております。あくまでも、これ企画段階でちょっと見直す前のものが流れてしまったということで、御迷惑をおかけいたしました。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 発想自体、どういうふうに市民の皆さんに防災も含めて、防災だけのFMじゃないですね。主たるものは、地域の人たちにどれだけ情報を流して、お互いに共有するかということが、これFMの特徴だと思うんですが、そういう意味で、市長が述べられていた農協の有線放送、わかります。黙っていたって、6時ぐらいになると、びんびん音楽なりますね、スイッチ入れて、眠たいのと思っ、僕は何回か若いときあったんだけ

ども、それがばんとなくちゃったって、ああ、寂しいな、全然わからないということは、本当に痛切に感じて、今それが何かなれみたいになっているんだけど、ただ、そこと比較することは大事な要素だと思うんですけども、要は、本当に市長も部長も言われたんだけど、チャンネルをひねらない限りは聞こえてこないんですよね。この1つの、いわゆる有線と、有線放送も切れば、それは確かに有線放送も切っていれば何も流れないんだけど、あれ、常にスイッチほとんどの方が入れていましたからね。だから、どれだけ本当に知らせること、聞いてもらうような状況をつくるか、その内容だと言われてわかりましたが、今後のことになるんでしょうけれども、それへのせっかく何千万円も何億円もかけて投資する、それを全部までいかない、ほとんどの市民の方々がやっぱり共有できるようなシステムをどうつくっていくのかということがやっぱり課題だから、その点の構想があったらお願いしたい。

それから、市長が言われている、一つの議題を出しますと、当然その事業が議会で確定するまで一切何もしないとは、私も思っていないですね。当然、事務方と諸準備は当然やっているんですよ、それは、当たり前のこととしてね、通してほしいなんていうことで。そういう準備はわかるんですけども、確認しておきます。株主の募集が8月末ということは、部長、確認しなかったです。これは、本来もっと先だったという理解でいいですか。今、8月末、株主募集となると、もう既に決まっているのと、こうなっちゃうんですね。ましてや、補正予算資料として本当間近に出されたことですから、その点の確認をお願いしたい。

以上です。

○議長（杉山 晃 君） 市長。

○市長（菊地 豊 君） 先のほうは、聞いてもらえるかということなんですが、実際にその同報無線を管理している側としては、いっぱいいろいろなところから要望が来るわけですよ。これを流してくれ、地域の集会があるから流してくれ、全部断わっているわけですね。ですから、やっぱり地域の皆さん、いろいろな活動をされていますから、ニーズがあるわけです。発信したいニーズもあるし、当然聞きたいニーズもあるわけです。いつも申し上げていますが、伊豆市内360平方キロメートルの中で、お互いによく知られていない地域活動がいっぱいあるわけです。土肥に行けばはまぼう倶楽部あるし、こちらへ行けば協働の会があるし、それがラジオという共通のコミュニケーションツールの中でお互い紹介し合ったり、刺激し合ったり、当然それは相乗効果になっていくわけですから、それを私は聞いてもらえるか、もらえないかという心配よりも、しかし、議員、例えば物すごい大渋滞がある。地震が来たというときに、ダイヤルを合わせるお願いまでしなきゃいけないですかね。私は、それは市民の皆さんは、そういった自分たちの生活に必要なだったり、楽しかったりする情報は、せめてスイッチ入れてダイヤル合わせることは、それは市民の皆さんにお願いすることで、有用な情報を我々が流す仕組みをつくることが必要であって、それを合わせていただけるかまで考えることは、ちょっと行政としてそこまで考える必要はないのではないかと私は思う

んですが。当然周波数さえ皆さんに御理解、周知させていただく、それはやりますけれども、そこからスイッチをつけて合わせていただくことは、それは市民の皆さんの御判断でいい、できると思います。

スケジュールについては、もう一回、総務部長から説明をさせます。

○議長（杉山羌央君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） スケジュールの関係、当初は、24年度中というようなことで、もうちょっとかかるかなと思っておりました。ところが、伊豆の国市さんが4月当初にスタートしたいということになったものですから、実際、そのスケジュールで伊豆の国市さんも動いているわけですが、そういったことで若干スケジュールの見直しをして、この時期にこういうことをしていかないと、もしかしたら間に合わないかもしれないというようなことがあります。実際は、予算の提出時期が今回になったということで、募集については延期をしているという状況です。開局時期の問題が若干早まってきたというのが大きな原因だと思っております。

○議長（杉山羌央君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

まだ続きございますけれども、ここで大分時間が経過してしまいましたので、休憩をしたいと思います。

11時15分、再開いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分

○議長（杉山羌央君） 早いようですけれども、おそろいですので、会議を再開いたします。

では、続きまして、議案第79号について、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について質疑させていただきます。

48ページの第2表、継続費補正について、土木費、都市計画費、修善寺駅周辺整備事業9億7,480万円。この事業は、実質的な事業と予算に多少差異があるのじゃないかなというふうに思いますので、その各年度の年割額と事業内容について伺いたい。

そして、この事業の安全対策について、安全責任者はだれか、責任体系について伺いたい。

続いて、59ページ、委託料、さきの質疑に重複するんじゃないかと思いますが、弁護士訴訟謝礼46万2,000円、費用弁償11万2,000円について、訴訟の内容、経過について伺います。

続いて、お二方から既に質疑を受けておりますけれども、負担金、補助及び交付金、コミ

ユニティFM局開局助成金1億3,530万円、助成金の交付先、用途について、この事業の企画書、または経営計画書、または資金計画書、後年度負担についてはどのように考えているのか。今までの説明では全くわかりません。毎年、今この経費削減が市長から発表された段階において、一体、後年度負担なしでできるのかどうなのか、その範囲はどのぐらいなのか、各計画書があるんだったら、ここで発表していただきたい。

また、電界調査はこれから行われるというお話ですけれども、その中で聴取範囲がいろいろ範囲とか、エリア内の人口とか発表されておりますけれども、予備調査したのかどうなのかも含めて、やはり予算の前後関係がちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけれども、事業計画についてこの質疑の範囲内で結構ですから、お答えいただきたい。

続いて、69ページなのですが、委託料があります。修善寺駅周辺整備計画業務委託料840万円、計画の内容、委託先、事業の予定年度、先に質疑出してあります継続費補正との関連性ですね、特に聞きたいのは、これは全く新しいものを調査するのかどうなのか、今までの計画内で新たに調査するのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山羌央君） それは後からです。

森さんのでいいんですよ。

ただいまの質疑に答弁願います。

最初に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第79号、48ページの各年度の年度割と事業内容についての質疑にお答えさせていただきます。

まず、補正前ということでお聞きください。23年度に駅北仮駐車場の整備、駅北用地の測量、鹿島田公園の改修工事、利用者検討委員会を実施しました。5,410万円となります。24年度、新町線用地買収、牧之郷公園実施設計、牧之郷幼稚園解体工事、牧之郷公園工事、駅北用地調査、利用者検討委員会ということで9,740万円となります。25年度、駅北広場工事、駅南実施設計、駅舎工事の委託、総合案内板の設置、駅前線。駅前中通線。新町坂下線の実施設計、観光案内所の工事委託、そして利用者検討委員会ということで5億9,000万円となります。26年度が、駅南広場工事、駅舎委託工事、駅前線。駅前中通線。新町坂下線の改良工事、それと観光案内所工事委託で、最終年度ですので事業評価の委託ということで2億3,330万円という事業費になっています。

安全対策、安全責任者はだれかということですがけれども、今、あれだけの工事をこれから発注するわけですがけれども、多分森議員の聞かれているのは、修善寺駅についての安全責任者だと思いますけれども、安全委員長に西武建設の諫山孝之氏が安全委員長となっています。

安全の責任体系についてということですがけれども、議員、開示請求で施工計画を持ってい

らっしゃると思います。そこのところの81ページに、安全衛生管理組織図というものがありますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

続きまして、69ページの関係になりますけれども、委託の関係ですけれども、木村議員にお答えしたとおりで、平成19年に駅南・駅北広場の基本計画は行われていますが、その後の公募デザインや景観デザインで、駅舎それと駅北が変わりましたので、デザインの統一性を図ったり、修善寺駅周辺整備の利用者検討委員会からの意見がありまして、特に小中学生の交通安全対策、にぎわい広場の検討、そして商店街のほうへのまちなかへの人の誘導対策などを反映していくために、基本計画を修正するものです。委託先ですけれども未定、この補正が通ってから委託になりますので、未定です。事業予定年度は24年度を予定しているところです。

続きまして、48ページの継続費補正との関連ということですがけれども、今回840万円、これを24年度に補正しまして、26年度を減らすということにしてあります。26年度、相当大変な年になろうかなとも想像しています。いろいろな通次繰越もあったり、いろいろな工事の入札差金もあって下がったのがあったり、変更で減ったりふえたりもありますけれども、そのあたりも26年度にしっかり修正をかけていく予定になっております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

〔「総務部長」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） ああ、そう、ごめんなさい。失礼しました。総務部長の答えを求めます。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうから、まず顧問弁護士の関係につきましてお話をさせていただきます。

これは、先ほどの決算と同じ案件がございます。同じ案件といたしますか、同じ案件でございます。1つは、固定資産税の賦課徴収の取り消し、これは継続中でございます。それから、もう一件、牧之郷の調整池の件、これも継続中といたしますか、口頭弁論最終的には7月に行われたということになっています。これはまだ判決が出ておりません。この2件が対象となっているものでございます。

それから、次のコミュニティFMの関係、先ほどこれにつきましては、鈴木議員のほう、また木村議員のほうにも御説明したとおりでございますが、あくまでもこの会社組織を予定しておりまして、これは、先ほど株式を発行すると申し上げましたので、株式会社になるわけですが、その中で最終的には経営計画であるとか資金計画、それは決めていくと。今、先ほど申し上げましたように、今それはできておりませんので、企画段階の数字ということで先ほど鈴木議員の質疑にお答えをしたとおりでございます。

したがって、その経営のノウハウ、内容につきましては、会社の成立後、決まってくるというふうに理解をしております。資金計画につきましても、今現在の資金の中での説明は先ほどのとおりなんです、あくまでも民営で行うということですので、その後の資金の支援、補助金等の支出は予定をしていないということは、先ほども申し上げたところでございます。番組を枠として1時間番組、30分番組、それを買って購入という形で情報を流すということで、補助金として出すということではございません。

それから電界調査、これは既に終わっておりまして、その結果に基づいて先ほど言いました4カ所を送信所として想定したわけでございます。あくまでも、これは遠くに飛ばすためのものではなくて、伊豆市の中でどのように、どの位置にあれば一番聞こえるかということで選択をさせていただいております。そういう中では、先ほど申し上げた約80%というのが数字として出ているところでございます。面積をどうのこうのということではなくて、どれだけ世帯が聞けるかというのが、エリアカバー率ということではございます。あくまでも、これは伊豆市の中だけの数字でございます。電波ですから、高いところから出せば、当然市の境を越えて伊豆の国市のほうまで聞こえるということはあるかもしれませんが、私どもがこのエリアの調査の中で検討したのは伊豆市のどこの世帯がどれだけ聞こえるかという調査をさせていただいたものでございます。それに基づいて申し上げたのが、80%ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山晃央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 再質疑をいっぱいしたいんですけども、まず、修善寺駅周辺整備事業でお伺いしたんですけども、今、24年度やっているのは駐車場と言いましたよね、建設部長。そうしますと、線路の撤去なんかもやっていますけれども、あれも駐車場に入るのかどうなのか。大き過ぎるんじゃないかなと、余分なこともやっているんじゃないかなと思うんですけども、それが質疑することが1点。

それと、安全責任は、私たちは、伊豆箱根鉄道に発注したと僕は思っているんですよ。伊豆箱根鉄道は安全責任を持たないのかどうなのか、これが2点目。

それから、弁護士訴訟謝礼についてお伺いしますけれども、2件が継続で行われているということですね。先ほどもちょっと言いましたけれども、菊地市長になってから訴訟が多過ぎる。例えば牧之郷の件などは、市民が現実困っているわけですよ。市長の考え方一つで、どうにでもなるんじゃないですか。市長にお聞きしたいですよ。何で市民を救済してやろうという気持ちがないのかどうか、お伺いしたい。

それから、次、コミュニティFM局、ここらもわからないことばかりなんだね。市長、先ほど木村議員のお話で、ラジオのスイッチぐらい入れてくれと、選局は自分でやってくれとおっしゃっておりますけれども、今、ラジオの業界が置かれた状況というのを全く理解し

ていないですね。いいですか、ラジオの操作方法を知らないなんていう人がいるということをお聞きになりますか。常識ですよ、これ。ラジオ業界は、今もう衰退産業なんですよ。何ですか。わかっていますか。いわゆる広域エリアのラジオ産業がまず何ですか、PR料を払う業界がどんどん減ってきている。どうもこのお話は、市民のだれが維持運営費を負担するかというのが全くわかっていないですね。伊豆の国市だったら、初期費用6,000万円ですか、やっつけられるでしょう。それから広告料収入もある程度得られるでしょう。市長、伊豆市で広告料収入がどのくらい得られると考えているんですか。

この計画を聞いていますと、最終、広告料収入でこれ維持管理、維持されるんですよ。まず、それを聞きますよ。それで、だれが負担するかと聞いたら、恐らく3,000万円、この放送局の運営費3,000万円かかるとしたら、恐らく2,000万円ぐらい伊豆市が広告料を出さないと維持していけないんじゃないですか。私がこの3,000万円と言ったのが間違っているかどうかも含めて、伊豆市はどれぐらい考えているのか教えてください。ということは、事業計画、今年度の事業計画は全くないのかなと私は考えますよ。そんなことはないというんだったら、教えてください。

それから、今、電波を使ったPRというんですか、伝達、もう広域じゃだめなんですよ。最終的にどんなものをお考えなさいかといったら、個人に情報を伝達するんですよ。その最たるものが携帯電話です。このコミュニティFM、いわゆる電波の使い方の下の方ですけども、やっぱり個人に情報を伝達するんじゃないんですよ。それから、ラジオを聞いてくれというようなことをおっしゃっておりますけれども、今、家庭でラジオを聞いている人どのくらいいるかですよ。昼間、市内を回っても、ラジオを聞いている人なんてほとんどいないはずですよ。いないんですもんね、昼間回ってもね。皆さん、恐らく田んぼへ行っていたり、畑に行っていたり、山へ行っていたり、それから勤め先に行っていたりしているんですよ。あなたのおっしゃっているのは、ほんの一部の時間帯で一部の人にしか情報は伝達されないと思いますけれども、その辺どう思いますか。

それから、ちょっと政策的な問題になりますけれども、あなた、本当、これから20億円財政削減しなきゃならないとおっしゃっているときに、これは、これから財政負担がふえるというものじゃないんですか、その辺どういうふうに考えていますか。

それから、次、委託料についてお伺いしますけれども、駅の小中学生の安全対策に関するようなことをおっしゃっていますけれども、これから修善寺地区の学校の統廃合が始まると思うんですが、既にもう駅の広場を子供たちの乗降駅にする考えがもう始まっているのかどうか、お伺いしたい。

以上です。

○議長（杉山 晃央君） ただいまの質疑に対して答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、牧之郷の訴訟の件ですが、訴訟を起こされた方は被害者ですので、本来は。何とかその受けた被害を救済すべく、伊豆市は当事者、そのお宅に被害を起こした事業をやった、工事をやった当事者でありませんので、仲介をして何とかその工事に伴う損害をうまく補償していただけるような間に入れたいものかと、私が市長になっていろいろ働きかけさせていただきました。しかし、その方は、とにかく伊豆市の行政の責任を認めろということなんです。今は許認可権が市にありますけれども、当時はそれを認可したのは県ですので、私が伊豆市長として、その自分が市長になる前の県の認可を私が間違いでしたとか、あるいは否定するということは事実上できないわけです。

したがって、その方から訴訟を起こされたわけであって、私どもが好んで訴訟を起こしたわけではございませんので、それなりに努力はしたつもりでございますけれども、しかし、そのような経過になりましたので、客観的な中立である裁判所のほうの判断をいただきたい。こちらも訴訟に関してはこちらも当事者ですから、裁判所のほうでしかるべく判断をしっかりとっていただきたいということでございます。

それから、次のコミュニティFMについては、ぜひ議員、ですから、ぜひ8月31日でしたっけ、ああいった勉強会に出ていただきたかったんですが、今回アドバイスをいただいた井上さん、ちゃんとおっしゃっているんですね。これはラジオ、いわゆる全国で失敗しているラジオではありません。なぜ全国で失敗しているか、そして井上さんが監修されたようなところがなぜうまくいっているかをちゃんと御説明いただきまして、私は、もともといわゆるかつてあった有線放送をラジオというツールに置きかえてやればよいと思っていましたので、北海道で成功していたあるコミュニティFMもこちらに来ていただいて、勉強会を催させていただきます、大体1,000万円程度で運営されているような話で。そうすると先ほど申し上げましたように、農協の有線放送があったころの町民及び町負担とほとんど同じ金額ですから、それでできるのかなと思っておりました。

ただ、今回、井上さんが、そうやって行政主体ではおもしろい番組ができないから、ちゃんと中小企業で負担できるような広告をいっぱい集めて、内容的にも楽しくしたほうがよいということで御提案をいただいておりますので、それならぜひ任せてみようということでございます。

大変楽しみにしているんですが、携帯電話、ラジオとの関係、まさに議員、携帯電話は、やっぱりおじいちゃん、おばあちゃん、なかなか持っていただけないんですよ。それは、全員3万4,000人が携帯電話を持っていて、そこに送信できれば、それはそれも一つのやり方です。また、御希望される方には、今、地域情報も発信するようにしていますけれども、しかし、実際、私も自分の身内を見てみますと、テレビは家の中でしか見られませんけれども、外に行ったとき、あるいはキッチンにいるとき、ほとんどラジオをつけっぱなしなんです。ですから、そこでこのダイヤルに合わせれば、伊豆市の情報が流れているよと、地域の小学校のイベントや地域のお祭りの情報が入っているよということで、そこはこのダイヤ



ルに合わせてくださいというような周知徹底、啓発のほうは市がしっかりやっていきたいと思っておりますけれども、私は、現時点でこのラジオというのは、コミュニティラジオというのは、地域の情報の発信、そして共有に対して大変大きな効果があるものと期待をしておりますし、実際かつては有線放送で我々は情報を共有していたわけですから、そこに対しては余り不安感を持っておりません。

財政負担ですけれども、これも繰り返しになりますが、今、現にあり、そして聞こえない、聞こえない、あるいは地域情報を発信してくれないという不満の多い、批判の多い同報無線を将来デジタル化して、戸別受信機をそろえれば18ないし20億円がかかるわけです。それと私は常に比較しているわけであって、これまでも私がやってきましたように、当初、私が市長になったときにあった庁舎建設計画は25億円、それを2億4,000万円で別館をつくり、八木沢小下田の簡易水道、当初、私が市長になったときは20億円、それをかんがい配水を転用して8億円でやり、今回もデジタル化するのに同報無線18億円、それを1億3,000万円でやるということですので、将来の財政見通しをしっかりと立てた上での事業でございますので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（杉山晃央君） 次は、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） まず、継続費の変更についてお答えします。

まず、1番目の線路の撤去が駐車場だという関係ですけれども、線路の撤去は駅西側の撤去が済みました。そして5番線ですけれども、それにかわるものとして5番線に線路を設置しているということで、駐車場とは関係ない部分になります。このあたりの工事について、伊豆市のホームページのトップページにバナーをつくりました。ここで伊豆箱根鉄道の今の工事状況についてということでバナーをつくりまして、ここをクリックしていただくと、伊豆箱根鉄道さんのホームページに移ります。そして毎月更新されながら、今の修善寺駅の工事状況について写真入りでの説明が入っていますので、またごらんいただきたいと思っております。

それと、安全責任者ということで、西武建設のと名前を言わせていただきましたけれども、伊豆市のほうへ出てきているのは伊豆箱根鉄道からの施工計画になっています。責任は、伊豆箱根鉄道にあるというふうに解釈をしています。

続きまして、委託の関係の840万円のところで小学生のことについての話がありました。我々は、修善寺駅周辺整備の委員会の言葉を使って、小中学生の横断歩道、歩行の安全という言葉を使わせていただきました。まず、駅舎の公募、これがありまして、それと駅北のあたりを絵をかいて皆さんに説明を始めました。そうしたところ、やはり修善寺駅周辺の方々から相当の意見が出てくるようになりました。本来、計画の一番最初からそういう声がいっぱい上がっていただければよかったんですけれども、いろいろな変更を経た中で、「かたらしで！修善寺」とか、「“ドS”な修善寺」とかというようなことで、修善寺総研あたりのプレゼンも受けたりしているところです。

当初の計画のときには、やはり交通事業者が優先的な駅南広場の計画になっています。これを、より皆さんの意見を取り入れた計画にしたい。要は、歩行者を中心とした駅南広場にしたいという変更をかけたいということで、今回補正のお願いをしているわけです。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 全く消化不良で、今夜また酒がふえちゃう感じがしますがけれども、そうすると、建設部長のおっしゃった駅の線路撤去なんていうのは、別事業なんですね。

それから、私が情報公開でもらった施工計画書には、安全責任者というのが確かにおっしゃるとおり、西武建設しか載っていないんですね。ところが、伊豆市が発注したのは伊豆箱根鉄道でしょう。そうしたら、やはり施工計画書に伊豆箱根鉄道の安全管理体系をしっかりと載せさせるべきですよ。私は、だから質問しているんですからね。伊豆箱根鉄道の責任体系が全く抜けているということをもっと指摘しておきますね。

次に、市長、市民が苦しんでいるんですよ、訴訟では。この55万円近い伊豆市が負担する訴訟費用、これ全額はそっちじゃないと思うけれども、いずれにしろ、これ固定資産も市民ですね。それから牧之郷も市民ですね。これと同じか、またはそれ以上の金額を市民は訴訟で負担しているということをもっと、あなた全く理解していないんじゃないですか。まず、これだけ聞きましょう、3回目だからね。答えてください。あなた、市民は泣いているんだよと。早くあなたの考え一つで、幾らだって訴訟をやめることはできるわけだ。

それから、コミュニティFM、全くわからない。電波の使い方の考え方の差なんだろうと思うけれども、もう電波、ラジオ放送の時代じゃないよと。ただ、その範囲を狭めてきただけだ。おじいさん、おばあさんだって、携帯電話持っているんですよ、全員とは言えないだろうけれどもね。持っているという、そういうあれ全然考えていない。

2つだけお聞きしたい、ここでね。まず。後年度負担はどれぐらいを考えているのか、全く考えていないんだったら、後年度負担はありませんと。いいですよ。何ですか、宣伝料年間500万円考えていますとか、1,000万円考えていますとか、そのぐらいのことも何も考えていないんですか。

それと、電界調査は終わっているという話がありましたね。あなた、今、24年6月だから、ことしか——で終わっているんですね。それじゃ、当然その調査表は持っているわけですね。ぜひ委員会で結構ですから、どのぐらいのあれだと、そしてほとんど聴取範囲はカバーできるということですね。それじゃ、できないところはどこなのか、地区名を教えてください。

以上お願いします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。どっちが先ですか。

建設部長に答弁求めますか。

〔「求めますよ。だって伊豆箱根のだれが責任とるのか」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） うちの担当のものと伊豆箱根鉄道さん、その工程会議等には西武建設まで出て、工程会議等もやっているわけですが、伊豆箱根鉄道の担当者、担当部署というものはあるわけですが、明確に伊豆箱根鉄道からの安全責任者という名前では出ていませんので、ここについては改善させていただきたいというふうに考えています。  
以上です。

○議長（杉山羌央君） 次、市長。

○市長（菊地 豊君） ラジオについて申し上げます。

まず、後年度負担であり得るのがアンテナの増設ですね。実際に開局してみて、80%をなるべく100%に持っていきたいわけですから、そこまで民間事業者を求めるのは、恐らく事業的に厳しいと思いますので、あくまでそこは市が将来負担の可能性があるので申し上げます。

ランニングコストなんですが、これ、一つの基準として私が指標を持っておりますのは、さっきから申し上げております有線放送のときの900万円、そして行政の負担が300万円ありました。あのときには土肥町が入っておりませんでしたので、私は、旧町単位というわけではないけれども、土肥町が農協の有線放送に入ったと思って、各町単位で100万円ずつ400万円ぐらいであれば、行政が負担をしてもしかるべき市としてのあり方かな。ただ、これは補助金を出すわけではなくて、番組買いですから、ですから、当初は五、六百万円を想定されているようですが、なるべくその民間の番組買いがふえて、中が楽しくて、そして結果として公共放送枠が減っていけば、それはそれで望ましい方向かなと思っております。

ただ、実際にやってみて、先ほど申し上げましたような、例えば天城みのり祭、きょうは雨ですから延期します、中止しますというようなことを、一々そこスポット買いで、その実行委員会が買うのか、あるいは伊豆市という単位で地域の情報枠を買うのかという問題が出てまいりますので、やはり一定のどのような小さなまちづくりの活動であっても、ラジオで流せるような、市としての地域枠というものが必要なのではないかなと思っておりますので、市として番組枠を購入することはやはり適切なのではないかと。それが600万円なのか将来400万円なのか、それは実際の運営を見ながら、こちらで判断していけばいいのではないかと、こう考えております。

○議長（杉山羌央君） では、これで森良雄議員の質疑を終わります。

#### ◎議案第89号の質疑、委員会付託

○議長（杉山羌央君） 次に、日程第29、議案第89号 財産の取得について（防災行政ラジオ）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 森良雄です。

議案第89号 財産の取得について。

取得財産の仕様、性能について。同報無線は聞けるのか。外部アンテナとはどのようなものなのか、お伺いしたい。

○議長（杉山羌央君） ただいまの質疑に答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第89号 財産の取得についてということで、ただいまの森議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、仕様、性能なんですが、パンフレットをお配りして見ていただければ一番わかるんですが、重さ的には480グラムということで、ラジオですからそれほど重くはございません。通常の周波数ですが、AMそれからFM、これはすべて聞き取りができます。それから、防災ラジオでございますので、同報無線の周波数、これは1局、修善寺なら修善寺の周波数になります。そこだけ聞くという形になります。ちなみに修善寺の周波数が69.465メガヘルツということですから、そこだけを修善寺の方には聞いていただくと。中伊豆の方については68.55メガヘルツ、こういう放送枠の周波数だけをとらえて戸別受信機として聞く性能、こういうことで御理解をいただきたいと思えます。

それから、同報無線は聞けるのかと。当然戸別受信機の役割をするものですから、聞こえます。

もう一つ、外部アンテナ。外部アンテナといっても、これは室外、外につけるアンテナではなくて、通常ラジオが聞き取りにくいような場合に、室内に線を張ったりして使います。そういうアンテナを予定しております。ですから、ジャックがついていまして、そこから取り出しをしまして、2本両側に振り分けるようなタイプのアンテナということで御理解いただければいいと思えます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 仕様についてお聞きしたいんですけども、これは電源は乾電池も使える、家庭用電源も使えるという、一般のラジオと同じというふうに考えていいですね。それが1つ。

それと、なぜ同報無線を聞けるかというふうに聞いたんですけども、市長の今までの話ですと、何か市側の広報は聞くようにするには20億円新たに設備投資が必要だとか何とかお

っしゃっているんですけども、緊急放送はこれで聞こえるということですね。例えば今でも市から放送していますよね、緊急じゃないけれども、食中毒警報が発令されましたとかね。市は、このラジオを使えば、一般市民が聞こえるような放送ができるということですか、お伺いします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、電源のお話。これは、乾電池それからアダプター両方使えます。

もう一つ、同報無線で流す内容、これについては聞き取りができます。ただ、同報無線でしょっちゅう細かい情報まで流すというわけではございません。先ほど言われた食中毒警報だとか、あとは災害時の避難指示とか勧告、そういった情報、これについては戸別受信機という位置づけがありますので、聞き取りができます。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 森議員。

○12番（森 良雄君） 市長にお伺いしたいですけれども、このいわゆる戸別受信機と市長のおっしゃるデジタル化に20億円かかるとかとどういう関係があるのか、お伺いしたい。

○議長（杉山羌央君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今は、同報無線はアナログ放送ですね。そして、それが外で聞き取りにくい、あるいは家の中にいて聞き取りにくい、そのために家の中で同報無線を聞くために戸別受信機があるわけです。これは平成28年だけ、ある時期からその同報無線をデジタル化を求められているわけであって、それで今ある同報無線をデジタル化し、それに対応する戸別受信機をつくと18億円、現時点で18億円、将来20億円になるかわかりませんが、それだけの予算が必要だということです。

○議長（杉山羌央君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（杉山羌央君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

順序が若干逆になりましたけれども、ただいま質疑を受けました議案第89号について、これを所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第79号～議案第82号の委員会付託

○議長（杉山羌央君） それから、先ほど御審議いただきました議案第79号から議案第82号に

についても議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎議案第83号～議案第88号の質疑、委員会付託

○議長（杉山羌央君） 次に、日程第23、議案第83号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市災害対策本部条例の一部改正についてから日程第28、議案第88号 伊豆市下水道条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号から議案第88号までの6議案については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

ちょうどここで、今、57分ですので、昼の休憩としたいと思います。

再開を13時といたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（杉山羌央君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第9号及び発議第10号の質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 次に、日程第30、発議第9号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について及び日程第31、発議第10号 伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、発議第9号について、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

発議第9号に対し質疑をいたします。

まず、1つ目ですけれども、提案理由の中にある「平成23年度における財政力指数は、県内の市の中で2番目に弱くなっています」と提案理由は述べておりますけれども、この財政力指数は、当初、4町が一緒になった当時から51、47という数字であって、下田市と常に下から1番、2番であり、その他の市町村はすべて財政力指数は70%以上であり、100%を超えるところもあります。ですから、2番目に弱くなっていますじゃなくて、当初からそういう状況で今に至っているということですから、この文章のまず弱くなっていますというところの説明を求めます。

1つ目のもう一つですけれども、その文章中に「より効果的な議会の運営を図る必要がある」とありますけれども、そのより効果的な運営というところの具体的に説明を求めます。よくわかりません。

それで、大きい2つ目です。これは、他市町との普通会計当初予算を対比しているかということ。

3つ目です。他市町との面積対比をしたか、重要なところでございます。

この4つについてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山 晃央君） ただいまの質疑に答弁を願います。

杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

○7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

鈴木議員の質疑にお答えします。

初めの財政力指数が弱くなっていますという表現の仕方、これについての質疑だと思えますけれども、これは、過去に比べて弱くなっているという表現ではありませんで、数値的に、この数値となっていますという表現でありますので、それを御理解いただきたいと思えます。

次に、より効果的な——効果的ではありませんで、私の申したのは効率的な議会運営でございますけれども、そのことについて具体的な説明をとのことですけれども、効率的な運営、このことはどこの世界にも共通することでありまして、それを求めていくということは至極当然のことであると思えます。その上で、静岡県内で比較すると、人口数の割に議員数が最も多い。これは飛び抜けてと言ってもいいくらい多いと自分は認識しております。しかも18人にしても、まだ多いほうに位置する議員数を削減して、少ない人数で一人一人が資質を高めていく努力をしていくべきであると考えております。そのような意味での効率的な運営ということでもあります。

2番目の他市町との普通会計当初予算との対比ですけれども、対比は特にしておりません。

3番目の他市町との面積対比ですが、確かに県下で4番目に面積が広いということはありません。それに伴って移動距離の問題であるとか、いろいろ物理的な問題が出てまいりますけれども、財政が厳しい中では、それを補うためにも、それを乗り越えるためにも、一人一人の議員がより多く汗をかくという努力が必要であると考えております。

以上です。

○議長（杉山 晃央君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） これ、非常に大切なことなので細かく聞いていきますけれども、他市町との普通会計当初予算を対比していない中で、16名を出したということなんですけれども、それでこっちの、今、参考資料の出していただきました、杉山議員の出してもらっているのは、ただ、人口に対してだけなんですよね。

それで、この中で言いますと、例えば函南町は、面積は65.13キロ平米、65.13です。伊豆市は363.97、函南町の5倍もあるわけですね。それで人数だけは非常に減らせと言っても、土肥の港湾を構えています。はたまた伊東の大室山、小室山、向こうの近在まで行っています。天城山も控えています。この中で、面積を何ら感じないというのは、おかしいと思います。その近くの富士宮市ですと388.99キロ平米。伊豆市と20ぐらいしか変わらないんですけども、そこは22名おるわけです。それをみんなで見ているんです。なおかつ清水町にしたら8.84キロ平米、何と伊豆市の40分の1ぐらいです。そこでも今16名、長泉町は26.51キロ平米、これも15分の1ぐらいですか。そこと何ら関係なく人数だけ言っていけば、どんどん減っているんですから、それはそういう地域を見ないと、何らそういうところを人が少なくなったら、こっちにいる人が小峰の端まで見れますかという。逆に、海の人じゃなくても、逆に、峠で雪が降る、被害がある、九十何%の山林を控えている、行政でも言っておるじゃないですか。これを今ある160億円を削減していくには大変だ。確かにそうなんです。面積があるから予算はかかるし、それだけ160億円ある予算をみんなで議論する中で、人16は、決して私は極端に少ないと思います。

それと、あと、その下で当初予算を対比したかと、これもしていないと。函南町は、当初予算が平成23年度は115億円です。清水町は90億円、長泉町は135億円、隣の国の伊豆の国市は175億円です。伊豆の国市は、面積は94.71キロ平米しかありません。何と伊豆市の4分の1しかないんです。それを、ただ人数だけによってほかのところと、確かに私も18名を言っているときには書いてございます、多いと。ただ、私の考えでは、それだけでは判断がつかない。中伊豆の人が小峰の先まで飛んでいく。そういうことが16名だと起きてしまう。私は、その辺はいかがと思います。

いま一度聞きます。その面積のことを、今、私、話をし、また当初予算、他市町と比べて多いわけですね。それを議論して、少しでも行政の手伝いをするんです、これは、議論し合って。行革はそういうところにあるんです。その辺をどう考えますか。いま一度質疑します。

○議長（杉山 兎央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 鈴木議員が言われている面積が減ることは、確かにあります。面積が広いことが即議員数が必要かということに対して、私は先ほど申し上げましたように、議員がそれを補うべきだということで申し上げました。確かに行政にとっては、面積が広いということはさまざまなインフラであるとか、集落が分散しているであるとか、それらのことに関して物理的に必要になってまいります。そういった人員であるとか予算であるとか必要になってまいります。しかし、こういったますます予算も削減される中で、交付税も20億円減少していくということが考えられる中で、やはり議会みずからがスリム化して、言ってみれば議会改革、財政の費用を縮減して、そしてその分を補う努力を議員がしていく環境を整えるという意味で、決してこの16という数字がこれしかないというわけではありませぬので、鈴木議員も15でもよいということをおっしゃっておりますけれども、あくまでも今現状18人で議



会運営をしている。そんな中でさらに減らして、議会がしっかりと内容を充実させていくという意味で、提案させていただいております。

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 杉山議員は、私の言っていることに答えてくれていないところがあります。当初の清水町、函南町、長泉町等の予算、115億円、90億円、135億円、人数でいきますと大体6億円を、6億円から7億円を1人で見ています。今、伊豆市のこの状況だと、1人が10億円を審査していかなければなりません。それで、なおかつ広大な面積、これは8.とか10とか20とかいっぱいありますけれども、三百幾つというのは静岡市、浜松市、富士宮市と10キロしかなくて、4番目なんです、面積は。相当広いのを議会の16人で、ここ、今、大変な地震とかいろいろもろもろの大災害が来るといえるときに、ただ、やたらに議論なく16人、これ議論なくて16にしているわけですから、その辺、何で議論をしなくて16という数字を提案したのかというのを1つ聞きたいです。我々は、出しましたけれども、議論をしたかったです。なぜかと言ったら、先ほど言っているように、面積の議論もない。当初予算に対しての議論もない。ただ、人数だけの、少ないからスリム化しろというのは余りにも乱暴だと思います。

もう一つ言うておきます。この……

○議長（杉山羌央君） 鈴木議員、質疑ですから、討論ではありませんので、その辺を御注意願います。

○1番（鈴木初司君） じゃ、1つ聞きます。

こういう16という出し方は、今まで4町、旧4町でいきなり出した発議というのは、前例がないんです。初めてです。いきなり出した。その辺はどのように考えていますか。

○議長（杉山羌央君） 杉山議員。

○7番（杉山 誠君） いきなりということでもありますけれども、確かに今任期中でしっかりと議論を詰めて、そして後の木村議員の質疑にもありますけれども、市民の意見を集約して、それが手順を踏むということは、そういうやり方で来れば、確かによかったですと思いますけれども、現にこの議会任期中にそれがなされなかったというのが、この伊豆市議会の現状であります。それは私も、その議員の一人として責任は感じております。しかしながら、今後4年間このままでいってよいということは、それもまた認められないと思っております。ですから、やはりここで改革をして、4年先までのことに対応するべく議会のスリム化をして、議員の資質を高めていく環境を整えるということでもあります。

あと、予算の規模。これによって議員が6億円から7億円を1人、10億円を1人という式でありますけれども、予算の金額によって議員の数が何人で審査が行き届かないということはないと思います。問題は、それらの事業の項目でありますから、予算規模で審査に必要な議員が多く必要ということは考えてはおりません。

あと、面積です。再々鈴木議員言われていますけれども、確かに広い面積を有している伊

豆市ですので、行動すべき範囲は広がります。でも、それを補うべく、この削減であるという事で、私も、伊豆市の東の外れに住んでおりますけれども、何度か小峰まで足を運んで、市内の状況を把握するように努めております。ですから、今後、これから議員の定数が4名減っても、それらのことを補っていくことは十分できると思います。

以上です。

○議長（杉山兎央君） これで鈴木初司議員の質疑を終わります。

続いて、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村です。

議員発議第9号、いわゆる今の議員の定数20人を16人に減らしたいという、そういう提案に対して質疑を行います。6点。

1つ目、提案提出者御存じのように、1カ月足らずで議員の改選時期を迎えます。本当に目前です。こういう提案は、より多くの市民の意向を本当に尊重したと判断していますか。提案理由の中には、そういう声もあるという書き方ですよね。より多くの市民の意向を把握した上での提案なのか。どこでどのように市民の意向を把握したのか、具体的にお答え願えればなというふうに思っています。

2つ目です。長きにわたって本当に1年以上です。議会改革検討委員会をずっとやってきました、全議員で。それを終わるに当たっての到達点というのがあります。どこまでやりましたよと、どんなことをやって、この議会改革検討委員会はこういう課題が残っていますその課題に対してどうするのかというところに詳細にわたって、私が委員長として、ただ単に私の独断じゃなくて、皆さんの意向をちゃんと踏まえながら議会で報告して、そして全会一致でそれを認めたという経過がありますから、その議会改革検討委員会の到達点をどう提出者はとらえているのか、お尋ねします。

3つ目です。財政力指数、今ちょっと論議しましたけれども、財政力指数と市民サービスの関係をどうとらえているのか、よくわかりません。というのは、財政力指数が低いと、市民サービスが落ちちゃうとか、そのいわゆる伊豆市の財政が少ないから、少なくなるからどうしようか。議員も、じゃ、みずから身を切れ、こういう判断なのかなと思うもので、そのあたりどのように考えているのか、お尋ねします。

4つ目です。また、今、人口問題が出ましたけれども、人口問題のみですよ、提案しているのは。のみで、議員定数を判断しているというふうに私は推測しましたが、議会制民主主義という立場から見たときに、それをどのようにお考えなのか。本当に市民も判断する、我々議会も判断する、その議員定数を何を基準にして判断すればいいのか。提出者は、それから提出者に賛同している議員の方々は、人口問題のみに触れておりますが、議会制民主主義を発展させるという立場からお答え願いたい。

5点目です。合併当初を振り返ってみますと、定数が本当に減りました。56名から26名に

なって、20人になって、今回また16人に減らそうということですね。本当にさらに減らそうとしておりますけれども、議員定数を16人に減らすことによって、こういう表現です。提出者は、最小で最大の効果を上げられるとしましたが、その理由。減らすことによって、なぜ最小で最大の効果を上げられるとしているのか。ということは、今は、20人では最小で最大の効果を上げられないのかなというふうに私は思いましたので、お答え願いたい。

6点目です。これも議会改革検討委員会で大いに論議をして、会派をつくっていいんじゃないかと、議会の議員の能力を高めるために。会派をつくりましょうと言いました。そして、これも全会一致です。会派をやっぱり通常の常任委員会とは違って、会派としての動きをもっともっと活発にしましょうということで、その費用が5万5,000円ですね。まだ実行されていませんが、新たに設けましょうということで全会一致でなりました。当然市長にその会派費用は、多分どこかで求めていくと思うんですけども、そうしますと、先ほど出た財政がどんどん小ちゃくなっているよといったときに、議員みずからも減らしましょうといったときに、この会派の費用5万5,000円かける、今でいうと20人分ですよ。掛ければずっと数字出てくるんですが、それについてどのような見解なのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（杉山 晃央君） ただいまの質疑に答弁を願います。

杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

○7番（杉山 誠君） 木村議員の質疑にお答えします。

1番目の議員の改選時期を目前にした提案は、より多くの市民の意向を尊重したと判断しているかとのことでありますけれども、先ほど鈴木議員の質疑にも答えましたけれども、本来であれば、任期中の早い時期から全議員で議論をする中で、より多くの市民の意向を掌握していくべきであったとは考えますけれども、残念ながら、それが行われてこなかった、これが現実の伊豆市議会でございます。もちろん私もその一議員として、その責任の一端を感じております。

しかし、今、改革をしなくては、この先4年間、変えることはできませんし、先ほど述べましたように、客観的に見て議員数が多いことは事実です。現状維持を正当化する理由のほうはむしろ難しいと考えます。確かに市民の方の考えは多様であります。昔は、各地区の代表のような議員の出し方をしていた時代もありましたけれども、今は時代も変わり、財政的にも厳しい状況ですので、少ない人数で努力していくことが必要と考えております。アンケートとかで集計したわけではありませんけれども、定数削減を求める声は多くの議員が聞いていることでありますし、このことは、むしろ議員の側から市民に理解を求めていく必要があると思います。

2番目の議会改革検討委員会を終わるに当たっての到達点のとらえ方でありまして、私も受け入れました。しかし、それはあく

までもその時点での結論でありまして、改革することが必要であれば、躊躇する必要はないと考えております。

3番目の財政力指数と市民サービスの関係ですけれども、当市においては、地方交付税に依存する割合が高いわけでありますので、交付税額の動向が市民サービスに影響を与えることは避けられないと思います。というとらえ方をしております。

4番目に、人口問題のみで議員定数を判断しているのではとのことでありますけれども、住民の代表として選ばれる議員ですので、人口の問題は第一に考える必要があると思います。その上で、今まで以上に住民の声を酌み上げる取り組み、例えば議会報告会でありますとか、議会改革検討委員会で検討されてまいりましたような取り組みを進めて、市民の声を市政に生かす、そういったことから市民の利益につながっていくと考えております。

5番目の議員定数を16人にする理由でありますけれども、議員定数を割り出す計算式はありませんので、さきにも述べましたように、県下の他市との比較、そして人口規模の似ている近隣の3市町との比較から16といたしました。減らすことによって、最小で最大の効果ということですが、これはあくまでも表現でありまして、幾ら減らせば幾らの効果ということを経験したわけがありません。

最後に、会派費用を設けたことの問題でありますけれども、今まで述べてきましたように、議員の資質を高めるためには勉強を重ねていく必要があります。研修等の費用は増大しても、それは政策立案であるとか、そういった議員の資質を高めることによって市民にフィードバックできるものと考えておりますので、会派の費用の問題はしっかりと担保すべきと考えております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 木村です。

市民の声をどのように把握して提案したのかということについて、本来であるならば、そうすべきだが、でも、今、改革しなくてはならないということですね。そうしますと、議会改革検討委員会の到達点を本当に把握しているのかな、それは、その時点での結論だから、それ以降は違うんだというふうに私は判断しているんですが、そのように理解してよろしいですか。

それから、地方交付税の動向によって市民サービスがどうなるのか、だから心配だから、財政を切り詰めると。議員の定数減によって切り詰めれば、ちょっとは助かる、気持ちね。後で触れたいなと思ったんだけど、総予算の中に占める議員の割合というのは、ほんのわずかなんですが、それがもったいないということでしょう。

それから、人口問題のみが第一に考えることですがと、じゃ、それ以外には考えなかったのか。提案しているのは、人口割合だけなんですね。本来の住民の皆さんの声をきちっと受

けとめていくというところから見たときに、極端に今、鈴木初司議員の中で具体的に述べた、逆に小ちゃい面積のところと同じ人数の議員がいるのと、3倍、4倍の面積の中に同じ人数の議員がいるときに、提出者は同じような議員効果を上げられるというふうに判断しているのか、お尋ねします。

それから、最後の会派の5万5,000円の件についてですが、議員の資質を高めるために必要だと、確かに全議員で一致したのはこのところですね。もっともっと市民の皆さんに議会活動がわかって、議員としての資質を上げる必要があるということでこれは一致したんですが、そうすると片方では議員の数を減らして財政を浮かせという。そうしますと結論だけ聞きます。資質を高めることが必要なんだということは、減らさないと資質を高められないのかと、こうなっちゃう。16人でないと資質を高められないのか、20人では資質が高められないのかということになっちゃうんですね。その点についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（杉山 晃央君） 答弁願います。

杉山議員。

○7番（杉山 誠君） 最初の議会改革検討委員会を終わるに当たっての到達点、このとらえ方です。これを私はないがしろにしているというわけではございません。あくまでも検討委員会で討議されました内容は、今後の課題として取り組むべき課題と考えております。しかし、その中でも、議員定数のことに対しては、今できることでありますので、任期4年間先延ばしするよりも、今やっておいたほうがより効率的な議会運営ということで申し上げておりますけれども、改革できることはやるべきと考えております。

次の総予算の中で交付税額の動向、この中で議会費が占める割合というのは、たしかに数%でありますけれども、私は、その歳出削減の効果が大きいということで申し上げているわけではありませんけれども、歳出削減の効果は確かにあります。1人当たり、今、議会議員にかかる1人当たりの歳出が約600万円あります。これには共済費等もありますので、600万円あります。そういった関係から、確かに歳出の削減には効果をあらわしますけれども、それよりもやっぱり交付税が今後減少されていく中で、やはり市民サービスに影響を与えるわけですので、より議会をスリムにしていくという意味から提案をさせていただいています。

あと、住民の声を酌み上げる、この仕組み。私は住民の声を聞き届けるには、議員の数が多ければよいというものでもないと考えております。やはりそこは議員の質であると考えております。ですから、ここで議員が削減されれば、される中で資質を高めていく取り組みをしていくべきと訴えているものであります。

そうですね、最後の20人では資質を高めることはできないかとのことでありますけれども、それは20人でもできますけれども、この議員定数の削減とはまた別の問題であります。何度も申し上げますけれども、やっぱり人口規模その他から比較して、客観的に伊豆市の議員数が多いということは、もう周知の事実ですので、これを削減するというところで提案をさせていた

だいております。

○議長（杉山羌央君） 木村議員。

○20番（木村建一君） 最後に、本当に中心の中心をお尋ねします。現下の厳しい財政状況の中、やっぱり厳しいと見ているから、金ちょっとでも減らそうかということですね、提案者。市民の中からも議員定数の削減を求める声が高まっておりますと、だから削減だと。それも中からもですからね、全員調査したわけでない。自分が提出者も含めて、この一部の中の意見がそうだったということですが、なぜ議員は減らせという声が市民から上がったというふうに判断して提案しておりますか。そもそも論をお尋ねします。

○議長（杉山羌央君） 杉山誠議員。

○7番（杉山 誠君） 一つには、客観的な人口数の割合から議員数が多いのではないかと、それは市民の皆さんも承知していると思います。やはり財政厳しい中ですので、そういったことを議会も取り組んでほしいという声をたくさん受けてまいりましたので、そのようなことをございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

続いて、発議第10号について質疑を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 発議第10号、今度はわかりやすく言うと、20人を18人に減らしたいと。2名削減したいという提案について、4点にわたって質疑を行います。

1つ目です。旧町時代から議員定数を減らす理由の一つとして、必ず出てきたのが人数が多いと、少数精鋭だと言うんですね。20人の議員を選んだのは市民ですが、どこまで議員を減らせば少数精鋭と、すばらしい、人数が少なくてすばらしい能力を発揮する議員が出てくるのかということなんですが、どこまで減らせばこういう市民の負託にこたえられるとお思いなのか、お尋ねします。

2つ目です。提出者が提案理由でこのように言っております。唐突な、しかも急激な定数削減を行うこと、すなわち発議第9号の提出者に対してだと思っておりますが、4名減の16名の提案のことを言っておりますけれども、これは来期に先送りすることをやむを得ないがと、この意味がわからない。第1に、このことは先送りすることはやむを得ないが、2名減の18名は、新たに立候補する方にとってみれば、まあ、ここで私の判断ですが、少しは緩和されるから唐突だとは思わない。唐突だが、18人は正しいのだという見解なのかお尋ねします。

3つ目です。議員を減らすことが行財政改革だと言っておりますけれども、2人減らすことによって市財政の中で何%が減らせて、いわゆる改革できると判断しているのでしょうか。

4つ目です。杉山誠議員にもお尋ねしましたが、会派の費用を新たに設けましたが、これについてどのようにしようと考えているのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（杉山羌央君） ただいまの質疑に対して答弁を願います。

鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 鈴木でございます。

木村議員の質疑についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目です。少数精鋭、20人の議員を選んだのは市民、どこまで議員を減らせば少数精鋭として市民の負託にこたえられるのでしょうかということですが、私、提案理由の中で、伊豆市の議員1人あたりは1,680人、これを平均の2,240人にとすると、伊豆市の議員は15人いれば十分だというふうに提案書には書いてございますけれども、これは、あくまでも人数であって、これがどんどん減っていけば14になり、13にという問題ではなくて、先ほど私も杉山議員に申し上げましたように、面積、財政規模等をすべて調べていきました中で、大体面積で、住民でいいますと函南町、清水町、書いてあります長泉町が3万1,000人から4万人で、議員が今16名。面積は、先ほどから言っていますように、65、8.84、26.51で、はるかに狭い中でやっていると。それで、さらに面積的に申しますと、富士宮市あたりでいきますと22名いると、議員が。あと伊東市も124キロ平方ですが、22名おるわけで、面積等いろいろ鑑みたときに、18名がいいのでは、今の状況では18名が議員の少数精鋭で、面積的にも、より市民の負託にこたえられるだろうという私の見解でございます。

2つ目です。提出者が提案理由で、唐突なしかも急激な定数削減、すなわち4名減の16名のほうは、2名減の18名は新たにしてみれば、少しは緩和されると、唐突だが正しいということでしょうかということでございますけれども、これも、提案理由の中にうたってございますけれども、一月余りの時間しか残されていない中、ここで唐突な急激な定数削減、これは先ほどから言っていますけれども、人数しか考えない提案、これが判明したわけでございます。16名の杉山議員は。

私のほうは、面積、すなわち先ほどから言っていますけれども、予算規模、すべてを鑑みてやっているわけで、さらに1年も前から議論をして、18名がいいのか、17名がいいのか、16名がいいのか15名がいいのかということをやっておれば、今、1年も前から走ってこられている議員の予定者の方々も、そういう心構えできていたというところでございますが、4の削減は余りにも唐突で、私もあったと。その中で、私も議員改革の委員の中で、それは委員長であった木村議員もわかっておるとおりで、私も面積のことは当初から言っておりました。ですから、私は、そういうことを鑑みて18名をやむを得ないと、決して正しいと思いません、私も。今回も議論をしてしっかりやって、日の出るうちから16、17、18、19、何人がいいのかということ、禍根を残さない伊豆市議会であるということを私は望んでいましたけれども、いたし方ないということで18名ということでございます。

あと、3番目の議員を減らすことが行財政改革と、何%ということではなくて、これも提案

理由の中に書いてございます。議員定数を削減することは、今後、より一層の行財政と書いていますけれども、行革を進めるに当たり、みずからその範を示すことにもなり、市民の間にも民間、下職切られているという状況もあります。かなり厳しい指摘もありました。私は、それを鑑みれば、2人減らせば、みずから範を、襟を正す——襟を正すじゃなくて、みずから範を示すということになると思ひまして、そういうことで案を出しました。

4つ目です。会派の費用を設けるに当たることは、全会一致でこの費用はどうしますかということですが、これは前のルール通り粛々とやれば、進めればよいと思っています。

以上です。

○議長（杉山晃央君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 少数精鋭になるんですよ、提案理由の一つとして提出者は提案理由の第1点目に、少数精鋭で質の高い議会を目指すんだということは、18人に減らすことによってということなんです、表現からいくと。だから、どこまで減らせばそうなるのというようなことが明確にお答えなかったんですが、わかったらお答えください。

それから、言っていることはそうかなと、正しくないなと思うというような話もしていましたが、唐突な、4名だと唐突だが、2名はそうではないという認識なのか。そして、その18人にするその根拠が、16人の提出者と違って、人数でなくて予算規模とか面積等を考えて18人にしたんだよということですが、市民にとって見るならば、またきょうも傍聴されている方の中に、新たに代表になりたいなという方が何名か見受けられますが、その方々が見て、これは18人は16人に対して唐突ではないという判断なのか、お尋ねします。

それから、後で数字的なことを述べますけれども、何%改革できるかということ、そうじゃないということだったんですが、それは後で述べますが、討論の中で。

全体の構想としてこちらもそうなんです。行財政改革を進めなくちゃならないから議員を減らすんだという。そうすると、もう一方では、議員の質を高めるために、今までなかった会派の費用を1人当たり5万5,000円支給しようじゃないかという、ところが、片方は減らせ、片方ふやしましょうよという、財政論から見ると、どういうふうに市民が受け取るのかなというふうに私思いますので、お尋ねします。

○議長（杉山晃央君） 答弁願います。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 答えますけれども、1つずつ、少数精鋭、15名か18名か数字がということでしたけれども、私、先ほど説明したとおり、人数規模でいけば15名で十分だと思ひました。しかし、私は、そうではなく、先ほどから言っているように、面積、財政規模からいって、今、少数精鋭は18名というふうに思っております。

それと、2つ目に、4名を減らすのが唐突で2名は唐突ではないかということですが、これも、この時期に来て2名も私自身は唐突だと思ひますけれども、16名より、私の述べて



いるところは議会改革で述べていますけれども、18名があるべき姿だということで、あえてやむなく18名という形の中で発議をさせていただきました。16名は、絶対唐突だと思っていますけれども、18名も今出すべきではないという気持ちはありますけれども、やむを得ずということで解釈、理解をしていただきたいと思います。

それと、行政改革、改革ということで私あれなんですけれども、議員みずからその範を示す、全くこのままであったならば、何もしなければ、それが議員かという意見もやっぱり聞いたものですから、みずから議会人が減らす、人数を削減する、これが行政にとりましても、市民の皆様にとりましても、2名みずから範を示したということになるのではないかと考えます。

以上でいいですか。

じゃ、以上です。すみません。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

木村議員。

○20番（木村建一君） 最後だけお尋ねします。最後か。

両方ともそうなんですよ。今、発議第10号についてのみ質疑をやっていますから、振り返りませんけれども、いわゆる財政を何とかしよう。そのためには身を切ろうと、議員もね、という発想ですよ。だと思ふ。だから、そうわかります。そこはわかりました。言っていることはわかりました。そうすると、もう一つの会派を、今までなかった、ゼロだったんですよ。ゼロ円だったのを5万5,000円つけましょうよとなると、市民目線から見てどうなんですかということをお尋ねします。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

鈴木議員。

○1番（鈴木初司君） 会派は、私も会派はあるべきということで、議会改革の中では賛成した一人であります。なぜかという、会派は、切磋琢磨し、議員の質の向上、レベルを上げるということでもありますから、今、他市町の状況を見れば、あつてしかるべきということの結果でしたから、私は1人でも勉強し、いい議会、行政の監視役となれば最高にいいという考え方の中でもありますから、賛成でございます。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「通告制でやるんじゃないの」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 通告制ですので、ここで暫時休憩をとります。

討論のある方は、速やかに議長に提出をしてください。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時56分

○議長（杉山羌央君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

討論を行います。討論は発議ごと、通告順に反対、賛成の順に行います。

初めに、発議第9号について、反対討論を行います。

11番、大川孝議員。

〔11番 大川 孝君登壇〕

○11番（大川 孝君） 11番、大川です。

私は、発議9号につきまして反対の立場で討論させていただきます。

今回のこの定数問題、本来ですと9月議会以前のもう少し前からやはり検討してやるべき問題の一つだと思います。

それから、あわせて定数と同時に議員の報酬これもセットでやはり審議するということが大事だと思います。そして、何よりもこういうものを決める場合には、伊豆市の力、市政というものがどういうものかということをやはりバランスよく精査、研究していく必要があるかと思えます。当然出されております人口、あるいは面積、あるいは地形、あるいは産業、財政、施設、こういうものを検討する必要があると思えます。

そういう中で、人口と面積と言われれば、両方をより一層研究する必要もございしますが、やはり面積ですね、それだけ大きな面積、集落も約120近く地区が散在しているわけです。地区の代表の区長さん方も当然いらっしゃるわけです。市民の中には議員報酬が多いとか、あるいは逆に高くするとか、または定数ももっと削減すべきだと、あるいはもう少し報酬を減らせとか、千差万別ですね。冒頭申しましたようなそうした懸案につきまして、時間をかけて議員同士がやはりいろいろ歩いて、市民の声を聞きながら研究してまとめていく大きな問題であろうかと思えます。

そういうさなか、ここで18人と16人ということでございしますが、やはり十分なる私たち全員の議会での議論がいまいちやはり時間がかけられなかったということは、非常に残念ではございますが、やはりここで我々も改選期を迎えるわけですが、当然ここできょうどちらかにお決まりになりました場合も、さらにやはり新しい方々にこの問題については定数と報酬、

そういうものもよく検討していただくということが大事であるわけでございます。

そういう意味で、私はやはり唐突に急激に下げるような提案でなく、一応我々議員としまして、やはりこの時代に合ったこうした疲弊した経済の中で、身を削っていくということも大変大事であります。しかしながら、報酬のほうも半分ぐらいでやってみるかというようなこともいろいろに考え、研究していくことも大事ではないかと思えます。

そういう意味で、いろいろと伊豆市も本当に面積が先ほども申し上げられましたように、県下4番ということで、大きいところで皆さん方が大勢住んでいるわけですね。そうした中にはやはりいろいろ行政のほうでも、いろいろのインフラ整備とかいろいろと生活に欠かせない施設というものも確固として設置されているわけでございます。そういうものも議員も行政と両輪になっていろいろと動いて、そして、そういう地域の声をこうした本会議におきまして質疑、あるいは一般質問等で行政の考え方も照らしていくと、ただしていくと、あるいは聞いてみると、こういうことが非常に大事ではないかと思えます。

そういう意味で、いずれにしましても、私は今回のこの定数におきましては、18名が妥当の定数というふうに考え、16人に対しましては反対させていただきます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、賛成討論を行います。

2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

○2番（梅原泰嗣君） 2番、梅原です。

発議第9号について賛成の討論をします。

来る10月に予定されております議員選挙の直前に議員定数に関する条例を改正することは本望ではありません。本来であれば議会改革検討委員会で継続になっている議員定数についての審議を進める等手順を経て進めるべきと考えます。しかし、私の知る限り、市民の皆さんの感覚、感情は、経済状況の悪化、増税等により市政に関する経費の削減希望が強く、議員定数についてもできる限りの削減を望まれています。

また、伊豆市の財政面でも平成26年度から普通交付税が段階的に削減され、市民サービスにおける事業も見直さざるを得ない時期が迫っていると考えます。

したがって、議員みずから定数削減を提案し、市民の皆様の意思に応えるため、唐突とは思いますが、4年先ではなく、今できる発議第9号に賛成します。

○議長（杉山羌央君） 次に、反対討論を行います。

5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

○5番（松本 覺君） 5番、松本でございます。

端的に4点ばかり挙げて反対討論とさせていただきます。

第1番目、人口に対する議員の適正数という言葉がたくさん出てまいりましたが、適正数

とは何人のことであるかということが全く論じられていないし、示されていない。したがって、16という数字が適正であるかどうかということはわからない、提案にない、これが1つ。

2つ目、合併時のもくろみでは、26人、次に22人、20人というような計画が暗黙のうちになされていると私は先輩議員から聞いております。議事録にもおよそそのようなことが出ております。しかるに26人、次に今の20人、16人という数字がどこから出てきたのか、その合併時の共通理解が全く無視されているというのか、忘れ去られている、これはどうなっているのでしょうか。私はその前の時点は知りませんが、およそ議事録からそのことがうかがえます。したがって、それに沿っていない。

3つ目、どちらの方も選挙直前の改革は好ましくないという提案がなされております。提案の中にある。じゃなぜやるのかということになります。民意がそうだとはいえますけれども、市民の意思がそうだと言うけれども、どのような調査がどうなされて結果はどうだと、客観的に、客観的にと言っていますけれども、何も客観的でない。

私は、新聞報道がなされてから多くの人に聞かれました。これは無作為です。党派ではありません。何とかの団体ではありません。全くの市民です。なぜここで1カ月後に選挙が迫っている、もう立候補者の顔も大体決まっている、それは市民がみんな周知の事実である、それは1人、2人は違っているのかもしれませんが、そこでなぜ改革なんですか。しかも2割削減というのはどういうことだ、圧倒的にその声が多いです。私も全員に調査したわけではありませんけれども、私は無作為にそういう質問を受けているんです。

もっと言えば、市民は戸惑っている、驚いている、憤っている、これが現実です。それを2割削減を強行突破するんですか。市民の声はどこへいったんですか。これが一つの事由であります。

もう一つごめんなさい。面積、面積と言いますが、同じような大きな部屋の中に一つの市がぼんとあるのであれば面積広くたって狭くたっていいですよ。ところが4番目に広いというのは、広いだけではなくて、その地域地域の特性がある。私も小峰へ行ったことがありますなんて発言がありましたけれども、行ったことが何回かあるぐらいでわかりますか。米崎の堤防がどうなっているかわかりますか。そういうところを市民の声を聞き、現状を見る必要があるんですよ。それを2割削減というそんな理由に持ってこられては私は困っているんです。これはお互いさまです。ある程度の人数がいてその地域をよく把握している人が議会にその実情と声を持ってくるのが議員の役割だと私はそう思っております。

最後に、大川議員もすわ言っておりましたが、提案者には全くこの言葉ありませんでした。いかにも市民が税金の削減といいますか、支出の削減をうたっている。それはそうですよ、もっと有効に使ってもらいたいですから削減はしてもらいたい。ではなぜ議員の数を削減する前に報酬2割カットをなぜ考えなかったんですか。2割いきなり削減ですよ。そのデメリットは、今言ったとおりデメリットはある。議員みずからが自分の腹を痛めて提案するんだったら、まず先に歳費2割カットを主張すべきではないですか。それは全然触れないで、歳

出削減のために2割の議員を削減するという理由は、私にはよく理解できない。

以上のような理由でこの16人の案には反対をいたします。

○議長（杉山羌央君） 次に、賛成討論を行います。

15番、室野英子議員。

〔15番 室野英子君登壇〕

○15番（室野英子君） 発議第9号に賛成の立場で討論をいたします。

議員定数は、市民の大きな関心の的ですが。例えると私たち市議会議員が国会中継を見ていて、衆参両院の議員数は本当に必要なのか、また県議会議員の数も多過ぎるのではないかと感じているのと全く同じことを、伊豆市民は市議会議員の数について、大多数の市民は多過ぎると感じて、また私のところには、ぜひ思い切った削減をしてほしいという声が届いています。

市民の負託により選出されている私たち議員は、市民の声に真摯に向き合い、市民の声を聞くことが義務であると考えます。市民は黙って議員の行動を見つめています。私たちは市民に信頼される行動をとらなければ議会不信につながります。

現在、欠員2名で18名である現議会が、定数削減で18名になったとしても、市民から見たら何も改革されたとは思わないでしょう。

伊豆市は15名が適正規模というのは、今決まったことではない、法定の数字です。私は18名ではなく16名にすることに賛成いたします。

現在の伊豆市の財政状況は、特例期間終了が次第に迫っており、危機的なものであることを市民より、より身近にその現状を知る立場にあるのが私たちです。市の職員の皆さんが支出の削減に苦慮され、大変な努力をされているのを知りながら、既に選挙運動を始めている人たちの道を閉ざすことになるのではないかとすることを理由に挙げているのは、議員みずからの都合を挙げているにすぎません。議員が個人個人の立場を理由に挙げるということは、議員の保身を考えていると市民はとるのです。市民はみなします。市民の負託による代表者であると常日ごろから私たち議員は認識し、行動すべきであり、市民に信頼される行動をとらなければ議会の不信につながるおそれがあります。

伊豆市が潤沢であれば、市民の声を反映する議員の数がある程度必要であるのは市民も認めるどころです。しかし、現実を冷静に見まして、議員がみずからの身を切る改革は必要です。でもそのみずからの身を切る改革は困難なことであり、議員から以前にも削減の提案がありながら決定をみることができなかつたまま現在に至っているのが実情です。

伊豆市の職員数が2人減ったとしても、市の財政には大した影響がないということを使う人がいます。そうでしょうか。市の職員の方たちと私たち議員の時間給を比べたとき、私たちは四六時中市政を考えて行動しているかと問われたとき、反省しなければならないと思う人は、いると思います。

〔発言する人あり〕

○15番（室野英子君） それは個人の自由ですが、それは反省しなければならない人が多いと思います。

市の多くの団体が補助金を削られ、ボランティアに近い状態で住みやすいまちにするために、その市の潤滑としての役割を果たしてくださっている現状などを謙虚に考えた上で、私たち議員数をせめて16人にすることに賛成していただきたいと切に切に切望するものであります。以上です。

○議長（杉山羌央君） 次に、反対討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

ただいま議論されているのは、議員定数を16人にするか18人にするかです。この提案が全く唐突に出されていることは、もう皆さん御承知なはずです。

16人にするという提案者は、次の選挙では圧倒的に強い方だ。宗教会の支持を受けている方、産業界の支持を受けている方、そして、おやめになる方。ところが、18人だというと、私も出たいなと思っておりますけれども、18人がいいか16人がいいか、これは答えが出ないんです。数学で言えば解は不能だと。もし16人がいいんだ、18人がいいんだという答えを出すならば、今20人という定数は間違っているんですか。20人という定数はそのときに最善を尽くして出した答えなはずです。そして、それを市民の皆さんがまた認めたものであるはずです。

今一番問題になるのは、20人か18人であろうと、考えて新しく議員に出たいと考えていた人の芽を摘むことではないでしょうか。もし16人がいいんだったら私は選挙の後で、私は15人でも10人でもいいと思っているんです、そのときに最善を尽くせばいいんですから。選挙が終わったらすぐに定数改革の議論をしましょうよ。ね、誠さん、あなたはトップ当選ねらっているんでしょう。

〔「余計なことだ」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 余計なことではないですよ。市民は知っているんだ。確実におれは当選するから16人にしましょう、一方では18人でもおれは当選するかわからないよ。

〔「しっかりした理由を言ってください」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） でも……。

〔「討論ですから」と言う人あり〕

○12番（森 良雄君） 余分なこと言うな。討論の意味がわかっているか君は、黙っている。

○議長（杉山羌央君） 杉山議員、討論中です。

○12番（森 良雄君） これが議員の資質なんだよ。

私の前に定数15人が決まっているなんていう議員さんもいたわけだ。そんな議員定数なんて決まってないんです。我々が市民が18人にするか16人にするか決めるんです。私だって出

れば、森は18人に賛成したと、だめだということを市民の皆さんが決めればいいんです。私なんかもう既にあれですよ。森良雄は原発賛成だ、こんな風評を流されているんですね。いろいろな選挙での批判をなされている。我々は今18人にするのか、16人にするか市民に問えればいいではないですか。私はぜひそうしていただきたいと思います。それで18人がいいのか16人がいいのか、もし適正な理屈が立てられるんだったら、ぜひそれを議論して決めましょうよ。

今までの提案や質疑を見ていけば、何が正しいのかということとはわからないはずですよ。ぜひ皆さんと一緒に市民と一緒にどうやって議員定数をまとめていくか。これは1年や2年、4年かかるか8年かかるかわかりませんが、その時々で議論していけばいいものであって、今定数が20人から18人に削減されることが議論されている、16人かもしれませんね。ぜひこういう議論をこれからも続けていきたいと思っています。

私は、唐突に一気に4人も削減していいのかということに対して疑問を呈して、反対討論を終わります。

○議長（杉山兎央君） 次に、賛成討論を行います。

18番、飯田宣夫議員。

〔18番 飯田宣夫君登壇〕

○18番（飯田宣夫君） 18番、飯田宣夫でございます。

発議第9号について賛成討論を行います。

私は、地方議会のあり方は、本来地方自治法の基本的な考え方に沿ったおのおのの自治体の実情や住民の要望、時代背景が反映された独自の姿が望ましいと思います。議会の大きな役割には、地域民主主義の確立を図ることが大前提にあります。

こうしたことから、議会の改革は、議員の都合や思惑で決めるのではなく、議会改革を進展させる論理から推し進めることが肝要と思います。また、市民から選ばれる、市民の代表たる議員自身が、議会の改革を提案し、みずからの処遇について決することに何ら問題はないと思います。

御承知のように地方議員の定数は、地方自治法により人口比率から割り出され、その上限を超えない範囲内に定められております。実際に大方の基準は、人口の比率から割り出され、各自治体の諸事情を加味、評価して決められているのが現状であります。その比較の対象となる要因に、議員1人当たり人口数があります。

静岡県下23市、そのうち浜松市議員1人当たり人口数は約1万7,400人と一番多く、一番少ないのは我が伊豆市の約1,700人です。他の市と比べても人口の少ない下田市と伊豆市が抜けて低くなっております。お隣の伊豆の国市も現在約2,200人ですが、今議会に定数22名から5名減の17名の議案提案がされると伺っております。そうなりますと、議員1人当たりの人口数が約2,900人となり、その差はますます我が市とは広がるわけです。

伊豆市が定数16人に削減しても、議員1人当たりの人口数は約2,100人しかありません。

私は、伊豆市の地域性や広い面積など実情を考慮し、市民の声が行政に届くようにするためにも、それ相当な議員数は必要であると思いますが、他の自治体とかけ離れた議員数では、市民の支持を得ることはできないと思います。

さらに、大変残念なことではありますが、伊豆市の人口減少が今後も進むことも十分に予測の範囲に入れなければなりません。また、市民の声の中には、議員報酬も削減すべしと厳しい意見にも応えなくてはなりません。

いずれにしても、この機会に伊豆市議会がこの定数削減の課題を放置し、4年後に先送りなどしたならば、市民の声を反映しない議会として、市民の期待と信頼を失うことになることは明白であると思います。

さらに私は、伊豆市議会がやるべき改革は、まだまだいろいろあると思います。例えば若い人たちが議会に参加しやすくするために、夜間や休日に議会を開催するなど、伊豆市独自の議会運用が求められていると思います。

ここで議員各位の身を切る英断に期待するとともに、自立した地域民主主義を確立する伊豆市議会の構築に邁進しようではありませんか。そして、市民の負託を受けた我々議員一人一人が、本気で伊豆市を豊かで住みやすいまちにするための権威者になっていくことを心よりお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（杉山兎央君） 次に、反対討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 発議第9号 伊豆市議会議員の定数を16人にすることに對して、反対をいたします。

今、賛成討論の方々のお話を聞いていますと、市民の負託に応えるのが議員です。まさにそのとおり。それでは、そのような形でこの議員定数問題を議員の負託にこたえる形で我々議員がやってきたのかどうか。後で述べますけれども、傍聴者の皆さん及びインターネットを通じて聞かれている市民の皆さん、議員の皆さんすみません。皆さんの声がどのように今まで我々議会としてやってきたのか、後ほど反対討論の中で述べますけれども、これに反対する第一は、市民を主役とした市民の気持ちや感情など、すべてひっくるめて一人一人の市民の皆さんの人格を本当に尊重した提案なのかということでもあります。何事においても議会は市民にきちんと丁寧に伝える立場に立つ、議会で決定するときに、より多くの議員が市当局にこの4年間何を求めてきたのか振り返ってください。市当局が提案したことに対して、これは大事な問題だから市民に周知徹底していますか、するようにということはずうっと求めてきたではありませんか。

提出者は、代議制の根幹にかかわる重要な問題であるにもかかわらず、市民は4年先は待てないと、10月の議員の改選を目前にして、市民に十分に知らせる時間的余裕を与えずに20人から16人に減らしたいと提案をしてきました。



伊豆市議会議員の定数を16人にする提出者及びそれに賛成した4名の議員の方々は、4年間、いやそれ以上に10年以上にわたって議員活動をしてきた方もいますが、議員が市民になりかわってさまざまな声を議会に届けるという重大な責任を負っていること、また当局が提案することに対して、市民になりかわって賛否を表明する権利を与えられている。こんな重要な責任を持っていることを十分に承知しての提案でしょうか。

市民へのサービスのあり方、例えば国民健康保険税を幾らにするのか、各施設の利用料を幾らにするのか、すべてとはいませんが、ありとあらゆる大きなことが、我々議会に諮られてその決定権を持って行使しております。すべては我々議会が、議員がその決定権を持っている。市民が選んだ議員以外にその決定権は与えられておりません。市民にはその権限はないから、だから我々がその方々になりかわって行使しているではありませんか。

今回提案されている議員の数をどうするのかについても、市民には権限はないんです。決定権はない、我々にゆだねられている。ある意味では我々議員は、権力を持っていると言っても過言ではありません。だから、あなた方は一人一人の市民の気持ちを本当に大事にしたと言える提案をしたのかということでもあります。

市民の中には議員を減らせという方もいるでしょう。しかし、減らしたら私たちの願いを届けてくれる人が少なくなっていくのですかという意見もあります。定数削減の点はできるという議員の権利を行使するが、市民に知らせて考える時間的余裕という義務を果たさない、今回の提案は余りにも乱暴すぎることでありませんか。第1の反対の理由であります。

第2は、全議員が議会改革の検討委員会で確認したことを尊重しているという、あそこあそこだという提出者の意見でしたけれども、4年間議会がこの定数の問題について何もしなかったのであれば、4年先に議員の数を減らす、そういう案もあるかもしれません。

提出者は、議会改革の報告の中で、継続的に検討する必要があると報告されていますが、その後協議がなされないまま現在に至っていますと提案理由で述べておりましたが、これが事実でしょうか。私は議会改革検討委員会の委員長を務めさせていただきましたが、平成22年6月議会で、議会は何をしているのかよくわからないという言葉に象徴されるように、議会は市民にとってまだ遠い存在になっております。今回の取り組みは、議会みずからが議会の現状を見直して、もっと市民に身近な議会となるべく、議会に何が必要か、幅広く検討する初めての試みでありますと報告しました。そして、平成23年12月伊豆市議会定例会までの1年5カ月という長期にわたって、この議会改革検討委員会、どうすべきかということを取り組んできたことを皆さん十分承知なはずです。

私は、全議員参加による特別委員会の中で、委員長という職権のみずからの考えを皆さんに押しつけたことは一度もありません。みずからの解釈が間違っていたこともありますが、それについては謝り、訂正をいたしました。そして、意見が分かれる問題は、最終的には賛成多数ということで決めた課題もありましたが、一人一人の議員の主張を大事にして運営してきたつもりであります。

平成23年12月議会の最終報告で次のように報告し、全会一致で承認されました。今後とも永遠のテーマである議会改革、活性化のために、ここです。新たな特別委員会を設けて、市民が議会をどう見ているのか把握するためのアンケートの実施など、市民の声を聞きながら議会報告会等々、さまざまな課題を取り組んでいこうではないかということを確認して、議会改革検討委員会の最終報告としますと言ったことを皆さん覚えていますか。議会は何もしませんとは一言も述べていない、議会として一致した到達点は、新たな特別委員会を設けて、残された課題をやりましょうということでした。これは私が勝手に言ったことではない、全議員がこのことを確認して了承したことではありませんか。

最終報告以後、新たな特別委員会の設置を他の議員が拒否したというならば、あなた方は、いわゆる提出者及びそれに賛同する方々は、新たな特別委員会の提案もこの間何もしない、ここにはあなた方の物事の道理や筋道を本当にないがしろにした、民主主義のバロメーターの度合いを私は示しているというふうに思います。

残念ながら賛成者の中には、代表委員会のメンバーもいらっしゃいます。代表委員会は、任期を1年切った時点で、議会改革の課題の一つである議員報酬と議員定数を、なぜ次の特別委員会に委ねようとしたのか。代表委員会の中で論議をしたわけですから、その経過は十分に承知のはずです。どこまで話し合うのが代表委員の仕事なのかと何度も思い悩み、ともに励まし合ってきた1年5カ月間の苦労は一体何だったのかと思うと、本当に私は残念であります。

同時に、この最終報告の内容は、あなた方にとってはただ単に薄っぺらな字面だけしかないのかと、こういう受けとめ方しかしていないのかということでもあります。

財政力指数の問題も質疑しましたがけれども、これが少ないから議員の数は少なくしなければならないのか、そんなことはありません。財政力指数が低い自治体は、高い自治体よりも住民サービスが低いことを甘んじて受けなければならない、こんなことはない。税収の不均衡を是正する機能を果たしている地方交付税制度、必要な行政サービスを提供できる仕組みがこの国にはあることは、重々承知のことです。

提出者が言う市民の中からも議員定数の削減を求める声がある、なぜ出てくると思いますか。主権者である市民のために粉骨砕身努力して、市民の立場でその願いに応えるのが議員ではありませんか。身を切ると言って定数を減らせとっていますが、市民の声をくみ上げるという、本来の議員の役割を果たしていないと告白しているようなものですよ。いや、私はそうではない、その仲間ではないというならば、そんな議員がほかにこの中にいるということですか。

4年前、私たちを選択したのは市民であります。議員としての役割を果たさない議員を選んだ市民がそれでは悪いのかと、本当に変な理屈になります。

一般質問の一问一答方式を他の自治体に先駆けて取り入れて、当局の答えが議員にわかりやすいように、市民にわかりやすいようにしてきたこと、質疑項目を細かくしたことなど、

全議員で議会改革の一つ一つはあなた方にとって何だったのか、議会改革はまだ道半ばであります。議員は要らない、減らせと言われぬように頑張ろうとしないのか。

最後に、地方分権の時代に議員の役割、責任がますます重くなっているときに、旧来型の行政へのお任せ議会ではなくて、議会が住民の意見を集約して政策を提案する、決定するぐらいの議会が求められているときに、定数削減は時代に逆行するものであり、とりわけ市民に周知徹底する時間的余裕を与えない行為は、民主主義とは相入れぬもの、繰り返し述べて反対討論を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次の反対討論、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

発議第9号について、反対の立場で討論いたします。

今、議員定数を削減しなければならない。それでは伊豆市議会の議員定数は何人が適当で問題であるかという議論を我々はしてもこなかった。民主主義の中で議論をしないというやり方、多数決が通ればいいというやり方、先ほど賛成討論の中でありましたけれども、だから18人出したんだろうと。私は16人でも皆様の受かるか受からないかという立場には、立候補するつもりであります。ですから、そういう気持ちで18人を出してはしません。これは、杉山提出者も一緒だと思います。

私どもが考えることは、伊豆市民の負託にどれだけ応えることができるか、なおかつであります。議案が出たら議案質疑をする、委員会があれば委員会付託されたものに対して議論をする。こういうことが皆様の市民に対しての恩返しではないでしょうか。それをどれだけの皆さんがしてきたんですか。私は4年間やった中で、質問回数、委員会等の中の状況を見てきて、これでは私は先ほど言いましたけれども、15人でなくても10人でいいと思います。しかし、いろいろ議論の中で何人がいいかという議論をしないままに16人、18人を出した、私は非常にづらい気持ちです。民主主義であるからには議論をする、国会でもそうです。今4増4減いろいろやっていますけれども、議論をして出す。議論をしないままに唐突に出すことが議会制民主主義といえるでしょうか。私は違うと思います。

では、先ほど伊豆の国市が22人を17人だとする意見がございましたけれども、伊豆の国市の議員に聞きましたら、もう1年も1年半前から議論をしている、いろいろなところの状況を見ている。私が勤めている清水町の議会でももう1年議論をしています。何もしない、何も議論しなくてここで正否どちらがいいかということは、私は旧4町時代から初めてなされる非常に残念な結果であると捉えます。

しかし、私も述べたように、一月余りの時間しか残されていない中、意欲のある立候補者が9名、10名と耳にしているし、看板も出ているではありませんか。その時期に唐突に4名少なくし、先ほどの話ですと、他市町との普通会計も考慮しない。他市町と面積対象したか、これもしていない。先ほど松本議員からありましたけれども、我々は4地区、4町からなさ

れた一つの市であります。海を抱えているまちもあれば、狩野川から支流、いろいろな危険地帯を背負っています。そういう議論がなされないままに2割削減を唐突にやるということは納得がいきません。

私も18人を出しましたけれども、これでも私自体は本意ではありません。この16人の4、2割削減には、そのような理由から反対いたします。

○議長（杉山羌央君） これで発議第9号についての討論を終わります。

次に、発議第10号の討論ですけれども、ここで時間が相当過ぎておりますので、15分程度休憩をいたします。

再開を3時といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時58分

○議長（杉山羌央君） 1分前ですけれども、会議を再開いたします。

先ほどに続きまして、討論を行います。

次は、発議第10号についての討論を再開いたします。

最初に、反対討論から行います。反対討論、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

発議第10号、今回は定数を20人から18人に減らしたいという提案ですが、やはり私はこちらにも主権者というか、本当に主役は市民なんです。その市民の声も聞かないで18人とするということについては、同じことです、16人も。このように言っていますね。唐突なしかも急激な定数削減は、立候補の道を閉ざすことになる。立候補の道というのは、市民の声をどういうふうにしてその決定権を持つ議会にいわゆる議員を出していくのかと、その道が閉ざされるということなんです。最終的な定数削減の検討は、来期にすることを言っているんですけれども、もう既に来期ではなくて、今20人から18人にしようとしている。市民とかまたは立候補予定者からするならば、18人でも私は唐突だと、何ら変わらないと、ただ数が急激かどうかというぐらいな差でしかないと思います。

最終的な削減はするかどうかは、それは次の議会にやはり私は委ねるべきだというふうに思います。

それから、いろいろ質疑しましたが、2つ目に少数精鋭というのは、人数は少ないが、すぐれたものだけをそろえるということなんです。新鮮に受け取りがちなんです。こういふと。でも議員の人数を減らす理由にすぐこれは出てくる言葉。もう私は長く議員をやらせていただいています、町時代も議員削減、そのときにもこの言葉が出ました。今は皆さんご存じのように20人、それでもまだ少数精鋭ではないんだと。人数は少なくしてすぐれたも

のを出さなくてはならないんだと、我々今残念ながら2名欠員しているんですけども、この中で少数精鋭の方がいらっしゃらないとだれが判断するのか、そうでないと私は思います。

議会との企業と私は違うと思うんですね。企業はその経営方針に沿って人材を採用します。ですから、その企業、社長にとってみるならば、すぐれたものを選び抜くということなんです。議員は何を基準にするのか。市民の皆さんがもう少ししたら始まりますが、それぞれの議員の方々が訴えられていることを中心にしながら、私はだれを選ぶかと決定するんです。それにああでもない、こうでもないということはないというふうに私は思います。

地域代表ではだめだという提案もありましたが、私はあるときにはそこで地域を一番よく知っている、住んでいる議員がその地域の方々の意見を反映する、議員活動も私はあると思います。議員が減れば大所高所になるという、それでは現在の議員の中でこういう立場に立っていない人がいるんですかということになります。

どうしても市民の皆さんは、財政が厳しいから議員を減らせという声が出ていることは事実であります。平成23年度の歳出総額を見ますと約150億円です。議員報酬1億4,170万円、議会運営費が820万円、約2億円です。そうすると、1人当たり750万円ということなんです。定数削減18人にすると、これは約1,500万円、どのくらいの率か。歳出に占める割合は本当に0.1%、残りの約148億円をどういうふうにチェックしていくのかと。本当に市民のために有効に使われているのかどうかということを検索し、提案し、批判し、賛成するのが私は議員の仕事だと思います。

議会は市民の代表者の集まりです。だから多数意見も少数意見も民意を鏡のように反映する必要があります。私は唐突に出された議員削減は両方とも、18人も16人も民意を反映していない内容だと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、賛成討論を行います。

11番、大川孝議員。

〔11番 大川 孝君登壇〕

○11番（大川 孝君） 11番、大川孝です。

発議10号、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほども申し述べましたが、今回のこの定数問題、16名という提案者からは、いわゆる人口を中心としたことでの定数というふうに出されております。しかしながら、やはりこの定数は、私自身は議員報酬とセットで考えた中で、期間を設けて十分に審議、調査をしてやはりまとめていくということが大事ではないかと思います。そういうことが今回はできなかったわけございまして、それでもやはり議員みずから身を削ることも必要ということで、私は18人に賛成をさせていただきます。

議会民主主義、もちろん全員の議員、全員協議会を開いて、やはりいろいろと議論を闘わせた中でこの大きな問題を市民の皆さんに提起していかなければならないということでござ

います。

市民の皆さんも賛否両論の議論が考え方はあるわけでございます。しかし、負託を受けております議員がやはりそこに決定権を委ねられているわけでございますので、伊豆市の将来の活性化に損なう様な定数であってはならないと思います。

そういう意味で、私は18名という所信に皆さん方の御賛同をいただきましての賛成討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（杉山羌央君） もう一方、賛成討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議員定数を18人にする案に賛成させていただきます。

既に議論はし尽くされた、要は16人にするか18人にするかですね。飛行機で飛んで行って16人にしちゃおうと。片方はいや、もっと議論して18人にしよう。急ぐかゆっくり議論するか。これは既に議論されておりますけれども、議会制民主主義をどうするか、慎重審議するのか、それとも議論しないまま結論だけ急ぐのか、現在の伊豆市の行政と全く酷似しています。

議会というところは議論するところなんです。議論しましょうよ。これ我々は今定数20人という社会にいるんです。これを否定しますか。いや、減らしたほうがいいだろうというのが全員同じのように感じます。少しずつ減らしていきましょうよ。市民の意見を聞いて減らしましょうよ。市民の審判が間もなくあるんです。16人がいいのか、18人がいいのか、20人がいいというお方もいらっしゃいますけれども、私は市民の審判を待つべきだと思います。18人に賛成させていただきます。

○議長（杉山羌央君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより発議第9号及び10号について、分割採決いたします。

まず、発議第9号について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立半数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者半数であります。

したがって、会議規則第71条第2項の規定によって、本案については、無記名投票で採決いたします。

議場の出入りを閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉山羌央君） ただいまの当議場における出席議員は16名であります。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人、20番、木村建一議員及び1番、鈴木初司議員を指名します。

投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉山羌央君） 再度申し上げます。

本案については、無記名投票で採決いたします。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。

なお、あらかじめ白票は反対として取り扱うことを宣言いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（杉山羌央君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、議席番号順1番、鈴木初司議員から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（杉山羌央君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票いたします。

20番、木村建一議員及び1番、鈴木初司議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（杉山羌央君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票数 16票

有効投票数のうち、賛成 8票

反対 8票

ただいまの表決は可否同数であります。

地方自治法第116条の規定により議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は可決と裁決いたします。

よって、次の一般選挙から伊豆市議会の議員の定数は16名とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎散会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

次の本会議は9月25日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時19分



平成24年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第5号 9月25日）

## 平成24年第3回（9月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第5号）

平成24年9月25日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第62号 平成23年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第63号 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第64号 平成23年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第65号 平成23年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第66号 平成23年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第67号 平成23年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第68号 平成23年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第69号 平成23年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 平成23年度伊豆市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第71号 平成23年度伊豆市温泉事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議案第72号 平成23年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第73号 平成23年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第74号 平成23年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第75号 平成23年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- いて
- 日程第17 議案第76号 平成23年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第77号 平成23年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第78号 平成23年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）
- 日程第21 議案第80号 平成24年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第22 議案第81号 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第23 議案第82号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第24 議案第83号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第25 議案第84号 伊豆市廃棄物処理及び清掃等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第85号 伊豆市総合会館条例の一部改正について
- 日程第27 議案第86号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
- 日程第28 議案第87号 伊豆市水道事業の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第88号 伊豆市下水道条例の一部改正について
- 日程第30 議案第89号 財産の取得について（防災行政ラジオ）

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第90号 工事請負契約の締結について（清掃センター大規模改修工事）

追加日程第2 発議第11号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について

追加日程第3 発議第12号 伊豆市議会会議規則の一部改正について

#### 出席議員（18名）

1番	鈴木初司君	2番	梅原泰嗣君
3番	稲葉紀男君	4番	森島吉文君
5番	松本覺君	7番	杉山誠君
8番	内田勝行君	9番	関邦夫君
10番	杉山羌央君	11番	大川孝君

12番 森 良雄君

14番 塩谷尚司君

16番 飯田正志君

18番 飯田宣夫君

13番 古見梅子君

15番 室野英子君

17番 鍵山堅一君

20番 木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地豊君

教育長 勝呂信正君

市民環境部長 河野英世君

観光経済部長 杉山健太郎君

教育委員会  
事務局 長 大川 覚君

副市長 大石勝彦君

総務部長 鈴木伸二君

健康福祉部長 大城栄一君

建設部長 佐藤喜好君

会計管理者 鈴木守正君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 森 修司

主 幹 稲村 栄一

次 長 飯田勝久

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山羌央君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は18名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、平成24年第3回伊豆市議会定例会（5日目）の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（杉山羌央君） 日程第1、諸般の報告を行います。

それでは、田方地区消防組合議会第2回定例会について議会報告の申し出がありましたので、これを許します。

1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 皆さん、おはようございます。1番、鈴木初司でございます。

田方地区消防組合議会の報告をさせていただきます。

平成24年8月28日、平成24年田方地区消防組合議会第2回定例会が開かれ、報告第1号静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認についてから、議案第7号 田方地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号平成23年度田方地区消防組合歳入歳出決算の認定についてまで、質疑の後、討論はなく、原案どおり可決いたしました。

主なものといたしましては、議案第8号 歳入歳出決算の認定については、決算額は、歳入総額17億1,199万7,000円、歳出総額16億7,293万2,000円で、歳入歳出差引額3,906万5,000円となり、前年度に比べ、歳入で1億3,923万3,000円、8.1%、歳出で1億2,860万4,000円、8.33%増となりました。

歳入のうち、分担金、通常経費、市町分担金の内訳であります。伊豆市は5億550万8,000円、伊豆の国市5億5,072万4,000円、函南町3億7,140万5,000円で、庁舎建設費市分担金は、伊豆市3,945万9,000円、伊豆の国市3,593万8,000円、函南町2,415万4,000円です。

歳出の主なものは、人件費12億8,983万9,000円で、全体の77.1%、次に物件費1億4,811万1,000円で、8.85%、普通建設事業費1億318万4,000円、6.17%であり、投資的経費として、救助工作費に9,933万円の支出となっています。また、公債費については、南庁舎建設事業の元金償還の開始により、前年度増となっています。さらに、車両整備計画による消防車両の更新が継続することから、今後は公債費が増となると予想されるということです。

以上が議案の主な内容であります。

これをもって、消防組合議会報告を終わります。

以上です。

○議長（杉山羌央君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第2、議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定（総務教育委員会所管科目）について、審査の経過と結果を御報告いたします。

詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧できますので、ごらんください。

では、初めに教育委員会の関係ですが、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。教育委員会に関する質疑はありませんでした。

続きまして、総務部の関係ですが、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、決算書57ページ、総務費、行政改革事業について、行政改革推進委員は行政職員ばかりだと思いが何人いるのか。また、何回くらい協議をしているのかとの質疑に対して、委員は、市民の方9人をお願いしております。会議では、前年度の行政改革の実施報告や行政改革計画の進捗状況などを報告しており、23年度は3回開催いたしました。なお、委員には、市民による事業評価会の評価者もお願いをしておりますとの説明がありました。

以上、審査経過の後、討論はなく、採決の前に1名の退席者がありましたが、定足数に達しておりましたので、退席者以外の委員で採決を行った結果、付託されました議案第61号、総務教育委員会所管科目につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 13番、古見です。

ただいま議長から報告を求められました議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算（福祉環境委員会所管科目）の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、市民環境部税務課の関係では、決算概要報告書32ページ、個人市民税の収入済額が前年度対比で98.7%と若干減っている。法人税はこんな景気状況で2.2%上がっているが、

どのように分析されているかとの質疑に対し、個人住民税の減少は、納税者数が前年度と比べ120人、率で0.6%減少しています。内訳では、所得割の納税者数が250名の減、その分、均等割が130名の増となっています。伊豆市全体の前年対比の総所得金額で9億1,500万円マイナスで、納税者の減少と所得の減少が大きな要因となります。法人税では、均等割で前年度より942万円ほど減少しています。これは納税義務者数で20法人減っています。また、総務省の通知により、一部の病院への均等割が見直されたことなどが理由となります。法人税割では、前年度比で1,499万8,000円、約1,500万円の増となっています。これは2つの事業所の業績が大変よく、納税額が増加したもので、差し引き1,500万円ほどの伸びとなりましたとの答弁がありました。

また、滞納額については、前年度対比で約30%の伸びがありますが、その取り組みと成果について説明を求めたのに対し、平成22年度に静岡県から職員が派遣され、滞納整理の手法について大まかな道筋をつけていただきました。それと静岡地方税滞納整理機構から職員が戻ってきたため、22年度に法的な手段で訴えることが少なかった分を23年度に実施したため、その分の効果が出たものですとの答弁がありました。

滞納者への分納による納税について、23年度の状況はどうなっているかという質疑に対し、1割から2割ほどふえてきています。市民税以外の科目も含みますが、件数として500件から550件になりますとの答弁がありました。

静岡地方税滞納整理機構も厳しく差し押さえやネット公売などしているようだが、伊豆市では、どのように進めているのかとの質疑に対し、既に昨年度もネットオークションに出したものもあります。差し押さえでは、預金、生命保険などを対象として実施しています。また、温泉の権利も公売していますとの答弁がありました。

環境衛生課の関係では、決算書143ページのし尿処理施設建設事業の現況について説明を求めたのに対し、5月に補正予算を承認いただき事業者の公募をしたところ、4社から提案書類が提出されました。それらの審査会を開催する予定です。また、候補地に隣接する加殿区にはタウンミーティングを開催し、新し尿施設への説明不足について御意見をいただき、今後、総合評価での業者が決まった段階で、御理解を得られるよう説明会やし尿施設の視察などの機会を持つことで御返事をいただきましたとの答弁がありました。

決算概要報告書78ページ、可燃ごみの前年対比で90トン減少しているが、どのように分析するかとの質疑に対し、人口の減少もありますが、観光の流入人口が減っているのが大きな原因と思われます。ただし、約90トンの減少では、1日平均25トンくらいの処理量で考えると3日から4日分程度の差となり、大きな変動とは思われませんとの答弁がありました。

また、資源ごみの収集について、プラスチック類の収集は月2回ですが、回数をふやす検討はされているかとの質疑に対し、清掃センターには苦情をいただいていませんが、現在の収集を休みにしている水曜日や月末第5週の収集の休みを活用できないか検討していこうと考えていますとの答弁がありました。

長寿介護課の関係では、決算説明附属資料32ページの在宅福祉事業の緊急通報システム整備事業の件数が下がっているようだがとの質疑に対し、22年度が57件、23年度が46件と減っています。ケアマネージャからの説明では、老人でもワンタッチで相手先かけられる携帯電話の普及により、緊急通報システムの利用を取りやめる方がいるとの答弁でした。

こども課の関係では、決算説明附属資料44ページのこども園費のさくらこども園管理運営事業費で、さくら保育園がこども園になって、入園児が保育・幼稚合わせて95名とあるが、原保保育園は定員60名に対し21名とある。さくらこども園に入園児が集中しているようだが、現状はいかがかとの質疑に対し、現在、原保保育園は、保育数12名です。予測では、さらに下がると思われます。今まで中伊豆地区には幼稚園がなかったため、授業料5,000円と給食費だけのさくらこども園の幼稚園への入園が多くなりました。また、原保地区から1歳から2歳までさくらこども園の保育園に入っている園児は、3歳になったからといって原保保育園に戻ることはなく、小学校も統合され、通いなれて友達も一緒にさくらこども園にそのまま通う傾向がありますとの答弁でした。

決算附属資料45ページの子供広場管理事業について、こども広場の管理と利用の状況はとの質疑に対し、牧之郷の公園は、野球、サッカーなどふだん使われています。小立野も多少の遊具があり子供が遊べるようになっています。その他のこども広場は、5年前に古くて危険な遊具は廃棄していますので、これから考えていかなければなりませんとの答弁でした。

健康増進課の関係では、決算説明附属資料48ページの市内公的病院等補助金について、経営状態の改善が見られるのか。今後の市としての支援する考え方はとの質疑に対し、伊豆赤十字病院については、経営状態はよくなっていません。ただ、救護病院として指定され、日本赤十字の被災地支部として医師、看護師及び事務職員の派遣計画において、医師10名、看護師50名、事務職員4名の派遣がその計画に盛り込まれ、伊豆赤十字病院は継続していただかなければならないという考えです。補助金については、特別交付金の措置があり、それを財源に補助しておりますが、国の基準をそのまま補助するのではなく、診療と経営への責任をとっていただくよう理由づけした補助制度として実施しています。ただ、交付税措置が打ち切られた場合は、市単独の補助は大変厳しい状況と思われますとの答弁でした。

決算説明附属資料49ページの歯科保健事業におけるフッ素塗布等の継続で小中学校の齲歯率とその効果について質疑したのに対し、小学校6年生で、年々2%前後の減少、23年度の正式な数はありませんが、22年度20.8%で県平均32.2%より低い率です。中学校3年生も減少傾向にあり、22年度20.8%で県平均51.4%より低い値になり、フッ素塗布による効果はあると感じていますとの答弁がありました。

以上審査した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数で議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定の福祉環境委員会所管科目については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で福祉環境委員長報告を終わります。



○議長（杉山羌央君） 次に、経済建設委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○経済建設委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定に係る経済建設委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、建設部所管科目につきましては、当局による補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、まず決算書191ページの市道維持補修事業について、最近、道路の傷みが目立つが、23年度の補修予算の中で、すべての箇所が賄われているか。また、補修に必要な箇所が積み積もってふえていく可能性があるが、計画的に進めなければ補修が追いつかないおそれがあるがとの質疑に対し、23年度は維持補修と舗装改良で90件実施しました。各地区からの要望は150件を超えており、現場を確認の上、悪いところから実施しております。なお、市職員が補修材料を購入し、施工している現状もあります。また、バス路線や大型車両の交通量などを勘案し補修をしており、予算の厳しい中で、必要性を財政当局に訴えていくつもりですとの答弁がありました。

次に、決算書の201ページ、修善寺駅周辺整備事業の中で、防災対策として鹿島田公園の改修、駅北広場に100トンの耐震性貯水槽を設置したとあるが、説明をしてもらいたいとの質疑に対し、従来から駅北の西側に設置されていた貯水槽が老朽化により漏れていたことで、新たに駅周辺整備により、駅北の駐車場が整備される部分の地下に、耐震性貯水槽を設置しましたとの答弁がありました。

次に、決算書203ページ、市営住宅の管理事業に関し、団地によっては相当な草が茂り、近所からクレームが来ている。住民の自主管理も必要であるが、住民の負担の範囲を超えている状況の中で、市の施設をもう少し行政で管理していくべきではないかとの質疑に対し、市営住宅の管理は入居のときをお願いしているが、高齢化等により作業が滞り、草が多いところも見受けられる。委託費も減少しており、職員でできるところは修繕を含めて対応しているとの答弁がありました。

次に、観光経済部所管科目については、当局による補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑の主なものとして、初めに、決算書163ページ、食肉加工センターの管理費は1,600万円だが、23年度の有害鳥獣の被害額はどの程度あったかとの質疑に対し、シカにつきましては約8,100万円、イノシシは約4,000万円、前年度比では、シカについては約1,200万円の減、イノシシは約300万円の増となっていますとの答弁がありました。

次に、決算書161ページ、有害鳥獣等被害防止対策補助金の実績はとの質疑に対し、市で実施している捕獲では、シカとイノシシを合わせて864頭、県の管理捕獲と一般狩猟の頭数は、県からデータが届いていませんが、見込み数として、県管理捕獲は約820頭、一般狩猟は約1,200頭、全体として、シカ2,358頭、イノシシ526頭、合計2,884頭という捕獲実績になりますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、反対討論1名、賛成討論1名があり、採決の結果、付託されました議案第61号につきましては、挙手多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時55分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

この決算は、歳入総額162億469万円、歳出総額150億4,351万円です。

私は、特に入札、随意契約について検討させていただきました。

伊豆市の入札における落札率は、非常に高いのです。伊豆市役所本庁宿直警備業務委託、契約金額912万円、落札率は99.87%。本庁・生きプラ清掃業務委託1,365万円、落札率は99.73%です。以下、99.71、99.51、99.79、99.57、99.27、99.28、99.12、99.25、99%以上が続きます。平成23年度の落札率は、ほとんどが95%以上です。今申したように、最高額は99.87%です。

伊豆市の入札における金額は、設計価格は、イコール予定価格です。今申したように、契約金額はほぼイコールに近いものがほとんどです。

23年度の随意契約の最高額は億単位です。修善寺駅改修工事は、伊豆箱根鉄道へ随意契約で発注されております。金額は9億3,746万円です。伊豆箱根鉄道は、西部建設へ丸投げと言っても過言ではないでしょう。

菊地市長は御存じないでしょうけれども、旧修善寺町では、予定価格は設計価格の95%なんです。菊地市長になってから、入札の乱れが大きいと指摘せざるを得ません。

随意契約は、伊豆市契約事務規則にのっとって実施されていません。議員の皆さん、伊豆市契約事務規則は、皆さん方が決めた規則なんです。規則無視も甚だしい。裁判でも、規則違反は指摘されています。菊地市長は御存じないかもしれませんが、総務部長、私の言っていることは間違っているのでしょうか。高い落札率は、市民を侮る行為です。伊豆市の恥ずべき行為と言わざるを得ません。

訴訟費用についても一言申し述べたい。金額は少ないかもしれませんが、この中の1件は、市民は泣いているんです。ちょうど菊地市長が就任した当時起こった事故なんです。市長は、これは県がやった行為だとおっしゃっておりますが、この行為にタッチしているのは、伊豆市の職員ではありませんか。訴訟好きの菊地市長です。この場所がどこであるかは、ここにいらっしゃる議員の皆さん、御承知のはずです。修善寺地区や中伊豆地区の議員の皆さんは、現地を見ているはずですよ。どうしてこういうことが起こってしまったのか。何ら対応されておりません。泣いているのは被害者だけです。市民の気持ちを無視した訴訟と言わざるを得ません。私は、できるだけ早急に菊地市長の愛のある政治を見せていただきたい。

私たちのまちはお金がないわけではありません。落札率一つを見ても、大きな無駄遣いがあると申す言わざるを得ません。このような決算を認めることはできません。

反対討論を終わります。

○議長（杉山 兎央君） 次に、賛成討論を行います。

7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

○7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成23年度は、東日本大震災の影響で、景気、経済が大きな打撃を受けた年でしたが、行政運営に当たっては、極力無駄を省き、種々の事業において一定の効果を上げてきたと思います。

具体的な賛成理由を幾つか挙げます。

当市にとって最大の課題である人口減少に歯どめをかける方策の一つとして、市内に定住する40歳以下で一定の条件を満たした世帯に対する住宅取得補助金では、市内10件、市外14件の利用があり、市外への流出を防ぐとともに、市外からの移住者がふえたことで一定の効果が認められます。

さらに、共働き世帯が増加している近年、子育てと仕事の両立を図る上で、子供が急に体調を崩したときでも仕事を休めない場合もあることから、要望の強かった病児・病後児保育事業も保護者から大変に喜ばれています。

また、観光の不振が続く中で、ウェルネス産業育成事業を積極的に展開し、健康づくりの郷事業などの伊豆市の資源を生かした体験プログラムでは、参加者の増加が見られ、またイズシカ井等によるヘルシー食ブランドづくりも、多くのメディアに取り上げられるなど、今後の発展が期待されます。

また、近年大きな問題になっている野生獣による被害防止策では、1,869万8,000円の事業費で、シカ、イノシシの捕獲報奨、防護柵、電気柵設置助成、緊急雇用創出事業を利用した人材投入、鳥獣被害対策講習会を行った結果、23年度の有害鳥獣捕獲頭数は、シカが658頭で前年の1.84倍、イノシシが206頭で前年の1.51倍となり、さらに防護柵設置で被害防止に効果が上がっています。この野生獣について、最近ではさらに住宅地の中まで出没することが報告されており、多くの市民から対策を要望されます。今後、さらに対策を検討していくことが求められます。

また、平成23年度から開設された食肉加工センター「イズシカ問屋」では、初年度としての搬入目標300頭を上回る459頭の搬入があり、また年間有害鳥獣捕獲頭数も800頭を超えるなど、狩猟者の捕獲意欲の増進に大きく貢献したと評価できます。

また、観光施設整備事業では、狩野川城址公園に公衆トイレが設置されました。私も、観光に訪れる方や市内を散策される方から聞かされる要望の一つに、必ずと言ってよいくらい公衆トイレが少ないことが挙げられます。特に天城地区は、公衆トイレが少なく、いくらコンビニに行けば済むとはいえ、やはり公衆トイレは観光地に不可欠であると思います。今後とも観光客が快適に観光を楽しむことができるように、このような施設の整備を進めるべきと思います。

最後に、防災・減災に関する事業です。

東海地震、あるいは南海トラフ巨大地震の切迫性が高まっている今、市民の命を守る防災・減災対策は、優先して取り組むべき事業です。私も、昨年3月11日の東日本大震災を受けて、当市の防災・減災対策を強く求めてまいりました。平成23年度では3,599万円の事業費で、地区自主防災会補助金、あるいは防災用資機材や避難所用の備品の購入、津波海拔表示や避難経路の案内表示などが整備されました。これらのことにより、防災意識の高揚や災害時の備えに一定の効果があったことを評価します。

さらに、今年度になってからは、土肥こども園の津波避難タワーの建設や防災ラジオ配付事業など防災対策が進められています。土肥地区住民の方の話を伺うと、5分では逃げようもないとあきらめ顔で話す人がいることはありますが、徐々に防災意識が高まってきていることを感じます。避難場所を検討し、みずからの命はみずから守るしかないと真剣に取り組んでいる地区もあります。行政としては、今後とも住民の防災意識の高揚に努めていただくとともに、できる限りの支援を求めるものであります。

以上、さまざま申し述べてまいりましたが、平成23年度決算の認定について職員の努力も認められ、事業の成果も上がっているものも多くあることから、認定に値すると認め、賛成

討論とさせていただきます。

○議長（杉山羌央君） 次に、反対討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

議案第61号 平成23年度一般会計決算認定について反対討論を行います。

議員は、市長提案に対して意見を述べるという権限が与えられております。市民の立場から見るならば、意思表示の義務を果たしなさいということになります。

きょうは、任期最後の議会であります。議員としてのこの責務を最後まで全うするものであります。

決算議会をよく論議してみますと、既に使ってしまったお金を話し合っただけで何になるんだという意見もたまに耳にしますが、私はそうではないと考えます。それぞれの分野で取り組んできたことを、今決算議会に市当局から説明附属資料が作成されたことは、大いに評価いたします。今まで以上に決算の状況がわかるということでした、私は。

市長が提案して、議会で承認された政策がどこまで進んだのかが、この資料だとするならば、私は、それは違うのではないかと考えます。市長は、予算編成のときには、必ず予算の骨子を含めながら所信表明をしております。そのことの評価を議員が総括質疑をする議会の前に、重点施策や新たに取り組んだことなどの成果と教訓、改善点の説明を求めるものであります。

1年間の活動を振り返らないで、どうして来年、再来年の政策的課題が明らかになるでしょうか。伊豆市の未来のためにも、市長みずからが市民に対して、平成23年度の1年を振り返っての見解を表明する必要があるのではないかと私は思います。

すべてを私は語る必要性もないと思いますので、自分なりに考えた、このようなことはどうですかということで、自分の意見を述べながら討論に参加したいと思うんですが、第1は、伊豆市の最大の課題である人口減少に歯どめをかけることであります。

人口減少の中でも、子供が生まれる出生数が年々減少傾向にあり、しかも、近隣自治体に比べて、その傾向が著しいことは、深刻な問題であります。市長もこのような見解を述べておりましたから、この点では、私は意見は一致するものであります。

合併当初、220人から230人いた、いわゆる1年間に新しい命が生まれていましたが、つい最近では、これが150人になっていると。その減少傾向は、残念ながら、なかなかとまらないという状況であります。

伊豆市の未来を担う人が少なくなるわけですから、伊豆市の力、地域の力がなくなります。結婚や出産は、住民一人一人の選択であり、その権利が保障されるのは当然であります。問題は、結婚したい、子供を持ちたいと希望している人が多いのに、日本の社会の歪みが、その希望の実現を妨げている。それは子育て世代の年間の可処分所得が10年間で20万円以上

減少していること。子育てや教育にお金がかかり過ぎることでもあります。

社会保障政策と、その財源の大本とは国にあります。別にすべてが伊豆市にその責任があるとは私は思いませんが、国の政治を論じる場、ここではありませんが、伊豆市の社会保障財源を論じる場合に、国の財源が浮上してきますので、少しだけ触れます。

日本は、消費税が5%と低い税率、欧州各国は20%だから、欧州各国のように福祉の充実が難しいのでしょうか。日本での国税に占める消費税の割合は約22%と、欧州各国と変わらないことを念頭に置いて考えることが大事ではないでしょうか。

さらに、民主党政権は、自民党、公明党と取引をして、増税に歩み始めましたけれども、日本の消費税が網羅的にすべてにわたって課税されているのに対して、欧州各国のいわゆる付加価値税と言っておりますけれども、それは医療、教育から住宅取得、不動産、金融など、幅広い非課税項目があること。また、食料品や医薬品など、生活必需品は軽減税率をとっているためです。

伊豆市の子育て支援で病児保育・病後児保育など、近隣自治体にはない事業を行いました。子宮頸がんワクチン接種助成の対象年齢を中学1年生から高校生まで拡大いたしました。子育てにやさしい政策として評価しています。

子育て支援の最大の課題を私は実行に移すことを要求します。所得をふやすという成長戦略、市長持っておりますが、なかなかすぐには無理でしょう。すぐには成果があらわれないという課題だと私は思います。

今できることは、子育て世代への総予算の中で財政的支援、一般質問でも行いましたけれども、給食費などの軽減策、総合計画の子育ての経済的負担を軽減するための支援を充実させるということを実行することではないでしょうか。

私は、人口が減っているのではないかと、ただ単に批判して、その責任は市長が、あなたが悪いんだという議論は、私はいたしません。市の計画にある具体的な実践が少子化対策、人口増対策に結びつくことを確信して提案しております。

第2は、伊豆市成長戦略の第一歩と位置づけた修善寺駅周辺事業の必要性について、市長は次のように述べていました。

陸の玄関口の修善寺駅の整備充実の大きなポイントが、必要性の一つに、自動車通勤を電車に誘導することとっておりますけれども、駅北広場設計で、いわゆる駐車場をつくるということで、電車に乗りかえ、通勤者数が予想していたとおりに実現できる見通しなのかどうかということでもあります。

この修善寺駅の周辺整備事業は、既に継続として承認されました。継続費を白紙にせいとは言いませんが、駅北整備、駅南周辺と大きなパーツごとに市民に知らせて議論していく、市民の声を聞くということが、今は本当に大事ではないでしょうか。

先日、北口のある商店の方々にお話を伺いましたが、その方々が、たまたまその意見聴取に行かれなかったかもしれませんが、聞いていないということでもあります。商店活性化の方

針について、何ら音沙汰がありませんでしたということでもあります。一部の方が話し合っているのですかとも言われました。すべての商店の方々に漏れなく方針を伝えて、意見を聞く体制を整えるよう要求いたします。

建設部に関する分野で、道路の新設改良事業、市営住宅の維持補修工事、災害復旧事業など、市民の安心・安全対策として適切に行われたことを評価します。

第3に、天城地区の小学校再編成事業に伴う費用について、中止すべきだという討論はいたしません。ただし、旧4町単位で各小学校一律に一つにすると、ただひたすら前に進むことがいいのでしょうか。あと残されたのは、修善寺地区の小学校をどうするかということでもあります。

前教育長は、退任式で、学校再編成事業はとりあえず進んでいるが、本当によかったどうかは、3年後、5年後、10年後に出てくる話だと思っていると述べておりました。私もそのとおりでと思います。言いかえれば、総合再編成の目的は何だったのかわからないということなのかなと私は思いました。

教育委員会は、クラスがえができないということに、教育上の大きな問題を認めることはできませんとして、単学級のデメリットを強調してきましたが、単学級で学ぶことへのあら探しの教育ではなくて、宝探しの教育を、減点法の教育ではなくて、加点法の教育をという観点から、単学級、2学級、それぞれの教育議論を求めるものであります。

そして、教科書はどこまで教えましたか、どこまでわかりましたかとか、点数は何点ですかということも大事かもしれませんが、将来、社会で、地域で生きていく学力とは何かということを保護者、そして市民の中で話し合うことが大事じゃないでしょうか。

平成21年3月付の教育委員会の伊豆市学校再編成計画には、中学校の再編計画について、平成28年4月をめどに、修善寺中、土肥中、天城中、中伊豆中の4校を再編成するとあるのみで、学校の数には触れていませんでした。

ところが、最近発表された伊豆まちづくり構想、いわゆる都市計画マスタープランを読みますと、修善寺地区と中伊豆地区で1中学校に、天城湯ヶ島地区と土肥地区で1中学校区に再編予定、中学校は2校にするとしています。予定だったら、何でもあり、何を言っても構わないのでしょうか。

土肥は小学校は1つになっても、クラスがえができないが、小中一貫教育を行うからという発言をこの議会でやっておりました。そうすると、この論理を生かそうとすると、天城中学校を廃止して、土肥に通学させようということになります。市民不在、教育委員会の都合で勝手にルールを引くのか、引いていこうとするのか。先日、教育委員会に電話しましたが、どうもわからないということでした、その点は。そうすると、確証はありませんが、それとも、市長が教育委員会の専権事項を無視しているのかということにもなります。

いずれにしても、学校再編成の教育委員会の方針を市民が知らないうちに2校にするんだという、こういう計画は、私はだまって見過ごすことはできません。市民に対してきちんと

した説明と謝罪を求めるものであります。

最後に、地域経済について評価すべき点、それから課題はこんなことがあるんじゃないでしょうかということで討論を閉じたいと思いますが、住宅リフォーム助成制度を導入したこと、これによって地域経済がお金が回ってきたということは評価しております。

それから、魅力（三力）プロジェクトは前に進み出したのかなというふうに感じておりますが、改善すべきことは、私は、運動施設の管理責任は教育委員会にあるんですけども、魅力（三力）プロジェクトは観光経済部が把握しています。この施設は、市民が利用する施設でもあることを考慮しながら、管理と運営のあり方について方向性を出す時期に来ていると思います。

予算編成のときにシカの食肉加工センターについて大いに論議になりました。結果を見ますと、1,600万円の費用に対して収入は500万円、収支だけを見れば赤字であります。未来永劫、この施設があるということは、山がずっと荒れ放題だという結果であります。そうならないような対策を私はある意味で必要だと。シカを鉄砲で撃っている方の何人かの方々にお尋ねしましたが、それなりの今までのボランティア的よりも、ある程度自分なりの収入になるのかなということで言うておりましたから、一つのシカ、イノシシをとるということに対する励みになっているのかなというふうに思いました。

収支をとんとんにするための対策、まだやるべき課題は、市の担当職員にもいろいろお話を伺いましたが、たくさんあります。一つ一つ丁寧に、その対策、課題を解決することを求めます。

いずれにしても、山の管理をどうするのかということでもあります。本来、国有地のあるこの伊豆市において、国が重点的に取り組む課題ですけれども、市長も言うておりましたが、森林で雇用ができる仕組みをもっと丁寧に足元を固めながら進んでいかないと、山は荒れ放題、森林で所得を得るということには、なかなかつながらないと思います。そのことを要求して、討論を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第61号 平成23年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

では、ちょうど1時間になりましたので、ここで休憩をいたします。再開を10時40分いたします。



休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第62号～議案第78号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第3、議案第62号 平成23年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、議案第78号 平成23年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの17議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第62号及び議案第72号から議案第78号までの8議案について、総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第62号及び議案第72号から議案第78号までの8議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、議案第62号及び議案第72号から議案第78号までの8議案については、いずれも質疑、討論もなく、採決の結果、すべて全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第63号から議案第65号までの3議案について、福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 13番、古見です。

ただいま議長から報告を求められました議案第63号から議案第65号までについて、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第63号 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、補足説明はなく、審査の過程における質疑等の主なものとしまして、委員より、平成23年度の国保会計の歳入歳出総額の差引額は3億5,000万円あり、会計としては余裕があるように見えるがとの質疑に対し、確かに繰越金として余裕があるように見えますが、一般会計から法定外のその他繰入金として多額の繰入金をいただいています。国保会計については、全国の自治体の保険者で赤字決算をして、翌年度繰り上げ充用で対応しているところもあります。現在は赤字になることを避け、その他繰入として一般会計からいただいています。差引額を

調整するのは、医療費の支払いが年度をまたぐため、難しい面がありますとの答弁がありました。

被保険者の所得に占める国保税の割合が少しずつ上がってきています。23年度の国保税の引き上げによる所得別の分析はされていますかとの質疑に対し、23年度は、医療給付分の所得割を0.4%、均等割を1,200円上げる税率改定を行いました。伊豆市の市民税の課税状況報告によると、1人当たりの所得額は平均2万円くらい減っています。納税義務者の中の国保の被保険者はイコールとはなりません、伊豆市の所得額の17から18%程度です。被保険者には高齢者が多く、主たる収入は年金ですので、控除額が大きく、被保険者のうち所得のある方への影響は大きくなってしまいます。所得区分ごとのデータはありますが、追跡調査的な分析は行っていませんとの答弁がありました。

以上、審査した後、反対討論があり、採決の結果、議案第63号は挙手多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第64号 平成23年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第64号は挙手多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第65号 平成23年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明はなく、審査の経過における質疑等の主なものとしまして、委員より、施設を利用する生活困難な方への減免制度はあるが、在宅介護に対する利用料の減免制度を検討していくことはできないかとの質疑に対し、介護保険では負担率というルールが決まっていて、市単独で減免制度を設けるとなると、財源をどこから持ってくるかという問題になります。一般会計からの繰り入れ、または65歳以上の1号被保険者の保険料に上乘せするしかなく、現在は市単独の減免制度を設ける予定はありませんとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第65号は挙手多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第66号から議案第71号までの6議案について、経済建設委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○経済建設委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第66号から議案第71号までの6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第66号 平成23年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第67号 平成23年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

審議の過程における質疑の主なものとして、土肥浄化センターの工事の進捗状況はどの質疑に対し、計画では、平成26年度末に完了予定となっておりますとの答弁がありました。

次に、昨年の予定では、ニュータウン地区の整備計画、基本調査を行って、平成26年度以降に工事に入る計画だったが、23年度はどのようなことが行われたか。また、今後の計画はどうかとの質疑に対し、ニュータウンにつきましては、基本計画が終わり、23年度は検討に入るところでしたが、大平地区の工事が1年から2年延びるおそれがありますので、具体的な検討に入っていません。しかし、整備事業につきましては進めていきますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で、議案第67号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成23年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号 平成23年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号 平成23年度伊豆市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

審議の過程における質疑の主なものとして、節水や人口減少で収入が減っている中、今後は老朽化対策に経費がかかると思うが、どのように認識しているかとの質疑に対し、有収水率は前年より多少上がりましたが、ほぼ横ばいです。漏水は大小含めて年間約300件もありますが、職員が努力し、老朽化した石綿管等の布設替えを進めていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で、議案第70号は原案のとおり可決・認定すべきものと決しました。

最後に、議案第71号 平成23年度伊豆市温泉事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑の主なものとして、PCBの処分の問題があったと思うが、処分は終わったのかとの質疑に対し、PCB処分の順番がようやく回ってきました。今年度処分させていただきますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で、議案第71号は原案のとおり可決・認定すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時55分

○議長（杉山晃央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第62号 平成23年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第78号 平成23年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの17議案について質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第63号について反対討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

議案第63号 国民健康保険特別会計決算について、反対討論を行います。

この全体の会計を見るときに、私は、国保の全体の会計の収支を見るという立場になるのか、当然それは必要でしょうけれども、この23年度も少し国保税上がりましたが、そのことによって、国保加入者、言われれば一人一人の市民の方々が、この国保税を納めることも含めながら、どういう生活をしているのかということ、その立場からやはり見るべきだというふうに思っています。

国保加入世帯の平均で所得に占める割合が10%少し超えました。国保税がこんなに高い原因、この伊豆市だけではありません。ほとんどの自治体がそうですが、これは国の予算削減にあります。国保への国庫負担割合、1984年に大幅に引き下げられました。その後も国庫負担を縮小、廃止したために、国保の中に占める国庫支出金の割合が1984年の50%から2008年には24.1%に半減しております。

市長会で道路の建設促進等々、国に要望すること、これは必要なことでありますけれども、社会保障費の中に大きな比重を占めている国民健康保険財政の国庫負担割合の引き上げを求めるともぜひ要求していただきたいと思えます。

国保会計の中に国保税の負担を少なくするために、一般会計の繰り入れを平成20年度から実施していること、これは評価しております。しかしながら、国保加入者世帯の中で、年間所得が250万円以下の世帯が8割を超えて9割になろうとしております。平成23年度の予算のときにも述べましたが、この税の負担は本当に大変だと思えます。最低限の要求を繰り返し求めます。

18歳未満、まだ働いていない子供たちへの均等割、1人生まれると税金をくださいと、こんな仕組みは、他の社会保険体制にはないわけですから、国保会計だけにある、この特別なもの、ゼロとは言いませんが、軽減対策を強く求めて反対討論といたします。

○議長（杉山羌央君） 次に、賛成討論を行います。

2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

○2番（梅原泰嗣君） 2番、梅原です。

議案第63号 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成討論を行います。

平成23年度の国民健康保険特別会計決算につきましては、被保険者の適正負担を図るために国保税率を引き上げ、歳入歳出差引額約3億5,000万円の決算ではありますが、歳入では法定外繰り入れが約2億2,000万円あることを考慮しますと、会計独自の運営は依然厳しい状況であると考えられます。

しかし、この会計の主な役割であります医療給付につきましては、被保険者の高齢化、医療の高度化が進む中、前年度対比約5,700万円増の給付を行い、市民の皆様の健康維持に寄与したこと。また、当初予算に計上してございました基金繰入金約1億円を補正で削減し、国保基金を確保したことも評価し、同時に適正な事業運営が行われたものと判断します。

今後は、保険者の広域化を目前にし、統合時に支障とならないよう算定方式の維持と国保税収納改善の努力をお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第65号について反対討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 議案第65号 介護保険特別会計決算に対して反対討論を行います。

この会計は、国保制度と同じように自治体独自で行うサービス、本当に限られております。市ができる最大限の高齢者へのサービスの充実を求めます。

伊豆市では、介護保険料の減免制度が、もう既にこれができるから何年もたちますが、委員長報告にありましたように、施設利用するときには、低所得者への減免をしているのですから、在宅介護の利用料の負担軽減制度をぜひともつくることを求めます。施設で利用すれば軽減対策はあるが、在宅でやろうとすると1割負担しなさいという、基本的には国の制度としてそうなっていますが、これが適切かどうかであります。

高齢者にとって見るならば、在宅であろうが、施設利用であろうが、同じように介護保険を利用しているわけですから、繰り返し要求しますが、在宅介護の利用料の減免制度、すべてとは言いません。低所得者層への対策を求めます。

社会福祉法人が行うサービスには、今でも在宅の利用料の減免制度がありますが、その制度を利用しようとすると、高齢者には極めて高いハードルが待ち受けております。利用者が

本当に数人に限られている。全国には、このように高いハードルではなくて、在宅の利用料軽減対策をとって、お年寄りの方々が安心して介護が受けられるようにしようという自治体があります。本当にお年寄りにやさしい政治をしようとするならば、伊豆市でも行うことを繰り返し要求いたしまして、反対討論を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより議案第62号から議案第78号までの17議案について採決を行います。

まず、議案第62号 平成23年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成23年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成23年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成23年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成23年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成23年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 平成23年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号 平成23年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号 平成23年度伊豆市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決・認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第70号は原案のとおり可決・認定されました。

次に、議案第71号 平成23年度伊豆市温泉事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決・認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第71号は原案のとおり可決・認定されました。

次に、議案第72号 平成23年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第73号 平成23年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第74号 平成23年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第75号 平成23年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。



次に、議案第76号 平成23年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第77号 平成23年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第78号 平成23年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

#### ◎議案第79号～議案第82号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第20、議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第23、議案第82号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第79号について、総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）総務教育委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果を御報告いたします。少し長くなりますが、よろしくお願ひします。

初めに、教育委員会の関係ですが、当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

審査における質疑の主なものですが、委員より、議案書73ページ、修善寺体育館管理事業、グラウンドのり面改修工事について、昨年度の補正予算で行った調査による内容だと思いが、調査の結果はどのようなであったかとの質疑に対して、バックネット裏の表層部は、風化作用の影響を受け脆弱となっています。深部は硬質で良質な状態とのことです。また、災害復旧を行った箇所は、吹きつけ植栽がうまくいっていなかったため、植物の芽が出ていない状態で風化し、少し流れがあるとのことです。また、配水池の間のボーリング箇所も同じような状態ですが、深部は岩盤との調査結果でした。

続いて委員より、3.11の地震の後、ひび割れなどがあつたために調査をしたいとのことだったが、地震によるひびやずれという結果ではなかったということかとの質疑があり、ブロックの押し出しは、コンクリートと深部の間が風化し、その風化したところのずれのためとの調査結果でしたとの説明がありました。

続きまして、議案書71ページ、各中学校の図書購入費について、前回の請願を受けた補正予算なのかとの質疑に対して、請願を受けてということもありますが、英語教育の充実に使ってほしいと市内の方から匿名の寄附を100万円いただきましたので、財政担当とも相談し、ふるさと伊豆市基金も合わせて財源とし、4中学校に図書購入費と教育用器具購入費を同額ずつ計上しましたとの説明がありました。

続きまして、総務部の関係ですが、当局からの補足説明に引き続き質疑を行いました。

質疑の主なものですが、議案書59ページ、コミュニティFM局開局助成金について、この助成金による設備は、市の財産となるのかとの質疑に対して、これは新会社の財産となりますが、要綱を定め、機材が適正に管理できるように考えています。また、設備の更新や補修費用、税金など、すべて新会社が負担することになりますとの説明がありました。

続きまして、委員より、送信所4カ所で、市内の80%でしか聴取できないのは公平ではない。あと何カ所かの中継所予算をつけたほうがいいのではないか。また、防災ラジオを購入した人はFMを聞けるというのも、公平ではないと思うが、この点はどうかとの質疑に対して、防災のことを考えると、すべての家庭でコミュニティFMを聞ける体制がとれば一番いいとは思いますが、より効率的な投資で、まず4カ所から始め、やりながら聴取できる範囲を広げていく考えです。また、防災ラジオは同報無線の戸別受信機として配付するもので、コミュニティFMを聞いてもらうために配付するものではありませんが、常時コミュニティFMに周波数を合わせていただければ、緊急時には同報無線が優先的に入ります。また、FM放送は家庭にあるラジオや車で聞いていただけるので、防災ラジオとは切り離していますとの説明がありました。

続きまして、委員より、資料に送信所予定地は、今後、東海総合通信局との協議により変更する可能性があると書かれているが、市内カバー率を100%に近づけるという意味かとの質疑に対して、調査により、それぞれの地区で一番いいと思われる場所に送信所を設定した結果がエリアカバー率80%です。これから東海総合通信局、総務省と協議していく中で、こ

の場所が適切かどうか判断してもらうことになるので、協議の結果により場所が変更になる可能性があるということで、注釈を入れました。その場合、カバー率が下がる可能性も十分ありますとの説明がありました。

以上、審査経過の後、コミュニティFMの事業には反対ではないが、予算のつけ方、内容、カバー率が100%でないことに対して納得がいかないので反対という反対討論と、国民健康保険の法定外繰入のように、100%の人に行き渡るような補助金ではなく、市民が元気になれば、そういう考えであるので賛成するという賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、付託されました議案第79号、総務教育委員会所管科目については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第79号及び議案第80号の2議案について、福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 13番、古見です。

ただいま議長から報告を求められました議案第79号及び議案第80号について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

初めに、議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）福祉環境委員会所管分についてですが、補足説明はなく質疑を行いました。

主な質疑として、委員より、議案61ページの環境衛生費、環境美化事業の不法投棄防止フェンス設置工事について、市内、特に天城の山の不法投棄の現状はどの質疑に対し、現状では減ってきていますが、不法投棄自体は相変わらずあります。看板、防止柵の設置をすることでところへの投棄は減りますが、実施しないところの不法投棄は変わらない状況ですとの答弁でした。

議案61ページの保健衛生総務費にて、伊豆赤十字病院への防災拠点用非常用電源設置事業費補助金により、どのような電力をカバーしようとしているのかとの質疑に対し、現在の伊豆赤十字病院の発電機は185キロボルトアンペアで、被災時に必要とする電力に185キロボルトアンペア不足しています。救護病院の指定により、被災した場合に他県から医師の派遣を受け入れて、CT検査等の診療に当たれるように、315キロボルトアンペアを追加するものです。静岡県の大規模地震対策総合支援事業補助金を活用し、3分の1を市が補助し、そのうちの2分の1を県から補助をいただく予定ですとの答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第79号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号 平成24年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）については、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第80号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第79号、議案第81号及び議案第82号の3議案について、経済建設委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○経済建設委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第79号及び議案第81号並びに議案第82号の3議案について、審査の経過と結果を申し上げます。

初めに、議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）所管科目について、建設部の所管科目は、質疑はなく、観光経済部所管科目は、補足説明の後、質疑を行いました。

審査の過程における質疑の主なものとして、その他観光施設管理事業の観光施設維持補修工事は、奥の院、阿字苑の道路改修が主なようですが、その他ありますか。工事の内容等を説明してくださいとの質疑に対し、520万円の維持補修工事につきましては、浄蓮の滝観光施設の女子トイレの改修工事が86万円、これは観光客の国際化や高齢化に伴い、和式の便器を洋式に改修するもので、県有施設であることから、県の委託金で施工を考えております。次に、修善寺自然公園のもみじ林の水路の補修工事に40万円、これは116メートルの区間を改修したいと考えております。次に、奥の院の阿字苑の園路改修工事に120万円、これは木製の通路が腐食し危険なため、河川工事で搬出された巨石で園路を改修します。それから、浄蓮の滝の施設の解体工事に120万円、これは旧町時代に喫茶店として営業していた施設が老朽化したため、安全面や景観上から解体するものです。次に、竹林の小径の足元灯が破損しているため、6基をLEDタイプに交換するための経費が52万5,000円という内訳になっておりますとの答弁がありました。

次に、農業振興対策事業の中で、環境保全型農業直接対策補助金をとありますが、説明を願いますという質疑に対して、農業者が化学肥料及び農薬を使用しない農業、いわゆる有機農業の取り組みに対する農家に対して国が10アール当たり4,000円、市が4,000円を補助する制度です。

また、今回1件とのことですが、周知というか普及はどのように取り組んでいるのかとの質疑に対し、細かい制度で普及を皆さんに細かく周知はなかなか難しいが、農林事務所と連携をとりながら広報等を通して普及、周知をしていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、1名の反対討論、1名の賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）については、当局の補足説明、質疑、討論ともなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）については、当局の補足説明、質疑、討論ともなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決

すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時33分

再開 午前 11時36分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から議案第82号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案について質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。議案ごと、通告順に行います。

初めに、議案第79号について反対討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について反対討論をさせていただきます。

この予算は、歳入歳出それぞれ9億3,650万円を増額し、総額161億9,310万円とするものです。この中で最大の支出は、地域づくり推進事業1億3,530万円です。これはコミュニティFM放送を開設するための準備に使われるものです。

6月議会では、開設準備に、これから8,000万円はかかると言っていたはずですが、わずか3カ月で、それが1億3,530万円に膨らんだものです。ずさんな計画と言わざるを得ません。

この事業で確実に利益を上げるのはコンサルタントです。コンサルタントは、6月議会では133万円の予算が組まれておりました。今回の予算では、コンサルタントに500万円は行くでしょう。1億3,500万円は助成金ということですが、工事の主体は一体どこなんですか。それによっては、コンサルタントにはさらに多額の大きな利益が転がり込むでしょう。資金計画、事業計画は、自分たちでできませんか。自分たちでできない規模とは思えません。私も1ワットの無線局の局長なんですね。これは20ワットでしょう。こういう事業こそ自分た

ちでやるべきです。

何が必要なのか。どういう計画が必要なのか。自分たちでできないからコンサルタントにすべて頼む。これでは伊豆市の発展は、いつまでたっても見込めませんよ。たかだか総務省へ提出する資料ではありませんか。無線局をつくる事業でしょう。放送局の設立と運営です。本当にこの事業が今後の伊豆市の発展のために必要なら、自分たちで立ち上げるべきでしょう。維持管理費は年間数千万円はかかるでしょう。広告収入を当てにするようですが、伊豆の国市の企業は、既にFM放送を利用しております。ボイスキューですね。伊豆の国市も独自に放送局を立ち上げるようですが、これは第三セクターでつくるということで、第三セクターのよしあしもあるでしょうが、自分たちも今後、運営に関与していくということです。私たちのFM放送は、これは完全に独立で運営していくと。

今回1億3,530万円の伊豆市の予算を投入して、新しいFM局を開局するということが、事業者はこれから決めるということです。事業者はこれから決める。それで利益が上がる。コマーシャル料で稼ぐんだ。残念ながらですね。私たちのまちは、人口減少は進んでおります。法人の数も減っているというこの議会での話もあります。観光客の減少も進んでいるんですね。市長、このFM局を立ち上げることによって人口減少がとまるんですか。法人の減少がとまりますか。観光客がふえるんですか。市長、あなたの言う企業誘致、小規模な企業を年間一、二件誘致して追いつく程度の法人の減少ではありませんよ。この事業が伊豆市の発展につながるとは到底思えません。口のうまいコンサルタントにうまくやられておりませんか。笑い事じゃないですよ、議員の皆さん。

伊豆市は、ここへ1億3,530万円もこれから投入するんです。彼は500万円どころじゃないですよ。恐らくこれから5年ごとに来る免許の更新や、恐らく彼も関与してくるでしょう。彼ほどもうかる事業なんですよ、これは。コマーシャル料が入ってこなければ、当然伊豆市が伊豆市のコマーシャルを出すことになってしまうんです。この事業ほど、今後、多額の市の財政を投入せざるを得なくなるであろうことは予測つきませんか。

修善寺駅周辺整備事業に840万円の予算が組まれております。これも同様です。修善寺駅の周辺整備で、人口減少がとまりますか。法人の減少がとまりますか。観光客の減少がとまりますか。少しでも先が見える予算なら、財政の投入にも意義があるでしょう。無謀な事業は、伊豆市の衰退を加速化させます。伊豆市の発展のためには、透明で公正なまちづくりが必要なんです。伊豆市の発展のためなら、住むなら伊豆市だ、子育てするなら伊豆市だと言えるような住みよい伊豆市をつくることなのです。

FM局聞いてください。ボイスキューを聞いてください。やっているのは、ほとんど音楽番組じゃないですか。そうしなければコミュニティFM局が立ち行かないんです。日本全国のFM局をごらんください。それがFM局の実態なんですよ。伊豆市の活性化を図るならば、もっと有効な投資をしていただきたい。

反対討論を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、賛成討論を行います。

16番、飯田正志議員。

〔16番 飯田正志君登壇〕

○16番（飯田正志君） 議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算について賛成の立場で討論いたします。

この補正は9億3,850万円を増額するもので、その内容は、コミュニティFM局開局助成金や、無線システム普及支援事業費等補助金、シイタケ生産奨励事業補助金、土肥総合会館解体工事、修善寺グラウンド改修工事費と財政調整基金への積立金などで、いずれも意義のある予算であると思います。

特にコミュニティFM局開局助成金については、地域の活性化や伊豆市内のきずなの構築に役立つものだと思っております。今、過疎化や高齢化が深刻な問題となり、地域の交流が途絶えつつある中、この情報ツールを生かして、多くの人がお互いに情報を共有することにより、新たな交流の場にできることが期待できると考えております。

それと、農業事業者や事業所で働いている方などは、ラジオを聞いている方が多く、伊豆市内の事細かな情報が提供されることについては、期待する声が多くあると聞いております。特に高齢者にとって身近な声が届くことにより、ふだん会えない人との交流も期待でき、うまく利用すれば、その効果はかなりのものがあると思います。これらのことを踏まえて、民間の発想で自由に経営できる環境を整え、より多くの市民が参加できるような組織づくりを期待いたします。

最後に、有線放送がなくなり、不便を感じていることがあります。それが葬儀のお知らせであることは、以前の議会でも何とかしてほしいとの質問があったことは記憶にあると思います。行政としては、これらのことを踏まえて、コミュニティFMの朝、昼、晩の時間帯にこれらの情報提供をすることと、その際、必ず当事者に放送の有無の確認をしっかりとることをし、これらの情報や必要に応じた情報提供ができるようにしっかりと放送枠の確保を要望し、賛成討論といたします。

○議長（杉山羌央君） 続いて、賛成討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

○20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

議案第79号 平成24年度一般会計補正予算（第3回）に対して賛成討論を行います。

主に2つのことについて賛成討論を行います。

1つ目、シイタケ生産者の営業を守っていくということであります。

東京電力福島原発の放射能漏れにより甚大な被害が、福島原発から300キロ離れた伊豆市の主要農産物の一つであるシイタケにまで、その影響が及びました。その被害は、1年6カ月経過した今、いまだにおさまっておりません。今回提案されているのは、シイタケの種駒

の補助で、少しでも生産者に寄与できるようにという提案には賛成であります。

これまでのシイタケの在庫の保管場所の経費も含めて、全額東電が補償すべきです。しかしながら、今までの東電の態度を見ていると、すぐに素直に賠償金を払うとは到底思えません。シイタケ生産者の東電への被害賠償交渉への支援は後ほど行うとして、シイタケ生産者には、直ちに支援すべきであります。

2つ目、今話題になっておりますコミュニティFM開局助成金についてであります。意見を述べます。

その1つは、必要性があるかどうか。伊豆市活性化のためにどういう投資が必要なのか、これがそれにつながらないのかどうかという視点が私は1つ大事だし、もう一つは、伊豆の国市と共同でやるという状況でしたけれども、電波法との兼ね合いで1自治体1波だということが、もう少し本来は早くわかればよかったんですが、それはいたし方ないことです。伊豆の国市は第三セクター、それが第三セクター方式だということで、伊豆の国市が選択しようとしているわけですが、まだ決定されていないのかなと思いますが、それは伊豆の国市の自治権の問題であります。

私は、天城湯ヶ島町の議員として、ずっと第三セクター、ずっとお荷物になって、やっどこさどうするのか、まだ芽が出ておらないと言ったら失礼ですが、芽が出始めたのかな、どうかなというところの天城温泉会館であります。第三セクターでやって、その後、赤字が続きました。どうなったか。第三セクターだから、みんなで背負うのかなと思ったら大間違いです。町が全部それをおっかぶさる。なぜか。町が出資金の半分以上納めているから、あなたたちの責任でやってくださいというのが民間の方々の考えでした。2,000万円の補助金が最後には年間5,000万円に、2.5倍にもなったという経過であります。ですから、私、そういう意味ではどうかなというふうに思っているんですが、余り突っ込みますと、他の自治体の関係になりますので、これ以上触れませんが、自治権は尊重します、繰り返しになります。

聞いていますと地域の行事とか、催し物、地域の生産物の紹介と販売など、市民が知る情報、今のところ市の広報紙とローカル紙からであります。総括質疑の中で、そのコミュニティFMの目的など不明な点が、そういう意味では質疑の中で整理はできました。ローカル紙を読んで、後日、こんな地域でこんな行事が行われていたということが初めてわかる。また、市民には、広報紙に予定が掲載されていても、見ないか、また見ても忘れてしまう。リアルタイムで知るすべが本当に乏しい。知ることによって、その場所に行ったりとか、また聞いたりするということは、それぞれの市民の判断であって、とりあえずは知らせること、知ることから私は始まるのかなと思います。地域の情報をお互いに知り合うことによって、地域おこしのきっかけにつながるのではないかと、そういう意味で、私はFMは必要性があるのかなと判断します。

次の課題は、FM放送を聞ける範囲が市民すべてではないということでありま。にもか



かわらず、20%の市民というか世帯を置き去りにして1億3,500万円かけていいのか。電界調査をして、放送が聞ける範囲が地図上で示されましたが、この地図上で示されたことが、絶対に聞こえるとか、聞こえないということではないということでもあります。実際に放送してみても、範囲が確定するのかなと私は判断しております。

例えて言えば、テレビの地上デジタル放送も、テレビが映らないから共同アンテナに入らなければと加入したら、実際はもう少し詳しく調査してみると、共同アンテナへ加入しなくても、自宅の屋根にアンテナを立ててテレビが見えてきたという家庭がありました。FMについても、聞くことができる範囲の誤差が出るということではないでしょうか。

今回、予算を計上して、その設置を予定しているアンテナだけでは、絶対に聞くことができない地域があることは事実ですから、その次の段階で、早く100%目指して聴取できる対策をとることを強く望みます。

次は、必要経費の面をどう見ているのか。当局の説明では、運営経費は2,500万円から3,000万円になるだろうと予想していると。それに見合う収入を見込めるのか、赤字になったらどうするのか、そんな心配も当然出てきます。大幅赤字が続くと、それ見たことかと。他の事業に影響を及ぼすじゃないかという批判の声が出るでしょう。一方、黒字になったら、またとんとんになったら何も言わないとなります。

私は、採算ベースに乗るようにすべきだと思いますが、今回のこのコミュニティFMを聞けるようにするということが最も重視しなければならないのは、どれだけ多くの市民がFMのスイッチを入れたいくなるような番組にするか。その前々段階としては、聞いてもらうきっかけをどうつくるのかだと思います。農協の有線放送が中止されてから何年もたっていますが、ほとんどの家庭が有線放送を聞くという生活を送っていました。身近なニュースで地域を知る。人と人とのつながりで地域を元気にするきっかけをつくる作業となるように注目しております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（杉山 兎央君） 次の賛成討論を行います。

7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

○7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について賛成の立場で討論をいたします。

この補正予算に計上された中で、特にコミュニティFM局開局助成金については、多くの質疑が出されて議論をされてきました。私は、市民の意見も伺ってきた中で多く聞かれるのは、費用対効果で見た場合です。ラジオを聞く人は少ないのではないかと。災害時の有用性だけで1億3,500万円が必要か等々の意見もちょうだいしました。確かに事業費が多い感は否めませんが、コミュニティFMの有用性については、多くの効果があると思います。その一

つが地域の連携を強める効果です。

伊豆市に合併して8年半になりますが、これは一部の人かもしれませんが、なかなか自分の住んでいた旧町の感覚が抜け切れない人がいます。その1つの要因は、情報が伝わらないことにあると思います。確かに広報いずなどの広報紙は配付されていますが、日常の生活の中で身近な情報を得ることがなかなかありません。その点、コミュニティの名が示すように、市内の身近な情報が流れるFM放送は、日常的に市民の連帯意識を高めるために役立つことが期待できます。

そして、ラジオは、テレビと違って、何かをしながらでも耳で聞くことができます。もちろん運転しながらでも聞けます。

さらに、大きな働きをするのが災害時です。東日本大震災では、停電でテレビが見られない中で、多くの被災者に正確な情報、そして勇気、希望を与え続けたことが実証されています。また、災害時でなくても、日常的に防災への備えを呼びかけることもでき、防災意識の高揚を図ることや健康診断の呼びかけなどもできます。

あとは電界エリアの問題です。電波の届かない地域は、同時に災害時に孤立するおそれの強い地域とも言えます。この問題については、委員会でも質疑がされましたが、100%は無理かもしれませんが、補助アンテナをつけることで、かなりカバーできる地域が広がるようですし、今後ともできるだけ難聴地域をなくす努力を続けてほしいと思います。

また、この補正予算には、原発事故の放射線問題で大きな被害をこうむったシイタケ産地を守るための経営支援事業として1,600万円が計上されています。伊豆市の大切な特産物がこれからも維持できるように必要な予算と考えます。

補正予算の成立を強く望んで、賛成討論といたします。

○議長（杉山羌央君） 次の賛成討論を行います。

1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

○1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

議案第79号 平成24年度一般会計補正予算（第3回）に賛成の立場で討論を行います。

これは歳入歳出9億3,850万円を増額し、総額歳入歳出それぞれ161億9,310万円になるものでございます。

最初に、地域づくり推進事業1億3,530万円であります。これは先ほどいろいろ議論されて、討論もされています。私も、コミュニティFM開局助成金では、委員会で説明を求め、伊豆市の聴取域は80%で、今1万2,650戸のうち9,000強という説明でありました。市民の公平、公正を考えると、行政当局にはさらなる聴取域の拡大を求めるものであります。また、一企業の助成金であるため、十分金額についても留意されることを望みます。委員会で述べたとおり、事業に反対するものではありません。

次に、林業振興事業のうちシイタケ生産奨励事業補助金1,600万円についてであります。

この金額は、菌駒に対しての補助金であります。生産者各位に聞きますと、原木、ほだ木についても、非常な心配をしております。価格、値段についても、今もって平均の半値であるということでございます。

福島原発事故以来、今もって生産者にとっても大変厳しい状態であると。行政当局には、さらなる知恵を出していただくことを望みます。

次に、防災対策事業960万円です。これは津波に対しての事業であり、市民の安全・安心を守る重要な案件であります。速やかな事業着手をお願いするものであります。

次に、修善寺体育館管理事業4,000万円であります。前年度調査が終わり、地盤に軟弱があり、ずれが生じているとの説明でした。スポーツを行っている方々の生命の安全・安心を守る責任が我々にはあります。速やかな工事、のり面改修工事の着手をすることをつけ加えをお願いします。

以上、今回の補正は、市民のため安心・安全にかかわる案件が多く含まれており、賛成いたします。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより議案第79号から議案第82号について採決を行います。

まず、議案第79号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成24年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

では、ここで昼の休憩に入ります。再開は、ちょっと時間が過ぎましたので、再開を13時15分といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時14分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎議案第83号～議案第88号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 日程第24、議案第83号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市災害対策本部条例の一部改正についてから日程第29、議案第88号 伊豆市下水道条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第83号について、総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第83号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市災害対策本部条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。質疑、討論もなく、採決の結果、付託されました議案第83号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第84号について、福祉環境委員会委員長、古見梅子議員。

〔福祉環境委員長 古見梅子君登壇〕

○福祉環境委員長（古見梅子君） 13番、古見です。

ただいま議長から報告を求められました議案第84号について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第84号 伊豆市廃棄物処理及び清掃等に関する条例の一部改正についてですが、補足説明はなく、質疑を行いました。

追加する技術管理者の資格について、第20条第4号で法定の技術士等と「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とありますが、どのような者を認めようとしているのかという質疑に対し、一般財団法人日本環境衛生センターという法人で講習を開催しています。ここの講習を修了した者を規則で定める予定ですとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第84号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 次に、議案第85号から議案第88号までの4議案について、経済建設委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔経済建設委員長 塩谷尚司君登壇〕

○経済建設委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第85号から議案第88号までの4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第85号 伊豆市総合会館条例の一部改正については、当局の補足説明、質疑、討論ともなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 伊豆市都市公園条例の一部改正については、補足説明の後、質疑を行いました。

審査の過程における質疑として、一括法の関係で地方に権限が移譲され、地方に合った施策が実行できるようになったわけだが、特に、この条例について、国の内容と変わったところはあるかとの質疑に対し、国と全部一緒ですとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号 伊豆市水道事業の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定については、補足説明の後、質疑を行いました。

審査の過程における質疑として、布設工事監督者が必要となる工事の規模を教えてくださいとの質疑に対し、規模というものはございません。浄水地、水源地の取水工事や、配水地等の工事の監督をする者の資格です。要するに、水質に関係する工事ですとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号 伊豆市下水道条例の一部改正については、補足説明の後、質疑を行い

ました。

審査の過程における質疑として、一括法の施行による改正ということで、施設の整備や管理に関することのようなが、国と変わっているところはあるかとの質疑に対し、国の施行令で決まったものを参酌しながら条例に盛り込んだもので、構造についての技術的な基準ですので変わっておりませんとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○議長（杉山羌央君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第83号から88号までの6議案について質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第83号から議案第88号までの6議案について採決いたします。

まず、議案第83号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市災害対策本部条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 伊豆市廃棄物処理及び清掃等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 伊豆市総合会館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 伊豆市都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 伊豆市水道事業の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 伊豆市下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 次に、日程第30、議案第89号 財産の取得について（防災行政ラジオ）についてを議題といたします。

本案についても、総務教育委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務教育委員会委員長、内田勝行議員。

〔総務教育委員長 内田勝行君登壇〕

○総務教育委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第89号 財産の取得（防災行政ラジオ）について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、このラジオは、いつごろ配付する予定かとの質疑に対して、納品時期は2月の末になりますので、申し込みをいただいている各区への配付は3月中になりますとの説明がありました。

続いて委員より、大家と隠居があっても、1世帯に1台の配付だとの説明を受けたが、どのようになっているかとの質疑に対して、大家と隠居が世帯分離をしていて、2世帯として登録してあれば、1台ずつ配付することになりますとの説明があり、委員からは、外部アンテナが必要と思われるような難聴地区へは、配付時にあらかじめ指導をしてほしいとの要望が担当課に出されました。

以上の審査経過の後、なるべく早く発注し、市民の安心・安全に貢献できるようにしてほしいとの賛成討論があり、採決の結果、付託されました議案第89号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（杉山羌央君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時29分

○議長（杉山羌央君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第89号について質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第89号 財産の取得について（防災行政ラジオ）についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（杉山羌央君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、3議案について、これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認め、3議案を日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 追加日程第1、議案第90号 工事請負契約の締結について（清掃センター大規模改修工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第90号について提案理由を申し上げます。

ことし9月7日に指名競争入札を行いました平成24年度伊豆市清掃センター改修工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方については、指名競争入札により、住重環境エンジニアリング株式会社。契約金額は、消費税を含め5億2,794万円。工期は、議決の日から平成25年8月30日までとなっております。

なお、予算措置につきましては、継続費として議決を既にいただいております。

詳細について市民環境部長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山羌央君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○議長（杉山羌央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、議案第90号 工事請負契約の締結につきまして、

補足して説明させていただきます。

本事業は、平成24年度から25年度にかけて、柏久保地内にある焼却施設を改修する事業です。

相手方の選定につきましては、先ほど市長から説明がありましたとおり、指名競争入札により行われました。指名業者数は12社でした。

予定価格につきましては5億3,150万円と設定され、対する落札額は5億280万円でした。契約につきましては、消費税等を含め5億2,794万円での契約となります。

続きまして、事業の概要について御説明を申し上げます。

今回は、施設を全般的に改修いたしますが、主にはごみを投入する部分である受け入れ供給設備の洗浄、燃焼設備関係では、耐火レンガ約1万1,400個の積みかえのほか、誘引ファンの更新等、通風設備を改修いたします。このほか排ガスの温度を低下させるための設備である燃焼ガス冷却設備の更新、灰出し設備関係におきましては、焼却灰運搬用コンベア等を更新いたします。また、排ガス処理設備の改修として、バグフィルターのろ布すべてを交換いたします。

なお、今回の事業は、工事期間を約11カ月間と見込んでおり、相当長期間になること及び工事用のクレーン車を現在の通路部分に据えることから、現在、瓶類置き場となっている場所を使って、搬入用の仮設道路を築造いたします。

今回の改修工事では、工場での製作品も多く、そのための寸法確認などをあらかじめ行い、焼却作業の休止期間を極力抑えるように計画していきますが、年末年始のごみの処理終了後の来年1月下旬から4カ月間程度は、どうしても休止せざるを得ない見込みとなっております。また、工事終了後には、試験焼却及び性能試験等の必要もございます。

このため、おおむね25年6月末には完了するめどで進めることとしていきますが、先ほどの説明のように、工期につきましては8月30日までとさせていただきます。

なお、休止期間中の焼却につきましては、伊東市及び伊豆市沼津市、両焼却施設に委託するとともに、個人搬入につきましては、パッカー車を待機させることにより対応いたします。

なお、伊豆の国市と進めている広域処理事業に関する現況ですが、23年度から継続で実施している生活環境影響調査委託業務が11月末には完了する予定となっております。

今後、この結果をもって地区説明会を開催することとあわせて、静岡県内におきましては、最新施設である磐田市クリーンセンター、これ昨年5月の稼働ですが、この施設の視察等を行うことにより、地元の御理解をいただくように進める予定となっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

○12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第90号 工事請負契約の締結について質問させていただきます。

この事業の設計者についてお伺いしたい。

それから、5億3,130万円何がしというお話がありましたが、再度確認します。これは設計価格でしょうか、予定価格でしょうか。

入札参加者が12社ということですが、12社について、どこの会社が幾らで見積もりを出してきたのかお伺いしたい。

この場でお答えいただきたいと思いますが、あわせて、できれば、資料の提出をお願いしたい。

以上です。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、ただいまの森議員の御質問にお答えいたします。

5億3,150万円につきましては、予定価格でございます。

それから、設計につきましては、先般行いました精密機能検査にあわせて発注支援業務も委託しております。担当業者は日本環境工学設計事務所でございます。

それから、12社につきましては、株式会社クボタ、株式会社タクマ、三井造船株式会社、三機工業株式会社中部支社、エヌエス環境テクノロジー株式会社東京支店、クボタ環境サービス株式会社、株式会社川崎技研、日立造船株式会社東京本社、荏原環境プラント株式会社営業本部、住重環境エンジニアリング株式会社、三井造船環境エンジニアリング株式会社、J F Eエンジニアリング株式会社名古屋支店、以上でございます。

それから、金額につきましては、住重環境エンジニアリングが5億280万円、川崎技研が5億6,000万円、それ以外の業者につきましては辞退でございました。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質疑ありますか。

森議員。

○12番（森 良雄君） 設計者が日本環境工学設計事務所ですか。受注社が住重環境エンジニアリング株式会社ということですね。

この施設は、今までずっとこの2社で行われてきたんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） 確かに住重環境エンジニアリングが主に改修工事を担当していると思います。

以上です。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

これで森議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

稲葉議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

○3番（稲葉紀男君） 今回の大改修と今後予定しております2市の新しい焼却炉、その関連について質問いたします。

今回の大改修、25年6月完成、遅くとも8月30日ということですが、新しく今予定しています2市との関連の中で、この今回の大改修は、2市の焼却炉ができるまでの間のつなぎ的な施設と考えてよろしいのでしょうか。

また、つなぎの間の年間の維持費、運転費用、メンテにかかわる費用についてわかりましたら説明願います。

○議長（杉山羌央君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） ただいまの稲葉議員の御質問にお答えいたします。

今回の改修事業が2市で計画しているところの施設に対するつなぎかというような御質問かと思えます。確かに2市の施設が完成すれば、現在の施設は解体する必要があるかと思っております。

ただ、2市のほうの施設につきましては、現在のタイムスケジュールと申しますか、これは先ほど申し上げましたけれども、本年、環境影響調査の結果が出て、それをもとに地元へ再度と申しますか、改めての説明にお伺いをするわけですけれども、来年の8月あたりまで、このころまでに合意の協定が成立するという前提条件で、その後の土地利用とか法的手続を考え合わせていきますと、供用開始年度は31年度と現在見込んでおります。したがって、これが来年の8月の時期に、その時期に協定が得られなければ、さらに後ろにおくれている。

それから、ここで相当多額の費用を出して大規模改修をするわけですけれども、それによって、その後、改修費用がどうなるかというような御質問は、3月の福祉環境委員会でも出されました。今回の事業につきましては、ここは直したほうがいいだろうというところを計算すると、大体7億円ぐらいになるというような当時の説明があったと記憶しております。その中でも多少なりとも我慢できるところは我慢して、今回の契約になっているものと理解しております。

ただ、ここでこれだけ基幹部分の整備をしておけば、向こう七、八年ぐらいは、通常の清掃と点検ぐらいでもつと申しますか、耐えられるのではないかというようなコンサルの話もありますので、そのように判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（杉山羌央君） 再質問ありますか。

稲葉議員。

○3番（稲葉紀男君） わかりました。

通常の点検というのは、およそどのくらいのことを考えていますか。

○議長（杉山羌央君） 市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） 通常は、いわゆる清掃ですね、煙道、いわゆる煙が通る道とか、いわゆる基幹部分の動きと申しますか、そういった部分の点検。金額的には、やはり先ほど申し上げましたように、3月の福祉環境委員会では、金額的には3,000万円程度ではなかろうかというような説明がなされていると思っております。

以上です。

○議長（杉山羌央君） よろしいですか。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第90号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山羌央君） 起立者多数。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 追加日程第2、発議第11号 伊豆市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、飯田正志議員。

〔議会運営委員長 飯田正志君登壇〕

○議会運営委員長（飯田正志君） 発議第11号 伊豆市議会委員会条例の一部改正の提案理由

を申し上げます。

9月10日の本会議において伊豆市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が可決され、来月の議会議員選挙から議会議員の定数が20人から16人に変更されます。これに伴いまして、伊豆市議会委員会条例で定める常任委員会の構成について、さきの議会運営委員会において審議した結果、参考資料の新旧対照表のとおり取りまとめましたので、ここに条例改正案として提案するものであります。

内容については、事前に御案内させていただいてありますが、改めて改正する条例の内容を説明させていただきますので、新旧対照表をごらんください。

まず、第2条の常任委員会ですが、今まで3つあった常任委員会を2つにし、各委員会の定数を8人とすることにしました。2つの常任委員会の名称については、所管する部局の名称を列記すると、委員会名が長くなってしまうため、第1委員会、第2委員会の名称としました。これは合併前の中伊豆町議会、天城湯ヶ島町議会で使われていた常任委員会の名称であります。

所管については、各部局の事務量と事務のつながりを勘案し、第1委員会の所管に総務部、観光経済部、建設部、会計課、議会事務局並びに、主に総務部と観光経済部が担当する委員会等と、他の常任委員会の所管に属さない事項をとということです。

第2委員会の所管に市民環境部、健康福祉部、教育委員会とし、子供にかかわる行政のつながりで審査をしていただけるようにとしました。

議会運営委員会の定数は、現在の7人のままとします。

第6条の資格審査特別委員会と懲罰特別委員会の定数については、県東部の市議会では、議員定数の半数未満で定められ、定数7人の議会が多いため、1名減の7名に改めることにしました。

この一部改正の条例は、次期の議会議員の任期開始の24年11月1日からの施行といたします。

以上、発議第11号の提案理由でございます。皆様の御賛同のほどをよろしく申し上げます。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第11号について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山羌央君） 追加日程第3、発議第12号 伊豆市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、飯田正志議員。

〔議会運営委員長 飯田正志君登壇〕

○議会運営委員長（飯田正志君） 発議第12号 伊豆市議会会議規則の一部改正の提案理由を申し上げます。

本年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方議会制度の一部見直しが行われました。

従前は委員会のみ認められていた公聴会の開催、参考人の招致をする権限が議会本会議においてもできることとなりました。この改正に伴い、全国市議会議長会が定める標準市議会会議規則が改正され、会議規則に公聴会、参考人に関する規定が盛り込まれました。

改正の根拠となる地方自治法の改正部分ですが、自治法第115条の2第1項で、普通地方公共団体の議会は、会議において予算、その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係の有する者、または学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

第2項では、普通地方公共団体の議会は、会議において当該普通地方公共団体の事務に関する調査、または審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができると定められました。

これを受けて規定の手続等を伊豆市議会会議規則の第1章、会議の第9節、会議録の前に新設として、公聴会、参考人の名称で7条を加えるものです。また、節の追加に伴い条ずれを改めることとなります。

追加する内容ですが、新旧対照表をごらんください。

4ページです。

公聴会開催の手続、第78条から、意見を述べようとする者の申出、第79条、次のページの5ページ、公述人の決定、第80条、公述人の発言、第81条、議員と公述人の質疑、第82条、代理人又は文書による意見の陳述、第83条、参考人、第84条というふうになっております。

6ページ以下は、条ずれによるものでございます。

以上が追加されるものです。

なお、この規定は、既に委員会で実施できる公聴会と参考人招致について定める伊豆市議会委員会条例第22条から28条の規定と同じ内容になります。

施行日ですが、この地方自治法の改正部分については、既に9月5日の公布日で施行され

ているため、今定例会に改正を求め、公布の日から施行することになります。

以上、発議第12号の提案理由でございます。

皆様の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉山羌央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山羌央君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第12号について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山羌央君） 起立者全員。

よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長（杉山羌央君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第3回伊豆市議会定例会を閉会といたします。

皆様には、長期間慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

これにて閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 1時57分